

第2回建設業構造基本調査

〈昭和55年4月〉

建設省計画局
財団法人建設業振興基金

は し が き

わが国の建設業は国民総生産の約20%に相当する建設投資の担い手であるとともに、住宅、道路、下水道などの国民生活の基盤となる社会資本の建設を担う重要な産業である。

また、昨年8月に発表された「新経済社会7ヶ年計画」において社会資本の充実のために昭和54年度から60年度までの7ヶ年の間に240兆円の公共投資を行うこととしており、今後とも建設業が我が国経済において果すべき役割は益重要なものになるものと考えられる。

しかしながら、建設業の現状をみると、中小零細企業が圧倒的多数を占め、また、経営基盤の脆弱なものが多く倒産率が他産業の約2倍となっているなど様々な問題を抱えており、今後は建設業の健全な発展を促進するためにその近代化、経営の合理化を図ることが極めて重要な課題となっている。

このため、建設省は(財)建設業振興基金の協力のもとに建設業の諸問題の実態を把握することを目的として、昭和50年度に引き続き、昨年2月に約22,000の建設業者を対象として第2回建設業構造基本調査を実施したところである。

建設省としては、本調査の結果を今後の建設業行政の推進のための基礎資料として活用していくこととしているが、同時に本調査が建設業に関する資料として広く関係各位にご利用頂ければ幸甚である。

最後に本調査の実施にあたり、ご協力をいただいた調査対象企業及び本調査の調査委員会の各位に対し深く感謝の意を表する次第である。

昭和55年4月

建設省計画局長

宮 繁 護

第2回報告書の発刊に当たって

ここに建設業の構造に関する基本調査報告書の第2回目を刊行することができましたことは、誠に喜ばしいことと存じます。

当基金は、今まで設立目的である建設業の近代化、合理化に資するため、建設業に関する各般の調査を実施してまいりましたが、本件の建設業の構造に関する基本調査は建設省の委託に基づくものであり、重要な調査テーマとして、昭和54年に行われたものであります。

この報告書は、この調査を綿密に分析したものであり、今後の建設業の改善策を検討するに際し、極めて有益な資料となるものと考えられるものであります。

各方面の有効な本報告書の活用を希望するものであります。

昭和55年4月

財団法人 建設業振興基金

理事長 鴻 池 藤 一

調査を担当して

今回の建設業構造基本調査は、昭和50年度の第1回に続き第2回目のものである。

前回の調査は、はじめての試みであり、回収その他に危惧があったので、対象業者の選定や発送回収を建設業者団体に依頼することにしたため、業者の選択がどうしても団体に所属している中核的、指導的業者に片寄り、回収率は高かったが、調査結果がかなり上位にシフトしているとの批判があった。そのため今回の調査は、対象業者を無作為抽出し、業者団体を通じないで、個別企業への直接メール方式を採用した。そして回収率が低下することを考慮し、サンプル数を多くする一方、調査項目をなるべく少くし、重要度の高いと思われるものだけにしぼることとした。したがって調査結果は前回のものより実態に近いものとなっていると思う。

建設業は、国民総生産の2割を占める建設投資を担い、48万の許可業者、500万人を超える就業者を抱える巨大産業であり、国民経済の発達のため、生産および生活基盤整備という重要な役割を果たしているのに、産業の性格とわが国における発達の特殊性がからみ、生産構造が非常に複雑で、中小・零細業者が圧倒的多数を占め、抱えている問題もすくなくないにもかかわらず、この種の調査がこれまで殆んど行われておらず、その実態が必ずしも明らかでなかっただけに、本調査のもつ意義は大きいといえよう。第1回の調査に関係した一人として、この種の調査が定期的に実施されることを切に希望しておいたが、3年毎に実施されることになったことは非常に喜ばしいことであり、この調査結果の有効な検討・活用をお願いしたい。

なお、本報告の作成は前回同様、建設省計画局の方々にお願いした。報告書作成を担当して下さった諸氏、ならびに調査に協力して下さいました業者の方々に対し心から謝意を表したい。

昭和55年4月

調査委員会を代表して

宇 野 博 二

目 次

□はしがき	建設省計画局長 宮 繁 護	
□第2回報告書の発刊に当たって	(財)建設業振興基金理事長 鴻 池 藤 一	
□調査を担当して	学習院大学教授 宇 野 博 二	
□調査の概要		9
1 調査の目的	11	5 調査の実施体制
2 調査の対象	11	6 集計方法
3 調査日	11	7 調査項目
4 調査の方法	11	14
□調査結果の要約		17
1 調査の背景	19	6 請負契約
2 調査対象企業の概要	20	7 組織化・事業の共同化
3 営業活動	22	8 経理の状況
4 従業者	24	9 今後の建設業
5 現場労働者	26	38
□調査結果		41
第1章 調査対象企業の概要		43
1 許可業種	43	3 営業年数
2 資本構成	44	46
第2章 営業活動		48
1 完成工事件数	48	3 特定施主、元請への専属化率
2 完成工事高	49	53
第3章 従業者		55
1 従業者の構成	55	2 有資格者
2 現場労働者	61	60
第4章 現場労働者		61
1 入職	62	5 技能訓練
2 賃金	64	6 住宅対策
3 休暇	66	7 退職金
4 安全衛生	69	8 労働条件・労働福祉の業種別の比較
第5章 請負契約		80
1 元請・下請の位置づけ	80	3 契約締結の方法
2 特命件数の割合	82	4 工事代金の受取支払方法
第6章 組織化・事業の協同化		111
1 団体への加入状況	112	3 事業協同組合による共同事業の意向
2 J Vの受注状況	117	118
第7章 資材管理		120
第8章 経理の状況		121
1 確定申告	121	5 損益予想書
2 試算表	122	6 経理帳簿の作成方法
3 資金繰表	122	7 決算書の作成方法
4 実行予算書	122	124
第9章 今後の建設業		125
1 営業の範囲	125	3 現場労働者の保有技能のあり方
2 企業の合理化、省力化	126	4 下請への依存度の見込
□調査表		132

◆ 用語の解説 ◆

常雇 雇用者のうち、雇用期間について別段の定めのない者。（注、労働省の毎月労働統計調査などは別の定義を使っている。）

主任技術者 建設業者が建設工事を施工するときに、その工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどらせるため、置かなければならない者。主任技術者の有無は建設業の許可基準のひとつとなっている。

監理技術者 1千万円以上の下請契約を結んで建設工事を施工する特定建設業者が、その工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどらせるため置かなければならない者。

建築士 建築物の設計、工事監理等の業務を行う一級建築士及び二級建築士をいう。免許を要し建設大臣が行う一級建築士試験または都道府県知事が行う二級建築士試験に合格しなければならない。建築士の免許を受けた者は、その等級により建設業法上主任技術者または監理技術者として取り扱われる。

施工管理技士及び建設機械施工技士 建設工事の施工技術の向上を図るため建設大臣が行う技術検定の合格者。一級、二級の区分があるほか施工管理については、土木、管工事、造園の種類がある。施工管理技士及び建設機械施工技士は検定の級及び種目により、建設業法上主任技術者または監理技術者として取り扱われる。

技能士 労働者の技能の程度を公証することにより労働者の技能の向上を図り、もって当該労働者がその能力に応じて正当に評価され、処遇されるようにすることを目的として労働大臣が職種ごとに行う技能検定の合格者。技能検定は一級、二級の区分がある。技能士は、その検定職種及び等級、実務経験年数により、建設業法上、大工工事業等の専門工事業の主任技術者として取り扱われる。

日給月給 1か月を単位として賃金を定めているが、欠勤した場合はその日数分だけ賃金を差引くという形の賃金支払形態。

法定有給休暇 労働基準法によって使用者が労働者に与えなければならないとされている年次有給休暇。年次有給休暇について労働基準法は、1年間継続して勤務し全労働日（就業規則等による休日以外の日）の8割以上出勤した労働者に対し1年間に6日、2年以上継続勤務した労働者に対しては20日を限度として1年ごとに1日を加算した有給休暇を与えなければならないとしている。

事業内認定訓練 事業主がその雇用する労働者に対して行う事業内の職業訓練のうち、一定の訓練の基準に適合するものであることを事業主の申請に基づいて都道府県知事が認定したもの。

公共訓練 国、都道府県、市町村、雇用促進事業団が行う職業訓練。都道府県、市町村は職業訓練校を設置し、多能工的技能工を養成する普通訓練課程の職業訓練を行っている。雇用促進事業団は、職業訓練短期大学校において特に高度な技能労働者を養成する専門訓練課程の職業訓練を行っているほか、技能開発センターにおいて離転職者等及び在職労働者に対する職業訓練を行っている。

中退金 中小企業退職金共済法に基づいて設立された中小企業退職金事業団または同事業団が行う退職金共済事業の略称。中小企業の事業主は、その雇用する常用労働者を被共済者とする退職金共済契約を事業団との間で締結し、毎月掛金を納付することにより、当該労働者が退職する際、事業団から所定の退職金を支給される。

建退共 中小企業退職金共済法に基づいて建設業に雇用される臨時、日雇労働者のために設けられた退職金共済制度またはこれを運営すること等を目的として設立された特殊法人である建設業退職金共済組合の略称。建設工事を行う中小建設業者が、建退共との間で退職金共済契約を締結、その雇用する建設労働者の就業日数に応じて所定の退職金共済手帳に証紙を貼付し消印することにより掛金を納付する。手帳所持者は、建設業から退職の際、建退共より所定の退職金を支給される。

調 査 の 概 要

1 調査の目的

本調査は、建設業界が当面している諸問題の実態を建設業者の規模・業種ごとに把握し、今後の建設業行政の推進のために必要かつ有益な資料を得ることを目的としている。

2 調査の対象

建設業法（昭和24年法律100号）第3条の規定により建設業の許可を取得している業者。

3 調査日

昭和54年2月1日。

4 調査の方法

大臣許可業者、知事許可業者別に無作為に抽出したサンプル21,975業者に対し調査票（132ページ～142ページ参照）を郵送し、被調査企業が自ら回答を記入する自計方式による（表一1、表一2）。

表一1 発送サンプル分布表

（単位：サンプル数、％）

資本金階層別	個人	法人							合計
		I	II	III	IV	V	VI	VII	
		200万円未満	200～499万円	500～999万円	1000～4999万円	5000～9999万円	1億円～10億円未満	10億円以上	
サンプル数	7,615 (34.7)	2,888 (13.1)	3,564 (16.2)	2,320 (10.6)	3,298 (15.0)	1,060 (4.8)	1,110 (5.1)	120 (0.5)	21,975 (100.0) %

表一2 調査方法等の比較表

	前 回	今 回	コ メ ン ト
1. 抽出方法	有意抽出 (建設業者団体のうちから22団体を選別し、次にそれぞれの団体が調査対象となる企業を選び発送回収を担当した。)	無作為抽出 (大臣許可、知事許可別に許可番号に基づき無作為に抽出)	前回調査では建設業者団体に所属している中核的、指導的な建設業者が調査対象の大半を占める結果になり、このため調査結果はかなり上位にシフトするものになった。今回は前回のこうした欠陥を改善するため、より現実に近い建設業者の実態が把握できるよう抽出方法、調査方法を修正することにした。
2. 調査方法	建設業者団体（22団体）を経由したメール方式	個別企業への直接メール方式	
3. サンプル数	4,218サンプル	21,975サンプル	今回は無作為抽出により回収率の低下が予想されるため、サンプル数を大幅に増大させることにより、統計的な有意性の確保に努めた。
4. 標本分類の カテゴリー	・経営形態別（個人、法人別） ・自己資本階層別 ・業種別（土木、土木建築、建築、設備、職別の5業種）	・経営形態別（個人、法人別） ・資本金階層別 ・業種別（土木、土木建築、建築、木造建築、設備、職別の6業種）	(1) 今回は前回調査の自己資本階層別を資本金階層別に改めた。これは①他の統計資料との比較が容易になること、②自己資本が短期的要因により変動しやすい指標であること等の理由による。 (2) 木造建築業者の実態を把握するため、新たに、木造建築を一つの独立した業種として取り出した。

（注） 前回調査は昭和50年度に実施。

5 調査の実施体制

建設省と（財）建設業振興基金とが共同して実

施した。なお、調査方法、調査項目、解析事項等の審議及び決定については、学識経験者、業界代表をメンバーとする調査委員会が担当した（表一

3)。

表一3 委員名簿

氏 名	役 職
(学識経験者)	
委員長 宇野 博二	学習院大学教授
内 山 諫	小山工業高等専門学校教授
木 下 荘	公認会計士
(業界代表) (五十音順)	
阿部野 誠 (他)	日本建設業団体連合会常務理事
伊藤日出夫 (他)	日本左官業組合連合会専務理事
桑 山 行 夫 (他)	全国建設業協会常務理事
佐 崎 昭 二	建設工業労務研究会労務管理部会長
菅 沢 弘 (他)	全国中小建設業協会事務局長
横山与志秋 (他)	日本空調衛生工事業協会副会長
吉 沢 健 (他)	全国中小建築工事業団体連合会事務局長

6 集計方法

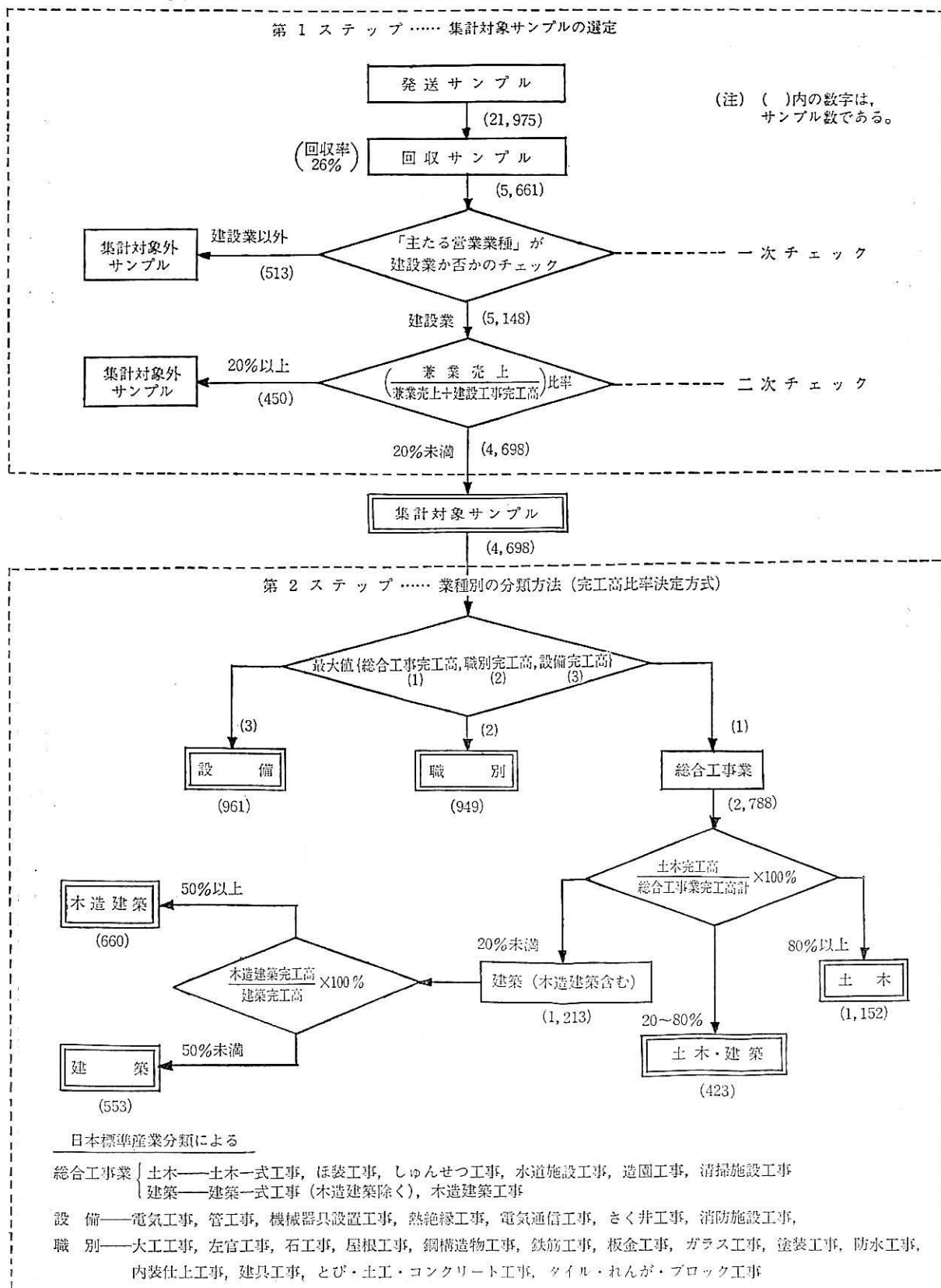
発送された調査票21,975サンプルのうち回収されかつ記入ミスがない、いわゆる有効回収サンプル数は5,661（有効回収率26%）であるが、このうちで主たる営業業種が「請負による建設工事でないもの」513サンプル、「兼業高比率が20%を超えるもの」450サンプルを控除した4,698サンプルを、集計対象サンプルとした（表一4、第1ステップ……集計対象サンプルの選定）。

業種別分類方法としては完工高比率による分類方法を採用した。これは一企業において複数の業種（29業種別）で完工高が計上されている場合には、その比率により当該企業を業種（6業種別）ごとに分類するものである。

すなわち、各企業ごとに、完工高を日本標準産業分類に基づいて分類・集計し、総合工事完工高、職別完工高、設備完工高別に当該企業の完工高を大別し、完工高の三つの分類の中で最も完工高比率の高いものを選別する。この結果、職別完工高の比率が最も高ければ、業種分類を「職別」とする。設備完工高の比率が最も高ければ「設備」とする。総合工事完工高の比率の最も高い企業については、さらに総合工事完工高のなかに占める土木完工比率を求め、この比率が80%以上なら業種分類は「土木」となり、20～80%であれば「土木建築」となる。この比率が20%以下のものについてはさらに、建築完工高に占める木造建築完工高比率を求め、この率が50%以上のものについては「木造建築」、50%未満のものについては「建築」とする。（表一4、第2ステップ……業種別の分類方法）

この結果、集計対象となった4,698サンプルの分布状況をみると表一5のとおりである。

表一 4 集計対象サンプルの選定及び業種別分類方法のフローチャート



表一5 集計対象サンプルの分布状況（資本金階層、大臣、知事別）

（単位：業者数，％）

	資 本 金 階 層 別								合計	大臣	知事	合 計
	個 人	法 人										
		200 万 円未満	200～ 499万円	500～ 999万円	1000～ 4999万円	5000～ 9999万 円	1 億～10 億円未満	10億円 以上				
土 木	256 (23)	87 (8)	174 (15)	190 (17)	265 (24)	65 (6)	75 (7)	15 (1)	1, 127 (100)	197 (17)	933 (83)	1, 130
土木建築	36 (9)	17 (4)	21 (5)	39 (9)	92 (22)	75 (18)	104 (25)	30 (7)	414 (100)	207 (50)	210 (50)	417
建 築	68 (13)	25 (5)	60 (11)	66 (12)	147 (27)	86 (16)	83 (15)	8 (1)	543 (100)	174 (32)	372 (68)	546
木造建築	346 (54)	69 (11)	94 (15)	66 (10)	66 (10)	2 (0)	3 (0)	—	646 (100)	13 (2)	637 (98)	650
設 備	132 (14)	149 (16)	172 (18)	123 (13)	193 (21)	52 (6)	101 (11)	17 (2)	939 (100)	231 (25)	704 (75)	935
職 別	324 (34)	185 (20)	180 (19)	96 (10)	105 (11)	18 (2)	29 (3)	4 (0)	941 (100)	96 (10)	840 (90)	936
計	1, 162 (25)	532 (12)	701 (15)	580 (13)	868 (19)	298 (6)	395 (9)	74 (2)	4, 610 (100)	918 (20)	3, 696 (80)	4, 614

7 調査項目

この調査は建設業の基本構造を把握するためその調査項目は多岐にまたがっており、(1)調査対象企業の基本的事項、(2)営業活動、(3)従業者、(4)現場労働者について、(5)請負契約について、(6)組織化・事業の共同化について、(7)資材管理について、(8)経理について、(9)今後の建設業について、の9分野より構成されている。なお、本調査の調査票は132ページ～142ページに掲げてあるので参照されたい。

	調 査 項 目
(1) 基本的事項について	払込済資本金、自己資本金 営業年数 許可業種、営業業種
(2) 営業活動について	完成工事高(業種別、下請・元請別) 元請完成工事高のうち官公庁工事高、下請に発注した工事高 下請完成工事高のうち再下請に出した工事高 完成工事件数(元請・下請)

	兼業売上高 元請・下請の状況 特定施主(元請)への専属化率
(3) 従業者について	従業者数(役員、役員以外、現場労働者) 直接雇用従業者の有資格者数 下請工事に従事した現場労働者数
(4) 現場労働者(常雇、臨時・日雇)について	募集源、入職経路、法定外労災の利用状況、主たる退職金制度、退職金の適用状況、法定外有給休暇、住宅対策、日曜休暇、賃金の支払形態、技能訓練の方法、安全教育の時期、健康診断の時期(臨時・日雇のみ)
(5) 請負契約について	特命件数の割合 契約締結の方法 工事代金の受取・支払条件
(6) 組織化・事業の共同化について	社団・財団法人 同業種事業協同組合 下請事業協同組合 協業組合 商工組合 J Vの受注状況 希望する共同事業
(7) 資材管理について	資材の管理・加工の方法

(8) 経理について	確定申告の方法	
	試算表	} の作成状況
	資金繰表	
	実行予算書	
	損益予想書	
	経理帳簿	} の作成方法
	決算書	

(9) 今後の建設業について	営業業種の範囲	
	兼業の範囲	
	現場労働者の保有技能	
	下請への依存度	
	省力化	} の方法
	企業の合理化	

調査結果の要約

1 調査の背景

建設業は、国民総生産の20%を占める建設投資を担い、48万の許可業者、540万人の就業者をかかえる巨大産業である。しかも建設業の産業構造は1枚岩的なものではなく、多種多様な業種、業態から構成される複合型産業構造としての特徴をもっている。参入障壁についても、建設需要の拡大を背景にして、参入阻止水準はさほど高くなく、企業の新規参入が盛んに行なわれており、さらに、倒産率も著しく高水準にあるなど新陳代謝の活発な産業構造だともいわれている。

建設業の構造実態については、既にその一部については解析されているところであるが、こうした産業構造の特質のため、必ずしも十分に把握されているとはいえない。

一方、わが国は欧米先進国に比べて、住宅、下水道等の生活環境施設の社会資本整備が相対的に立遅れており、国民生活の安定と充実を図るためには、今後これらの社会資本を着実かつ計画的に整備していく必要がある。また近年における景気の着実な回復のための総需要管理政策の中で、公共投資、住宅建設等建設活動の国民経済に果たす

役割がこれまで以上に増大してきているのは周知のとおりである。

これらの建設活動を直接担っているのは、いうまでもなく建設業者である。このため社会資本整備、国民経済運営が円滑に促進されるためにも、その直接の担い手である建設業者及び建設業者の集合体である建設産業の構造実態が、総合的、かつ体系的に把握されていなければならない。また建設業行政を推進するにあたっても、施策立案のための基礎資料として整備しておく必要がある。

建設業に関する基本的かつ総合的調査を実施することの必要性は、統計審議会答申「建設統計の整備について」（53年7月21日）のなかでも述べられている。すなわち、答申では「建設統計に対する需要にこたえるためには、……現行建設活動諸統計調査で十分把握できない建設活動に関する基本的な事項を明らかにするため、建設業センサス、……などの新たな統計調査について検討する必要がある。」とされている。

今回の建設業構造基本調査は、以上のような趣旨に沿いながら、将来、統計審議会答申のいう「建設業センサス」につながっていくものとして位置づけられるべきものである。

2 調査対象企業の概要

(1)許可業種

今回の調査の集計対象となった4,698社のうち、もっとも多く許可を受けている業種は建築一式工事業であり、45.0%の業者は特定、一般のいずれかの許可を得ている。次いで多いのは土木工事業の42.5%、とび・土工・コンクリートの20.7%、は装工事業、水道施設工事業の17.9%と続いている。(図-1)

また、特定建設業の許可と一般建設業の許可についてみると、何らかの業種で特定建設業の許可を受けている企業は全体の25.3%となっており、これを業種別にみると、土木一式、は装工事業等の土木系統の工事業、鋼構造工事業等において比較的特定建設業の許可の割合が高くなっている。

なお、全体の19.9%は大臣許可業者、80.1%は知事許可業者となっており、比較的大臣許可業者が多くなっている。

(2)資本構成

資本金階層別にみると、個人企業の占める比率が最も高く25.2%、次に1,000~5,000万円の18.8%、200~500万円の15.2%となっている。また、資本金1億円以上の企業も10.2%を占めるなど、

比較的大規模な企業への偏りがみられるが、これはこれらの企業での回答率が高かったことによるものである。業種別には、土木建築、建築において大規模企業の比率が高く、逆に土木建築、職別においては小さくなっている。(図-2)

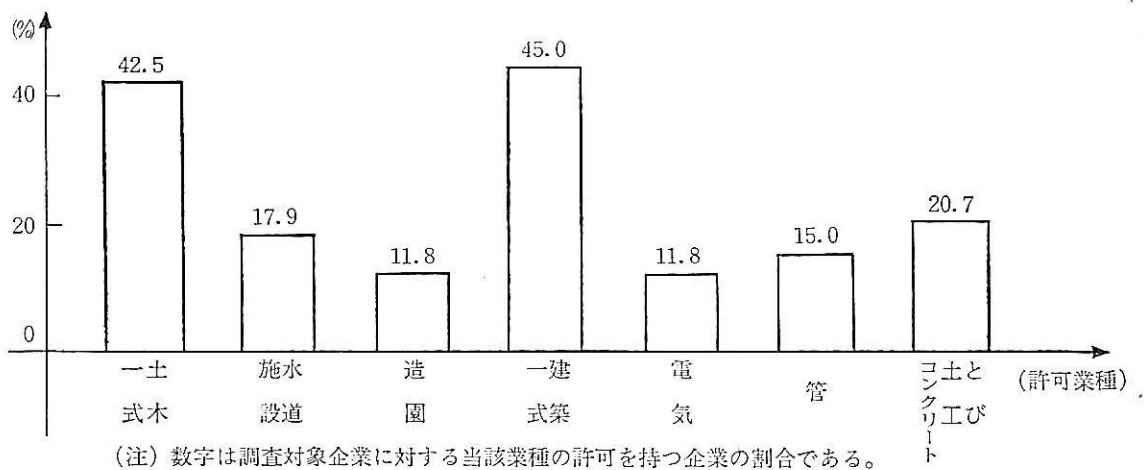
資本金に法定準備金及び剰余金を加えた自己資本の額をみると、全体の18.0%の企業は1億円以上となっており、また半数以上の企業は1,000万円以上の自己資本を持っている。

(3)営業年数

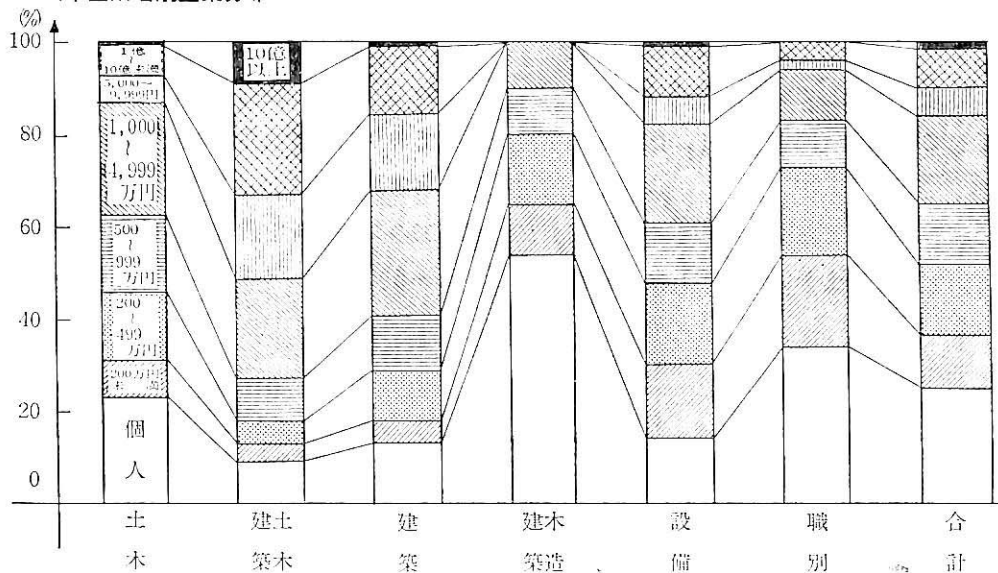
営業年数についてみると、全企業で平均23.5年となっており、これを資本金階層別にみると大規模なものほど平均営業年数は長くなっており、資本金10億円以上のもので53.0年と最も長く、次いで1億円以上10億円未満の38.9年、5,000万円以上1億円未満の37.0年と続いている。

これを業種別にみると、大規模企業の比較的多い土木建築の38.3年が最も長く、次いで建築の27.8年、土木の23.3年となっている。これに対し、小規模企業の比率の高い木造建築においては営業年数は最も短く19.4年であり、また設備においては大規模な企業の比率が多いものの営業年数は20.2年と比較的短くなっている。(図-3)

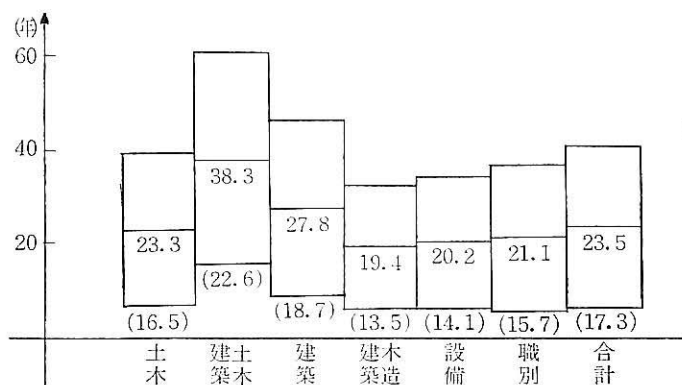
図一 調査対象企業の主な許可業種



図二 資本金階層別企業分布



図三 営業年数



(注) 1. 上段の数字は平均営業年数
 2. ()内は標準偏差年数
 3. 標準偏差年数とは調査対象企業の営業年数の分布の広がりを示すものであり、全体の約65～70%の企業の営業年数は(平均営業年数±標準偏差年数)の範囲内にある。

3 営業活動

(1)平均完成工事高

一社当りの平均完成工事高をみると土木建築が最も大きく141億4千万円となっており、以下建築の29億5千万円、設備の26億9千万円、土木の15億3千万円、職別の5億2千万円、木造建築の1億5千万円と続いている。このように、一社当りの平均完工高は業種により大きく異なっているが、同一の業種における平均完工高のへだたりも企業規模により極めて大きく、全業種の平均でみると資本金10億円以上の企業の平均完工高は個人企業の約2,000倍となっている。このように、建設業には企業規模・業種ごとに極めて多様な業者がそれぞれの分野で活動しており、建設業界の特徴の一つを示している。(図—4—1、図—4—2)

また、この調査においては全企業の平均完工高は26億7千万円と比較的大きいが、これは大規模

企業の回収率が高かったことによるものである。

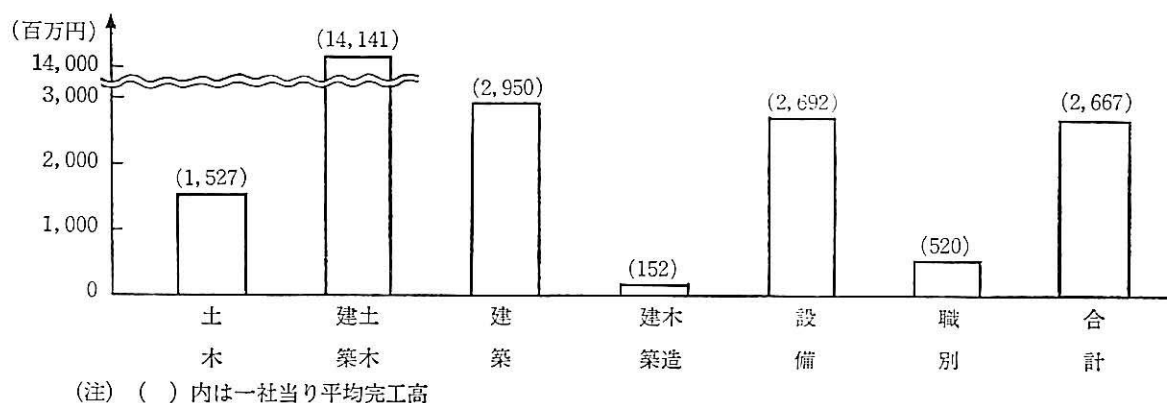
(2)元請・下請の関係

元請・下請関係についてみると、完工高のうち元請工事の占める比率は土木建築、建築、木造建築においてはそれぞれ95.1%、94.6%、85.0%とかなり高くなっているが、設備、職別の専門工事業における元請比率はそれぞれ65.8%、41.1%と小さく、これらの業種においては下請工事に依存する割合が大きいことがわかる。これは資本金の額の小さい企業において特に顕著である。

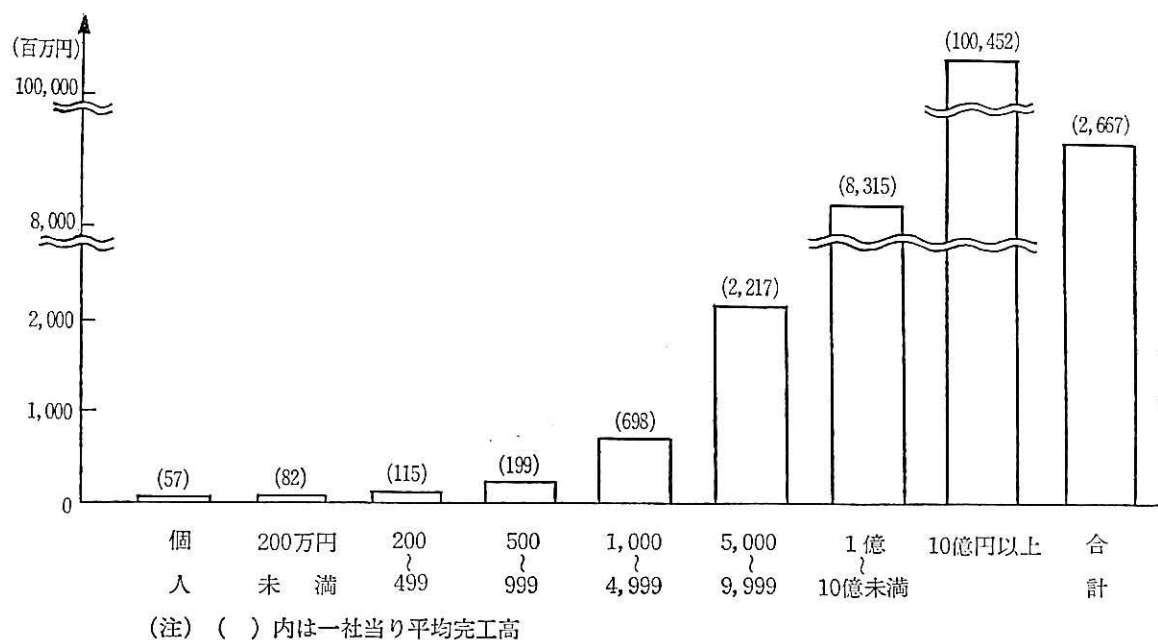
また、元請完工高のうち下請業者に発注した工事高の割合をみると土木建築、建築、木造建築において比較的高く、工事の監理機能を重要な機能とする総合建設業者としての性格が現われているのに対し、設備、職別においてはこの比率は低くなっており、建設業界における元請としての総合建設業者及び下請としての専門工事業業者による工事施工のシステムを裏付ける結果となっている。

(図—5)

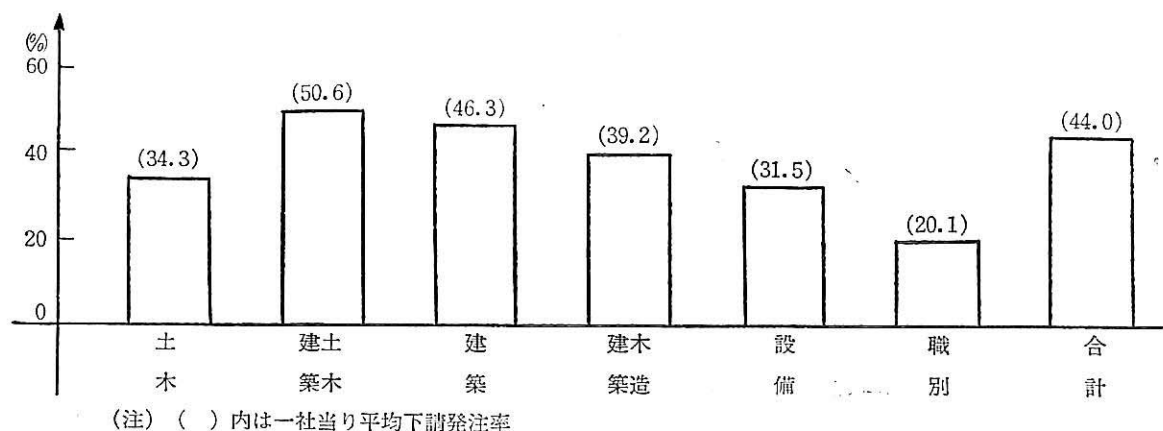
図一 4－1 業種別平均完成工事高



図一 4－2 資本金階層別平均完成工事高



図一 5 元請完成工事高のうち下請業者に発注した工事高の割合



4 従業者

建設活動に従事する従業者について53年10月の平均人員数を尋ねることにより業種毎の企業規模、人員構成等についての調査を行った。この場合、建材販売等兼業部門を持つ企業については、兼業部門の従業者は除いて調査している。

(1) 従業者の構成

調査対象企業の平均的従業者数は全体としてみれば、従業者総数 116 人、うち事業主を含む役員（経営者層）4 人、事務・営業・販売等の担当者 26 人、技術者 48 人、現場労働者 38 人となっている。一方下請工事に従事した現場労働者は 212 人となっている。もっとも、これはあくまで従業者等の単純平均値であり、業種によってその規模はかなりへだたりがある。資本金、完工高とも大規模な土木建築では 400 人を超える従業者と 1,100 人を超える下請労働者を使用しているのに対し、中小あるいは零細な経営規模の木造建築では、従業者、下請労働者とも 10 人をわずかに上回る程度であり、両者の較差は従業者数で 46 倍、下請労働者については 111 倍に及んでいる。

また、建築及び土木建築では、自己の直用する現場労働者の数に比べ下請労働者数が 10 倍を超えるなどきわめて多くなっているのに対し、自ら直接施工を行う木造建築、職別では、その比率は 2 倍前後にとどまっている。（図—6）

次に、従業者の構成をみると、土木建築、建築、設備では他に比べて技術者の割合が大きいのに対し、木造建築、職別では現場労働者の割合が高くなっている。このことは、土木建築、建築では元請として工事の設計、施工管理を行うための技術者を必要とすること、また特に建築では施工に必要な職種が多岐にわたり、かつ工程の進捗に応じ

て労働力需要も大幅に変動するため、自ら技能労働力を常時雇用するよりも、むしろそれら施工機能を下請に依存していること等によるものと考えられる。（図—7）

(2) 有資格者

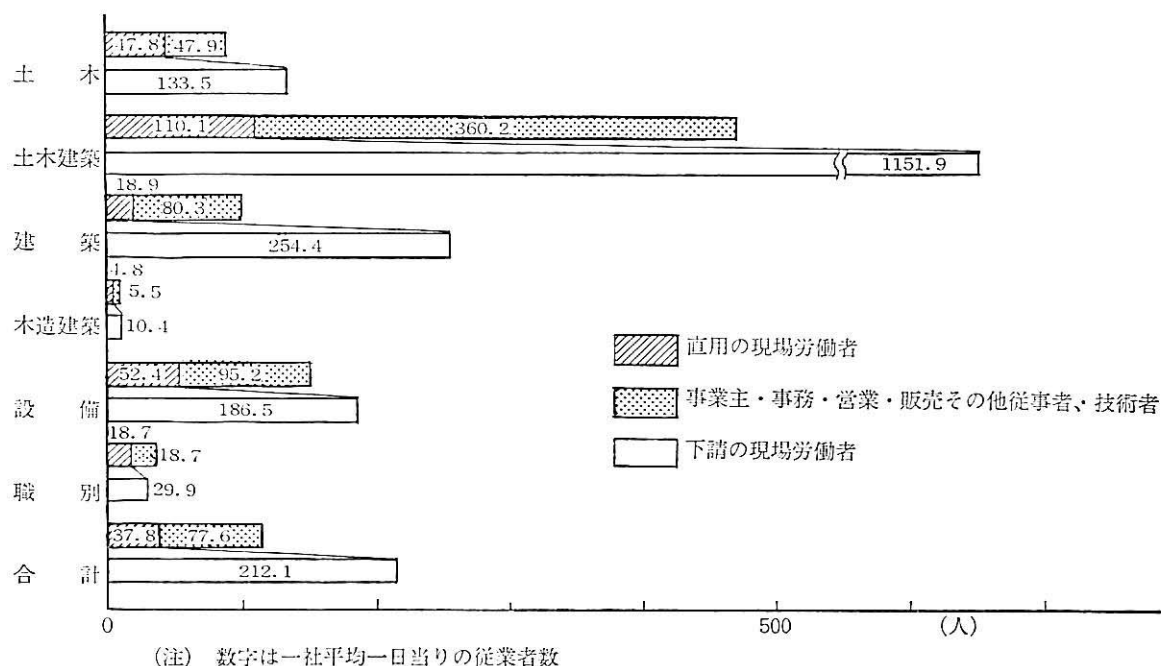
各社の従業者のうち建設業法等による資格を取得した者の人数をみると主任技術者、監理技術者、建築士、施工管理技士、建設機械施工技士については、いずれも、土木建築が 1 社当たりで最も多くの有資格者を抱えている。また、作業主任者等労働安全衛生法関係の有資格者についても同様の状況である。

なお、建築士は正確には建築士法による資格であるが、建設業法においては建築工事業の主任技術者として取り扱われているので、ここでは建設業法関係資格に含めて計上している。（図—8）

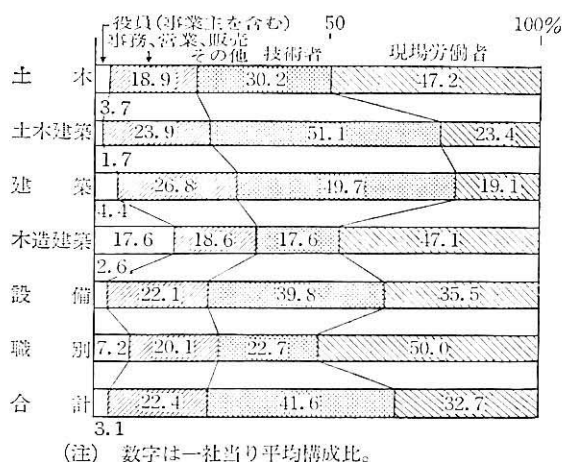
ところで、これらの有資格者のうち職業訓練法関係資格である技能士は、他の資格とはやや異なっていて、現場の施工に直接関わりを持っている。業種別にみると、職別が 1 社当たりで最も多くの技能士を抱えており、1 級技能士の数も多い。しかしながら、絶対数でみると、他の資格に比べ技能士の数はきわめて少ない。建設工事が適切に行われるためには、これら有資格者が設計、施工、施工管理をそれぞれの職能に応じ適正に実施することが望ましいが、この調査の結果からみると、施工機能を担う技能労働者の資格取得状況が必ずしも良好でない。労働安全衛生法関係の技能講習修了者等の数が法による義務付けのためか総じて多く、よく普及しているのに比べると、技能士の場合、資格取得が工事施工上必須の条件となっていないためか、その普及は格段に遅れている。

（図—9）

図一6 従業者数及び下請労働者数



図一7 建設業の業種別従業者構成

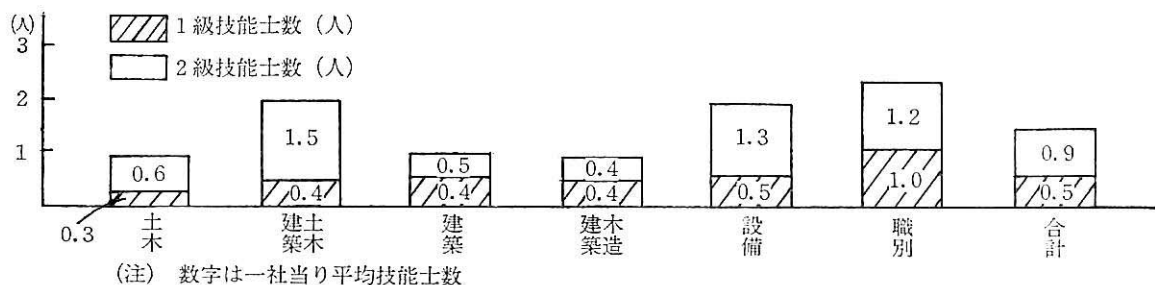


図一8 有資格者数(1社当たり)

(単位:人)

	土木	土木・建築	建築	木造建築	設備	職別
主任技術者	21.5	173.4	15.6	1.3	48.7	5.4
監理技術者	11.4	110.2	9.7	0.7	22.3	2.6
建築士	1.4	70.6	25.8	1.4	0.7	0.7
施工管理技士	14.7	73.4	4.0	0.3	9.2	1.9
建設機械施工技士	1.8	6.3	0.4	0.1	0.5	0.1
技能士	0.9	1.9	0.9	0.8	1.8	2.2
安衛法の免許取得者	9.4	57.5	6.4	0.3	11.5	3.6
安衛法の技能講習修了者	25.9	71.1	10.2	0.7	37.4	11.8

図一9 1級及び2級技能士数



5 現場労働者

建設工事現場で直接施工に従事する直用の労働者について、その入職関係及び労働条件、労働福祉の状況等についての調査を行った。この場合質問に対する回答は企業数によりまとめられており、それがそのまま関係労働者数を示すものではない。

(1) 休暇

法定の年次有給休暇等の外に企業独自に有給休暇を与えている企業は、常雇については4割弱、臨時・日雇については2割弱であった。これを常雇について業種別にみると、設備が最も付与する率が高く、木造建築が最も低かった。(図—10)

また、日曜休暇については、かねてより建設省においても建設業界の日曜全休推進運動を後援する等配慮を行っているところであるが、常雇、臨時・日雇とも全日曜日に休暇を与えている企業が半数を超えている。しかし、全ての日曜日を休むこととしていない企業がなお3割以上に及んでいることを考えると、日曜全休の普及はまだ十分なものとはいえない。常雇について業種別の日曜全休実施企業数をみると、設備においてその割合が最も高く、土木では最も低くなっているが、これは土木は屋外生産を余儀なくされる業種であることによるものであろう。(図—11)

(2) 安全衛生

建設業は、屋外労働あるいは移動生産という特殊な条件を備えているため、作業環境が安全衛生面で良好とはいえないものも多く、出稼ぎ労働者など作業経験の十分でない者もかなり使用されることから災害が多くなっている。

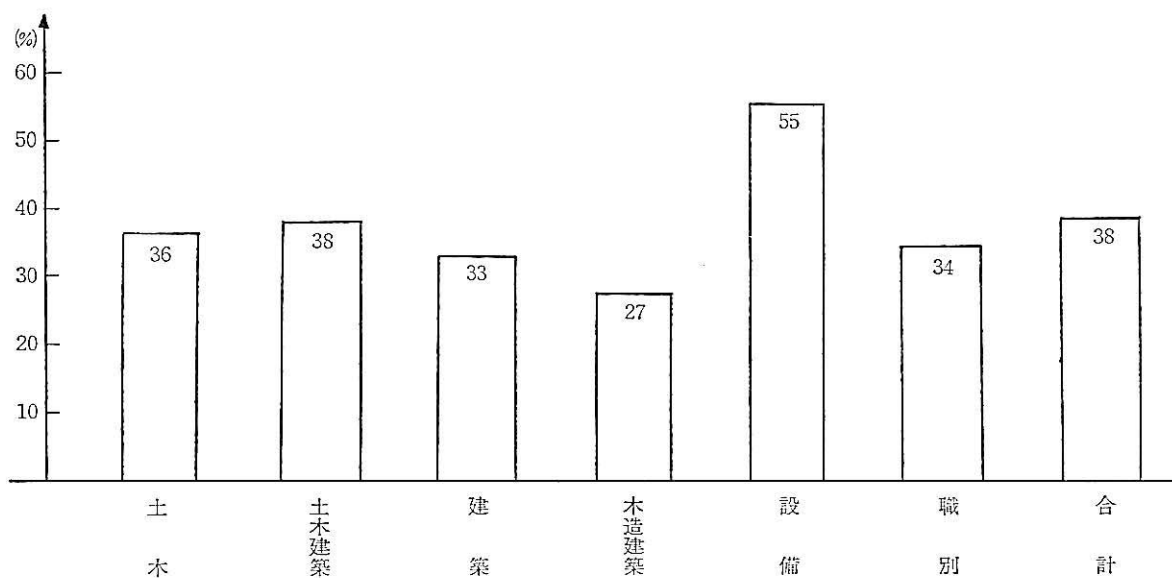
労働災害が発生した場合の被災者等に対する補償のため事業者は国が運営する労災保険に加入することを義務づけられている。しかし、近年労働

災害の被災者に対する民事上の損害賠償等の事業者負担が高額化しており、零細な経営規模の企業が多い建設業界では、死亡災害等の重大災害が発生した場合には、企業自体の存続が危うくなることも考えられる。このため企業の中には任意で国以外の者の行う労働災害補償制度に加入し、危険負担の軽減を図る動きがみられる。また建設省でもこれを推奨している。常雇についての法定外労災への加入状況をみると、何らかの形で法定外労災を利用している企業が7割を超え、臨時・日雇でも6割に達しているなど、かなりの普及が認められる。業種別にみると、常雇については、木造建築でやや利用率が低くなっている。(図—12)

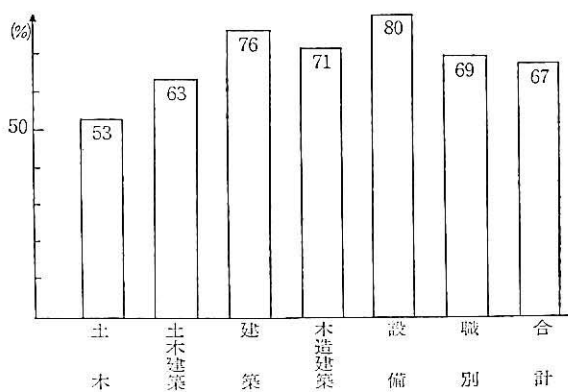
安全衛生については、事業者は、労働者に対し所要の教育を行わなければならないことになっている。具体的には、①労働者を雇い入れた時②危険又は有害な業務に労働者を就かせる時に、それぞれその従事する業務に関する安全又は衛生の為の教育を行わなければならないこととなっている。この状況をみると常雇については8割以上の企業が何らかの安全衛生教育を行っているが、臨時・日雇では5割強の企業が行っているにすぎない。常雇について業種別にみると木造建築、職別など自ら施工を行うものが、経営規模が零細であるためか、安全衛生教育を実施している企業の割合がやや低い。(図—13)

現場労働者の健康管理は、安全衛生管理上欠くことの出来ないものであるが、法的には義務となっていない臨時・日雇の労働者についての健康診断実施状況をみると、健康診断を行っている企業は過半数に達しているが、個人企業や資本金規模の零細な企業では実施企業は半数に満たず、立ち遅れがみられる。また、業種別にみると木造建築における実施企業の割合がきわめて低くなっている。(図—14)

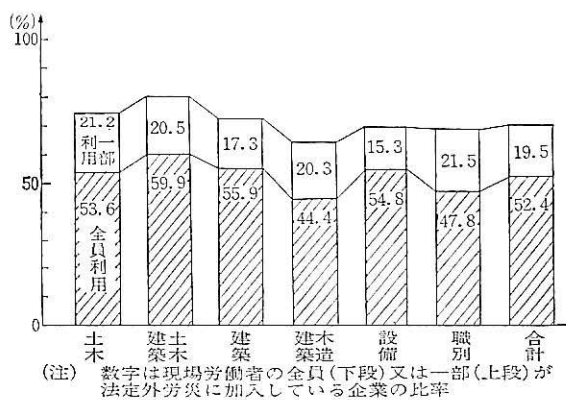
図一10 法定外有給休暇を付与している企業比率（常雇）



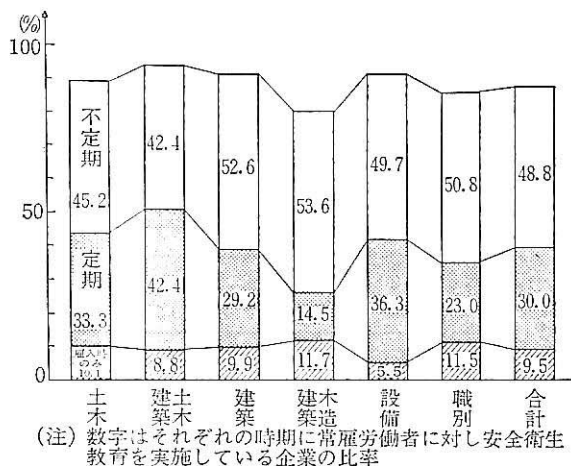
図一11 日曜全休を実施している企業比率（常雇）



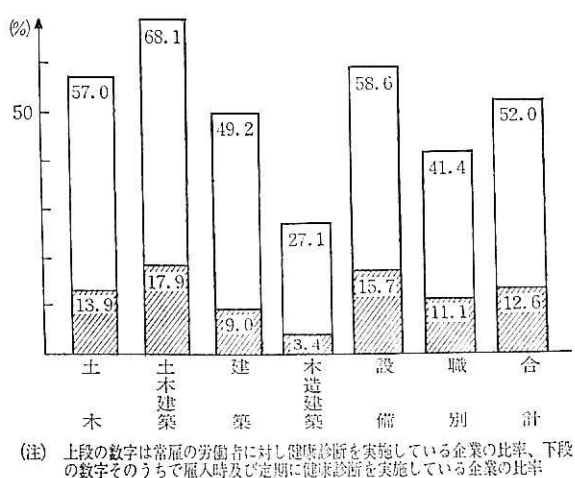
図一12 法定外労災を利用している企業比率（常雇）



図一13 安全衛生教育を実施している企業比率（常雇）



図一14 健康診断を実施している企業比率（臨時・日雇）



(3)技能訓練

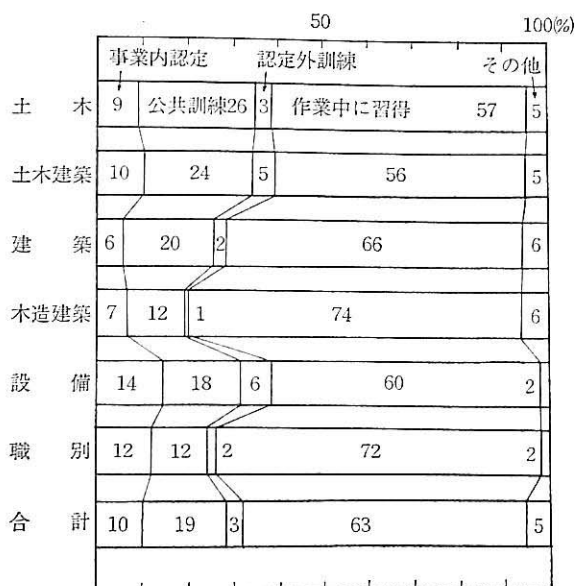
職業訓練としては、国、地方公共団体、雇用促進事業団が行う公共職業訓練、事業主や事業主団体が行う技能訓練であってその内容が一定の基準を満たしていると都道府県知事が認定した事業内認定訓練、事業主や事業主団体が都道府県知事の認定を受けないで行う認定外訓練等に大別することが出来る。また、このほか労働者が作業に従事しながら習得することも一般的に行われている技能習得の方法である。

調査結果をみると常雇、臨時・日雇とも作業中に技能を習得させる企業が最も多くなっているが、常雇では公共訓練に依存する企業が19%とこれに次いでいる。また、常雇について業種別にみると、木造建築及び職別は他に比べ公共訓練によるものが少なく作業中に習得させるものが多い。設備は事業内認定訓練による割合が6業種中最も高い。(図-15)

(4)退職金制度

退職金制度は通常企業別に設置され、従業員が当該企業に勤続した期間の長さに応じて退職金の額が決定されることから従業員の企業への定着化

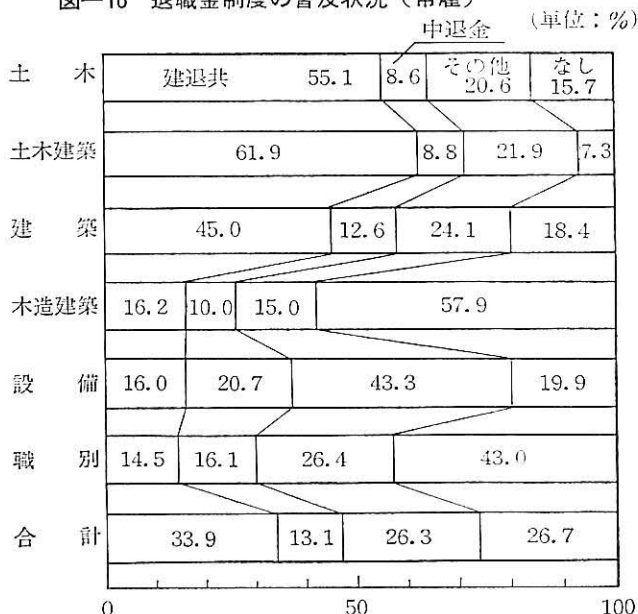
図-15 技能訓練実施状況(常雇)



対策として機能している。しかし、建設業では臨時・日雇等の期間雇用の労働者が現場間を使用者を異にして移動する場合が多く、一社限りの退職金制度では対応でき難くなっている。このため中小企業退職金事業団法に基づいて、建設業に働く臨時・日雇等の労働者についても退職金の積立と支払が可能な制度として建設業退職金共済組合(建退共)が設けられている。

加入状況を見ると、常雇、臨時・日雇とも建退共加入企業はほぼ30%であるが、臨時・日雇については退職金のないものがなお過半数にのぼっている。常雇について業種別にみると、土木建築では建退共加入が60%を超えており、退職金のないものは10%に満たないのに対し、木造建築では建退共加入は20%に満たず、退職金のないものが過半数である。職別も退職金のないものが多い。また、退職金制度に加入していても労働者全員に適用している企業はさほど多くない。常雇についてみると適用労働者が全体の50%未満である企業が25%強であり、この割合は臨時・日雇では50%を超える。(図-16)

図-16 退職金制度の普及状況(常雇)



6 請負契約

建設工事は、通常注文者・請負人間の請負契約により施工されるので、この請負契約関係の合理化は単に的確な工事の施工の観点から重要であるばかりでなく今後の建設業の健全な発展にとって重大な影響を有するものである。また、各種の専門工事による総合組立生産的性格を有しているので、下請による施工も少なくなく、一つの工事であっても、発注者・元請間あるいは元請・下請間といった多くの請負契約が存在する場合が少なくない。そこで、建設工事の請負契約の現状について調査を行った。

(1)建設工事の施工上の位置づけ

建設工事における位置づけについては、主として、発注者から直接工事を請負う元請として施工するか、あるいは、他の建設業者から請負う下請として施工するかを4つの選択肢により回答を求めた。

これを業種別、資本金階層別にみると、業種別には土木建築、建築、木造建築、土木においては、元請となる場合が多いのに対し、職別、設備においては、下請となる場合が多くなっている。また、資本金階層別には、資本金が大きくなる程元請となる場合が多い。なお、いずれの場合も主として二次下請以下として施工するとする者は少数である。

(2)請負契約の締結の方法

請負契約の締結にあたって、どのような方法によるかはその効力に何らの影響を及ぼすものではないが、契約当事者間の契約関係を明確にしておくことは、適正な契約の履行を担保し、的確な工事の完成のため重要であり、このため、建設業法においてもこれに関する多くの規定を置いている。

また、建設業においては、従来より元請・下請

関係の適正化の一環として特に元請・下請間の下請契約の適正化が強く望まれるところであるが、この下請契約については、注文書、請書形式の契約も多く、必ずしも契約書の作成を行う場合が最も多いものとはなっていない。

特に業種では職別、設備において契約書を作成する場合が少なく、また、資本金階層別では、資本金が小さくなるほど契約書を作成する場合が少なくなっている。なお、契約書を使用している場合においては、中央建設業審議会が制定した建設工事標準下請契約約款又はこれに準ずる約款を使用する場合がほとんどとなっている。

(3)請負代金の受取・支払条件

請負代金の支払又は受取については、前金払、中間払、完成払等の方法がある。

これらを5つの選択肢にまとめ、このうち主としてどの方法によるかについて調査した。本調査は、民間施主からの受取、下請への支払、元請からの受取の3つのケースごとに行った。

また、現金の請負代金に占める割合(現金比率)及び手形期間についても、各々割合及び期間に応じ5つの選択肢による調査を行った。

このうち、下請への支払条件と元請からの受取条件は同じ側面を逆の立場から見たものであるが、必ずしも類似の傾向を示しているとは限らない。これは同一の契約について調査したものでないこと、主としてどの方法によるかを調査したものであり、調査の対象企業の全契約についての統計的な処理でないこと等の理由によるものと考えられる。

まず、受取・支払方法については、民間施主及び元請企業からの受取においては、1. 前払、中間払、完成払 3. 毎月出来高払 4. 完成払のみの方法が、相当の割合を示している。しかし、下請企業への支払においては1. 前払、中間払、完成払 4. 完成払のみの方法は必ずしも一般的

な方法ではなく、3. 毎月出来高払が圧倒的に多くなっており、元請としては、主として毎月出来高払による支払を行っているとする調査結果となっている。(図-17)

次に、現金比率については、民間施主からの受取、下請への支払及び元請からの受取の3者とも同様の傾向となっている。いずれも最も多いのは、5. 7割以上とするもので約半数を占めている。

図-17 支払（受取）方法

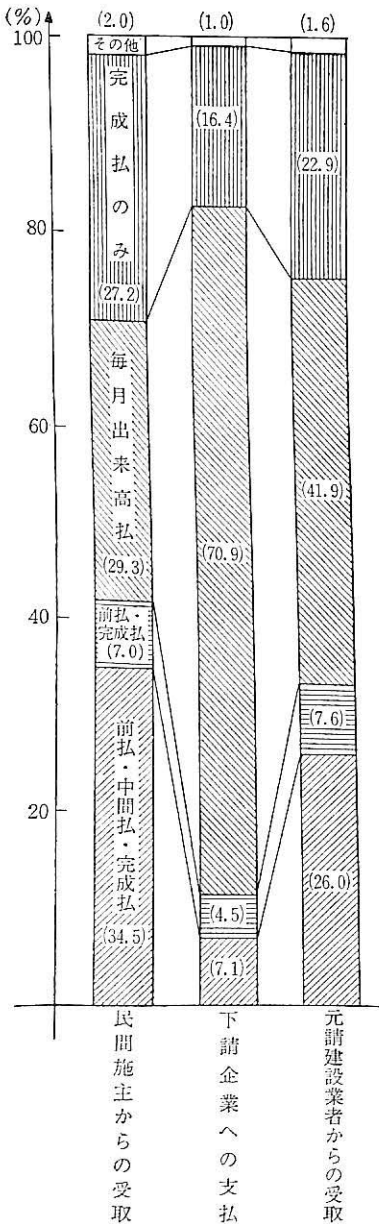


図-18 現金比率

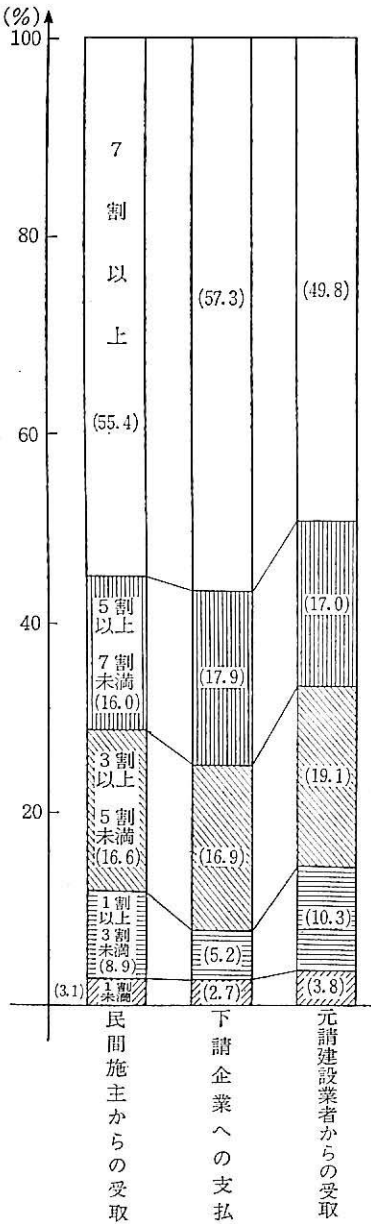
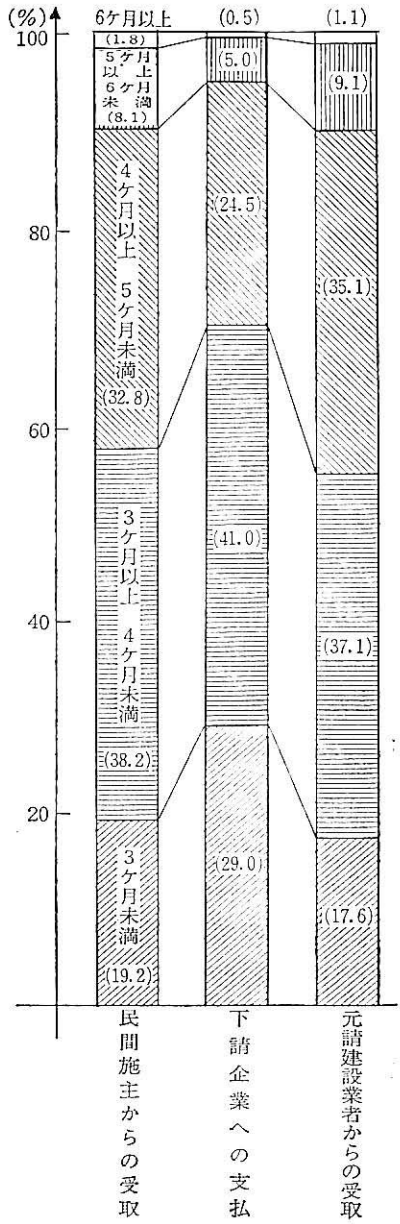


図-19 手形期間



これに対し、1. 1割未満及び2. 1割以上3割未満は少数となっている。(図-18)

最後に、手形期間については、民間施主からの受取、下請への支払及び元請からの受取の3者ともほぼ同様の傾向となっている。いずれも5ヶ月未満のものが非常に多く、そのうちでも3ヶ月以上4ヶ月未満、4ヶ月以上5ヶ月未満の2者が相当高い割合を示している。(図-19)

7 組織化・事業の共同化

(1) 団体への加入状況

建設業界には社団法人、事業協同組合等の様々な団体が結成され、経営の改善・技術の向上のための公益活動、金融・資機材の共同購入等の経済活動等の事業が実施されているところである。ここでは、これらの団体のうち社団・財団法人、同業種の事業協同組合、下請事業協同組合への加入状況等を調べることにより建設業の組織化の現状を調査している。

(i) 社団・財団法人への加入状況

社団・財団法人は主として経営の改善・技術の向上、調査・研究等の公益活動を中心に事業を実施することが多い。これの加入状況をみると資本金階層の高い企業ほど加入率は高くなっており、

資本金が5,000万円以上の企業では9割以上の企業が加入している。

業種別加入状況をみると、加入率は土木建築において最も高く84.8%、次に土木の69.2%、建築の67.2%、設備の54.9%、職別の41.5%、木造建築の36.3%と続いており、各業種における組織率はかなり異なったものとなっている。

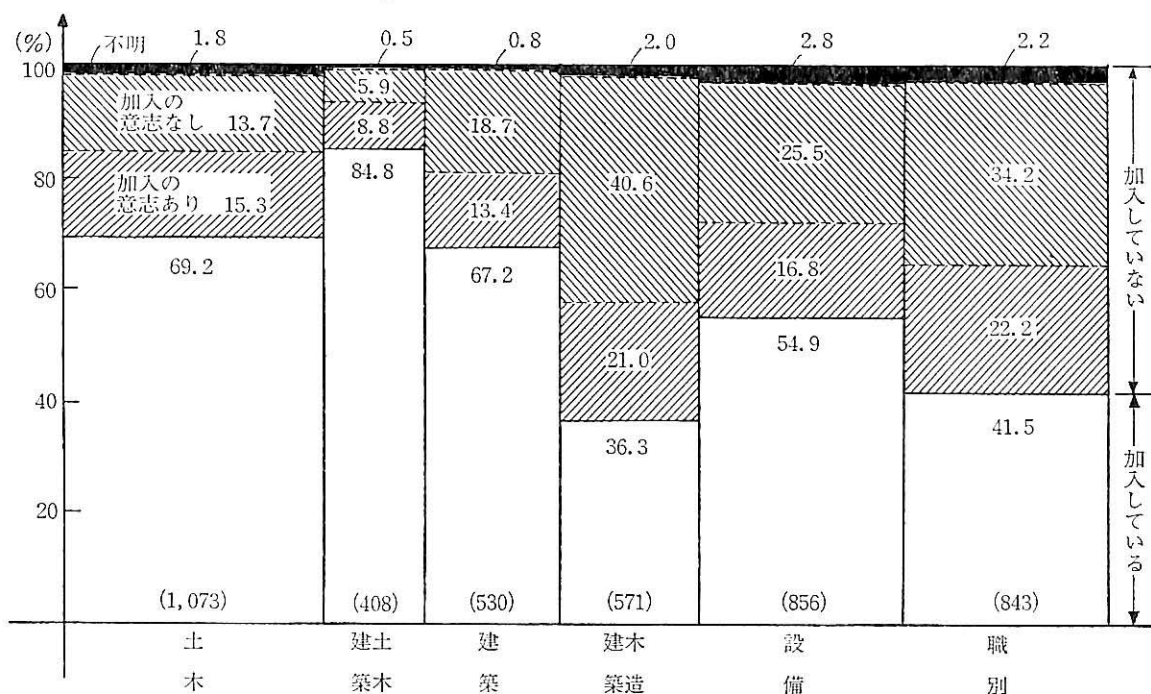
また、加入率の高い業種ほど未加入企業の加入意志は強くなっており、例えば土木建築においては未加入企業の過半（58.1%）の企業が加入意志を有しているのに対し、職別、設備、木造建築においては加入意志を有する企業は4割に満たない。

(図一20)

(ii) 同業種の事業協同組合への加入

事業協同組合は中小規模の企業が協同して事業を行うことを目的として結成されるものであり、

図一20 社団・財団法人への加入状況



(注) 数字は業種ごとの構成比。但し、() 内の数字は当該業種の企業数。

資機材の共同購入・共同利用、金融事業等の経済活動、教育情報の提供等の事業を実施している。本調査の実施された昭和54年の3月末には3,834の事業協同組合が組織されているが、業種別にその組織率をみると設備で66.0%と最も高く、次いで土木建築の58.7%，土木の53.0%，建築の48.3%，職別の47.8%，木造建築の38.5%となっており、業種ごとの加入率はかなり異なっている。

また、資本金階層別に加入率をみると、資本金5,000万円～1億円の企業の加入率が最も高く69.2%となっているほかは、中小規模の企業の加入率は概ね5割前後となっている。

未加入企業の加入意志についてみると、職別、

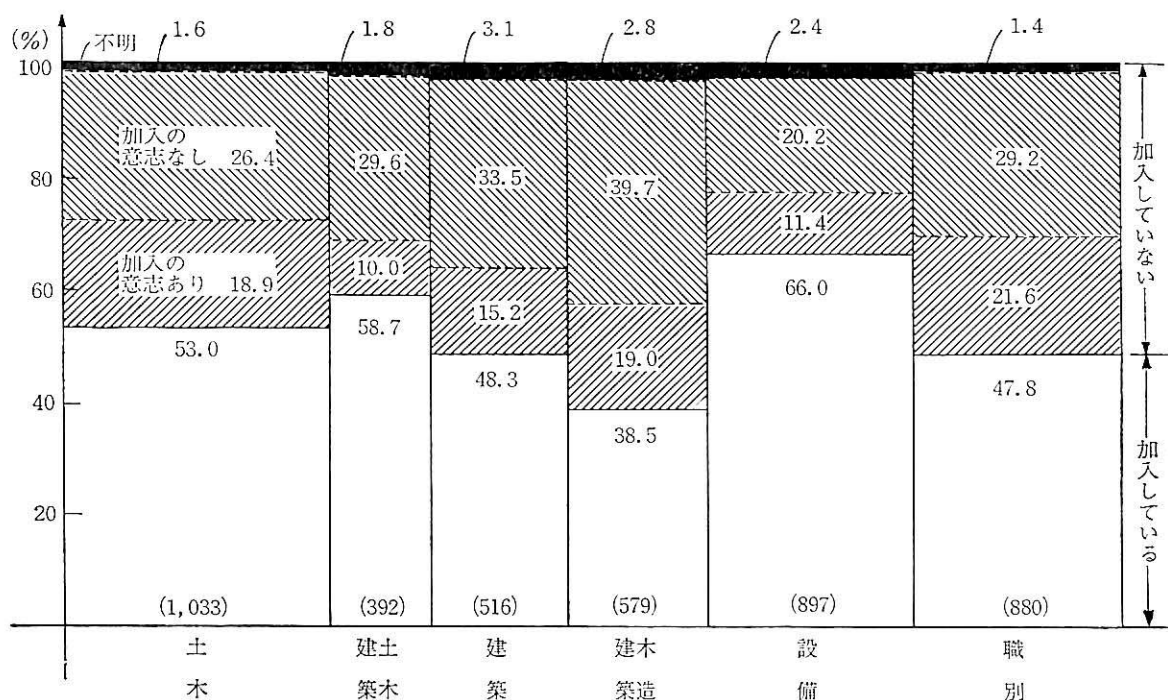
土木では4割以上が加入意志をもつものの、他の業種はやや低く3割前後にとどまっている。（図—21）

（iii）下請事業協同組合への加入状況

下請業者により結成されている下請事業協同組合への加入率は全体で11.4%と低い水準にとどまっており、資本金階層別にみてもどの層においても1割前後となっている。また業種別には職別16.7%，設備14.4%，土木11.3%，土木建築及び建築7.2%，木造建築4.9%となっている。

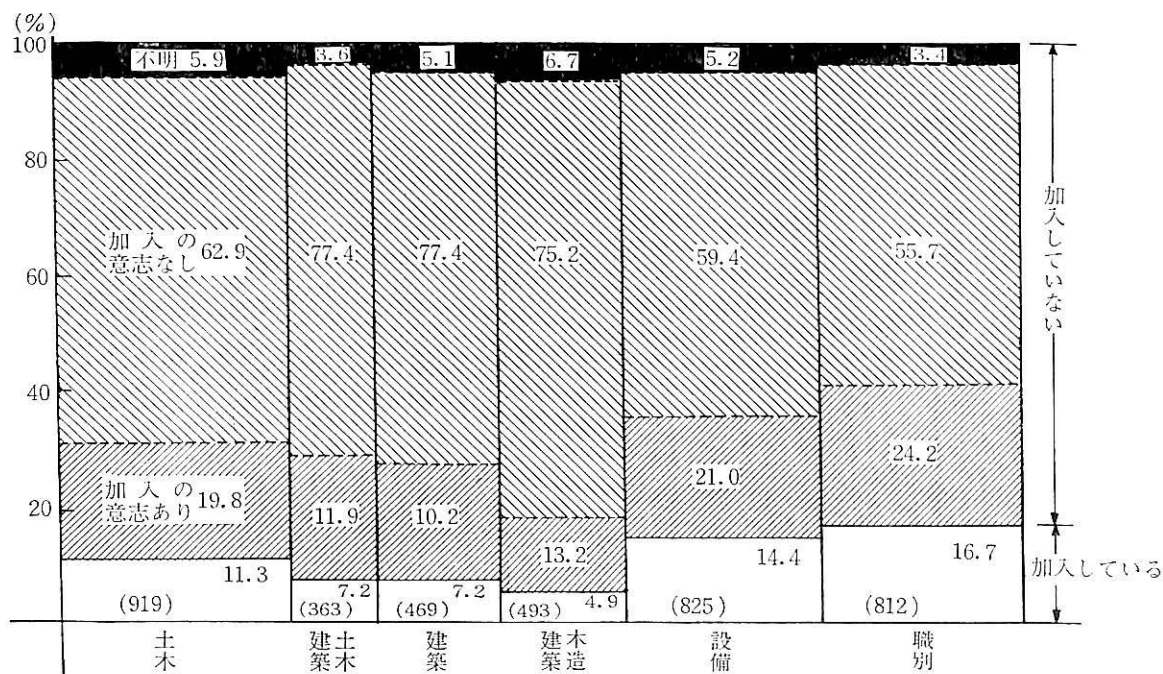
未加入企業の加入意志については、加入意志のあるものは20.6%と加入意志のないもの73.7%を大きく下回っている。（図—22）

図一21 同業種の事業協同組合への加入状況



(注) 数字は業種ごとの構成比。但し、()内の数字は当該業種の企業数。

図一22 下請事業協同組合への加入状況



(注) 数字は業種ごとの構成比。但し ()内の数字は当該業種の企業数

(2)共同企業体の受注状況

共同企業体による工事の施工は融資力の増大、技術力の補完等による施工の確実性、危険負担の分散等の利点を持つものであり、大規模工事の効率的な施工を図るとともに中小建設業の振興策の一環としてこの共同企業体方式の積極的な活用が図られているところであるが、本調査においては個々の企業の共同企業体による施工の経験の有無、今後の意向について調査している。

これによると、過去1年間において共同企業体に参加した経験を持つ企業は全体の23.1%を占めており、特に資本金階層の高い企業でこの比率は高く資本金10億円以上で93.1%、1億円以上10億円未満で80.2%となっているが1千万円以上5千万円未満で27.9%、1千万円以下では1割弱にとどまっている。

業種別には大規模工事の多い土木建築、建築での比率が高くそれぞれ58.7%、35.0%となっており、次に土木の22.6%、設備の21.6%、職別の13.1%、木造建築の5.4%と続いている。(図-23-1、図-23-2)

また、この共同企業体による施工方式を増やし

たいとする企業は29.5%を占めており、減らしたいとする企業9.6%を大きく上回っており今後とも共同企業体に対する期待は大きい。しかし、資本金1億円以上の企業においては増やしたいとする企業よりも減らしたいとする企業の比率の方が高くなっており、中小規模の企業と逆の結果となっている。

業種別には土木建築、土木、設備において3割以上の企業が増やしたいとしており、また他業種においても二割以上のものは増やしたいとしている。(図-24-1、図-24-2)

(3)事業協同組合による共同事業の意向

既に述べたように、本調査においては業種間でのばらつきはあるものの約半数の企業が同業種の事業協同組合に加入していることとなっているが、この事業協同組合においてどのような共同事業を実施することを希望するかを調査している。

これによると、最も希望の度合の強いのは資材購入、次に教育訓練、情報交換と続いており、この3つの事業はどの業種においても上位を占めており、業種による差異は極めて小さいものとなっている。

図-23-1 共同企業体による工事施工の経験のある企業の割合（業種別）

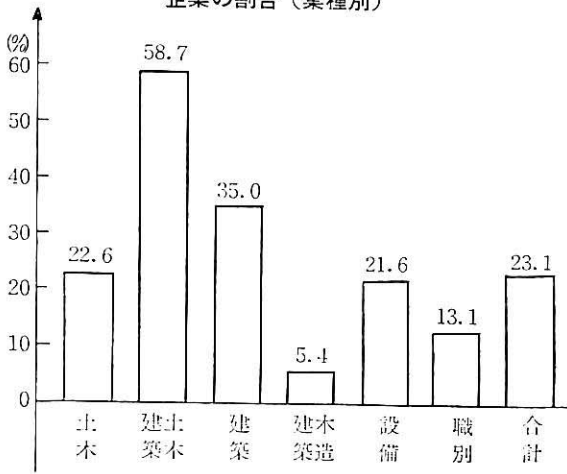


図-23-2 共同企業体による工事施工の経験のある企業の割合（資本金階層別）

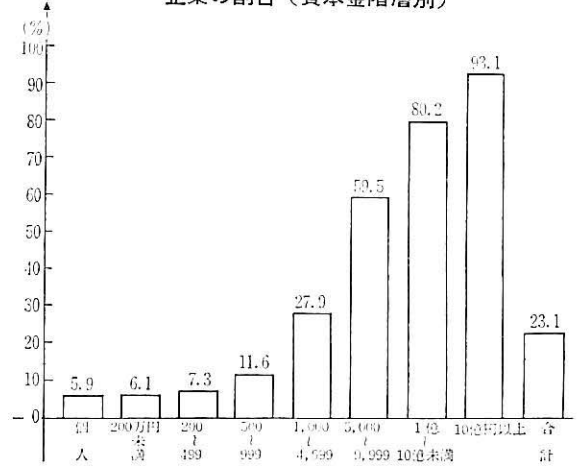
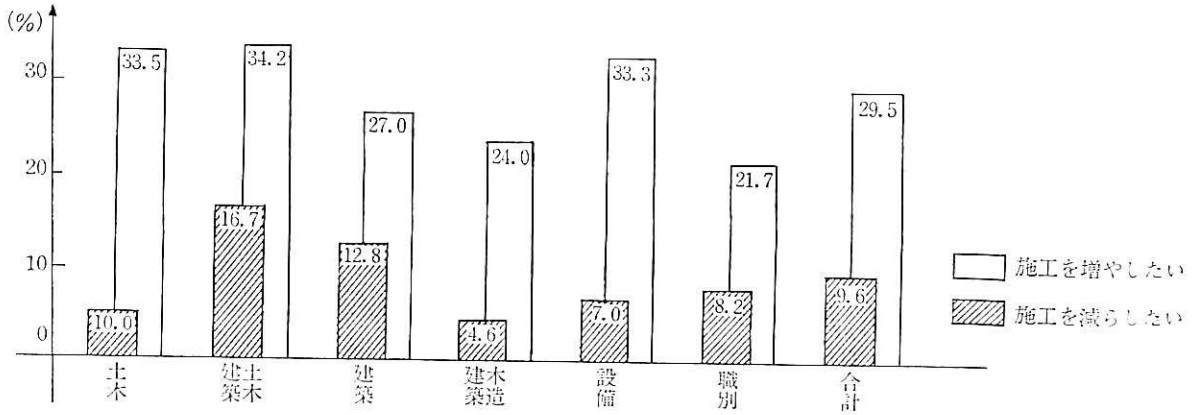
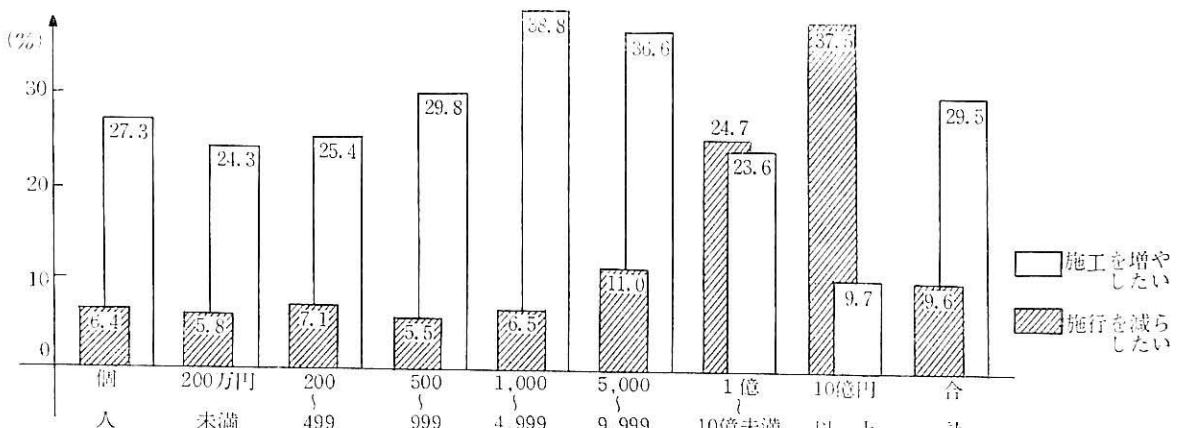


図-24-1 共同企業体による工事施工に対する意向（業種別）



(注) 左側の数字はそれぞれの業種において共同企業体による施工を減らしたいとする企業の比率。
右側の数字は増やしたいとする企業の比率。

図-24-2 共同企業体による工事施工に対する意向（資本金階層別）



(注) 左側の数字はそれぞれの資本金階層において共同企業体による施工を減らしたいとする企業の比率。
右側の数字は増やしたいとする企業の比率。

8 経理の状況

建設業界は中小零細企業の占める比率が高いことなどにより、企業の会計・経営管理が必ずしも充分ではないことがしばしば指摘されるところであるが、その状況について調査した。

(1)確定申告の方法

確定申告の方法についてみると、青色申告をしている企業は個人企業では約7割にとどまっているものの、法人企業では資本金階層別にみて全ての階層で9割を超えまた上位の階層ほどその比率は高くなっている。また、業種別には大規模企業の比較的多い土木建築、建築、設備で青色申告をするものが多く、逆に木造建築、職別では低くなっている。

(2)試算表等の作成状況

試算表、資金繰表、実行予算書、損益予想書についてそれぞれの作成状況を尋ねているが、その作成比率は比較的低くっており、試算表を作成している企業は全体の84.4%、資金繰表では66.9%、実行予算書では64.4%、損益予想書では54.3%となっている。これを資本金階層別にみると、資本金階層が高くなるにつれ作成比率は高くなっており、特に資本金1億円以上の大企業においては、このいずれについてもほとんど全ての企業が作成しており作成状況は極めて高いと言える。しかしながら、建設業の大半を占める中小・零細企業での作成状況は低く、個人企業では試算表は5割強の企業が作成しているものの、他の表については3割前後が作成しているにとどまっている。

また、法人企業についても、資本金階層の低い企業におけるこれらの作成状況は試算表を除いては低いものとなっている。

次にこれを業種別にみると、大規模な企業の割合の高い土木建築、建築、設備での作成状況は比較的よいものの、小規模企業の占める割合の高い木造建築、職別における作成状況は低いという結果になっている。(図—25)

(3)経理帳簿、決算書の作成方法

経理帳簿及び決算書の作成方法をみると、全て自社内で作成していると答えたものは経理帳簿については66.0%、決算書については38.7%、また一部社会委託と答えたものは経理帳簿で27.2%、決算書で31.6%、全部社外委託と答えたものは経理帳簿で6.9%、決算書で29.7%となっている。これを資本金階層別にみると、法人企業では資本金階層が上位のものほど経理帳簿、決算書を社内で作成するものの割合が高く、逆に全てを社外に委託するものの割合が低くなっている。特に資本金が一億円以上の大企業については、9割以上のものが経理帳簿、決算書を社内で作成していると答えている。また、個人企業における社内作成の割合も比較的高いものとなっている。

次にこれを業種別にみると、土木建築、建築など大規模企業の占める比率の高い業種では自社内で作成する比率が高く、逆に木造建築、職別では一部又は全部を社外に委託して作成するものの比率が高くなっている。(図—26—1、図—26—2)

図-25 試算表等の作成状況

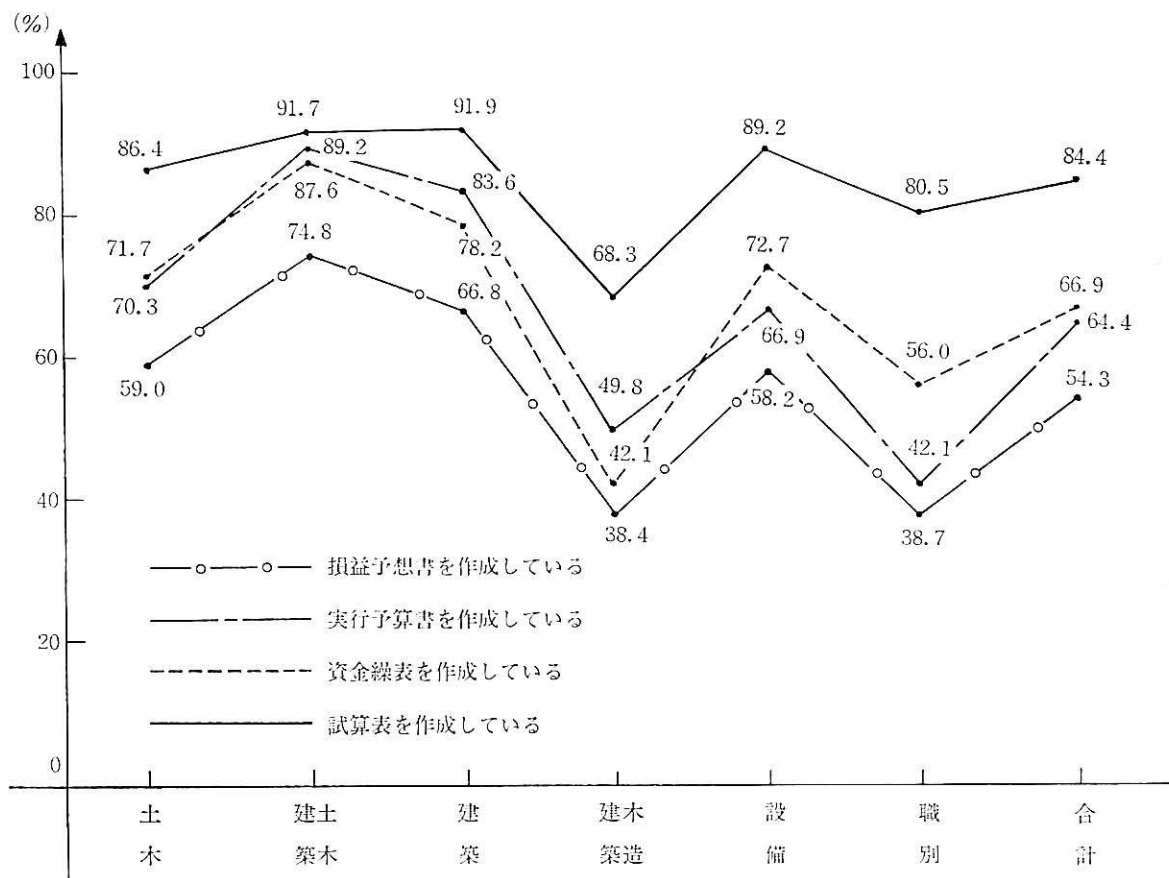


図-26-1 経理帳簿の作成方法別企業比率

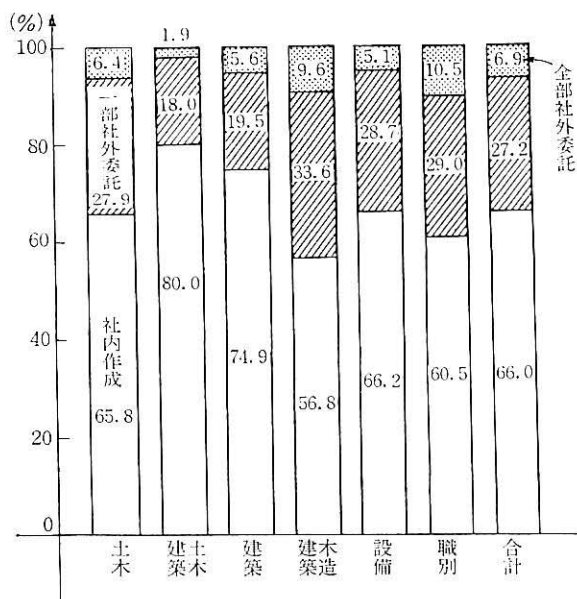
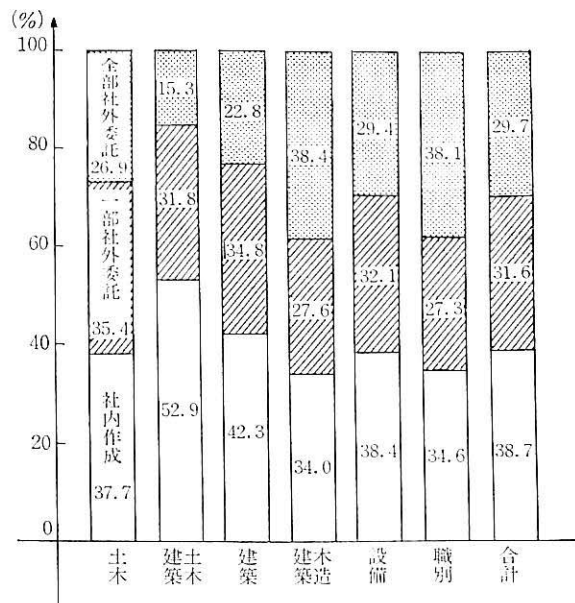


図-26-2 決算書の作成方法別企業比率



9 今後の建設業

(1)営業の範囲

建設業における営業業種の範囲を現在より拡大していきたいとする企業は全体の38.4%となっている。これは、地域的差異はほとんどみられないが、業種別にみると土木及び土木建築がそれぞれ46.0%、43.2%と高く木造建築は26.1%と低くなっている。資本金階層別には個人及び資本金200万円以下では約3割と低いが、他の階層では約4割～5割となっている。

また、建設業以外の兼業を新たに行いたいとするものも全体で30.6%にのぼっている。これについては、業種、資本金階層による偏りは極めて小さいことが指摘できる。(図-27)

(2)企業の合理化・省力化

建設業における省力化を図るための方法としては、「設計・施工管理の改良」をあげるものが最も多く全体の33.5%を占めており、以下は「労働者の熟練化・専門化」の28.2%、「新しい機械の導入・改良」の26.3%、「作業の規格化・標準化」の10.7%となっている。業種ごとにみると、土木建築、建築、設備、木造建築においては「設計・施工管理の改良」をあげるものが最も多く、土木建築、建築では約半数が、設備では4割が、また木造建築では約3割がこれをあげている。これに対し、土木及び職別では「新しい機械の導入・改良」をあげるものが最も多くなっている。(図-28)

また企業の合理化を図るために重点を置くべきものとしては「施工管理」が筆頭にあげられており、以下「経営基盤の強化」、「技能労働者の養成」、「資機材の共同購入・共同利用」、「新技術の開発」の順で続いている。この順位は業種別、資本金階層別にみてもほとんど同じであるが、大規模企業においては「新技術の開発」に重点を置く傾向が中小企業に比べて高いことがうかがえる。

(3)現場労働者の保有技能のあり方

現場労働者を今後は多能工化していきたいとする企業は62.2%と、特定部門に専門化させたいとする企業27.4%を大幅に上回っている。これはどの業種についても同様のことが言えるが、木造建築及び職別においては他業種に比べ多能工化させたいとする割合はやや低くなっている。(図-29)

(4)下請への依存度

今後の下請に対する依存度については「依存度を強める」とするもの23.4%、「依存度を弱める」とするもの8.2%、「現在程度で今後ともいく」とするもの68.4%となっている。下請依存度を強めたいとする企業の割合の多い業種としては設備(27.6%)、土木建築(27.5%)を、また依存度を弱めたいとする企業の割合の多いものとしては職別(6.9%)、土木(9.6%)をあげることができる。(図-30)

図-27 営業の範囲

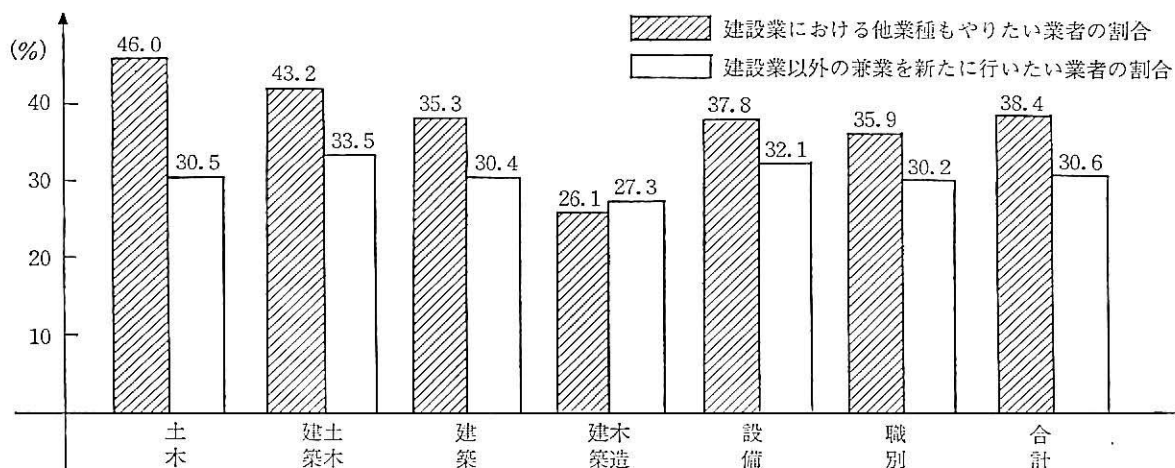


図-28 企業の省力化の方法

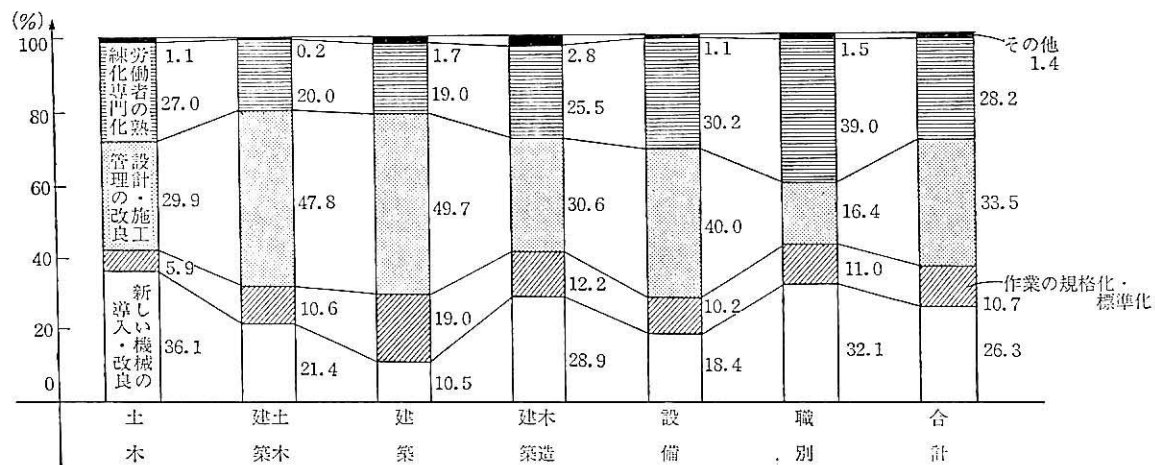


図-29 現場労働者の保有技能のありかた

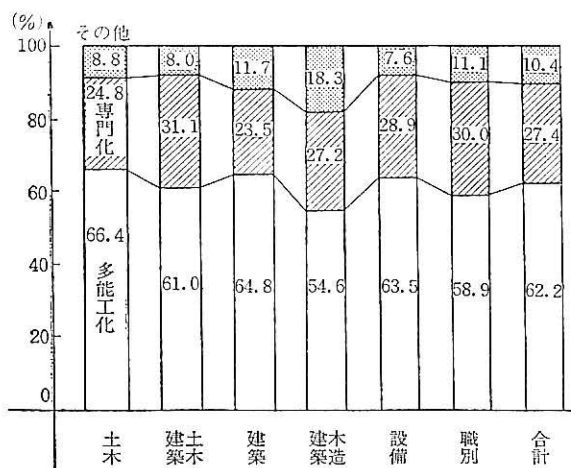
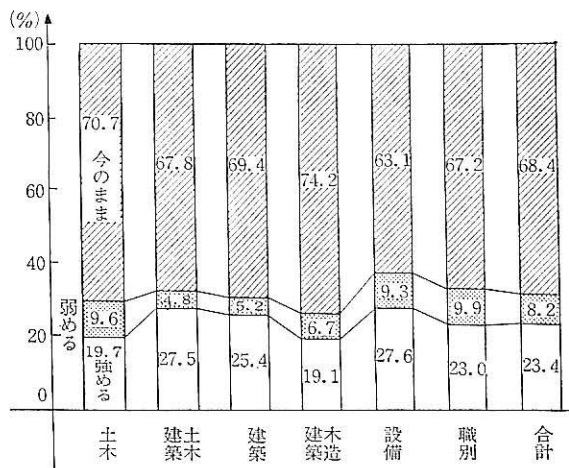


図-30 下請への依存度



調 査 結 果

第1章

調査対象企業の概要

1

許可業種

建設業法では、建設業を営もうとする者は、工事一件当りの請負代金の額または建築の延べ面積が一定水準以下の建設工事のみを請け負うことを営業とする者以外は、許可を必要としている。

その許可の区分は、まず許可権者が誰であるかによって分れており、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合にあっては建設大臣による許可が必要であり、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合には当該営業所の所在地を管轄する都道

府県知事の許可を受けることになっている。

また、第2の区分は、発注者から直接請負った1件の工事について、下請業者と結ぶ下請契約の請負金額の総額が1,000万円以上となるような施工をする場合にあっては特定建設業者の許可を必要とし、その他の場合は一般建設業者の許可を受けるとい、いわば下請施工上からの区分である。

なお、同一の建設業者が、建設大臣と知事の両者から許可を受けることはないが、許可の業種については、28の建設工事ごとに許可が与えられ、それぞれの業種別に、特定建設業者と一般建設業者のいずれかの許可を受けることは可能なシステムとなっている。

表一1 業種別許可業種別許可取得状況(業者数)

	土 木			土木建築			建 築			木造建築			設 備			職 別			全 業 種		
	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計
土木一式	339	702	1,041	281	130	411	129	143	272	9	61	70	42	66	108	27	67	94	827	1,169	1,996
土木一式	178	246	424	209	58	267	52	43	95	2	9	11	14	7	21	6	18	24	461	381	842
土木一式	69	58	127	96	12	108	22	14	36	1	2	3	5	1	6	1	3	4	194	90	284
土木一式	159	195	354	177	58	235	48	34	82	4	6	10	44	87	131	11	17	28	443	397	840
土木一式	104	186	290	134	38	172	32	24	56	1	3	4	4	5	9	7	15	22	282	271	553
土木一式	8	6	14	19	4	23	3	—	3	—	—	—	6	10	16	1	1	2	37	21	58
土木一式	117	220	337	289	124	413	301	231	532	53	574	627	36	11	47	30	126	156	826	1,286	2,112
土木一式	14	7	21	32	7	39	7	7	14	—	4	4	133	331	464	4	9	13	190	365	555
土木一式	31	83	114	44	46	90	7	20	27	—	5	5	138	303	441	6	15	21	226	477	703
土木一式	7	2	9	18	6	24	4	4	8	—	2	2	43	80	123	12	11	23	84	105	189
土木一式	1	1	2	2	3	5	—	—	—	—	—	—	3	30	33	—	3	6	37	43	80
土木一式	—	3	3	3	1	4	—	—	—	—	—	—	47	101	148	—	—	—	50	105	155
土木一式	4	5	9	6	5	11	—	—	—	—	1	1	1	31	32	1	8	9	12	50	62
土木一式	—	11	11	2	7	9	—	3	1	—	1	1	16	231	247	—	3	3	19	255	274
土木一式	20	38	58	66	39	105	50	67	117	6	101	107	1	2	3	8	92	100	151	339	490
土木一式	2	5	7	1	7	8	—	6	6	1	4	5	—	2	2	6	91	97	10	115	125
土木一式	61	93	154	63	18	81	21	42	63	1	6	7	4	3	7	2	28	30	152	169	321
土木一式	18	9	27	56	11	67	36	21	57	6	16	22	1	7	8	7	59	66	124	123	247
土木一式	64	14	78	120	8	128	61	23	84	6	3	9	22	13	35	28	78	106	301	139	440
土木一式	4	13	17	4	7	11	—	5	5	—	—	—	—	1	1	1	34	35	9	60	69
土木一式	—	—	—	1	5	6	—	3	3	—	1	1	—	6	6	—	40	40	1	55	56
土木一式	—	9	9	—	7	7	—	5	5	—	2	2	1	18	19	3	142	145	4	183	187
土木一式	1	5	6	5	7	12	—	2	2	—	—	—	1	3	4	3	33	36	10	50	60
土木一式	20	11	31	83	12	95	50	36	86	6	18	24	3	5	8	8	110	118	170	192	362
土木一式	—	—	—	1	9	10	1	7	8	1	2	3	—	—	—	1	72	73	4	90	94
土木一式	129	282	411	128	58	186	42	67	109	3	17	20	16	23	39	20	188	208	338	635	973
土木一式	26	16	42	59	21	80	38	23	161	5	14	19	5	5	10	6	51	57	139	139	269
合 計	360	947	1,307	297	223	520	304	361	665	56	620	676	249	851	949	62	919	981	1,328	3,921	4,698

そこで、今回の調査においては、まず、どんな業種について許可を受けているか、それは特定建設業者としての許可か、一般建設業者としての許可かをたずねている。

まず、工事種類別の許可取得状況をみると、全体で平均してもっとも許可を受けているのが多い工事種類は、建築一式工事業であって45.0%の業者が、特定、一般のいずれかの許可を受けている。次いで多いのは土木一式工事業であって、同じく42.5%と、いずれもそれぞれ4割をこえた業者が許可をとっている。この二つの工事種類にくらべると、かなり少なくなるが、とび・土工・コンクリート工事業が20.7%、は装工事業17.9%、水道施設工事業が17.9%と続いている。比較的土木系統の工事業の許可を受けている業者が多いといえる。さらに比較的割合の高い業種をとりだすと管工事業15.0%、電気工事業11.8%、造園工事業11.8%となっており、逆にきわめて比率の低かった工事種類は、ガラス工事業0.7%、熱絶縁工事業0.9%、清掃施設工事業1.2%、板金工事業1.2

%、防水工事業1.3%であった。

以上の傾向を、許可業者全体の場合（昭和53年9月末現在）と比較してみると、もっとも多かったのが建築一式工事業で41.8%、次いで土木一式工事業で21.2%となっており、この点では、先にもふれたように、この調査企業の土木色が全体の場合より強いといえる。以下参考のため、多いところを拾うと、とび・土工・コンクリート工事業12.3%、管工事業10.0%、大工工事業9.1%、電気工事業6.4%となっている。

次に、特定建設業の許可と一般建設業の許可をみてみると、比較的特定建設業者の割合が高いのは、土木系統の工事業及び鋼構造物工事業であり、逆に少ないのはガラス工事業、板金工事業、塗装工事業、建具工事業となっている。（表—1、表—2）

2

資本構成

調査対象企業の資本金階層別の分布状況について

表—2 業種別許可業種別許可取得状況（構成比）

		土 木			土木建築			建 築			木造建築			設 備			職 別			全 業 種		
		特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計	特 定	一 般	計
土 木 一 式 ほし さん せ 水道 掃 器 造 築 施 工 請 掃 一 気 建 設 通 信 電 気 井 設 と 消 火 工 官 大 防 施 工 左 石 工 屋 鋼 骨 筋 造 鉄 板 ガ 装 仕 塗 防 内 建 具 と び・土 工・コンクリート タイル・れんが・フロッグ	94.2	74.1	90.4	94.6	58.3	97.2	42.4	39.6	49.2	16.1	9.8	10.6	16.9	7.8	11.4	43.5	7.3	9.8	62.3	29.8	42.5	
	49.4	26.0	36.8	70.4	26.0	63.1	17.1	11.9	17.2	3.6	1.5	1.7	5.6	0.8	2.2	9.7	2.0	2.5	24.7	9.7	17.9	
	19.2	6.1	11.0	32.3	5.4	25.5	7.2	3.9	6.5	1.8	0.3	0.5	2.0	0.1	0.6	1.6	0.3	0.4	14.6	2.3	6.0	
	44.2	20.6	30.7	59.6	26.0	55.6	15.8	9.4	14.8	7.1	1.0	1.5	17.7	10.2	13.8	17.7	1.8	2.9	34.4	10.1	17.9	
	28.9	19.6	25.2	45.1	17.0	40.7	10.5	6.6	10.1	1.8	0.5	0.6	1.6	0.6	0.9	11.3	1.6	2.3	21.2	6.9	11.8	
	2.2	0.6	1.2	6.4	1.8	5.4	1.0	—	0.5	—	—	—	2.4	1.2	1.7	1.6	0.1	0.2	2.8	0.5	1.2	
	32.5	23.2	29.3	97.3	55.6	97.6	99.0	64.0	96.2	94.6	92.6	95.0	14.5	1.3	5.0	48.4	13.7	16.2	62.2	32.8	45.0	
	3.9	0.7	1.8	10.8	3.1	9.2	2.3	1.9	2.5	—	—	—	53.4	38.9	48.9	6.5	1.0	1.4	14.5	9.3	11.8	
	8.6	9.3	10.3	14.8	20.6	21.3	2.3	5.5	4.9	—	—	—	55.4	35.6	46.5	9.7	1.6	2.2	17.0	12.2	15.0	
	1.9	0.2	0.8	6.1	2.7	5.7	1.3	1.1	1.4	—	—	—	17.3	9.4	13.0	19.4	1.2	2.4	6.3	2.7	4.0	
0.3	0.1	0.2	0.7	1.3	1.2	—	—	—	—	—	—	—	1.2	3.5	3.5	—	0.3	0.3	0.5	0.9	0.9	
—	0.3	0.3	1.0	0.4	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.8	2.7	3.3	
1.1	0.5	0.8	2.0	2.2	2.6	—	—	—	—	0.2	0.2	0.4	3.6	3.4	1.6	0.9	0.9	0.9	1.3	1.3	1.3	
—	1.2	1.0	0.7	3.1	2.1	—	0.8	0.5	1.8	—	—	—	0.2	6.4	27.1	26.0	—	0.3	0.3	1.4	6.5	5.8
5.6	4.0	5.0	22.2	17.5	24.8	16.4	18.6	21.2	10.7	16.3	16.2	0.4	0.2	0.3	12.9	10.0	10.4	11.4	8.6	10.4	10.4	
0.6	0.5	0.6	0.3	3.1	1.9	—	1.7	1.1	1.8	0.6	0.8	—	0.2	0.2	9.7	9.9	10.1	0.8	2.9	2.7	2.7	
16.9	9.8	13.4	21.2	8.1	19.1	6.9	5.8	7.6	1.8	1.0	1.1	1.6	0.4	0.7	3.2	3.0	3.1	11.4	4.3	6.8	6.8	
5.0	1.0	2.3	18.9	4.9	15.8	11.8	5.8	10.3	10.7	2.6	3.3	0.4	0.8	0.8	11.3	6.4	6.9	9.5	3.1	5.3	5.3	
17.8	1.5	6.8	40.4	3.6	30.3	20.1	6.4	15.2	10.7	0.5	1.4	8.8	1.5	3.7	45.2	8.5	11.0	12.7	3.5	9.4	9.4	
1.1	1.4	1.5	1.3	3.1	2.6	—	1.4	0.9	—	—	—	—	0.1	0.1	1.6	3.7	3.6	6.7	1.5	1.5	1.5	
—	—	—	—	0.3	2.2	1.4	—	0.8	0.5	—	0.2	0.2	—	0.7	0.6	—	4.4	4.2	6.1	1.4	1.2	1.2
—	—	—	—	—	1.3	0.7	—	0.3	0.2	—	—	—	—	—	—	—	2.9	2.8	—	0.8	0.7	0.7
—	1.0	0.8	—	—	3.1	1.7	—	1.4	0.9	—	0.3	0.3	0.4	2.1	2.0	4.8	15.5	15.1	0.3	4.7	4.0	4.0
0.3	0.5	0.5	1.7	3.1	2.8	—	0.6	0.4	—	—	—	—	0.4	0.4	0.4	4.8	3.6	3.7	9.8	1.3	1.3	1.3
5.6	1.2	2.7	27.9	5.4	22.5	16.4	10.0	15.6	10.7	2.9	3.6	1.2	0.6	0.8	12.9	12.0	12.3	12.8	4.9	7.7	7.7	
—	—	—	—	0.3	4.0	2.4	0.3	1.9	1.4	1.8	0.3	0.5	—	—	—	—	1.6	7.8	7.6	0.2	2.3	2.0
35.8	29.8	35.7	43.1	26.0	44.0	13.8	18.6	19.7	5.4	2.7	3.0	6.4	2.7	4.1	32.3	20.5	21.6	25.5	16.2	20.7	20.7	
7.2	1.7	3.6	19.9	9.4	18.9	12.5	6.4	11.0	8.9	2.3	2.9	2.0	0.6	1.1	9.7	5.5	5.9	10.5	3.3	5.7	5.7	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ではすでに述べたところであるが、つぎにこれを自己資本との関連においてみることにする。

自己資本とは、資本金に法定準備金（資本準備金、利益準備金）と剰余金（積立金、当期末処分利益）を加えたものである。即ち、自己資本額と資本金との差が、その企業の過去の企業活動によって得られた利益のうち株主配当や役員賞与等で外部に流出した残りのもので、将来に向っての企業活動のために内部蓄積したものであり、この額が大きい程体力的に企業の基盤は安定しているといえる。そういった点からして自己資本額は、資本金とともに各企業の業態（規模）を表わす重要指標の一つといえる。

まず全般的についていえることは、当然のことながら資本金階層と自己資本階層との相関関係ははっきりとみられ、資本金階層別に自己資本の額をみると、それぞれの階層に属する企業の7～9割の企業がその資本金階層と同じかまたは1ランク上の階層に分布している。これをさらにくわし

く資本金階層別にみると、個人企業の場合、もっとも構成比の高いのは自己資本が200万円以上500万円未満の階層で29.8%の企業が分布していることになるが、500万円以上1,000万円未満及び1,000万円以上5,000万円未満の階層でも、それぞれ26.8%及び25.4%とほぼ同程度あり、この3つの階層（200万円以上5,000万円未満）に82.0%の企業が分布していることになっており、法人にくらべて企業格差が大きいことがわかる。また、資本金200万円未満及び200万円以上500万円未満の法人に比べても個人企業の自己資本額は上位の階層に分布しており、資本金500万円未満の法人企業よりも個人企業の方が自己資本の充実している企業が多いことを示している。

次に、法人企業について資本金階層別にみると、ほぼ資本金階層に対応する自己資本階層の構成比が最も高いが、資本金500万円以上1,000万円未満及び5,000万円以上1億円未満の階層では、それに対応する階層より1ランク上の階層の構成

表一3 資本金階層別自己資本階層別企業分布状況

資本金 自己資本	個 人	法					人		合 計
		I 200 万 円 未 満	II 200 ～ 499万円	III 500 ～ 999万円	IV 1000 ～ 4999万円	V 5000 ～ 9999万円	VI 1億 ～10億円 未 満	VII 10億円 以 上	
200万円未満	156 (15.0)	274 (54.7)	58 (8.9)	20 (3.6)	25 (2.9)	6 (2.0)	7 (1.8)	— —	546 (12.5)
200～499万円	311 (29.8)	115 (23.0)	322 (49.4)	13 (2.3)	4 (0.5)	— —	— —	— —	765 (17.5)
500～999万円	280 (26.8)	66 (13.2)	145 (22.2)	246 (43.9)	18 (2.1)	— —	— —	— —	755 (17.3)
1000～4999万円	265 (25.4)	40 (8.0)	120 (18.4)	254 (45.3)	525 (61.5)	6 (2.0)	6 (1.5)	— —	1,216 (27.8)
5000～9999万円	25 (2.4)	4 (0.8)	4 (0.6)	19 (3.4)	163 (19.1)	89 (30.1)	1 (0.3)	1 (1.4)	306 (7.0)
1億 ～10億円未満	6 (0.6)	2 (0.4)	3 (0.5)	9 (1.6)	116 (13.6)	190 (64.2)	277 (70.3)	— —	603 (13.8)
10億円以上	— (—)	— —	— —	— —	2 (0.2)	5 (1.7)	103 (26.1)	73 (98.6)	183 (4.2)
合 計	1,043 (100.0)	501 (100.0)	652 (100.0)	561 (100.0)	853 (100.0)	296 (100.0)	394 (100.0)	74 (100.0)	4,374 (100.0)

(注) 上段は企業数、下段()書は資本金階層別の構成比(%)

比が最も高くなっている。即ち、資本金 500 万円以上 1,000 万円未満の階層では、自己資本が 1,000 万円以上 5,000 万円未満の企業の構成比が 45.3% で、資本金階層に対応する 500 万円以上 1,000 万円未満の 43.9% よりも多い。また、資本金 5,000 万円以上 1 億円未満の階層では、全体の 64.2% の企業の自己資本が 1 ランク上の 1 億円以上 10 億円未満であり、資本金階層に対応する自己資本階層 (5,000 万円以上 1 億円未満) の 30.1% の 2 倍以上になっている。また、資本金階層に対応する階層とその 1 つ上のランクの階層とを加えたものの占める構成比は、資本金階層が 200 万円未満で 77.7%, 200 万円以上 500 万円未満が 71.6%, 500 万円以上 1,000 万円未満が 89.2%, 1,000 万円以上 5,000 万円未満が 80.6%, 5,000 万円以上 1 億円未満が 94.3%, 1 億円以上 10 億円未満が 96.4%, 10 億円以上が 98.6% となっており、資本金の低い階層ほど分布が分散的になっている。このことは、建設業は特に中小零細業者ほど労働集約型の傾向が強いため、企業経営を行うのに大きな資本を必要とせず、業容が拡大してもそれに比例して積極的な増資策をとる必要性がないことによるものである。

3

営業年数

全体的に平均営業年数 (個人から法人組織に切り替えた場合など経営形態の変化に関係なく創業時より通算) をみると、やはり全業種とも資本金階層の高いクラスほど長く、資本金 5,000 万

円以上のクラスでは 30 年以上となっているなど、営業年数と資本金とはほぼ比例しているといえる。

業種別にみると、土木建築と建築の中堅以上のグループは他の業種に比べてその営業年数は長く、建築業の特質である総合組立産業としてそれ相応の業歴を有しているといえる。木造建築グループが、資本金 5,000 万円以上 1 億円未満の階層で 62.5 年とび抜けて長い他は、20 年前後と比較的短かいのは、木造建築業としてスタートしながら年月とともに徐々に力をつけてくると一般建築にも進出するようになり、木造建築専門業者から総合建築業者に転化してしまうためであろう。木造建築業者の資本金階層別分布状況をみても、資本金 5,000 万円以上の業者数は全体の 0.8% と極めて少数であり、80% までが資本金 500 万円未満 (うち個人が 54%) の中小零細業者や一人親方で占められているが、このことも営業年数の短かさと無関係ではないだろう。

設備グループは、資本金階層の下位クラスの営業年数が 15 年前後と他の業種、資本金階層に比べて目立って短い。設備工事の中でも特に空調衛生工事等が普及してきたのは最近のことであり、これに応じて中小設備業者が新たに参入してきたことにもよるものであろう。

職別グループも比較的営業年数は短く、規模的にも資本金 500 万円未満の中小零細業者が全体の 73% を占めており、「のれん分け」のような形で小規模に分離独立が進行していることがうかがえる。(表-4)

表一 4 営業年数

(単位：年)

業 種	資 本 金	個 人	法 人							合 計	
			I 200万 円未満	Ⅱ 200 ～499万円	Ⅲ 500 ～999万円	Ⅳ 100 ～4999万円	V 5000 ～9999万円	Ⅵ 1億 ～10億円 未満	Ⅶ 10億 円以上		不 明
土 木		17.4 (12.3)	20.4 (13.7)	18.1 (13.7)	24.7 (17.2)	26.9 (17.4)	30.8 (17.8)	32.9 (17.8)	49.0 (19.8)	18.7 (9.4)	23.3 (16.5)
土 木 建 築		20.5 (13.8)	17.6 (8.3)	20.4 (14.0)	28.8 (15.6)	32.9 (18.5)	45.3 (22.4)	49.2 (20.6)	60.2 (24.2)	39.2 (21.9)	38.3 (22.6)
建 築		16.8 (10.4)	17.7 (12.3)	17.8 (14.7)	23.0 (14.2)	28.1 (16.1)	38.2 (20.7)	38.1 (18.8)	71.4 (21.9)	19.0 (10.5)	27.8 (18.7)
木 造 建 築		18.5 (12.6)	21.1 (13.2)	18.4 (14.1)	21.3 (14.2)	20.5 (13.7)	62.5 (7.5)	22.7 (21.5)	— (—)	18.3 (14.5)	19.4 (13.5)
設 備		14.4 (8.7)	15.1 (8.8)	14.8 (9.8)	18.0 (12.6)	22.7 (13.4)	31.6 (16.3)	34.0 (17.3)	40.7 (13.5)	12.5 (8.2)	20.2 (14.1)
職 別		17.6 (12.3)	20.6 (14.9)	21.5 (17.1)	20.1 (13.9)	24.8 (16.3)	32.9 (16.4)	38.8 (23.6)	49.0 (14.5)	20.2 (15.8)	21.1 (15.7)
合 計		17.5 (12.1)	18.8 (13.0)	18.2 (14.3)	22.2 (15.3)	26.0 (16.4)	37.0 (20.5)	38.9 (20.3)	53.0 (22.4)	20.4 (15.2)	23.5 (17.3)

(注) 上段は平均営業年数, 下段 () 書は標準偏差

第2章

営業活動

1 完成工事件数

(1) 元請完成工事件数

まず資本金階層別にみると、資本金が①1,000万円未満のグループ、②1,000万円以上1億円未満のグループ及び③1億円以上のグループの三つに大きく分類される。第1グループの1社当たり平均件数は100件未満で1ヶ月平均に換算すると2～6件と少ない。第2グループでは月平均12～20件と2桁台になるが、第3グループになると他のグループに比べてかなり大きな格差がみられ、資本金1億円以上10億円未満で800件台(月平

均約70件)、10億円以上では2,400件弱(月平均約200件)にもなっている。

次に業種別にみると、設備グループが他業種に比べて極端に多いのが目立っている。これは、全体の完工高を維持するために1件当りの完工高が小さいので、件数を上げることによってカバーしていることによるものである。これに対して木造建築グループは他業種に比べて件数は少なく、また1件当り完工高も小さいが、これは工事規模の小ささに対応するごとく企業の規模自体も零細である業者が多いことによるものであろう。

(表一5)

(2) 下請完成工事件数

表一5 1社当たり平均元請完成工事件数

(単位：件)

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200 ～499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億 円以上	
土木建築	43	24	40	42	65	214	283	1,234	94
土木建築	42	33	32	51	126	182	525	1,859	348
土木建築	18	20	33	47	73	149	356	691	126
土木建築	9	16	32	33	110	68	802	—	32
土木建築	55	105	140	142	338	541	2,068	5,782	644
土木建築	25	68	46	160	185	196	520	343	118
土木建築	27	52	61	73	147	237	843	2,386	223

表一6 1社当たり平均下請完成工事件数

(単位：件)

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億 円以上	
土木建築	38	16	27	17	37	91	279	1,602	84
土木建築	9	16	18	18	32	26	51	82	36
土木建築	10	13	17	17	20	27	29	—	21
土木建築	7	19	12	18	35	11	4	—	16
土木建築	45	69	94	143	237	642	1,042	2,147	320
土木建築	56	117	122	291	290	392	1,861	566	222
土木建築	39	68	70	96	118	182	505	1,041	154

資本金階層別では、1,000万円未満グループの1社当たり平均件数は100件未満、1,000万円以上1億円未満のグループでは200件未満であり、1億円以上のグループの500～1,000件とは大きな差があるが、その格差は上述の元請完成工事件数の半分程度に縮まっており、1億円以下のグループではそれほど極端な差はみられない。

業種別では、設備と職別グループが他業種に比べて極端に多いが、これは現在の発注形態からして業種柄妥当な数字であろう。一方、木造建築及び建築グループが少ないのは、これらの工事が下請に出される場合、一括して同一業種の業者に発注するよりも工種別に分けて職別専門業者に発注されるケースが多いためであろう。(表-6)

(3) 元請完成工事件数比率

(元請完成工事件数／完成工事件数)

資本金階層別では、土木を除きいずれも上位の階層ほど高くなっている。業種別では、土木建築、建築、木造建築が91.8％、91.1％、84.2％と高率を示しており、職別が25.4％と低いのと対照的で

ある。(表-7)

2

完成工事高

(1) 完成工事高

1社当たり平均完工高を業種別にみると、最も大きいのは土木建築グループの141億4千万円、次いでこれに比べるとかなり小さくなるが建築グループ29億5千万円、設備グループ26億9千万円、土木グループ15億2千万円となっている。土木建築グループの完工高が特に大きい点が指摘できるが、これは元来このグループの工事規模が大きいこと、さらに大規模工事の施工を主とする資本金階層の高い企業が多いことなどの理由によるものである。また、職別、木造建築のグループの平均完工高はそれぞれ5億2千万円、1億5千万円となっている。

次に資本金階層別にみると、個人企業で平均完工高は5,700万円、また、法人企業のうち資本金が1,000万円未満の企業では約1億円から2億円程

表-7 元請完成工事件数比率

(単位：％)

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
土木建築	60.1	58.7	62.7	74.5	66.6	71.0	51.2	41.8	56.1
建築	88.0	75.1	66.9	77.6	82.3	89.2	91.2	96.5	91.8
木造建築	78.2	68.5	76.3	82.7	85.6	90.4	95.0	100.0	91.1
設備	83.6	67.3	84.7	78.6	83.7	86.6	99.7	—	84.2
職別計	46.2	53.3	54.1	43.2	57.3	47.0	67.2	72.9	63.3
合計	22.4	22.0	17.2	29.7	30.8	30.3	23.2	37.8	25.4
	47.9	39.7	46.2	46.1	58.2	61.2	64.9	72.9	61.8

表-8 1社当たり平均完成工事高

(単位：百万円)

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
土木建築	65	104	117	206	688	2,289	6,960	52,186	1,527
建築	282	148	120	290	898	2,521	9,255	153,125	14,141
木造建築	76	99	184	235	812	1,820	5,375	105,702	2,950
設備	52	92	106	202	416	1,112	6,997	—	152
職別計	39	60	92	125	595	2,495	11,107	65,515	2,692
合計	37	76	117	214	751	1,911	7,277	24,394	520
	57	82	115	199	698	2,217	8,315	100,452	2,667

度であるが、資本金の額が増大するにつれて完工高も大きくなってきていることがわかる。なお、1社当たり完工高の平均額が約26億7千万円と他の調査に比べ高くなっているが、これは資本金階層の上位企業の調査回収率が高かったことによるものである。(表－8)

(2) 元請完成工事高

資本金階層別では、完成工事高についても工事件数と同様に、資本金が①1,000万円未満、②1,000万円以上1億円未満及び③1億円以上の三つのグループに大別される。第1グループは、平均すると1社当たり5,000万円～1億5,000万円程度だが、第2グループになると5億～17億円とほぼ10倍になり、さらに第3グループになると飛躍的に大きくなって、資本金10億円以上の階層では900億円と第1グループの実に600～1,800倍にも達している。

業種別では、土木建築グループの平均が約120億円ととびぬけて大きく、次いで建築、設備、土木、職別、木造建築の順となっており、職別や木

造建築グループは建築、設備、土木グループのほぼ1/5～1/10程度にとどまっている。(表－9)

1件当たりの元請完工高をみても、資本金階層別では資本金が1,000万円未満のグループに比べて、資本金1,000万円以上10億円未満のグループでは10倍程度だが、資本金が10億円以上になると下位グループの数十倍にも達している。即ち、資本金階層別には、資本金が1億円以上になると元請完成工事高は格段に大きくなり、資本金10億円以上では1件当たりの工事規模も極端に大きくなっていることがわかる。また、業種別では、やはり土木建築と建築の両グループが2,000万円を超えており、木造建築や設備のほぼ4倍になっている。

(表－10)

次に、この元請完成工事高のうち下請に発注した工事高の割合をみると、業種的には、土木建築、建築、木造建築が50.6%、46.3%、39.2%と高いのは、建築工事が色々と異なった工種の総合組立産業であり、それらを全て自社でまかなうためには人的にも資金的にも極めて困難であり、

表－9 1社当たり平均元請完成工事高 (単位：百万円)

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以 上	
土木建築	49	64	82	159	510	1,461	4,864	43,845	1,250
土木建築	287	144	81	226	805	2,244	8,332	144,612	12,865
土木建築	67	82	168	192	724	1,613	4,797	105,702	2,919
土木建築	46	79	97	152	343	926	6,989	—	135
土木建築	23	32	43	58	286	1,733	6,598	48,887	2,245
土木建築	16	25	50	71	371	605	3,567	15,271	413
土木建築	49	54	79	138	508	1,706	6,137	90,151	2,629

表－10 1件当たりの平均元請完成工事高 (単位：百万円)

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以 上	
土木建築	3	3	4	5	11	17	28	67	9
土木建築	4	4	5	6	10	18	29	155	25
土木建築	7	6	7	7	16	25	56	112	22
土木建築	5	5	5	6	8	14	29	—	6
土木建築	1	1	1	1	4	18	19	48	6
土木建築	1	1	3	4	7	12	25	1,413	16
土木建築	3	2	4	5	10	20	32	178	12

工種毎にそれぞれの専門業者にまかせる方が経済的、合理的であるためであろう。（表―11）

さらに、元請完成工事高のうち官公庁工事の占める割合を業種別にみると、やはり土木が8割と高く、また民間個人住宅の多い木造建築が1割弱と低いのは予想されたことであり、また、設備(40.0%)が土木建築(47.4%)と建築(30.5%)の中間程度の水準にあることは、官公庁工事では設備工事の分離発注が浸透していることのあらわれであろう。（表―12）

(3) 下請完成工事高

まず資本金階層別にみると、元請完成工事

高と同様に資本金が①1,000万円未満、②1,000万円以上1億円未満、③1億円以上の三つに大きく分けることができる。第1グループの1社当り下請完成工事高は数千万円～1億円程度であるが、第2グループになるとその10倍近い数億円程度となり、第3グループになるとさらにその10倍前後の数十億円～100億円にもなって、第1～第2グループと第3グループとでは大きな差があることがわかる。（表―13）

業種別では、元請完成工事高がとびぬけて大きかった土木建築にかわり設備グループがトップになっている。また元請完成工事高が第2位だった

表―11 元請完成工事高のうち下請業者に発注した工事高の割合

（単位：％）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以 上	
土木建築	7.5	8.6	11.2	11.6	19.0	30.6	33.7	40.4	34.3
土木建築	3.5	36.9	20.1	21.0	31.2	39.3	36.2	54.6	50.6
土木建築	25.4	40.6	35.3	25.5	26.0	33.5	30.4	59.1	46.3
土木建築	15.9	24.2	13.2	18.0	25.4	38.5	94.3	—	39.2
土木建築	11.6	10.5	14.6	23.2	35.7	41.8	34.7	27.9	31.5
土木建築	12.0	10.3	15.1	22.2	20.5	24.6	25.3	11.9	20.1
土木建築	11.6	20.6	17.4	17.8	25.6	36.2	34.5	50.0	44.0

表―12 元請完成工事高に占める官公庁工事高の割合

（単位：％）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以 上	
土木建築	85.3	64.5	74.7	76.3	82.2	79.8	83.0	77.2	79.5
土木建築	54.7	56.2	31.9	61.6	64.6	68.1	65.6	42.3	47.4
土木建築	19.5	14.0	27.1	19.9	37.5	39.0	36.0	25.9	30.5
土木建築	3.6	5.3	4.5	9.0	13.7	18.8	2.7	—	7.2
土木建築	40.7	28.8	24.1	37.5	48.6	35.9	52.7	30.1	40.0
土木建築	7.6	6.2	30.1	19.9	43.4	50.8	61.8	52.0	53.5
土木建築	38.2	29.2	36.3	47.8	56.9	55.9	58.9	42.0	47.4

表―13 1社当たり平均下請完成工事高

（単位：百万円）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以 上	
土木建築	34	77	65	95	261	994	2,397	11,263	569
土木建築	30	32	47	78	149	361	945	5,869	785
土木建築	34	40	66	92	152	313	922	—	276
土木建築	26	48	35	112	164	187	12	—	66
土木建築	26	49	70	89	342	865	4,518	16,629	1,009
土木建築	34	71	106	191	617	1,490	4,249	9,123	357
土木建築	31	62	76	112	301	682	2,479	10,385	590

建築も下請完成工事高は平均すると1/10程度に落ち込んでおり、工事規模が小さくまた企業規模的にも零細中小業者の多い木造建築に次いで小さいものとなっている。1件当りの下請完工高をみると、資本金階層別、業種別とも1件当り元請完工高とはほぼ同様の特色がみられ、規模的にも職別グループを除き同程度になっている。（表―14）

次に、下請完成工事高のうち再下請に出した工事高の割合をみてみると、資本金階層別には余り特色はなく、業種的には木造建築が1割弱と少ないほかは、いずれの業種も3割前後は再下請に出していることがわかる。（表―15）

表―14 1件当たりの平均下請完成工事高

（単位：百万円）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
土木建築	4	7	8	6	12	21	20	56	10
土木建築	5	4	4	7	11	19	31	68	21
土木建築	3	4	7	6	17	29	72	—	24
土木建築	2	3	4	6	11	20	2	—	5
土木建築	1	1	2	2	4	12	14	28	5
土木建築	1	2	2	2	7	8	20	139	4
土木建築	2	3	4	4	10	20	29	57	9

表―15 下請完成工事高のうち再下請に出した工事高の割合

（単位：％）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
土木建築	4.6	9.7	9.3	15.9	17.7	11.5	27.7	30.1	24.3
土木建築	22.1	14.8	3.7	28.3	26.1	31.6	34.3	35.3	34.1
土木建築	8.9	10.9	21.4	46.8	20.6	28.9	38.7	—	33.3
土木建築	14.5	16.6	2.1	5.4	6.7	54.7	79.2	—	9.2
土木建築	12.2	21.3	17.6	20.3	39.5	34.4	29.5	26.7	29.2
土木建築	11.8	13.4	40.3	17.3	22.6	19.5	28.3	21.8	24.5
土木建築	10.4	14.6	24.8	19.5	26.0	23.0	30.0	29.2	28.0

表―16 元請完成工事高比率

（単位：％）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
土木建築	66.4	45.1	57.8	67.4	68.6	59.9	67.3	78.4	71.6
土木建築	93.6	86.0	67.0	77.9	86.8	88.5	90.1	96.8	95.1
土木建築	79.6	75.8	81.3	75.7	89.0	88.6	89.3	100.0	94.6
土木建築	86.7	82.9	86.9	72.2	78.8	83.2	99.9	—	85.0
土木建築	40.1	34.3	32.1	34.2	44.1	67.2	60.1	74.6	65.8
土木建築	23.2	14.1	19.4	20.2	28.0	26.4	45.6	62.6	41.1
土木建築	67.5	42.6	49.7	57.4	65.5	74.6	73.4	91.1	83.1

業者に下請発注されるという施工システムによるものである。(表—16)

3 特定施主、元請への専属化率

(1) 民間元請工事における特定施主専属化率

建設業の生産は、原則として特定の注文者の注文によって行われるのであって、一般の不特定の需要者を対象として見込生産を行うことができない。従って予め資材、設備、労力などを準備して計画的に生産することができないため、建設業の経営は安定性を欠きがちなものとなっている。このような注文産業であるという建設業の特質をカバーして経営の安定をはかるためには、一定の生産水準を保てるだけの安定した工事量を確保することが必要となってくる。官公庁の場合は、ある程度景気や財源に左右されるかもしれないが、毎年ほぼ一定水準の工事量が確保されており、安定した得意先ということができよう。しかるに民間工事の場合には、不特定の需要者を対象として営業が行われるのが一般的であり、毎年継続して一定水準の建設工事を発注するような施主は少ない。しかし民間でもこのような安定した施主を得意先としてもつことができれば企業経営の安定に寄与することになる。そこで本調査において民間元請工事の場合、どの程度特定の施主とつながりがあるか(上位3社の工事高が占める割合)を調べたのが、以下に述べる特定施主専属化率である。

まず、資本金階層別にみると、個人及び資本金200万円未満のグループでは50%以上のつながりを持つものが約1/3いるが、上位グループでは2割以下となっている。

一方、専属化率が30%未満である業者(すなわち、専属化の傾向が弱い業者)は、資本金5,000万円以上1億円未満が63.7%、1億円以上10億円未満が70.2%、10億円以上が81.7%と上位グループが高率を示しているが、これは企業の信用力により不特定多数からの受注能力があるだけでなく、特定の得意先だけでは企業が毎年一定率以上の成長を維持していくために必要な生産高(受注量、完工高)を賄うことが不十分であり、また特定施主の工事発注量の短期的変動の影響を小さくする意味からも多様化の傾向にあると思われる。

次に、業種別にみると、専属化率が50%以上なのは木造建築が約4割と高いほかは、いずれも2割台である。他方、専属化率が30%未満と特定の施主との結びつきが弱いのは、土木建築、設備、土木で6割を超えている。(表—17)

(2) 下請完成工事における特定元請専属化率

完成工事高に占める下請完成工事高の割合は資本金階層の中位以下の企業では約半分を占めており(表—16参照)、下請工事についても民間元請工事と同様に安定した得意先(元請業者)を持つことは経営の安定を図るうえで重要である。ここでは下請完成工事高のうち最も発注高の多かった元請業者(1社)から請負った工事高の割合をみ

表—17 資本金階層別及び業種別特定施主専属化率別業者数比率

(単位：%)

特定施主 専属化率	資 本 金 階 層 別							業 種 別							
	個 人	I 200 万円 未満	II 200 ～499 万円	III 500 ～999 万円	IV 1000 ～4999 万円	V 5000 ～9999 万円	VI 1億 ～10億 円未満	VII 10 億円 以上	土 木	土 建	木 建	建 築	木 造	設 備	職 別 計
10%未満	24.9	29.9	29.9	30.8	32.3	30.4	33.9	43.7	42.0	26.9	18.9	19.3	32.1	36.8	30.3
10～30%	21.3	25.6	25.8	26.0	26.5	33.3	36.3	38.0	19.4	36.6	35.2	22.6	30.6	22.4	27.1
30～50%	17.4	14.2	17.2	16.4	13.5	15.6	10.7	5.6	9.9	15.3	20.4	19.1	15.8	12.2	15.1
50～70%	11.9	12.1	10.5	11.9	11.7	11.1	7.7	5.6	11.1	10.0	12.8	11.2	9.2	11.4	10.9
70%以上	24.5	18.1	16.5	14.9	16.1	9.6	11.5	7.0	17.6	11.3	12.6	27.9	12.3	17.2	16.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

てみることにする。

資本金階層別では、資本金1,000万円未満のグループでは専属化率50%以上の業者が約1/3いるのに対し、資本金1,000万円以上のグループでは専属化率30%未満の業者が6割以上、特に資本金1億円以上では専属化率が10%未満の業者が過半数を占めており、特定元請専属化率はきわめて低くなっている。

業種別には、木造建築と建築は、専属化率が高いグループと低いグループがほぼ同率になっており、専属化率50%以上の業者も36～43%と多いことがわかる。逆に、土木建築では専属化率は低く、専属化率30%未満の業者の割合は64.4%で、専属化率50%以上の業者は2割に達していない。
(表—18)

表—18 資本金階層別及び業種別特定元請専属化率別業者数比率

(単位：%)

特定元請 専属化率	資 本 金 階 層 別								業 種 別							
	個 人	I 200 万円 未満	II 200 ～499 万円	III 500 ～999 万円	IV 1000 ～4999 万円	V 5000 ～9999 万円	VI 1億 ～10億 円未満	VII 10 億円 以上	土 木	土 建	木 築	建 築	木 建	造 築	設 備	職 別 計
10%未満	16.4	11.5	16.0	18.4	26.1	36.5	51.2	58.5	27.4	39.3	28.2	28.7	21.1	14.6	23.8	
10～30%	28.1	29.1	30.6	27.5	35.6	32.4	25.9	30.2	26.3	25.1	21.0	17.2	35.2	36.5	30.1	
30～50%	21.3	19.0	17.5	22.0	14.9	11.9	11.6	9.4	17.2	17.2	14.1	10.9	17.9	19.6	17.4	
50～70%	13.3	12.6	15.0	12.2	10.0	11.0	3.7	—	10.7	9.9	13.7	14.9	8.3	13.5	11.2	
70%以上	21.0	27.7	21.0	19.9	13.4	8.2	7.6	1.9	18.3	8.6	22.9	28.2	17.5	15.8	17.5	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第3章

従業者

ここでは、建設業に従事する従業者について53年10月の平均1日稼働人員等について調査した。この場合兼業部門を持つものについては、兼業部門の従業者は除いて調査している。

1 従業者の構成

建設業全体でみると、1社平均の雇用従業者数は116人である。そのうち、役員は4人(3.1%)、事務・営業・販売その他従業者26人(22.4%)、技術者48人(41.4%)、現場労働者38人(32.7%)である。

さらに、現場労働者について詳細にみると、職

長・世話役が6人(12.7%)、作業職が28人(73.8%)である。現場労働者のうち20人、54.0%が常雇であり、職長・世話役と作業職との間に常雇率の差はほとんどない。

ところで、建設業の作業現場には下請の労働者が働いていることが多い。これは、(1)建設生産が多様な作業の組み合わせによって成り立っていること、(2)生産量の変動が激しいため分化したほうが経営上経済的であることなどによる。そのため、この調査でも下請の労働者数も調査している。但し、注意しなければならないのは、建設工事の管理・監督をその中心機能とする総合工事業者と工事を直接に施工する専門工事業者では、下

表一19 53年10月の1社平均1日当たりの従業者数(総計)

(単位:人,%)

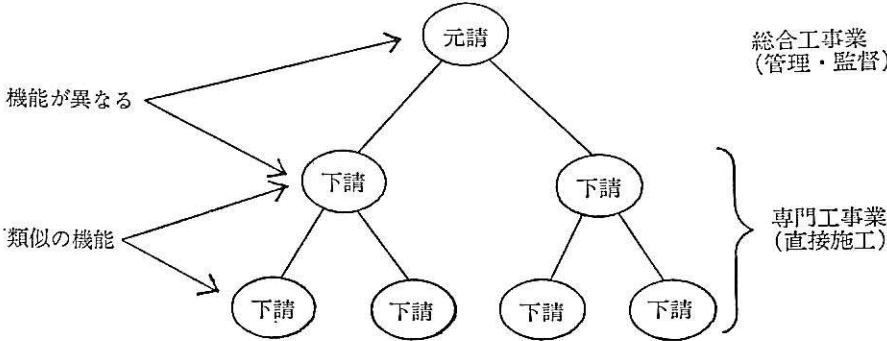
資本金階層			個人企業	法人企業（資本金階層別）							合 計
				I 200万円未満	Ⅱ 200～499万円	Ⅲ 500～999万円	Ⅳ 1000～4999万円	V 5000～9999万円	Ⅵ 1億～10億円未満	Ⅶ 10億円以上	
区分											
役員(事業主を含む)(A)			1.1	2.2	2.7	2.9	4.0	6.2	9.5	22.2	3.6
役外員 以(B)	事務・営業・販売 その他従事者		0.9	1.3	1.8	3.2	7.2	21.6	87.4	892.8	25.9
	技 術 者		1.0	1.1	1.9	3.3	12.0	45.3	181.5	1605.8	48.1
小 計（A + B）			3.0	4.6	6.4	9.4	23.2	73.1	278.4	2520.8	77.6
現場労働者	総 数	職長・世話役	0.7	1.1	1.4	2.2	4.3	11.0	18.1	118.7	5.8
		作業職	4.5	6.3	8.5	12.3	21.5	61.9	102.4	385.2	27.9
		その他(C)	0.5	0.7	0.9	1.5	2.6	8.5	9.1	102.5	4.0
			5.7	8.1	10.8	16.1	28.3	81.5	129.6	606.4	37.8
	うち常雇	職長・世話役	0.3	0.5	0.7	1.3	2.5	9.0	8.3	58.2	3.1
		作業職	1.7	2.2	3.9	6.8	11.9	39.9	58.0	202.4	15.3
		その他(C')	0.2	0.3	0.5	1.3	1.8	5.7	4.1	38.5	2.0
		2.2	3.0	5.1	9.4	16.2	54.6	70.4	299.1	20.4	
常雇率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$		38.6	37.0	47.2	58.4	57.2	67.0	54.3	49.3	54.0	
従業者総数（A+B+C）			8.7	12.7	17.2	25.5	51.5	154.6	408.0	3127.2	115.5
工事に使用した下請の現場労働者数(D)			9.0	13.2	20.1	22.8	72.7	363.6	736.3	6225.1	212.1
直用率 $\left(\frac{B+C}{B+C+D} \times 100\right)$			45.8	44.3	41.9	49.8	39.5	29.0	35.1	33.3	34.5

請の意味が違うことである。総合工事業者にとっては下請は直接施工を行う部分として自らとは全く異なる機能を受け持つゆえに、相当多数の労働者を下請として有することとなる。専門工事業者にとっては下請は自ら雇用すべき労働者を補完するという色彩が強く、従って下請労働者もほぼ同種の作業に従事することとなる。

もちろん、中には総合工事業であってかつ直接施工機能を自ら有する業者も多い。このような下請の意味に留意したうえで下請の労働者数をみると212人で、直用率（（役員以外の雇用従業者数）/（役員以外の下請を含む従業者数））は34.5%で

ある。もっとも、下請労働者は現場作業者のみであるので、現場作業者についての直用率をみると15.1%である。世間一般にいわれている直用率はもっと高いが、これは、一般にいわれているのは、直接施工機能を有する業者についてのみの数値であるからである。この調査では直接施工機能を有しない業者（一般に大規模であり下請労働者も非常に多い）の下請労働者も含んだ調査であるため直用率が低く出ているといえる。

資本金階層別にみると、5,000万円あたりを境にして、それ以上のものは従業者数が急激に増える一方直用率は低下し、また、1億円以上では現



場労働者数よりもそれ以外の労働者（技術者、事務職員等）の数が多くなる。一般に規模の大きい建設業者はその多くが総合工事業者であるといわれていることの反映であろう。

(単位：人，%)

表—20 53年10月の1社平均1日当たりの従業者数（土木）

区 分		個人企業	法人企業（資本金階層別）							合 計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
役員(事業主を含む)(A)		1.2	2.4	2.6	3.0	3.9	5.2	8.3	17.8	3.4
役員以外(B)	事務・営業・販売その他従事者	1.0	1.6	1.8	4.9	6.6	20.3	68.7	623.9	17.1
	技 術 者	1.4	1.9	2.2	4.3	11.6	40.9	151.6	802.7	27.4
小 計 (A+B)		3.6	5.9	6.6	12.2	22.1	66.4	228.6	1444.4	47.9
現場労働者	総数									
	職長, 世話役	1.2	2.1	1.7	3.3	5.7	19.3	13.3	41.8	5.1
	作 業 の 他	6.4	11.6	10.1	19.8	31.2	128.7	95.7	243.6	31.6
	小 計 (C)	0.9	1.3	2.0	2.0	5.1	17.7	10.9	161.5	6.1
		8.5	15.0	13.9	25.1	42.0	165.7	119.9	446.9	42.8
うち常雇	職長, 世話役	0.4	0.7	1.0	2.0	3.7	14.8	9.6	14.3	3.2
	作 業 の 他	2.8	3.0	5.5	11.0	20.1	59.7	58.5	127.9	17.3
	小 計 (C')	0.4	0.4	1.5	1.2	3.4	15.0	5.2	62.0	3.4
		3.6	4.1	8.0	14.2	27.2	89.5	73.3	204.2	23.9
常雇率 (C'/C × 100)		42.4	27.3	57.6	56.6	64.8	54.0	61.1	45.7	55.8
従業者総数 (A+B+C)		12.1	20.9	20.4	37.2	64.0	232.1	348.4	1891.4	90.7
工事に使用した下請の現場労働者数(D)		10.4	11.1	44.6	19.0	81.1	366.8	636.5	2823.1	133.5
直用率 (B+C / (B+C+D) × 100)		51.2	62.5	28.6	64.4	42.6	38.2	34.8	39.9	39.5

次に業種別にみてゆくことにする。

土木においては雇用従業者は91人、うち現場労働者は43人（47.2%）である。現場労働者のうち常雇は24人（55.8%）である。下請についてみると、下請の現場労働者は134人で直用率は39.5%

である。（表—20）

また、資本金1億円までは現場労働者の数がその他のものを上回る。

土木建築においては、直接雇用従業者は470人と他業種に比べ極めて多くの従業者を抱えてい

表—21 53年10月の1社平均1日当たりの従業者数（土木建築）

（単位：人，%）

区 分		資本金階層 個人企 業	法人企業（資本金階層別）						合 計		
			I 200万 円未満	Ⅱ 200～ 499万円	Ⅲ 500～ 999万円	Ⅳ 1000～ 4999万円	Ⅴ 5000～ 9999万円	Ⅵ 1億～10 億円未満		Ⅶ 10億円 以上	
役員(事業主を含む)(A)		1.6	2.3	2.3	3.1	4.5	7.7	11.0	27.3	7.8	
役外 員(B) 以	事務・営業・販売 その他従事者	2.9	1.7	2.1	3.6	8.6	20.6	88.4	1138.8	112.2	
	技 術 者	5.3	2.6	2.4	5.3	17.6	53.0	200.7	2384.0	240.2	
小 計（A + B）		9.8	6.6	6.8	12.0	30.7	81.3	300.1	3550.1	360.2	
現 場 勞 働 者	総 数	職長，世話役	1.0	1.7	1.7	2.7	5.2	10.2	16.3	46.1	11.0
		作 業 の 他	7.6	11.1	8.8	17.6	27.0	59.5	185.1	196.6	81.1
		小 計 (C)	0.4	3.2	2.2	2.1	4.6	10.0	15.3	147.7	18.0
			9.1	16.0	12.6	22.3	36.8	79.6	216.7	390.4	110.1
	うち 常雇	職長，世話役	0.5	0.8	1.6	2.1	3.4	10.3	10.4	37.9	8.4
		作 業 の 他	5.4	4.6	8.0	11.6	14.4	54.5	114.8	145.4	54.9
		小 計 (C')	0.3	2.5	0.8	0.6	3.3	5.8	7.6	51.8	7.7
			6.2	7.9	10.4	14.3	21.1	70.6	132.8	235.1	71.0
常雇率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$		68.1	49.4	82.5	64.1	57.3	88.7	61.3	60.2	64.5	
従業者総数 (A+B+C)		18.8	22.6	19.4	34.3	67.5	161.0	516.8	3940.6	470.3	
工事に使用した下請の 現場労働者数(D)		20.4	29.4	7.9	66.6	99.0	559.2	959.4	10585.3	1151.9	
直用率 $\left(\frac{B+C}{B+C+D} \times 100\right)$		45.9	40.8	68.4	31.9	38.9	21.5	34.5	27.0	28.6	

表—22 53年10月の1社平均1日当たりの従業者数（建築）

（単位：人，%）

区 分		資本金階層 個人企 業	法人企業（資本金階層別）						合 計		
			I 200万 円未満	Ⅱ 200～ 499万円	Ⅲ 500～ 999万円	Ⅳ 1000～ 4999万円	Ⅴ 5000～ 9999万円	Ⅵ 1億～10 億円未満			Ⅶ 10億円 以上
役員(事業主を含む)(A)		1.0	1.6	3.7	2.7	3.6	5.2	8.1	26.3	4.4	
役外 員(B) 以	事務・営業・販売 その他従事者	0.8	1.5	3.5	2.0	5.9	16.2	48.3	953.3	26.6	
	技 術 者	1.1	1.1	4.5	2.6	13.4	28.2	99.3	1666.1	49.3	
小 計 (A + B)		2.9	4.2	11.7	7.3	22.9	49.6	155.7	2645.7	80.3	
現 場 労 働 者	総 数	職長，世話役	0.5	0.6	3.0	1.4	2.2	3.7	4.7	2.8	2.5
		作 業 の 他	10.2	3.8	25.9	5.6	11.3	18.5	22.0	7.9	14.5
		小 計 (C)	0.0	0.2	0.6	4.0	1.2	1.9	3.3	9.6	1.8
			10.7	4.6	29.5	11.1	14.7	24.0	30.0	20.3	18.9
	うち 常雇	職長，世話役	0.2	0.2	0.8	0.7	1.3	1.6	2.7	0.0	1.2
		作 業 の 他	1.4	1.2	3.8	1.6	7.0	5.7	13.8	5.1	5.9
		小 計 (C')	0.1	0.2	0.1	4.6	0.5	0.8	2.2	0.0	1.2
			1.7	1.6	4.7	6.9	8.8	8.1	18.7	5.1	8.3
	常雇率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$		15.9	34.8	15.9	62.2	59.9	33.8	62.3	25.1	43.9
	従業者総数 (A+B+C)		13.6	8.9	41.2	18.4	37.7	73.6	185.6	2665.9	99.1
工事に使用した下請の 現場労働者数(D)		16.9	87.2	11.5	55.6	116.8	356.9	384.7	6213.8	254.4	
直用率 $\left(\frac{B+C}{B+C+D} \times 100\right)$		42.7	7.6	76.5	22.0	22.5	16.1	31.6	29.8	27.1	

る。このうち現場労働者は110人（23.4%），うち常雇は71人（64.5%）である。下請の現場労働者は，1,152人で直用率は28.6%である。（表―21）

また，資本金1億円までは現場労働者の数がそ

他のものを上回る。

建築においては，直接雇用従業者は99人，うち現場労働者19人（19.2%）で現場労働者の割合は

他業種に比べかなり低くなっている。現場労働者

表―23 53年10月の1社平均1日当たりの従業者数（木造建築）

（単位：人，%）

資本金階層別 区 分			個人企 業	法人企業（資本金階層別）							合 計
				I 200万 円未満	Ⅱ 200～ 499万円	Ⅲ 500～ 999万円	Ⅳ 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	Ⅵ 1億～10 億円未満	Ⅶ 10億円 以上	
役員(事業主を含む)(A)			1.1	2.2	2.0	2.7	2.9	4.0	6.7	—	1.8
役外 員(B) 以	事務・営業・販売 その他従事者	0.5	1.0	1.1	2.1	4.2	6.5	150.7	—	1.9	
	技 術 者	0.5	0.8	0.9	2.0	5.6	16.0	93.3	—	1.8	
小 計 (A+B)			2.1	4.0	4.0	6.8	12.7	26.5	250.7	—	5.5
現 場 労 働 者	総 数	職長，世話役	0.3	0.5	0.6	0.9	1.8	6.5	1.0	—	0.6
		作 業 の 他	3.0	3.4	3.3	4.9	7.7	16.5	0.7	—	3.8
		小 計 (C)	0.2	0.4	0.1	0.6	0.7	0.5	2.7	—	0.3
			3.6	4.2	4.0	6.4	10.2	23.5	4.3	—	4.8
	う ち 常 雇	職長，世話役	0.2	0.3	0.2	0.4	0.8	1.5	0.0	—	0.3
		作 業 の 他	1.2	1.5	1.7	2.5	2.5	13.0	0.0	—	1.6
		小 計 (C')	0.1	0.3	0.1	0.6	1.1	0.5	2.7	—	0.3
			1.5	2.1	2.0	3.5	4.4	15.0	2.7	—	2.2
	常雇率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$		41.7	50.0	50.0	54.7	43.1	63.8	62.8	—	45.8
	従業者総数 (A+B+C)			5.7	8.3	8.1	13.2	22.8	50.0	255.0	—
工事に使用した下請の 現場労働者数(D)			7.8	9.4	10.7	15.1	19.2	22.5	15.0	—	10.4
直用 率 $\left(\frac{B+C}{B+C+D} \times 100\right)$			37.1	39.0	35.9	41.0	51.0	67.2	94.3	—	45.0

表―24 53年10月の1社平均1日当たりの従業者数（設備）

（単位：人，%）

区 分		資本金階層別 個人企業	法人企業（資本金階層別）							合 計	
			I 200万円未満	Ⅱ 200～499万円	Ⅲ 500～999万円	Ⅳ 1000～4999万円	Ⅴ 5000～9999万円	Ⅵ 1億～10億円未満	Ⅶ 10億円以上		
役員(事業主を含む)(A)		1.0	2.2	2.5	2.5	4.1	7.0	10.1	16.6	3.9	
役外員(B) 以	事務・営業・販売 その他従事者	1.3	1.2	1.6	2.1	8.3	33.5	127.3	778.3	32.6	
	技 術 者	1.2	1.3	1.9	2.6	13.2	73.7	266.5	1190.5	58.7	
小 計 (A + B)		3.5	4.7	6.0	7.2	25.6	114.2	403.9	1985.4	95.2	
現 場 労 働 者	総 数	職長，世話役	0.9	0.9	0.9	1.4	3.7	12.0	36.8	389.4	13.2
		作 業 の 他	2.9	4.1	4.8	5.5	11.9	48.4	84.9	1090.6	37.0
		小 計 (C)	0.9	0.2	0.4	0.2	0.5	4.9	7.9	38.5	2.2
			4.7	5.2	6.2	7.1	16.1	65.3	129.6	1518.5	52.4
	うち 常 雇	職長，世話役	0.2	0.4	0.4	0.8	1.9	10.4	10.6	173.9	5.6
		作 業 の 他	1.1	1.5	2.0	2.9	6.7	38.6	37.1	509.3	18.0
		小 計 (C')	0.5	0.1	0.1	0.2	0.1	3.5	1.7	19.5	0.9
			1.8	2.0	2.5	3.9	8.7	52.5	49.4	705.4	24.5
	常雇率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$		38.3	38.5	40.3	54.9	54.0	80.4	38.1	46.5	46.8
	従業者総数 (A + B + C)		8.2	9.9	12.2	14.5	41.8	179.4	533.5	3503.9	147.6
工事に使用した下請の 現場労働者数(D)		6.2	8.6	12.8	7.4	37.0	194.9	1033.6	2731.4	186.5	
直用率 $\left(\frac{B + C}{B + C + D} \times 100\right)$		53.7	47.2	43.1	61.5	50.4	47.0	33.6	56.1	43.5	

のうち常雇は8人(43.9%)と、全業種中その割合が最も低い。下請の現場労働者は254人で直用率は27.1%でやはり全業種中最も低い(表-22)。

また、資本金1千万円までは現場労働者の数がその他のものを上回る。

木造建築では直接雇用従業者は10人と極めて細な規模であり、そのうち現場労働者は5人(47.1%)である。現場労働者のうち常雇は2人(45.8%)である。

また、下請の現場労働者は10人で直用率は45.0%である(表-23)。現場労働者だけについて直用率を算出すると31.6%となる。

表-25 53年10月の1社平均1日当たりの従業者数(職別)

(単位:人,%)

資本金階層			個人企 業	法人企業（資本金階層別）							合 計
				I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
区 分											
役員(事業主を含む)(A)			1.2	2.1	2.9	3.3	4.6	6.6	9.3	15.8	2.7
役外 員(B) 以	事務・営業・販売 その他従事者 技術者		0.7	1.2	1.6	2.9	9.0	23.3	97.8	422.3	7.5
			0.5	0.7	1.3	2.5	8.4	30.3	136.8	424.8	8.5
小 計 (A + B)			2.4	4.0	5.8	8.7	22.0	60.2	243.9	862.9	18.7
現 場 労 働 者	総 数	職長、世話役	0.6	1.0	1.3	2.3	5.4	17.6	11.8	33.0	2.4
		作業の他	3.8	6.6	7.5	13.8	32.6	87.8	126.7	87.8	15.3
		計(C)	0.3	0.7	0.8	1.1	1.4	13.3	3.9	0.0	1.1
			4.8	8.3	9.6	17.1	39.4	118.7	142.3	120.8	18.7
	うち 常雇	職長、世話役	0.2	0.5	0.9	1.3	2.4	14.3	7.1	0.0	1.3
		作業の他	1.3	2.5	4.8	7.9	11.2	77.9	60.4	0.0	7.4
計(C')		0.1	0.2	0.2	1.3	1.3	2.8	2.4	8.8	0.6	
		1.6	3.2	5.9	10.5	14.9	95.0	69.9	8.8	9.3	
常雇率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$			33.3	38.6	61.5	61.4	37.8	80.0	49.1	7.3	49.7
従業者総数 (A+B+C)			7.2	12.3	15.4	25.8	61.3	178.9	386.3	983.5	37.4
工事に使用した下請の 現場労働者数(D)			7.2	7.5	12.8	15.4	65.6	95.5	241.2	1152.5	29.9
直用率 $\left(\frac{B+C}{B+C+D} \times 100\right)$			45.5	57.6	49.4	59.4	46.4	64.3	61.0	45.6	53.7

表-26 従業者特性の業種別比較

区 分		現 場 労 働 者 率	現 場 労 働 者 常 雇 率	直 用 率	現場労働者数が従業者数の 1/2以下となり始める資本金 階層
業 種					
土 木	木	47.2%	55.8%	39.5%	1 億～10億円
土 木 建 築	建 築	23.4	64.5	28.6	1 億～10億円
建 築	建 築	19.2	43.9	27.1	1 千万～5 千万円
木 造 建 築	建 築	47.1	45.8	45.0	5 千万～1 億円
設 備	備	35.5	46.8	43.5	5 百～1 千万円
職 別	別	50.0	49.7	53.7	1 億～10億円
全 体	体	32.7	54.0	34.5	1 億～10億円

場労働者のうち常雇は9人（49.7％）となっている。下請の現場労働者は30人で直用率は53.7％である（表―25）。現場労働者 だけについての直用率は38.5％である。

また、資本金1億円までは、現場労働者の数がその他のものを上回る。

業種を比較すると、現場労働者の割合が高いのは、土木、木造建築、職別で、中間が設備、低いのが建築と土木建築である。現場労働者の常雇率は土木建築が若干高いが業種による大差はない。直用率は、高いものから職別、木造建築、設備、土木、土木建築、建築の順である（表―26）。

2

有資格者

建設工事を行うに当たっては、一定の資格を有する者を必要とする場合や資格を有する者がいるほうが望ましい場合が多い。これら有資格者について1社当たりの数をまとめたものが表―27である。

表―27 1社当たりの有資格者数

(単位：人)

区 分 資 格	個人 企業	法人企業（資本金階層別）							全 体	業 種					
		I 200 万 円未満	II 200 ～499 万円	III 500 ～999 万円	IV 1000 ～4999 万円	V 5000 ～9999 万円	VI 1 億 ～10億 円未満	VII 10億 円以上		土木 建築	土木 建築	建築	木造 建築	設備	職別
(建設業法関係資格)															
主 任 技 術 者	1.0	1.3	1.7	2.9	7.9	29.4	126.1	1302.0	33.9	21.5	173.4	15.6	1.3	48.7	5.4
うち 監 理 技 術 者	0.6	0.6	0.9	1.4	4.2	16.1	70.7	737.5	19.0	11.4	110.2	9.7	0.7	22.3	2.6
1 級 建 築 士	0.0	0.1	0.1	0.2	0.8	2.6	9.6	259.4	5.4	0.5	40.8	12.1	0.3	0.3	0.3
2 級 建 築 士	0.4	0.3	0.4	0.8	2.0	6.0	15.6	152.6	4.8	0.9	29.8	13.7	1.1	0.4	0.5
建 築 士(小計)	0.5	0.4	0.5	0.9	2.8	8.6	25.2	412.0	10.2	1.4	70.6	25.8	1.4	0.7	0.7
1 級 施 工 管 理 技 士	0.1	0.1	0.2	0.3	1.1	3.7	19.1	275.4	6.6	6.7	43.6	1.8	0.1	3.3	0.7
2 級 施 工 管 理 技 士	0.5	0.4	0.7	1.4	3.6	8.9	24.2	161.4	6.4	8.0	29.8	2.3	0.3	5.9	1.2
施 工 管 理 技 士(小計)	0.6	0.5	0.9	1.7	4.7	12.6	43.3	436.8	13.0	14.7	73.4	4.0	0.3	9.2	1.9
1 級 建 設 機 械 施 工 技 士	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.6	15.5	0.3	0.3	2.0	0.2	0.0	0.3	0.0
2 級 建 設 機 械 施 工 技 士	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	1.0	2.4	22.2	0.8	1.5	4.3	0.3	0.1	0.2	0.1
建 設 機 械 施 工 技 士 (小計)	0.2	0.2	0.2	0.4	0.6	1.1	3.0	37.7	1.2	1.8	6.3	0.4	0.1	0.5	0.1
(職業訓練法関係資格)															
1 級 技 能 士	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.9	1.2	1.8	0.5	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	1.0
2 級 技 能 士	0.4	0.4	0.5	0.6	0.9	1.6	2.9	6.6	0.9	0.6	1.5	0.5	0.4	1.3	1.2
技 能 士(小計)	0.7	0.8	0.9	1.0	1.4	2.4	4.1	8.4	1.4	0.9	1.9	0.9	0.8	1.8	2.2
(労働安全衛生法関係資格)															
免 許 取 得 者	0.5	0.8	1.0	1.5	2.7	15.1	32.5	404.8	11.3	9.4	57.5	6.4	0.3	11.5	3.6
技 能 講 習 修 了 者	1.2	1.9	2.5	4.5	10.4	55.6	118.9	428.1	24.1	25.9	71.1	10.2	0.7	37.4	11.8

第4章

現場労働者

ここでは建設工事に従事する直接雇用の現場労働者についてその実態を調査した。

現場労働者は、建設業へ入職し、一定の労働条

件で働き、その中で（あるいは入職前に）技能訓練を受け、一定の労働福祉を享受して退職していく。この流れに沿って調査結果をみてみよう。

表-28 業種別・資本金階層別現場労働者数(職長・世話役を含む)

(単位：人)

業種別 資本金 階層別		土 木	土木建築	建 築	木造建築	設 備	職 別	合 計
個 人 企 業		(3.6・4.9) 8.5 (846・1,259) 2,105	(6.2・2.9) 9.1 (220・106) 326	(9.0・1.7) 10.7 (108・600) 708	(1.5・2.1) 3.6 (490・721) 1,211	(1.8・2.9) 4.7 (227・376) 603	(1.6・3.2) 4.8 (518・969) 1,487	(2.2・3.5) 5.7 (2,409・4,031) 6,440
	法 人 業	200万円 未満	(4.1・10.9) 15.0 (346・929) 1,275	(7.9・8.1) 16.0 (135・137) 272	(1.6・3.0) 4.6 (40・75) 115	(2.1・2.1) 4.2 (142・146) 288	(2.0・3.2) 5.2 (291・472) 763	(3.2・5.1) 8.3 (574・936) 1,510
200～499 万円		(8.0・5.9) 13.9 (1,367・1,003) 2,370	(10.4・2.2) 12.6 (208・44) 252	(4.7・24.8) 29.5 (283・1,456) 1,739	(2.0・2.0) 4.0 (192・183) 375	(2.5・3.7) 6.2 (425・629) 1,054	(5.9・3.7) 9.6 (1,064・640) 1,704	(5.1・5.7) 10.8 (3,537・3,957) 7,494
500～ 999万円		(14.2・10.9) 25.1 (2,696・2,070) 4,766	(14.3・8.0) 22.3 (545・304) 849	(6.9・4.2) 11.1 (450・272) 722	(3.5・2.9) 6.4 (231・191) 422	(3.9・3.2) 7.1 (481・381) 862	(10.5・6.6) 17.1 (1,007・636) 1,643	(9.4・6.7) 16.1 (5,410・3,854) 9,264
1000～ 4999万円		(27.2・14.8) 42.0 (7,169・3,869) 11,038	(21.1・15.7) 36.8 (1,885・1,403) 3,288	(8.8・5.9) 14.7 (1,278・872) 2,150	(4.4・5.8) 10.2 (283・387) 670	(8.7・7.4) 16.1 (1,657・1,349) 3,006	(14.9・24.5) 39.4 (1,553・2,587) 4,140	(16.2・12.1) 28.3 (13,825・10,467) 24,292
5000～ 9999万円		(89.5・76.2) 165.7 (5,636・4,805) 10,441	(70.6・9.0) 79.6 (5,295・677) 5,972	(8.1・15.9) 24.0 (675・1,358) 2,033	(15.0・8.5) 23.5 (30・17) 47	(52.5・12.8) 65.3 (2,728・665) 3,393	(95.0・23.7) 118.7 (1,710・405) 2,115	(54.6・26.9) 81.5 (16,074・7,927) 24,001
1億～10 億円未満		(73.3・46.6) 119.9 (5,350・3,400) 8,750	(132.8・83.9) 216.7 (13,640・8,583) 22,223	(18.7・11.3) 30.0 (1,546・941) 2,487	(2.7・1.6) 4.3 (8.5) 13	(49.4・80.2) 129.6 (4,986・8,102) 13,088	(69.9・72.4) 142.3 (1,918・2,076) 3,994	(70.4・59.2) 129.6 (27,448・23,107) 50,555
10億円以 上		(204.2・242.7) 446.9 (3,064・3,640) 6,704	(235.1・155.3) 390.4 (7,050・4,663) 11,713	(5.1・15.2) 20.3 (41・121) 162	— — — —	(705.4・813.1) 1,518.5 (11,947・13,867) 25,814	(8.8・112.0) 120.8 (35・448) 483	(299.1・307.3) 606.4 (22,137・22,739) 44,876
合 計		(23.9・18.9) 42.8 (26,474・20,975) 47,449	(71.0・39.1) 110.1 (28,978・15,917) 44,895	(8.3・10.6) 18.9 (4,419・5,697) 10,116	(2.2・2.6) 4.8 (1,376・1,650) 3,026	(24.5・27.9) 52.4 (22,742・25,841) 48,583	(9.3・9.4) 18.7 (8,379・8,697) 17,076	(20.4・17.4) 37.8 (92,368・78,777) 171,145

(注) 上段 1社平均労働者数、()内は、左が常雇、右が臨時・日雇である。

下段 調査対象労働者数、()内は左が常雇、右が臨時・日雇である。

なお、本章での数字は総て会社の数についてのデータであり、労働者数についてのデータではないことに十分注意されたい。つまり、「〇〇%」というときは、労働者の〇〇%ということではな

く、調査対象企業の〇〇%ということである。これを、労働者数について考えるうえでの参考として、表一28を示しておく。

1 入 職

表一29 募集源（複数回答）

上段常雇、下段臨時・日雇、（ ）内は構成比（%）

		個人企業	法 人 企 業（資本金階層別）							計
			Ⅰ 200万円未満	Ⅱ 200～499万円	Ⅲ 500～999万円	Ⅳ 1000～4999万円	Ⅴ 5000～9999万円	Ⅵ 1億～10億円未満	Ⅶ 10億円以上	
1. 新卒者		206(25) 25(5)	97(24) 12(6)	117(22) 11(4)	125(27) 10(4)	259(37) 16(4)	86(35) 6(4)	104(40) 8(4)	15(33) 1(3)	1,009(29) 89(5)
2. 出稼者		55(7) 61(13)	39(10) 52(26)	63(12) 53(19)	54(12) 52(21)	77(11) 109(28)	53(22) 56(37)	46(18) 73(39)	12(27) 11(34)	399(12) 467(23)
3. 転職者		403(49) 125(26)	231(57) 61(30)	301(57) 89(31)	266(58) 90(36)	418(60) 145(37)	129(53) 55(36)	153(59) 73(39)	26(58) 14(44)	1,927(56) 652(33)
4. 失業者		106(13) 137(28)	52(13) 44(22)	63(12) 83(29)	71(15) 65(26)	102(15) 120(30)	26(11) 31(20)	39(15) 53(28)	9(20) 11(34)	468(14) 544(27)
5. その他		422(51) 325(67)	188(47) 120(59)	269(51) 109(59)	216(47) 162(65)	314(45) 237(60)	117(48) 100(66)	119(46) 110(59)	22(49) 22(69)	1,667(48) 1,245(62)
計		827(100) 489(100)	403(100) 202(100)	530(100) 287(100)	462(100) 251(100)	692(100) 395(100)	245(100) 152(100)	258(100) 187(100)	45(100) 32(100)	3,462(100) 1,995(100)
土 木 (常 雇)	1. 新卒者	(14)	(14)	(6)	(17)	(29)	(26)	(34)	(25)	(19)
	2. 出稼者	(10)	(20)	(17)	(20)	(16)	(38)	(32)	(33)	(19)
	3. 転職者	(56)	(66)	(51)	(51)	(58)	(56)	(55)	(83)	(56)
	4. 失業者	(19)	(20)	(16)	(21)	(15)	(8)	(14)	(17)	(17)
土木建築 (常雇)	1. 新卒者	(一)	(8)	(11)	(14)	(32)	(25)	(23)	(一)	(20)
	2. 出稼者	(13)	(8)	(17)	(23)	(17)	(27)	(23)	(44)	(22)
	3. 転職者	(61)	(54)	(44)	(51)	(57)	(47)	(54)	(50)	(53)
	4. 失業者	(19)	(23)	(11)	(26)	(19)	(18)	(20)	(31)	(20)
建 築 (常 雇)	1. 新卒者	(24)	(18)	(26)	(38)	(31)	(24)	(28)	(一)	(28)
	2. 出稼者	(7)	(6)	(14)	(4)	(11)	(17)	(15)	(33)	(11)
	3. 転職者	(42)	(77)	(60)	(65)	(58)	(57)	(63)	(100)	(59)
	4. 失業者	(13)	(6)	(10)	(4)	(14)	(9)	(18)	(一)	(11)
木造建築 (常 雇)	1. 新卒者	(40)	(27)	(30)	(38)	(32)	(50)	(一)	(一)	(36)
	2. 出稼者	(5)	(9)	(10)	(4)	(2)	(一)	(100)	(一)	(6)
	3. 転職者	(32)	(32)	(35)	(42)	(49)	(50)	(一)	(一)	(35)
	4. 失業者	(8)	(14)	(6)	(11)	(12)	(一)	(一)	(一)	(9)

(続き)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
設 備 (常 雇)	1. 新卒者	(21)	(30)	(35)	(39)	(62)	(69)	(69)	(85)	(45)
	2. 出稼者	(1)	(6)	(3)	(1)	(3)	(2)	(2)	(一)	(3)
	3. 転職者	(68)	(69)	(72)	(70)	(71)	(57)	(62)	(31)	(68)
	4. 失業者	(13)	(11)	(9)	(18)	(12)	(5)	(10)	(15)	(12)
職 別 (常 雇)	1. 新卒者	(25)	(26)	(24)	(27)	(32)	(64)	(72)	(100)	(28)
	2. 出稼者	(7)	(8)	(14)	(11)	(11)	(7)	(6)	(一)	(10)
	3. 転職者	(49)	(50)	(59)	(63)	(61)	(36)	(83)	(100)	(55)
	4. 失業者	(11)	(10)	(13)	(6)	(16)	(14)	(11)	(一)	(12)

募集源をみると、常雇では転職者が56%と過半を占め次いで新卒者の29%であるのに対して、臨時・日雇では出稼者23%、転職者33%、失業者27%と出稼者、失業者の多いのが目立つ。これを資本金階層別にみると、常雇では転職者及び失業者が階層によって余り変動がみられないのに対して、新卒者が1,000万円以上の階層、出稼者が5,000万

円以上の階層においてそれぞれその割合が高くなっている。一方、臨時・日雇では、失業者に資本金の多寡による変化がないのに対して出稼者及び転職者は資本金が大きくなるに従ってその割合も高くなっている。業種別に常雇についてみると、新卒者の割合の高い順に設備、木造建築、職別、建築、土木建築、土木である。

表—30 入職経路(複数回答)

上段常雇、下段臨時・日雇、()内は構成比(%)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
1. 職 安		134(15) 32(6)	101(24) 29(14)	160(29) 37(13)	159(34) 65(26)	320(46) 124(31)	98(40) 59(39)	142(56) 98(53)	30(67) 22(69)	1,144(32) 466(23)
2. 縁故, 知 人		755(87) 439(85)	347(83) 175(84)	452(83) 238(81)	389(83) 194(76)	544(78) 316(79)	198(81) 113(75)	192(75) 139(75)	36(80) 30(94)	2,913(82) 1,644(81)
3. 公 募		58(7) 25(5)	51(12) 20(10)	84(15) 34(12)	71(15) 27(11)	121(17) 43(11)	50(21) 16(11)	58(23) 19(10)	14(31) 3(9)	507(14) 187(9)
4. そ の 他		249(29) 212(41)	110(26) 70(34)	137(25) 110(37)	124(26) 97(38)	186(27) 169(42)	72(30) 66(44)	72(28) 67(36)	5(11) 7(22)	955(27) 798(39)
計		868(100) 517(100)	416(100) 208(100)	547(100) 294(100)	470(100) 254(100)	694(100) 399(100)	244(100) 151(100)	256(100) 185(100)	45(100) 32(100)	3,540(100) 2,040(100)
土 木 (常 雇)	1. 職 安	(12)	(20)	(18)	(32)	(40)	(39)	(52)	(67)	(29)
	2. 縁故, 知 人	(87)	(96)	(84)	(86)	(80)	(90)	(76)	(92)	(85)
	3. 公 募	(5)	(7)	(14)	(11)	(14)	(20)	(20)	(25)	(12)

(続き)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
土木建築 (常 雇)	1. 職 安	(8)	(39)	(42)	(31)	(44)	(31)	(60)	(81)	(42)
	2. 縁故, 知人	(90)	(69)	(90)	(86)	(91)	(84)	(84)	(100)	(87)
	3. 公 募	(3)	(8)	(—)	(6)	(9)	(15)	(13)	(6)	(10)
建 築 (常 雇)	1. 職 安	(12)	(18)	(26)	(23)	(36)	(42)	(38)	(33)	(30)
	2. 縁故, 知人	(88)	(94)	(86)	(92)	(81)	(86)	(78)	(100)	(85)
	3. 公 募	(4)	(12)	(12)	(8)	(8)	(5)	(25)	(—)	(9)
木造建築 (常 雇)	1. 職 安	(15)	(16)	(26)	(23)	(25)	(50)	(—)	(—)	(18)
	2. 縁故, 知人	(87)	(78)	(80)	(79)	(80)	(100)	(100)	(—)	(84)
	3. 公 募	(2)	(16)	(9)	(8)	(23)	(—)	(—)	(—)	(7)
設 備 (常 雇)	1. 職 安	(21)	(29)	(42)	(51)	(65)	(50)	(64)	(54)	(46)
	2. 縁故, 知人	(91)	(85)	(78)	(75)	(69)	(60)	(64)	(46)	(76)
	3. 公 募	(12)	(16)	(21)	(25)	(33)	(45)	(26)	(69)	(25)
職 別 (常 雇)	1. 職 安	(19)	(25)	(31)	(32)	(53)	(50)	(61)	(100)	(29)
	2. 縁故, 知人	(84)	(77)	(85)	(81)	(77)	(71)	(61)	(—)	(81)
	3. 公 募	(11)	(12)	(18)	(25)	(18)	(43)	(56)	(100)	(17)

入職経路についてみると、常雇、臨時・日雇とも縁故、知人を通じるものがそれぞれ82%、81%とその圧倒的大部分を占めている。

これを資本金階層別でみると、資本規模が大き

いほど職安を通じるものが増える傾向がはっきりとわかる。業種別に常雇についてみると、職安又は公募による者の割合の多い順に、設備、土木建築、職別、土木、建築、木造建築の順である。

2

賃 金

表—31 賃金支払形態

上段常雇、下段臨時・日雇、()内は構成比(%)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
1. 月 給		143(16) 5(1)	107(25) 5(2)	144(26) 2(1)	125(26) 4(2)	219(31) 10(3)	59(24) 3(2)	82(32) 6(3)	20(44) 3(9)	899(25) 38(2)
2. 日 給 月 給		406(44) 167(30)	212(49) 91(42)	261(47) 100(34)	214(45) 83(31)	284(40) 120(30)	115(47) 53(36)	118(46) 72(39)	18(40) 20(63)	1,628(45) 706(34)
3. 日 給		341(37) 338(62)	81(19) 95(44)	118(21) 161(54)	111(24) 154(58)	171(24) 241(59)	49(20) 82(55)	49(19) 104(56)	4(8.9) 8(25)	924(25) 1,183(56)

(続き)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
4. 出来高給		14(2) 32(6)	16(4) 22(10)	18(3) 22(7)	12(3) 14(5)	17(2) 16(4)	7(3) 3(2)	3(1) 4(2)	—(—) 1(3)	87(2) 114(5)
5. 基本給, 出来高給併用		21(2) 8(2)	14(3) 5(2)	20(4) 11(4)	11(2) 11(4)	16(2) 20(5)	13(5) 8(5)	5(2) 1(1)	3(7) —(—)	103(3) 64(3)
計		925(100) 550(100)	430(100) 218(100)	561(100) 296(100)	473(100) 266(100)	707(100) 407(100)	243(100) 149(100)	257(100) 187(100)	45(100) 32(100)	3,641(100) 2,105(100)
土 木 (常 雇)	1. 月 給	(12)	(27)	(24)	(21)	(34)	(23)	(32)	(58)	(24)
	2. 日給月給	(45)	(48)	(40)	(45)	(35)	(41)	(43)	(42)	(42)
	3. 日 給	(41)	(19)	(33)	(33)	(28)	(25)	(20)	(—)	(31)
	4. 出来高給	(1)	(1)	(1)	(—)	(1)	(3)	(—)	(—)	(1)
	5. 基本給 出来高給併用	(2)	(5)	(3)	(1)	(3)	(8)	(5)	(—)	(3)
土木建築 (常 雇)	1. 月 給	(6)	(14)	(21)	(22)	(18)	(22)	(17)	(25)	(18)
	2. 日給月給	(47)	(57)	(37)	(42)	(44)	(50)	(52)	(56)	(48)
	3. 日 給	(47)	(21)	(42)	(36)	(37)	(27)	(30)	(19)	(33)
	4. 出来高給	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2)	(1)	(—)	(1)
	5. 基本給 出来高給併用	(—)	(7)	(—)	(—)	(1)	(—)	(—)	(—)	(1)
建 築 (常 雇)	1. 月 給	(11)	(6)	(25)	(18)	(22)	(16)	(31)	(33)	(18)
	2. 日給月給	(39)	(71)	(48)	(57)	(43)	(56)	(51)	(67)	(49)
	3. 日 給	(47)	(24)	(21)	(18)	(33)	(21)	(18)	(—)	(28)
	4. 出来高給	(2)	(—)	(5)	(4)	(1)	(2)	(—)	(—)	(2)
	5. 基本給 出来高給併用	(2)	(—)	(2)	(2)	(2)	(5)	(—)	(—)	(2)
木造建築 (常 雇)	1. 月 給	(12)	(12)	(22)	(18)	(17)	(50)	(—)	(—)	(15)
	2. 日給月給	(41)	(57)	(46)	(51)	(35)	(—)	(100)	(—)	(44)
	3. 日 給	(42)	(27)	(17)	(25)	(35)	(—)	(—)	(—)	(34)
	4. 出来高給	(2)	(2)	(7)	(6)	(7)	(—)	(—)	(—)	(4)
	5. 基本給 出来高給併用	(3)	(2)	(6)	(—)	(7)	(50)	(—)	(—)	(4)
設 備 (常 雇)	1. 月 給	(34)	(36)	(42)	(39)	(47)	(42)	(50)	(62)	(41)
	2. 日給月給	(49)	(43)	(48)	(49)	(43)	(39)	(40)	(8)	(44)
	3. 日 給	(15)	(16)	(8)	(9)	(6)	(10)	(7)	(8)	(10)
	4. 出来高給	(1)	(3)	(2)	(1)	(3)	(5)	(2)	(—)	(2)
	5. 基本給 出来高給併用	(1)	(2)	(2)	(2)	(1)	(5)	(2)	(23)	(2)

(続き)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
職 別 (常 雇)	1. 月 給	(17)	(22)	(15)	(36)	(25)	(21)	(44)	(一)	(21)
	2. 日給月給	(44)	(49)	(54)	(32)	(47)	(57)	(33)	(100)	(46)
	3. 日 給	(34)	(18)	(19)	(16)	(19)	(一)	(11)	(一)	(23)
	4. 出来高給	(2)	(6)	(5)	(8)	(9)	(7)	(6)	(一)	(5)
	5. 基本給 出来高給併用	(2)	(4)	(7)	(8)	(1)	(14)	(6)	(一)	(4)

賃金水準は別の調査があるので、ここでは支払形態について調べた。賃金の支払形態は、常雇と臨時・日雇では大きな差がある。すなわち月給制は常雇では25%であるのに対して、臨時・日雇ではわずか2%にすぎない。逆に、日給制は常雇で25%、臨時・日雇で56%となっている。もっとも、常雇においても45%は日給月給制である。

これを資本金階層別にみると、常雇及び臨時・

日雇とも階層による相違はさほどみられない。

また、常雇について業種別にみると、各業種とも日給月給制が最もよく普及しており、設備を除いて以下、日給制、月給制の順になっている。月給制の最もよく普及しているのは、設備業で41%と際立っている。これに続くのが、土木業で24%、以下、多い順に職別21%、建築19%、土木建築18%、木造建築15%となっている。

3

休 暇

表—32 法定外有給休暇

上段常雇、下段臨時・日雇、()内は構成比(%)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
1. 与えている		215(26) 87(19)	152(37) 26(14)	190(35) 42(16)	182(39) 41(17)	304(44) 73(19)	121(50) 28(19)	142(55) 52(28)	29(64) 8(25)	1,335(38) 357(19)
2. 与えていない		626(74) 367(81)	262(63) 164(86)	349(65) 224(84)	287(61) 201(83)	391(56) 317(81)	122(50) 123(82)	116(45) 134(72)	16(36) 24(75)	2,169(62) 1,554(81)
計		841(100) 454(100)	414(100) 190(100)	539(100) 266(100)	469(100) 242(100)	695(100) 390(100)	243(100) 151(100)	258(100) 186(100)	45(100) 32(100)	3,504(100) 1,911(100)
土 木 (常 雇)	1. 与えている	(27)	(37)	(27)	(32)	(44)	(51)	(45)	(67)	(36)
	2. 与えていない	(73)	(63)	(73)	(68)	(56)	(49)	(55)	(33)	(64)
土木建築 (常 雇)	1. 与えている	(18)	(15)	(16)	(36)	(40)	(46)	(44)	(50)	(38)
	2. 与えていない	(82)	(84)	(84)	(64)	(60)	(54)	(56)	(50)	(62)

(続き)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
建築 (常雇)	1. 与えている	(21)	(24)	(30)	(31)	(31)	(39)	(50)	(67)	(33)
	2. 与えていない	(79)	(77)	(70)	(69)	(69)	(61)	(50)	(33)	(67)
木造建築 (常雇)	1. 与えている	(26)	(33)	(20)	(36)	(24)	(—)	(—)	(—)	(27)
	2. 与えていない	(74)	(67)	(80)	(64)	(76)	(100)	(100)	(—)	(73)
設備 (常雇)	1. 与えている	(35)	(48)	(51)	(57)	(61)	(74)	(75)	(77)	(55)
	2. 与えていない	(65)	(52)	(49)	(43)	(39)	(26)	(25)	(23)	(45)
職別 (常雇)	1. 与えている	(21)	(33)	(40)	(39)	(42)	(43)	(83)	(100)	(34)
	2. 与えていない	(79)	(67)	(60)	(61)	(58)	(57)	(17)	(—)	(66)

前回の調査と同様に、法令の規定により与えるべく義務が課せられている有給休暇のほかに、有給休暇を与える制度をとっているかどうかを調査している。法定外有給休暇を常雇に対して与えていると答えた企業は38%、臨時・日雇に対しては19%である。これを前回の調査と比べてみると、常雇は9ポイント、臨時・日雇は10ポイント高くなっており、この間法定外有給休暇制度の普及が進んだものと思われるが、総体的には依然として

有給休暇制度の普及は低い。

資本金階層別にみると、常雇及び臨時・日雇とも法定外有給休暇を与えている企業は、資本規模が大きくなるに従って多くなる。

常雇について業種別にみると、法定外有給休暇を与えているものが多い順に設備55%、土木建築38%、土木36%、職別34%、建築33%、木造建築27%となっているが、中でも設備は過半数を超えており、際立って高い割合となっている。

表—33 日曜休暇

上段常雇、下段臨時・日雇、()内は構成比(%)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
1.	4日	564(63) 266(55)	297(70) 114(56)	372(67) 173(63)	303(64) 138(57)	495(70) 240(60)	169(69) 97(64)	185(72) 119(64)	35(78) 22(69)	2,420(67) 1,169(59)
2.	3日	110(12) 57(12)	58(14) 33(16)	58(11) 22(8)	66(14) 26(11)	83(12) 46(12)	34(14) 19(13)	32(13) 21(11)	5(11) 4(13)	446(12) 228(12)
3.	2日	158(18) 84(17)	45(11) 31(15)	91(17) 45(17)	78(16) 49(20)	97(14) 72(18)	28(12) 19(13)	32(13) 36(19)	4(9) 5(16)	533(15) 341(17)
4.	1日	40(4) 24(5)	20(5) 9(4)	24(4) 9(3)	23(5) 12(5)	23(3) 13(3)	13(5) 8(5)	6(2) 4(2)	1(2) 1(3)	150(4) 80(4)
5.	なし	28(3) 52(11)	6(1) 17(8)	7(1) 24(9)	7(2) 19(8)	6(1) 27(7)	—(—) 8(5)	2(1) 6(3)	—(—) —(—)	56(2) 153(8)
計		900(100) 483(100)	426(100) 204(100)	552(100) 273(100)	477(100) 244(100)	704(100) 398(100)	244(100) 151(100)	257(100) 186(100)	45(100) 32(100)	3,605(100) 1,971(100)

(続き)

		個人企業	法人企業(資本金階層別)							計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
土木 (常雇)	1. 4日	(45)	(53)	(46)	(55)	(62)	(51)	(50)	(58)	(53)
	2. 3日	(15)	(15)	(19)	(12)	(13)	(18)	(21)	(17)	(15)
	3. 2日	(30)	(26)	(28)	(25)	(21)	(26)	(27)	(17)	(26)
	4. 1日	(5)	(4)	(5)	(5)	(3)	(5)	(2)	(8)	(4)
	5. なし	(5)	(3)	(3)	(2)	(2)	(—)	(—)	(—)	(3)
土木建築 (常雇)	1. 4日	(56)	(57)	(53)	(47)	(61)	(68)	(72)	(75)	(63)
	2. 3日	(9)	(—)	(5)	(17)	(14)	(19)	(12)	(13)	(13)
	3. 2日	(31)	(29)	(37)	(28)	(21)	(9)	(13)	(13)	(19)
	4. 1日	(3)	(14)	(5)	(6)	(4)	(4)	(1)	(—)	(4)
	5. なし	(—)	(—)	(—)	(3)	(—)	(—)	(1)	(—)	(1)
建築 (常雇)	1. 4日	(69)	(82)	(76)	(67)	(79)	(79)	(83)	(67)	(76)
	2. 3日	(13)	(6)	(4)	(12)	(8)	(5)	(5)	(33)	(8)
	3. 2日	(15)	(12)	(16)	(12)	(8)	(5)	(3)	(—)	(10)
	4. 1日	(4)	(—)	(5)	(6)	(4)	(11)	(8)	(—)	(5)
	5. なし	(—)	(—)	(—)	(2)	(—)	(—)	(3)	(—)	(1)
木造建築 (常雇)	1. 4日	(69)	(76)	(79)	(77)	(62)	(100)	(—)	(—)	(71)
	2. 3日	(10)	(8)	(6)	(13)	(18)	(—)	(—)	(—)	(10)
	3. 2日	(15)	(14)	(12)	(8)	(13)	(—)	(100)	(—)	(14)
	4. 1日	(4)	(2)	(2)	(2)	(7)	(—)	(—)	(—)	(3)
	5. なし	(2)	(—)	(2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2)
設備 (常雇)	1. 4日	(73)	(77)	(85)	(75)	(81)	(86)	(87)	(100)	(80)
	2. 3日	(11)	(15)	(6)	(12)	(10)	(7)	(10)	(—)	(10)
	3. 2日	(8)	(3)	(3)	(7)	(5)	(5)	(3)	(—)	(5)
	4. 1日	(7)	(5)	(5)	(6)	(3)	(2)	(—)	(—)	(4)
	5. なし	(1)	(1)	(1)	(—)	(1)	(—)	(—)	(—)	(1)
職別 (常雇)	1. 4日	(67)	(71)	(68)	(65)	(78)	(64)	(72)	(100)	(69)
	2. 3日	(13)	(16)	(10)	(20)	(9)	(29)	(11)	(—)	(14)
	3. 2日	(12)	(7)	(17)	(11)	(10)	(7)	(11)	(—)	(11)
	4. 1日	(5)	(5)	(4)	(4)	(4)	(—)	(6)	(—)	(4)
	5. なし	(4)	(2)	(1)	(1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2)

「1ヶ月のうち、日曜休暇をどのくらい与えていますか。」という質問に対する回答であるが、常雇と臨時・日雇でほとんど格差がなく、4日(全日

曜日)の日曜休暇を与えているのは常雇で67%、臨時・日雇で59%といずれも過半数を超えており、以下、常雇及び臨時・日雇とも2日、3日、1日

の順になっている。建設業界では、昭和51年から「日曜全休」の運動を推進してきており、この運動の成果が徐々にではあるが表われてきたものの、総体的には、いまだ十分とは言い難いと思われる。

これを資本金階層別にみると、常雇及び臨時・

日雇とも階層による動きが余りみられない。

また、これを業種別にみると、4日の日曜休暇を与えているのは、多い順に設備80%、建築76%、木造建築71%、職別69%、土木建築53%となっている。

4

安全衛生

表—34 法定外労災

()内は構成比(%)

		個 人 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							計
			I 200 万円未満	II 200 ～499万円	III 500 ～999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10 億円以上	
常 雇	1. 全員利用	330(43.4)	174(46.4)	226(47.7)	227(52.5)	382(58.0)	154(64.7)	173(69.8)	30(66.7)	1,696(52.4)
	2. 一部利用	155(20.3)	76(20.2)	104(21.6)	87(20.0)	125(19.0)	37(15.5)	38(15.3)	10(22.2)	632(19.5)
	3. 利用していない	280(36.3)	125(33.4)	148(30.7)	128(27.4)	152(23.0)	47(19.7)	37(14.9)	5(11.1)	912(28.1)
	計	765(100)	375(100)	478(100)	432(100)	659(100)	238(100)	248(100)	45(100)	3,240(100)
臨 時・ 日 雇	1. 全員利用	131(29.0)	62(34.1)	85(33.3)	101(42.1)	154(42.2)	75(50.3)	110(61.1)	15(46.9)	733(39.5)
	2. 一部利用	102(23.3)	35(19.8)	64(25.2)	46(19.6)	111(30.6)	33(22.1)	33(18.3)	11(34.4)	435(23.8)
	3. 利用していない	212(47.7)	84(46.2)	106(41.5)	91(38.3)	98(27.0)	41(27.5)	37(20.6)	6(18.8)	675(36.7)
	計	445(100)	181(100)	255(100)	238(100)	363(100)	149(100)	180(100)	32(100)	1,843(100)
土 木 (常 雇)	1. 全員利用	(44.2)	(46.9)	(46.1)	(52.9)	(60.5)	(64.4)	(70.9)	(66.7)	(53.6)
	2. 一部利用	(25.3)	(20.3)	(21.9)	(20.6)	(20.2)	(18.6)	(12.7)	(33.3)	(21.2)
	3. 利用していない	(30.5)	(32.8)	(32.0)	(26.5)	(19.3)	(16.9)	(16.4)	(—)	(25.1)
土 木 建 築 (常 雇)	1. 全員利用	(35.7)	(18.2)	(58.8)	(54.5)	(60.3)	(64.7)	(69.1)	(75.0)	(59.9)
	2. 一部利用	(25.0)	(18.2)	(35.3)	(18.2)	(20.5)	(16.2)	(21.0)	(18.8)	(20.5)
	3. 利用していない	(39.3)	(63.6)	(— 5.9)	(27.3)	(19.2)	(19.1)	(— 9.9)	(— 6.3)	(19.6)
建 築 (常 雇)	1. 全員利用	(47.8)	(50.0)	(45.0)	(52.1)	(58.0)	(57.1)	(76.3)	(66.7)	(55.9)
	2. 一部利用	(15.2)	(25.0)	(20.0)	(20.8)	(18.0)	(14.3)	(10.5)	(33.3)	(17.3)
	3. 利用していない	(37.0)	(25.0)	(35.0)	(27.1)	(24.0)	(28.6)	(13.2)	(—)	(26.8)
木 造 建 築 (常 雇)	1. 全員利用	(42.1)	(52.2)	(47.5)	(38.6)	(47.5)	(100.0)	(—)	(—)	(44.4)
	2. 一部利用	(19.0)	(23.9)	(20.3)	(20.5)	(22.5)	(—)	(100.0)	(—)	(20.3)
	3. 利用していない	(38.9)	(23.9)	(32.2)	(40.9)	(30.0)	(—)	(—)	(—)	(35.3)
設 備 (常 雇)	1. 全員利用	(43.2)	(50.0)	(43.6)	(63.9)	(57.8)	(77.5)	(67.9)	(53.8)	(54.8)
	2. 一部利用	(15.9)	(17.6)	(21.4)	(13.3)	(13.6)	(— 5.0)	(12.5)	(15.4)	(15.3)
	3. 利用していない	(40.9)	(32.4)	(35.0)	(22.9)	(28.6)	(17.5)	(19.6)	(30.8)	(29.9)
職 別 (常 雇)	1. 全員利用	(44.2)	(43.2)	(52.8)	(46.5)	(54.1)	(53.8)	(64.7)	(100.0)	(47.8)
	2. 一部利用	(19.5)	(20.5)	(20.8)	(26.8)	(24.3)	(38.5)	(11.8)	(—)	(21.5)
	3. 利用していない	(36.3)	(36.4)	(26.4)	(26.8)	(21.6)	(— 7.7)	(23.5)	(—)	(30.7)

法定外労災とは、労働者を使用する事業の事業主に対し法により加入が義務づけられている労働災害補償保険以外の労災保険をいう。これには様々の種類があるが、種類を問わず加入状況のみを調査した。

常雇では、52.4%の企業で全員が利用しているが、一方全く利用していないものも28.1%ある。

臨時・日雇では全員が利用しているのは39.5%，一部利用しているものは23.8%，全く利用していないものは36.7%で常雇より利用状況は低い。これを資本金階層別にみると、零細なもののほど利用が低くなっている。業種別に常雇についてみると、全員利用の率が高い順に、土木建築，建築，設備，土木，職別，木造建築である。

表-35 安全教育

()内は構成比 (%)

		個 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							計
			I 200 万円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10 億円以上	
常 雇	1. 雇入れ時期のみ	104(12.1)	47(11.4)	54(9.9)	40(8.6)	51(7.3)	15(6.2)	18(7.1)	5(11.1)	334(9.5)
	2. 定 期	152(17.6)	83(20.0)	150(27.6)	117(25.2)	249(35.8)	110(45.3)	162(63.5)	33(73.3)	1,056(30.0)
	3. 不 定期	452(52.4)	227(54.8)	256(47.1)	251(54.1)	348(50.1)	112(46.1)	65(25.5)	6(13.3)	1,717(48.8)
	4. そ の 他	154(17.9)	57(13.8)	83(15.3)	56(12.1)	47(6.8)	6(2.5)	10(3.9)	1(2.2)	414(11.8)
	計	862(100)	414(100)	543(100)	464(100)	695(100)	243(100)	255(100)	45(100)	3,521(100)
臨 時・ 日 雇	1. 雇入れ時期のみ	59(13.8)	23(12.4)	43(15.8)	42(17.2)	72(18.5)	22(15.4)	34(18.9)	3(9.4)	298(15.9)
	2. 定 期	50(11.7)	30(16.1)	50(18.4)	64(26.2)	112(28.7)	61(42.7)	62(34.4)	12(37.5)	441(23.5)
	3. 不 定期	35(8.2)	13(7.0)	19(7.0)	26(10.7)	64(16.4)	25(17.5)	40(22.2)	15(46.9)	237(12.6)
	4. そ の 他	284(66.4)	120(64.5)	160(58.8)	112(45.9)	142(36.4)	35(24.5)	44(24.4)	2(6.3)	899(47.9)
	計	428(100)	186(100)	272(100)	244(100)	390(100)	143(100)	180(100)	32(100)	1,875(100)
土 木 (常 雇)	1. 雇入れ時期のみ	(13.4)	(17.8)	(9.1)	(9.1)	(6.8)	(6.6)	(7.1)	(25.0)	(10.1)
	2. 定 期	(22.0)	(23.3)	(29.2)	(30.9)	(39.7)	(39.3)	(66.1)	(66.7)	(33.3)
	3. 不 定期	(46.9)	(52.1)	(46.1)	(45.5)	(45.3)	(52.5)	(26.8)	(8.3)	(45.2)
	4. そ の 他	(17.7)	(6.8)	(15.6)	(14.5)	(8.1)	(1.6)	(ー)	(ー)	(11.4)
土 木 建 築 (常 雇)	1. 雇入れ時期のみ	(10.3)	(14.3)	(5.3)	(8.3)	(9.0)	(10.3)	(7.3)	(6.3)	(8.8)
	2. 定 期	(17.2)	(21.4)	(42.1)	(25.0)	(32.1)	(48.5)	(63.4)	(62.5)	(42.4)
	3. 不 定期	(48.3)	(35.7)	(52.6)	(58.3)	(55.1)	(39.7)	(25.6)	(25.0)	(42.4)
	4. そ の 他	(24.1)	(28.6)	(ー)	(8.3)	(3.8)	(1.5)	(3.7)	(6.3)	(6.4)
建 築 (常 雇)	1. 雇入れ時期のみ	(9.4)	(23.5)	(17.1)	(14.9)	(8.5)	(3.4)	(5.3)	(ー)	(9.9)
	2. 定 期	(17.0)	(ー)	(24.4)	(17.0)	(22.6)	(51.7)	(57.9)	(100.0)	(29.2)
	3. 不 定期	(56.6)	(70.6)	(51.2)	(55.3)	(64.2)	(39.7)	(28.9)	(ー)	(52.6)
	4. そ の 他	(17.0)	(5.9)	(7.3)	(12.8)	(4.7)	(5.2)	(7.9)	(ー)	(8.3)
木 造 建 築 (常 雇)	1. 雇入れ時期のみ	(13.7)	(8.3)	(11.1)	(8.3)	(7.3)	(ー)	(100.0)	(ー)	(11.7)
	2. 定 期	(13.3)	(10.4)	(12.7)	(12.5)	(31.7)	(ー)	(ー)	(ー)	(14.5)
	3. 不 定期	(53.5)	(58.3)	(38.1)	(64.6)	(58.5)	(100.0)	(ー)	(ー)	(53.6)
	4. そ の 他	(19.5)	(22.9)	(38.1)	(14.6)	(2.4)	(ー)	(ー)	(ー)	(20.1)

(続き)

		個 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							計
			I 200 万円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10 億円以上	
設 備 (常雇)	1. 雇入れ時期のみ	(5.0)	(5.3)	(6.9)	(5.3)	(6.4)	(—)	(5.0)	(7.7)	(5.5)
	2. 定 期	(23.8)	(28.1)	(32.8)	(26.3)	(42.3)	(42.5)	(66.7)	(84.6)	(36.3)
	3. 不 定期	(60.4)	(56.1)	(48.1)	(61.1)	(45.5)	(55.0)	(21.7)	(7.7)	(49.7)
	4. そ の 他	(10.9)	(10.5)	(12.2)	(7.4)	(5.8)	(2.5)	(6.7)	(—)	(8.5)
職 別 (常雇)	1. 雇入れ時期のみ	(13.1)	(12.2)	(11.9)	(8.2)	(7.5)	(14.3)	(11.1)	(—)	(11.5)
	2. 定 期	(15.6)	(17.6)	(26.7)	(24.7)	(35.0)	(42.9)	(61.1)	(100.0)	(23.0)
	3. 不 定期	(52.5)	(54.1)	(49.6)	(54.8)	(45.0)	(42.9)	(27.8)	(—)	(50.8)
	4. そ の 他	(18.9)	(16.2)	(11.9)	(12.3)	(12.5)	(—)	(—)	(—)	(14.7)

労働者を新たに雇い入れるとき及び労働者の作業内容を転換させるときには作業手順などについて安全衛生教育を行わなければならない、また、現場の職長など労働者の指導・監督に当たる者に対して特別の安全衛生教育を行わなければならないこととされている。この安全衛生教育について調査結果をみると、常雇では雇入れ時のみ教育を行うものは9.5%、定期的に行っているものは30.0%、不定期は48.8%である。臨時・日雇では、雇入れ時のみ教育を行うものは15.9%と常雇より多く、

定期的に行っているものは23.5%、不定期は12.6%とそれぞれ常雇よりかなり低くなっている。その他が47.9%もあるが、これは臨時・日雇に対する安全教育については無関心である表われであると考えられる。

資本金階層でみると、階層が上になるほど定期的に教育を行うものの率が格段に高まっている。

業種別に常雇についてみると、定期教育の率の高い順に、土木建築、設備、土木、建築、職別、木造建築の順である。

表一36 健康診断(臨時・日雇のみ)

()内は構成比(%)

		個 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							計
			I 200 万円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10 億円以上	
1. 雇入れ時期のみ		59(13.8)	23(12.4)	43(15.8)	42(17.2)	72(18.5)	22(15.4)	34(18.9)	3(9.4)	298(15.9)
2. 定 期		50(11.7)	30(16.1)	50(18.4)	64(26.2)	112(28.7)	61(42.7)	62(34.4)	12(37.5)	441(23.5)
3. 雇入時及び定期		35(8.2)	13(7.0)	19(7.0)	26(10.7)	64(16.4)	25(17.5)	40(22.2)	15(46.9)	237(12.6)
4. そ の 他		284(66.4)	120(64.5)	160(58.8)	112(45.9)	142(36.4)	35(24.5)	44(24.4)	2(6.3)	899(47.9)
計		428(100)	186(100)	272(100)	244(100)	390(100)	143(100)	180(100)	32(100)	1,875(100)
土 木	1. 雇入れ時期のみ	(12.9)	(14.9)	(18.9)	(20.9)	(21.6)	(19.5)	(15.2)	(11.1)	(18.1)
	2. 定 期	(12.9)	(10.6)	(20.0)	(30.9)	(29.2)	(39.0)	(39.1)	(44.4)	(25.0)
	3. 雇入時及び定期	(10.1)	(14.9)	(3.3)	(10.9)	(17.0)	(22.0)	(28.3)	(44.4)	(13.9)
	4. そ の 他	(64.0)	(59.6)	(57.8)	(37.3)	(32.2)	(19.5)	(17.4)	(—)	(43.0)

(続き)

		個 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							計
			I 200 万円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10 億円以上	
土木建築	1. 雇入れ時期のみ	(15.0)	(10.0)	(15.4)	(4.8)	(13.3)	(14.3)	(19.4)	(8.3)	(14.4)
	2. 定 期	(15.0)	(10.0)	(30.8)	(42.9)	(36.7)	(49.0)	(37.5)	(16.7)	(35.8)
	3. 雇入時及び定期	(20.0)	(10.0)	(一)	(14.3)	(15.0)	(12.2)	(19.4)	(75.0)	(17.9)
	4. そ の 他	(50.0)	(70.0)	(53.8)	(38.1)	(35.0)	(24.5)	(23.6)	(一)	(31.9)
建 築	1. 雇入れ時期のみ	(17.6)	(25.0)	(4.8)	(4.2)	(15.1)	(6.9)	(30.4)	(一)	(13.6)
	2. 定 期	(11.8)	(一)	(4.8)	(33.3)	(32.1)	(51.7)	(17.4)	(一)	(26.6)
	3. 雇入時及び定期	(一)	(一)	(9.5)	(4.2)	(13.2)	(10.3)	(13.0)	(一)	(9.0)
	4. そ の 他	(70.6)	(75.0)	(81.0)	(58.3)	(39.6)	(31.0)	(39.1)	(100.0)	(50.8)
木造建築	1. 雇入れ時期のみ	(14.2)	(10.0)	(15.2)	(9.5)	(18.2)	(一)	(100.0)	(一)	(14.3)
	2. 定 期	(7.5)	(10.0)	(9.1)	(4.8)	(22.7)	(一)	(一)	(一)	(9.4)
	3. 雇入時及び定期	(4.7)	(一)	(3.0)	(4.8)	(一)	(一)	(一)	(一)	(3.4)
	4. そ の 他	(73.6)	(80.0)	(72.7)	(81.0)	(59.1)	(一)	(一)	(一)	(72.9)
設 備	1. 雇入れ時期のみ	(17.5)	(13.9)	(17.0)	(25.8)	(14.6)	(28.6)	(13.3)	(11.1)	(17.2)
	2. 定 期	(20.0)	(25.0)	(24.5)	(19.4)	(22.9)	(35.7)	(30.0)	(66.7)	(25.7)
	3. 雇入時及び定期	(12.5)	(8.3)	(11.3)	(9.7)	(22.9)	(21.4)	(26.7)	(22.2)	(15.7)
	4. そ の 他	(50.0)	(52.8)	(47.2)	(45.2)	(39.6)	(14.3)	(30.0)	(一)	(41.4)
職 別	1. 雇入れ時期のみ	(12.3)	(9.2)	(14.5)	(18.9)	(22.2)	(10.0)	(12.5)	(一)	(13.9)
	2. 定 期	(10.4)	(20.0)	(17.7)	(16.2)	(19.4)	(10.0)	(50.0)	(一)	(16.4)
	3. 雇入時及び定期	(6.6)	(3.1)	(11.3)	(16.2)	(22.2)	(40.0)	(25.0)	(一)	(11.1)
	4. そ の 他	(70.8)	(67.7)	(56.5)	(48.6)	(36.1)	(40.0)	(12.5)	(一)	(58.6)

健康診断については、常用の労働者に対しては雇入れ時及び毎年1回の定期健康診断を行うことが事業主に義務付けられている。そこでこの調査では法による義務付けが行われていない臨時・日雇労働者に対する健康診断の実施状況について調査した。

調査結果によれば、雇入れ時のみ健康診断を行うものは15.9%、定期の健康診断を行っている

ものは23.5%、その両方を行っているものは12.6%である。その他が47.9%もあるが、これは健康診断への関心の低さの現われと思われる。

業種別では定期に行っているものの率の高い順に土木建築(53.7%)、設備(41.4%)、土木(38.9%)、建築(35.6%)、職別(27.5%)、木造建築(12.8%)である。

表一37 技能訓練

上段常雇，下段臨時・日雇，（ ）内は構成比(%)

	個 人 企 業	法 人 企 業（資本金階層別）							計
		I 200 万円未満	II 200 ～499万円	III 500 ～999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10 億円以上	
1. 事業内認定訓練	62(7) 18(4)	53(13) 13(7)	53(10) 22(8)	37(8) 13(6)	63(9) 24(6)	26(11) 7(5)	42(17) 14(8)	12(27) 7(22)	348(10) 118(6)
2. 公 共 訓 練	126(15) 19(4)	46(11) 16(8)	96(18) 23(9)	100(22) 15(6)	151(22) 32(8)	69(29) 20(14)	61(24) 16(9)	8(18) 1(3)	657(19) 142(7)
3. 認 定 外 訓 練	15(2) 8(2)	4(1) 2(1)	9(2) —(—)	21(5) 4(2)	35(5) 8(2)	8(3) —(—)	16(6) 9(5)	2(4) 3(9)	110(3) 34(2)
4. 作業中に習得	616(72) 361(77)	296(72) 142(71)	350(66) 190(70)	269(60) 171(72)	403(58) 278(72)	126(53) 101(72)	121(48) 120(69)	22(49) 16(50)	2,203(63) 1,379(72)
5. そ の 他	43(5) 66(14)	14(3) 27(14)	26(5) 35(13)	25(6) 34(14)	38(6) 42(11)	9(4) 13(9)	13(5) 16(9)	1(2) 5(16)	169(5) 238(13)
計	862(100) 472(100)	413(100) 200(100)	534(100) 270(100)	452(100) 237(100)	690(100) 384(100)	238(100) 141(100)	253(100) 175(100)	45(100) 32(100)	3,487(100) 1,911(100)
土 木 常雇	1. 事業内認定訓練	(5)	(11)	(8)	(7)	(8)	(15)	(18)	(9)
	2. 公 共 訓 練	(21)	(19)	(23)	(32)	(31)	(29)	(29)	(26)
	3. 認 定 外 訓 練	(3)	(3)	(1)	(2)	(5)	(3)	(7)	(3)
	4. 作業中に習得	(64)	(62)	(64)	(53)	(52)	(48)	(39)	(57)
土 木 建築 常雇	1. 事業内認定訓練	(10)	(7)	(11)	(6)	(5)	(6)	(16)	(10)
	2. 公 共 訓 練	(17)	(14)	(32)	(29)	(25)	(29)	(21)	(24)
	3. 認 定 外 訓 練	(—)	(—)	(5)	(9)	(4)	(8)	(4)	(5)
	4. 作業中に習得	(69)	(79)	(53)	(51)	(58)	(56)	(52)	(56)
建 築 常雇	1. 事業内認定訓練	(2)	(12)	(8)	(9)	(6)	(4)	(5)	(6)
	2. 公 共 訓 練	(15)	(12)	(24)	(18)	(17)	(28)	(26)	(20)
	3. 認 定 外 訓 練	(4)	(—)	(—)	(4)	(2)	(—)	(3)	(2)
	4. 作業中に習得	(75)	(59)	(63)	(60)	(67)	(61)	(64)	(66)
木 造 建築 常雇	1. 事業内認定訓練	(8)	(7)	(10)	(2)	(5)	(50)	(—)	(7)
	2. 公 共 訓 練	(11)	(11)	(11)	(15)	(10)	(50)	(—)	(12)
	3. 認 定 外 訓 練	(0.4)	(—)	(—)	(2)	(—)	(—)	(—)	(1)
	4. 作業中に習得	(74)	(9)	(10)	(4)	(7)	(—)	(—)	(74)
設 備 常雇	1. 事業内認定訓練	(10)	(14)	(12)	(14)	(13)	(18)	(22)	(14)
	2. 公 共 訓 練	(21)	(10)	(16)	(18)	(18)	(28)	(21)	(18)
	3. 認 定 外 訓 練	(59)	(74)	(64)	(56)	(57)	(55)	(41)	(6)
	4. 作業中に習得	(4)	(1)	(5)	(3)	(5)	(—)	(3)	(60)

(続き)

		個 人 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							計
			I 200 万円以下	II 200 ～499万円	III 500 ～999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10 億円以上	
職 別 (常 雇)	1. 事業内認定訓練	(7)	(16)	(11)	(9)	(17)	(21)	(22)	(—)	(12)
	2. 公共訓練	(10)	(8)	(14)	(11)	(14)	(36)	(33)	(100)	(12)
	3. 認定外訓練	(0.4)	(1)	(2)	(4)	(10)	(7)	(6)	(—)	(2)
	4. 作業中に習得	(80)	(75)	(70)	(72)	(57)	(29)	(39)	(—)	(72)

技能訓練については、圧倒的に大部分を占めるのが作業中の習得であり、常雇で63%，臨時・日雇で72%となっている。これ以外では、常雇に対しては、事業内認定訓練で10%，公共訓練で10%となっているのに対し、臨時・日雇に対しては、事業内認定訓練で6%，公共訓練で7%である。

これを、資本金階層別に常雇についてみると、事業内認定訓練及び公共訓練は資本金階層の低い

ところよりも高いところの方が比較的多いのに対して、作業中の習得は階層が上にいくに従って比較的少なくなっている。

また、これを常雇について業種別にみると、作業中の習得が最も多いのは、木造建築の74%で、以下、多い順に職別72%，建築66%，設備60%，土木57%，土木建築56%となっている。

6

住宅対策

表一38 住宅対策（複数回答）

（ ）内は構成比（%）

		個 人 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							合 計
			I 200万円 未満	II 200～499 万円	III 500～999 万円	IV 1000～4999 万円	V 5000～9999 万円	VI 1億～10億 円未満	VII 10億円 以上	
常 雇	住宅手当	65(8.1)	77(18.7)	106(19.7)	95(20.6)	203(29.3)	80(32.9)	93(36.2)	15(34.9)	734(21.3)
	社宅・寮	98(12.2)	77(18.7)	123(22.9)	110(23.8)	265(38.2)	129(53.1)	169(65.8)	32(74.4)	1,003(29.0)
	なし	666(82.6)	283(68.9)	354(65.8)	299(64.7)	348(50.2)	94(38.7)	78(30.4)	11(25.6)	2,133(61.8)
	計	806(100)	411(100)	538(100)	462(100)	693(100)	243(100)	257(100)	43(100)	3,453(100)
臨 時・ 日 雇	住宅手当	8(1.8)	4(2.1)	11(4.2)	13(5.5)	10(2.6)	6(4.0)	14(7.4)	—(—)	66(3.5)
	社宅・寮	31(7.1)	31(16.3)	33(12.7)	30(12.7)	93(24.3)	41(27.3)	69(36.7)	10(32.3)	338(18.1)
	なし	398(91.7)	159(83.7)	224(86.2)	198(83.9)	288(75.2)	106(70.7)	117(62.2)	21(67.7)	1,511(80.7)
	計	434(100)	190(100)	260(100)	236(100)	383(100)	150(100)	188(100)	31(100)	1,872(100)
土 木 (常 雇)	住宅手当	(4.9)	(5.6)	(18.1)	(12.3)	(20.4)	(26.2)	(39.3)	(41.7)	(16.2)
	社宅・寮	(7.0)	(19.4)	(15.3)	(25.3)	(38.7)	(59.0)	(78.6)	(75.0)	(29.1)
	なし	(91.9)	(79.2)	(72.9)	(69.1)	(57.9)	(36.1)	(25.0)	(25.0)	(66.8)
土 木 建 築 (常 雇)	住宅手当	(3.6)	(8.3)	(10.5)	(5.7)	(14.7)	(28.4)	(18.3)	(20.0)	(16.2)
	社宅・寮	(32.1)	(—)	(10.5)	(28.6)	(32.0)	(49.3)	(59.8)	(66.7)	(41.1)
	なし	(64.3)	(91.7)	(84.2)	(77.1)	(62.7)	(43.3)	(39.0)	(40.0)	(55.9)

(続き)

		個 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							合 計
			I 200万円 未満	II 200～499 万円	III 500～999 万円	IV 1000～4999 万円	V 5000～9999 万円	VI 1億～10億 円未満	VII 10億円 以上	
建築(常雇)	住宅手当	(4.5)	(23.5)	(18.2)	(16.3)	(23.6)	(29.3)	(30.0)	(—)	(21.1)
	社宅・寮	(2.3)	(17.6)	(34.1)	(20.4)	(35.8)	(39.7)	(55.0)	(100.0)	(31.7)
	なし	(95.5)	(70.6)	(61.4)	(69.4)	(52.8)	(53.4)	(47.5)	(—)	(61.4)
木造建築(常雇)	住宅手当	(5.7)	(4.3)	(10.9)	(10.6)	(22.2)	(—)	(100.0)	(—)	(8.8)
	社宅・寮	(13.2)	(13.0)	(10.9)	(31.9)	(22.2)	(100.0)	(—)	(—)	(16.2)
	なし	(82.4)	(82.6)	(79.7)	(66.0)	(66.7)	(—)	(—)	(—)	(78.0)
設備(常雇)	住宅手当	(22.5)	(35.7)	(26.3)	(42.7)	(49.4)	(43.9)	(55.0)	(46.2)	(38.2)
	社宅・寮	(7.8)	(16.5)	(19.5)	(17.7)	(42.2)	(63.4)	(70.0)	(76.9)	(29.8)
	なし	(71.6)	(54.8)	(63.9)	(51.0)	(32.5)	(24.4)	(18.3)	(15.4)	(48.0)
職別(常雇)	住宅手当	(7.7)	(16.8)	(20.9)	(26.0)	(42.3)	(71.4)	(55.6)	(100.0)	(20.8)
	社宅・寮	(16.8)	(23.5)	(38.1)	(23.3)	(47.4)	(64.3)	(66.7)	(100.0)	(29.0)
	なし	(80.0)	(68.5)	(52.2)	(63.0)	(37.2)	(14.3)	(11.1)	(—)	(62.2)

現場労働者の住宅対策は今回初めて調査した。

常雇についてみると、対策のないところが61.8%と過半数にのぼり、対策をとっているところでは社宅等を用意するものが29.0%、住宅手当を支給するものが21.3%である。臨時・日雇についてみると、対策のないものが80.7%であるが、対策を講じているところでは、社宅等を用意するものが18.1%となっている。住宅手当を支給しているも

のは3.5%ときわめて少なく、しかも個人企業では1.8%と皆無に近い。

資本金階層でみると、常雇については大規模なものほど対策を講じる割合が大きくなるが、臨時・日雇では大きな差はない。また、業種別に常雇について何らかの対策をたてているものの割合をみると高い順に設備、土木建築、建築、職別、土木、木造建築の順である。

7

退職金

表一39 退職金制度

() 内は構成比(%)

		個 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							合 計
			I 200万円 未満	II 200～499 万円	III 500～999 万円	IV 1000～4999 万円	V 5000～9999 万円	VI 1億～10億 円未満	VII 10億円 以上	
常 雇	自社引当	46(5.5)	55(13.2)	60(11.2)	68(14.5)	138(20.1)	67(27.7)	91(35.5)	18(40.0)	543(15.6)
	保険会社等	33(4.0)	29(7.0)	52(9.7)	41(8.8)	68(9.9)	28(11.6)	18(7.0)	1(2.2)	270(7.7)
	共済制度	25(3.0)	18(4.3)	22(4.1)	16(3.4)	15(2.2)	5(2.1)	2(0.8)	(—)	103(3.0)
	中 退 金	96(11.5)	63(15.1)	72(13.4)	77(16.5)	112(16.4)	25(10.3)	11(4.3)	2(4.4)	458(13.1)

(続き)

		個 人 企 業	法 人 企 業 (資本金階層別)							合 計
			I 200万円 未満	II 200～499 万円	III 500～999 万円	IV 1000～4999 万円	V 5000～9999 万円	VI 1億～10億 円未満	VII 10億円 以上	
常 雇	建退共	185(22.2)	77(18.5)	158(29.4)	201(42.9)	305(44.5)	109(45.0)	124(48.4)	21(46.7)	1,180(33.9)
	なし	450(53.9)	174(41.8)	173(32.2)	65(13.9)	47(6.9)	8(3.3)	10(3.9)	3(6.7)	930(26.7)
	計	835(100)	416(100)	537(100)	468(100)	685(100)	242(100)	256(100)	45(100)	3,484(100)
臨 時・ 日 雇	自社引当	15(3.4)	10(5.5)	14(5.5)	14(6.1)	13(3.5)	6(4.1)	9(4.9)	3(9.7)	84(4.6)
	保険会社等	6(1.4)	4(2.2)	3(1.2)	5(2.2)	8(2.2)	2(1.4)	3(1.6)	—(—)	31(1.7)
	共済制度	—(—)	1(0.5)	3(1.2)	8(3.5)	4(1.1)	4(2.7)	1(0.5)	—(—)	21(1.1)
	中退金	10(2.3)	8(4.4)	9(3.5)	7(3.0)	9(2.4)	3(2.1)	3(1.6)	—(—)	49(2.7)
	建退共	62(14.2)	21(11.5)	38(14.9)	73(31.7)	165(44.8)	79(54.1)	118(63.8)	19(61.3)	575(31.3)
	なし	345(78.8)	138(75.8)	188(73.7)	123(53.5)	169(45.9)	52(35.6)	51(27.6)	9(29.0)	1,075(58.6)
	計	438(100)	182(100)	255(100)	230(100)	368(100)	146(100)	185(100)	31(100)	1,835(100)
土 木 (常雇)	自社引当	(6.0)	(12.3)	(7.3)	(10.7)	(12.5)	(23.7)	(23.2)	(33.3)	(11.6)
	保険会社等	(4.5)	(4.1)	(6.0)	(4.2)	(11.2)	(6.8)	(8.9)	(8.3)	(6.7)
	共済制度	(1.0)	(2.7)	(3.3)	(3.0)	(3.0)	(—)	(1.8)	(—)	(2.3)
	中退金	(6.5)	(11.0)	(8.0)	(9.5)	(10.8)	(6.8)	(5.4)	(8.3)	(8.6)
	建退共	(49.3)	(42.5)	(54.7)	(63.1)	(57.8)	(54.2)	(60.7)	(50.0)	(55.1)
	なし	(32.8)	(27.4)	(20.7)	(9.5)	(4.7)	(8.5)	(—)	(—)	(15.7)
土 木 建 築 (常雇)	自社引当	(3.1)	(—)	(10.5)	(2.8)	(11.8)	(23.5)	(24.1)	(18.8)	(15.2)
	保険会社等	(—)	(9.1)	(10.5)	(—)	(6.6)	(4.4)	(2.4)	(—)	(3.8)
	共済制度	(3.1)	(—)	(5.3)	(5.6)	(3.9)	(4.4)	(—)	(—)	(2.9)
	中退金	(18.8)	(—)	(15.8)	(13.9)	(7.9)	(7.4)	(6.0)	(—)	(8.8)
	建退共	(65.6)	(45.5)	(36.8)	(69.4)	(61.8)	(60.3)	(63.9)	(75.0)	(61.9)
	なし	(9.4)	(45.5)	(21.1)	(8.3)	(7.9)	(—)	(3.6)	(6.3)	(7.3)
建 築 (常雇)	自社引当	(4.3)	(5.9)	(7.0)	(16.7)	(20.0)	(19.3)	(33.3)	(—)	(16.5)
	保険会社等	(4.3)	(—)	(11.6)	(6.3)	(4.8)	(10.5)	(—)	(—)	(5.9)
	共済制度	(—)	(5.9)	(2.3)	(—)	(1.0)	(3.5)	(2.6)	(—)	(1.7)
	中退金	(13.0)	(11.8)	(16.3)	(20.8)	(12.4)	(10.5)	(2.6)	(—)	(12.6)
	建退共	(26.1)	(23.5)	(34.9)	(37.5)	(57.1)	(50.9)	(56.4)	(33.3)	(45.0)
	なし	(52.2)	(52.9)	(27.9)	(18.8)	(4.8)	(5.3)	(5.1)	(66.7)	(18.4)
木 造 建 築 (常雇)	自社引当	(2.6)	(2.0)	(6.6)	(19.1)	(15.9)	(100.0)	(—)	(—)	(6.7)
	保険会社等	(3.9)	(10.2)	(11.5)	(6.4)	(9.1)	(—)	(—)	(—)	(6.5)
	共済制度	(2.6)	(4.1)	(3.3)	(4.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2.8)
	中退金	(7.9)	(10.2)	(8.2)	(17.0)	(15.9)	(—)	(—)	(—)	(10.0)
	建退共	(8.3)	(20.4)	(19.7)	(34.0)	(27.3)	(—)	(100.0)	(—)	(16.2)
	なし	(74.6)	(53.1)	(50.8)	(19.1)	(31.8)	(—)	(—)	(—)	(57.9)

(続き)

		個 企	人 業	法 人 企 業（資本金階層別）							合 計
				I 200万円 未満	II 200～499 万円	III 500～999 万円	IV 1000～4999 万円	V 5000～9999 万円	VI 1億～10億 円未満	VII 10億円 以上	
設 備 (常雇)	自社引当	(9.9)	(23.5)	(17.9)	(19.1)	(31.5)	(42.9)	(55.9)	(76.9)	(26.4)	
	保険会社等	(5.0)	(7.8)	(11.9)	(19.1)	(12.8)	(28.6)	(15.3)	(ー)	(12.4)	
	共済制度	(7.9)	(6.1)	(6.7)	(4.3)	(2.7)	(ー)	(ー)	(ー)	(4.5)	
	中 退 金	(19.8)	(16.5)	(21.6)	(28.7)	(28.2)	(14.3)	(3.4)	(7.7)	(20.7)	
	建 退 共	(12.9)	(10.4)	(13.4)	(19.1)	(22.1)	(14.3)	(18.6)	(15.4)	(16.0)	
	な し	(44.6)	(35.7)	(28.4)	(9.6)	(2.7)	(ー)	(6.8)	(ー)	(19.9)	
職 別 (常雇)	自社引当	(6.6)	(11.3)	(12.3)	(18.7)	(31.6)	(42.9)	(66.7)	(100.0)	(15.3)	
	保険会社等	(3.5)	(7.3)	(10.0)	(13.3)	(11.4)	(21.4)	(11.1)	(ー)	(8.1)	
	共済制度	(3.5)	(4.0)	(3.1)	(4.0)	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)	(3.0)	
	中 退 金	(14.5)	(19.2)	(12.3)	(14.7)	(24.1)	(28.6)	(ー)	(ー)	(16.1)	
	建 退 共	(9.3)	(9.9)	(18.5)	(24.0)	(24.1)	(7.1)	(16.7)	(ー)	(14.5)	
	な し	(62.6)	(48.3)	(43.8)	(25.3)	(8.9)	(ー)	(5.6)	(ー)	(43.0)	

退職金については自社で積み立てるもの、保険会社と契約するもの、建設業退職金共済組合の共済契約に加入するものなど多様な制度がある。

これらの制度への加入状況は、常雇については退職金制度のないものは26.7%であり、臨時・日雇では退職金制度のない企業は58.6%である。

資本金階層別にみると、常雇、臨時・日雇とも、上位にいくほど何らかの制度に加入する割合が格段に高まっている。常雇についてみると、個人企業では制度なしが過半数であるが、法人になると過半数は何らかの制度に加入しており、

500万円以上から建退共が40%台に、1,000万円以上から自社積立が20%以上となる。一方臨時・日雇では、何らかの制度に加入しているものが半数を越すのは1,000万円以上からで、制度は圧倒的に建退共利用である(制度の意味からいって当然であるが……)。

業種別に常雇についてみると、何らかの制度に加入している率の高い順に、土木建築(92.7%)、土木(84.3%)、建築(81.6%)、設備(80.1%)、職別(57.0%)、木造建築(42.1%)である。職別と木造建築が目立って低い。

表—40 退職金の適用

()内は構成比(%)

		個 企	人 業	法 人 企 業（資本金階層別）							合 計
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
				200万円 未滿	200～499 万円	500～999 万円	1000～4999 万円	5000～9999 万円	1億～10 億円未滿	10億円 以上	
常	80%以上	176(50.4)	119(52.9)	180(52.3)	210(55.4)	390(62.1)	151(64.8)	179(72.5)	26(61.9)	1,431(58.5)	
	50～79%	64(18.3)	42(18.7)	69(20.1)	67(17.7)	90(14.3)	29(12.4)	28(11.3)	8(19.0)	397(16.2)	
	20～49%	48(13.8)	24(10.7)	42(12.2)	52(13.7)	65(10.4)	22(9.4)	15(6.1)	4(9.5)	272(11.1)	
	20%未滿	61(17.5)	40(17.8)	53(15.4)	50(13.2)	83(13.2)	31(13.3)	25(10.1)	4(9.5)	347(14.2)	
雇	計	349(100)	225(100)	344(100)	379(100)	628(100)	233(100)	247(100)	42(100)	2,447(100)	

(続き)

		個 人 企 業	法人企業（資本金階層別）							合 計
			I 200万円 未満	II 200～499 万円	III 500～999 万円	IV 1000～4999 万円	V 5000～9999 万円	VI 1億～10億 円未満	VII 10億円 以上	
臨時・日雇	80%以上	23(19.5)	14(23.7)	18(20.0)	25(22.5)	69(30.0)	28(26.4)	64(45.4)	7(31.8)	248(28.3)
	50～79%	13(11.0)	8(13.6)	12(13.3)	19(17.1)	34(14.8)	19(17.9)	16(11.3)	5(22.7)	126(14.4)
	20～49%	21(17.8)	5(8.5)	13(14.4)	22(19.8)	31(13.5)	15(14.2)	17(12.1)	4(18.2)	128(14.6)
	20%未満	61(51.7)	32(54.2)	47(52.2)	45(40.5)	96(41.7)	44(41.5)	44(31.2)	6(27.3)	375(42.8)
	計	118(100)	59(100)	90(100)	111(100)	230(100)	106(100)	141(100)	22(100)	877(100)
土木(常雇)	80%以上	(50.8)	(40.8)	(37.2)	(51.4)	(59.8)	(62.1)	(66.1)	(58.3)	(52.9)
	50～79%	(19.8)	(22.4)	(24.8)	(22.5)	(18.2)	(12.1)	(10.7)	(16.7)	(19.5)
	20～49%	(13.5)	(20.4)	(17.7)	(14.1)	(11.7)	(10.3)	(10.7)	(8.3)	(13.6)
	20%未満	(15.9)	(16.3)	(20.4)	(12.4)	(10.3)	(15.5)	(12.5)	(16.7)	(14.0)
土木建築(常雇)	80%以上	(25.0)	(28.6)	(46.7)	(46.7)	(50.7)	(53.0)	(70.9)	(46.7)	(53.1)
	50～79%	(29.2)	(57.1)	(33.3)	(26.7)	(18.3)	(19.7)	(13.9)	(33.3)	(21.5)
	20～49%	(29.2)	(—)	(13.3)	(16.7)	(19.7)	(13.6)	(6.3)	(13.3)	(14.3)
	20%未満	(16.7)	(14.3)	(6.7)	(10.0)	(11.3)	(13.6)	(8.9)	(6.7)	(11.1)
建築(常雇)	80%以上	(38.1)	(75.0)	(34.4)	(43.2)	(59.0)	(66.0)	(62.2)	(100.0)	(55.0)
	50～79%	(33.3)	(12.5)	(21.9)	(21.6)	(14.0)	(13.2)	(21.6)	(—)	(18.0)
	20～49%	(4.8)	(12.5)	(12.5)	(10.8)	(9.0)	(9.4)	(2.7)	(—)	(8.7)
	20%未満	(23.8)	(—)	(31.3)	(24.3)	(18.0)	(11.3)	(13.5)	(—)	(18.3)
木造建築(常雇)	80%以上	(45.5)	(37.5)	(50.0)	(48.6)	(48.4)	(100.0)	(—)	(—)	(46.6)
	50～79%	(9.1)	(29.2)	(23.1)	(16.2)	(19.4)	(—)	(—)	(—)	(17.0)
	20～49%	(20.0)	(4.2)	(7.7)	(18.9)	(6.5)	(—)	(—)	(—)	(13.1)
	20%未満	(25.5)	(29.2)	(19.2)	(16.2)	(25.8)	(—)	(100.0)	(—)	(23.3)
設備(常雇)	80%以上	(67.3)	(65.2)	(76.4)	(76.3)	(77.8)	(82.5)	(84.5)	(76.9)	(75.8)
	50～79%	(13.5)	(11.6)	(9.0)	(6.3)	(6.9)	(5.0)	(3.4)	(7.7)	(7.9)
	20～49%	(7.7)	(8.7)	(9.0)	(8.8)	(4.2)	(2.5)	(5.2)	(7.7)	(6.6)
	20%未満	(11.5)	(14.5)	(5.6)	(8.8)	(11.1)	(10.0)	(6.9)	(7.7)	(9.7)
職別(常雇)	80%以上	(53.5)	(54.4)	(56.5)	(52.8)	(58.8)	(71.4)	(87.5)	(100.0)	(57.5)
	50～79%	(18.3)	(16.2)	(21.7)	(15.1)	(11.8)	(—)	(6.3)	(—)	(15.6)
	20～49%	(11.3)	(8.8)	(8.7)	(17.0)	(13.2)	(7.1)	(—)	(—)	(10.8)
	20%未満	(16.9)	(20.6)	(13.0)	(15.1)	(16.2)	(21.4)	(6.3)	(—)	(16.1)

退職金は現場労働者の全てに平等に適用されているわけではない。職長、世話役等の役付労働者、作業職等の基幹労働者であるかどうか、また常雇か日雇かといった労働者の雇用上の身分によ

っても取り扱いが異なるであろうし、雇用期間の長短にもよるであろう。この調査では何らかの形で退職金制度を有する企業についてその適用状況を尋ねた。常雇についてみると、80%以上の労働

者に退職金制度を適用しているものは58.5%と過半数に及んでいるが、20%未満の労働者のみが退職金制度の適用を受けている企業も14.2%にのぼっている。

なお、常雇については80%以上の労働者に退職金制度を適用している企業が、個人企業を含めた総ての階層で過半数を占めている。臨時・日雇についてみると、80%以上の労働者に退職金制度を適用しているものは28.3%であり、20%未満の労働者のみが退職金制度の適用を受けている企業は42.8%となっており、退職金制度の適用を受けることのできる労働者は少数派にとどまっている。

業種別に常雇について80%以上の労働者に退職金制度を適用している企業の割合をみると、設備において75.8%に達しており、職別、建築、土木建築、土木が50%台でこれに次ぎ、木造建築では46.6%であった。

最後に、現場労働者の労働条件・労働福祉に関する指標について業種別に比較できるようにまとめると表-17のようになる。

8 労働条件・労働福祉の業種別の比較

こうしてみると、設備が最も充実しており、次いで、土木・建築であり、土木、建築、職別がほぼ同じ程度続き、次に木造建築の順である。しかし、日曜日の休日だけは、木造建築は相当高く、土木が低い。土木は雨天に影響されやすいからであらうか。

表-41 現場労働者の労働条件・労働福祉（常雇のみ）

（単位：％）

	土 木	土木建築	建 築	木造建築	設 備	職 別	合 計
賃 金（月給制）	24	18	19	15	41	21	25
休 暇（法定外有給休暇あり）	36	38	33	27	55	34	38
〃 （日曜全休）	53	63	76	71	80	69	67
安全衛生（法定外労災全員利用）	54	60	56	44	55	48	52
住宅対策（あ り）	33	44	39	22	52	38	38
退職金制度（あ り）	84	93	82	42	80	57	73

第5章

請負契約

1 元請・下請の位置づけ

建設工事は 各種の工事の総合組立的性格を有し、工事の一部を下請業者に請負わせる場合が少なくない。

本項においては、今回の調査対象の建設業者が主として元請、1次下請、2次下請、3次下請のどれに位置づけられているかをたずねてみた。

まず、全体的に見ると、主として元請業者として位置づけられる業者は61.2%、1次下請のそれは33.7%を占め、ほとんどの業者が元請・1次下

表—42—1 元請・下請の位置付け（業者数）

		個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億円 以上	合 計
土 木	元 請	163	48	103	141	203	50	63	14	785
	1次下請	80	33	66	46	61	15	12	1	314
	2次下請	3	5	2	—	—	—	—	—	10
	3次以下計	—	1	—	—	—	—	—	—	1
	合 計	246	87	171	187	264	65	75	15	1,110
土木建築	元 請	29	11	16	36	87	73	103	30	385
	1次下請	5	5	4	3	5	2	1	—	25
	2次下請	1	1	1	—	—	—	—	—	3
	3次以下計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	35	17	21	39	92	75	104	30	413
建 築	元 請	54	18	44	54	140	83	82	8	483
	1次下請	9	7	14	12	6	3	—	—	51
	2次下請	3	—	1	—	—	—	1	—	5
	3次以下計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	66	25	59	66	146	86	83	8	539
木造建築	元 請	304	59	80	53	55	2	3	—	556
	1次下請	24	9	10	12	11	—	—	—	66
	2次下請	2	—	—	—	—	—	—	—	2
	3次以下計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	330	68	90	65	66	2	3	—	624
設 備	元 請	41	48	48	38	84	36	69	15	379
	1次下請	69	74	102	62	97	16	29	2	451
	2次下請	20	19	18	21	9	—	1	—	88
	3次以下計	1	5	2	1	1	—	2	—	12
	合 計	131	146	170	122	191	52	101	17	930
職 別	元 請	64	26	25	23	28	4	15	4	189
	1次下請	204	130	124	69	70	13	14	—	624
	2次下請	37	25	27	4	5	1	—	—	99
	3次以下計	6	2	2	—	2	—	—	—	12
	合 計	311	183	178	96	105	18	29	4	924
合 計	元 請	655	210	316	345	597	248	335	71	2,777
	1次下請	391	258	320	204	250	49	56	3	1,531
	2次下請	66	50	49	25	14	1	2	—	207
	3次以下計	7	8	4	1	3	—	2	—	25
	合 計	1,119	526	689	575	864	298	395	74	4,540

請として活動している。主として2次下請及び3次以下の下請に位置づけられる業者は少なく、それぞれ4.6%、0.6%を占めるにすぎない。

これを業種別に見ると、土木、土木建築、建築、木造建築が、主として元請として位置づけられる割合が高く、特に土木建築の場合は、93.2%と最も高い割合を示しているのが注目される。

これに対して、設備、職別が主として元請となる割合は少なく、2分の1にも満たない。特に職別の場合は、20.5%と最も低い割合を示している。これは、設備、職別の業者は発注者から直接請負うよりも、土木、建築等の総合工事業者の下請

として工事を施工する場合が多いことを示しているものといえよう。

また、これを資本金階層別に見ると、法人においては、資本金が大きくなるに従って主として元請として位置づけられる割合が高い。特に10億円以上の階層では、95.9%の業者が元請として位置づけられており、残りの4.1%が1次下請にとどまっているにすぎない。個人の場合は、元請として位置づけられる割合は土木、木造建築の数が多いこともあってか、比較的高く、資本金500万円未満の法人の平均の43.3%を上回り、58.5%となっている。(表—42—1、表—42—2)

表—42—2 元請・下請の位置付け(構成比)

		個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億円 以上	合 計
土 木	元1	66.3	55.2	60.2	75.4	76.9	76.9	84.0	93.3	70.7
	2	32.5	37.9	38.6	24.6	23.1	23.1	16.0	6.7	28.3
	3	1.2	5.7	1.2	—	—	—	—	—	0.9
	次次	—	1.1	—	—	—	—	—	—	0.1
	以下	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木建築	元1	82.9	64.7	76.2	92.3	94.6	97.3	99.0	100.0	93.2
	2	14.3	29.4	19.0	7.7	5.4	2.7	1.0	—	6.1
	3	2.9	5.9	4.8	—	—	—	—	—	0.7
	次次	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	以下	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築	元1	81.8	72.0	74.6	81.8	95.9	96.5	98.8	100.0	89.6
	2	13.6	28.0	23.7	18.2	4.1	3.5	—	—	9.5
	3	4.5	—	1.7	—	—	—	1.2	—	0.9
	次次	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	以下	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築	元1	92.1	86.8	88.9	81.5	83.3	100.0	100.0	—	89.1
	2	7.3	13.2	11.1	18.5	16.7	—	—	—	10.6
	3	0.6	—	—	—	—	—	—	—	0.3
	次次	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	以下	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
設 備	元1	31.3	32.9	28.2	31.1	44.0	69.2	68.3	88.2	40.8
	2	52.7	50.7	60.0	50.8	50.8	30.8	28.7	11.8	48.5
	3	15.3	13.0	10.6	17.2	4.7	—	1.0	—	9.5
	次次	0.8	3.4	1.2	0.8	0.5	—	2.0	—	1.3
	以下	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別	元1	20.6	14.2	14.0	24.0	26.7	22.2	51.7	100.0	20.5
	2	65.6	71.0	69.7	71.9	66.7	72.2	48.3	—	67.5
	3	11.9	13.7	15.2	4.2	4.8	5.6	—	—	10.7
	次次	1.9	1.1	1.1	—	1.9	—	—	—	1.3
	以下	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	元1	58.5	39.9	45.9	60.0	69.1	83.2	84.8	95.9	61.2
	2	34.9	49.0	46.4	35.5	28.9	16.4	14.2	4.1	33.7
	3	5.9	9.5	7.1	4.3	1.6	0.3	0.5	—	4.6
	次次	0.6	1.5	0.6	0.2	0.3	—	0.5	—	0.6
	以下	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2 特命件数の割合

建設業は受注生産であり、工事受注の成否は企業経営の死活にかかわる重大事である。受注には、競争入札による場合と特命による場合があり、本項では、総契約件数のうち特命件数の占める割合をたずねてみた。

まず、元請施工における特命件数の割合と、下請施工におけるそれを比較すると、木造建築において元請施工の場合（78%）が下請施工の場合（54%）を上回っているのを除いて、下請施工の場合（平均59%）が元請施工の場合（平均47%）を上回っている。これは、元請施工の場合、公共工事（一般に競争入札により請負契約が締結される。）を請負う割合が比較的高いことによるのでは

ないかと思われる。

また、木造建築が例外的に元請施工の場合が下請施工の場合を上回っているのは、このグループが民間建築（一般に随意契約により、請負契約が締結される。）を請負う割合が比較的高いことによるのではないかと思われる。

これを業種別に見ると、元請施工の場合、木造建築及び建築が高く、それぞれ、78%、56%に達している。これに対し、土木建築、土木及び設備においてはそれぞれ34%、38%及び38%と低い率にとどまっている。これは、前段でもふれたように、民間建築を請負う機会に恵まれた木造建築、建築が高い率を示したものと思われる。また、下請施工の場合、平均で59%となり、あまり業種間の極立った差異は認められない。

また、資本金階層別に見ると、元請施工の場合

表—43 特命件数の占める割合

（単位：%）

			個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	合 計
土 木	元 下	請 請	52 55	52 65	50 57	39 49	27 55	25 51	18 56	29 64	38 55
土木建築	元 下	請 請	48 39	62 54	42 76	49 56	33 67	27 49	23 50	43 52	34 55
建 築	元 下	請 請	71 55	76 46	64 68	63 57	56 67	48 54	42 61	42 0	56 60
木造建築	元 下	請 請	80 43	79 68	80 58	74 68	69 58	45 65	70 35		78 54
設 備	元 下	請 請	48 63	52 66	42 61	31 61	33 49	35 43	31 37	41 25	38 55
職 別	元 下	請 請	50 69	52 74	47 69	52 71	46 66	34 41	24 52	4 10	47 68
合 計	元 下	請 請	62 60	59 68	54 63	48 59	40 58	35 49	29 50	38 46	47 59

表—44 専属度別特命比率

（単位：%）

	元 請			下 請		
	大	小	合 計	大	小	合 計
平均特命比率	55	44	47	74	50	54

- （注）1 元請の場合直前の営業年度の民間工事の元請完成工事高に占める発注高の多い施主（上位3社）。
工事高の割合が50%以上の場合を大とし、それに満たない場合は小とした。
- 2 下請の場合直前の営業年度の下請完成工事高に占める最も発注高の多い建設業者（上位1社）。
工事高の割合が50%以上の場合を大とし、それに満たない場合は小とした。

合、個人の62%を筆頭に資本金階層が上っていくに従って特命件数の占める割合は順次下がっていき1億円以上10億円未満の階層に至っては29%と最低の比率を示しているが、10億円以上の階層においては38%となっている。

このような結果になったのは資本金階層が上がっていくに従って公共工事を受注する機会が多くなるからと推察される。

下請施工の場合まず法人について見ると、資本金階層が200万円未満の階層の68%が最高であり、資本金階層が上がるに従って順次下がっていき、10億円以上の階層では46%を示している。また個人について見ると60%と平均的な数値を示している。

また主に元請として機能する業者のうち直前の営業年度における民間工事の元請完成工事高のうち、発注高の多い施主（上位3社）の工事高の占める割合が50%以上の業者（全体の28%程度）とそれに達しない業者（72%程度）とを比較すると、50%以上の業者の平均特命件数の割合は55%、それに達しない業者のそれは44%となっており、はっきり差が出ている。主に下請として機能している業者のうち直前の営業年度の下請完成工事高のうち、最も発注高の多い他の建設業者（1社）から請け負った工事高の占める割合が50%以上の業者（全体の15%程度）と、それに達しない業者（85%程度）を比較すると、50%以上の業者の平均特命件数の割合は74%、それに達しない業者のそれが50%と歴然とした差異が出ている。

（表—43、表—44）

3

契約締結の方法

建設工事の場合、個々の工事ごとに工事形態、工事規模等が多種多様であるので、その都度の請負契約の様式は一定していないのが実態であると

思われる。そこで建設業法において、第3章に建設工事の請負契約に関する規定をもうけ、請負契約の原則、契約内容、不当に低い請負代金の禁止、一括下請負の禁止、元請負人の義務等について明記している。

また、中央建設業審議会においては、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款及び建設工事標準下請契約約款を策定し、これらの実施を勧告している。

今回の調査では、現実の契約において、調査対象の建設業者が主としてどのような方法で契約を締結しているか5つの選択肢（1、工事ごとの契約書、2、基本契約及び注文書、請書により処理、3、注文書と請書の交換、4、注文書又は請書、5、メモ又は口頭）の中から1つを選択させた。さらに下請契約で1又は2と答えた場合には、標準約款の使用がどの程度浸透しているかについて調査した。

なお、本調査結果は、ある方法が全体の契約においてどの程度占めているかを示すものではなく、対象となった建設業者が主としてどの方法によったかを示すものである点に注意すべきである。

（1）元請企業としての施工の場合

建設業者が工事の請負契約を締結する場合に、その締結方法には、種々の形態がありうる。

一般的には、工事ごとに契約書を交換する方法が圧倒的に多く、業種別にみても土木、建築等で7～8割に達している。設備と職別においては、この割合は比較的少なくなり、5割前後であるが、それでも最も多い契約締結の方法であることには変わりなく、全体としては、73.6%が工事ごとの契約書により契約締結を行っている。これを資本金階層別にみると、一般的傾向として資本金が大きくなる程多くなっている。

次いで多いのが、基本契約及び注文書、請書で契約を行う場合である。契約当事者間に継続的な取引関係が存在する場合には、年間を通じた基本

契約を年度当初に締結しておき、個々の工事の契約締結については注文書・請書という形式で行う場合も少なくない。また、工事内容が多様で複雑である場合も、基本契約書により両当事者の契約

関係だけは明確にして、個々の内容は注文書、請書によるとする場合も想定される。このような理由により、基本契約書及び注文書・請書という形態による契約方法を主としてとる業者も相当数あ

表一45—1 元請企業としての施工の場合（業者数）

		業 者 数								合 計
		個 人	I 200 万 未 満	II 200 ～ 499 万 円	III 500 ～ 999 万 円	IV 1000 ～ 4999 万 円	V 5000 ～ 9999 万 円	VI 1 億～ 10 億 円 未 満	VII 10 億円 以 上	
土 木	工基 本注 文書 契約 書又 は 毎約 書又 は の注 文と は 契書 請請 口 約書 書頭 計	160	51	112	152	213	51	65	13	823
		10	5	6	4	12	3	5	2	47
		11	2	12	7	10	1	4	—	47
		7	3	4	3	4	—	—	—	21
		14	1	4	—	1	—	—	—	20
合 計		202	62	138	166	240	61	74	15	958
土 木 建 築	工基 本注 文書 契約 書又 は 毎約 書又 は の注 文と は 契書 請請 口 約書 書頭 計	23	10	18	32	78	67	93	30	351
		3	3	—	7	8	3	10	—	34
		4	—	1	—	2	3	—	—	10
		3	—	1	—	1	2	—	—	7
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		33	13	20	39	89	75	103	30	402
建 築	工基 本注 文書 契約 書又 は 毎約 書又 は の注 文と は 契書 請請 口 約書 書頭 計	39	18	42	49	132	80	76	8	444
		3	2	4	6	10	6	4	—	35
		1	1	1	1	3	—	2	—	9
		8	2	2	3	1	—	—	—	16
		3	1	1	—	1	—	—	—	6
合 計		54	24	50	59	147	86	82	8	510
木 造 建 築	工基 本注 文書 契約 書又 は 毎約 書又 は の注 文と は 契書 請請 口 約書 書頭 計	190	48	72	54	51	1	2	—	418
		29	3	4	4	9	1	—	—	50
		7	—	2	—	1	—	—	—	10
		20	1	3	2	1	—	—	—	27
		43	3	4	1	2	—	—	—	53
合 計		289	55	85	61	64	2	2	—	558
設 備	工基 本注 文書 契約 書又 は 毎約 書又 は の注 文と は 契書 請請 口 約書 書頭 計	33	40	52	38	119	35	77	12	406
		4	6	12	7	18	12	17	5	81
		10	20	13	15	26	3	3	—	90
		18	14	19	23	10	—	1	—	85
		16	12	15	2	1	—	—	—	46
合 計		81	92	111	85	174	50	98	17	708
職 別	工基 本注 文書 契約 書又 は 毎約 書又 は の注 文と は 契書 請請 口 約書 書頭 計	41	26	34	33	44	8	22	4	212
		12	6	12	3	11	1	2	—	47
		20	6	12	16	5	2	3	—	64
		26	19	12	5	2	1	—	—	65
		47	21	10	1	2	1	—	—	82
合 計		146	78	80	58	64	13	27	4	470
合 計	工基 本注 文書 契約 書又 は 毎約 書又 は の注 文と は 契書 請請 口 約書 書頭 計	486	193	330	358	637	248	335	67	2,654
		61	25	38	31	68	26	38	7	294
		53	29	41	39	47	9	12	—	230
		82	39	41	36	19	3	1	—	221
		123	38	34	4	7	1	—	—	207
合 計		805	321	484	468	778	287	386	74	3,606

る。業種別にみても、比較的多いのは設備、職別で、1割程度存在し、逆に比較的小さいのは土木で5%弱である。また、資本金階層別にみても、資本金の大きい階層において多くなって

いる。

この2つの契約締結の方法は、具体的には、契約書において規定されている事項の分析を行わなければならないが、少なくとも契約書を用いると

表一45—2 元請企業としての施工の場合（構成比）

個 人	構 成 比							合 計
	I 200 万円 未 満	II 200～499 万 円	III 500～999 万 円	IV 1000～4999 万 円	V 5000～9999 万 円	VI 1 億 ～ 10 億 円 未 満	VII 10 億 円 以 上	
79.2	82.3	81.2	91.6	88.8	93.4	87.8	86.7	85.9
5.0	8.1	4.3	2.4	5.0	4.9	6.8	13.3	4.9
5.4	3.2	8.7	4.2	4.2	1.6	5.4	—	4.9
3.5	4.8	2.9	1.8	1.7	—	—	—	2.2
6.9	1.6	2.9	—	0.4	—	—	—	2.1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
69.7	76.9	90.0	82.1	87.6	89.3	90.3	100.0	87.3
9.1	23.1	—	17.9	9.0	4.0	9.7	—	8.5
12.1	—	5.0	—	2.2	4.0	—	—	2.5
9.1	—	5.0	—	1.1	2.7	—	—	1.7
—	—	—	—	—	—	—	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
72.2	75.0	84.0	85.1	89.8	93.0	92.7	100.0	87.1
5.6	8.3	8.0	10.2	6.8	7.0	4.9	—	6.9
1.7	4.2	2.0	1.7	2.0	—	2.4	—	1.8
14.8	8.3	4.0	5.1	0.7	—	—	—	3.1
5.6	4.2	2.0	—	0.7	—	—	—	1.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
65.7	87.3	84.7	88.5	79.7	50.0	100.0	—	74.9
10.0	5.5	4.7	6.6	14.1	50.0	—	—	9.0
2.4	—	2.4	—	1.6	—	—	—	1.8
6.9	1.8	3.5	3.3	1.6	—	—	—	4.8
14.9	5.5	4.7	1.6	3.1	—	—	—	9.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
40.7	43.5	46.8	44.7	63.4	70.0	78.6	70.6	57.3
4.9	6.5	10.8	8.2	10.3	24.0	17.3	29.4	11.4
12.3	21.7	11.7	17.6	14.9	6.0	3.1	—	12.7
22.2	15.2	17.1	27.1	5.7	—	1.0	—	12.0
19.8	13.0	13.5	2.4	0.6	—	—	—	6.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28.1	33.3	42.5	56.9	68.8	61.5	81.5	100.0	45.1
8.2	7.7	15.0	5.2	17.2	7.7	7.4	—	10.0
13.7	7.7	15.0	28.6	7.8	15.4	11.1	—	13.6
17.8	24.4	15.0	8.6	3.1	7.7	—	—	13.8
32.2	26.9	12.5	1.7	3.1	7.7	—	—	17.4
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
60.4	59.6	68.2	76.5	81.9	86.4	86.8	90.5	73.6
7.6	7.7	7.9	6.6	8.7	9.1	9.8	9.5	8.2
6.6	9.0	8.5	8.3	6.0	3.1	3.3	—	6.4
10.2	12.0	8.5	7.7	2.4	1.0	0.3	—	6.1
15.3	11.7	7.0	0.9	0.9	1.3	—	—	5.7
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

いう点で他の三方法に比べて優れているといえよう。

この二つの形式による契約締結は全体で81.8%であるが、これを業種別にみると、土木建築が最も高く95.8%、次いで建築が94.0%、土木が90.8%に達しており、これらの業種においては、大部分の建設業者が契約書を使用していることがわかる。逆に未だ契約書による契約締結の割合が低いのは、職別であり55.1%にすぎず、次いで設備が68.7%である。この中間に位置するのが木造建築で83.9%であり、比較的土木、建築等の業者が高い比率であった。

また、資本金階層別にみると、資本金10億円以上の企業では全業種を通じて全企業がどちらかの方法によっている。これに次いで1億円～10億円の企業で96.6%、5,000万円～1億円の企業で95.5%、1,000万円～5,000万円の企業で90.6%となっており、資本金が比較的大きな企業では契約書による場合が圧倒的に多い。逆に、個人では68.0%、200万未満の企業では67.3%、と個人及び資本金の小さい企業は契約書による割合が相対的に少なくなっている。

以上の2つの契約締結の方法が、形式面においては少なくとも望ましい方法であるとするならば、注文書と請書、注文書又は請書、メモ又は口頭という三方法は形式面においてすら不十分であると言わざるを得ない。これらの方法は、絶対的割合としては少数であり、全体的にみても2割弱であり、業種別にみると、特に土木建築が4.2%と最も少なく、次いで建築の6.1%、土木の9.2%となっている。逆に最も多いのは、職別で44.8%と半数近くに達しており、次いで設備が31.2%となっている。

また、資本金階層別にこれをみると、資本金10億円以上では0%、1億円～10億円では3.4%と資本金が大きくなる程割合が少なく、個人

32.1%、資本金200万円未満32.7%と資本金が小さい程割合が多くなっている。

このような契約書を使用しない契約締結の方法は、建設業法第19条の規定に反するだけでなく、契約内容や工期、請負代金額、その支払方法等において不明確となる。

この結果、請負契約に関するトラブルが発生しやすくなり、さらに、トラブルが発生した場合の紛争の処理にも手間どることとなり、今後の改善が望まれる。(表一45)

(2) 下請企業としての施工の場合

下請企業としての施工の場合においては、契約締結の方法が企業によりかなりまちまちで絶対的多数を占める契約締結の方法というのは存在しない。これは、元請・下請間の契約においては、各企業により、下請契約に対する考え方がかなり異なることを示しているといえよう。

元請企業としての施工の場合には最も一般的であった工事毎の契約書も下請企業としての施工の場合には必ずしも一般的であるとはいえず、全体としても、16.4%で5選択肢中4番目にすぎない。業種別にみると、最も多い木造建築において29.4%、次いで建築の23.4%、土木建築の23.3%が2割をこえているにすぎない。逆に、最も低いのは設備の11.0%であり、これに次いで職別が12.2%、土木が17.4%となっている。

また、工事毎の契約書による場合が最も多くなっているのは、木造建築のみであり、特に職別においては、最も少ない契約締結の方法となっており、また設備又は土木においてもメモ又は口頭に次いで少ない契約締結の方法となっている。

さらに、資本金階層別にみると、全体としては資本金が大きくなるにつれ、工事毎の契約書による割合が高くなる傾向にあるが、顕著な相違はみられず、どの階層においても15%～20%の割合となっている。

表—46—1 下請企業として施工の場合（業者数）

また、資本金階層別にみると、全体として

		業 者 数									合 計
		個 人	I 200 万 円 未 満	II 200 ～ 499 万 円	III 500 ～ 999 万 円	IV 1000 ～ 4999 万 円	V 5000 ～ 9999 万 円	VI 1 億 ～ 10億 円 未 満	VII 10億 円 以 上		
土 木	工基 本注 注メ 合	書請約契の毎事工	29	13	16	27	33	6	10	1	135
		書請約契の毎事工	23	8	16	26	61	15	27	8	184
		書請約契の毎事工	35	19	43	40	80	29	24	5	275
		書請約契の毎事工	45	12	31	27	24	7	4	—	150
		書請約契の毎事工	16	4	7	2	3	—	—	—	32
		148	56	113	122	201	57	65	14	776	
土 木 建 築	工基 本注 注メ 合	書請約契の毎事工	5	1	4	6	11	16	20	9	72
		書請約契の毎事工	2	2	2	7	17	13	38	9	90
		書請約契の毎事工	4	4	6	8	29	23	27	1	102
		書請約契の毎事工	8	3	4	7	10	2	6	1	41
		書請約契の毎事工	1	—	2	—	1	—	—	—	4
		20	10	18	28	68	54	91	20	309	
建 築	工基 本注 注メ 合	書請約契の毎事工	5	1	9	11	13	9	13	—	61
		書請約契の毎事工	2	2	5	9	16	15	11	1	61
		書請約契の毎事工	6	4	9	7	27	12	17	—	82
		書請約契の毎事工	10	3	5	4	19	4	3	—	48
		書請約契の毎事工	6	1	1	1	—	—	—	—	9
		29	11	29	32	75	40	44	1	261	
木 造 建 築	工基 本注 注メ 合	書請約契の毎事工	26	9	14	10	5	—	1	—	65
		書請約契の毎事工	8	—	6	6	11	1	1	—	33
		書請約契の毎事工	15	6	5	8	15	—	—	—	49
		書請約契の毎事工	15	6	9	6	4	1	—	—	41
		書請約契の毎事工	26	—	5	1	1	—	—	—	33
		90	21	39	31	36	2	2	—	221	
設 備	工基 本注 注メ 合	書請約契の毎事工	12	18	14	9	17	6	10	—	86
		書請約契の毎事工	12	18	27	23	45	24	56	9	214
		書請約契の毎事工	22	39	50	36	74	12	23	4	260
		書請約契の毎事工	41	30	33	24	26	3	3	2	162
		書請約契の毎事工	20	15	15	9	2	—	—	—	61
		107	120	139	101	164	45	92	15	783	
職 別	工基 本注 注メ 合	書請約契の毎事工	28	20	14	10	16	2	2	1	93
		書請約契の毎事工	22	14	21	20	29	5	13	2	126
		書請約契の毎事工	56	42	53	25	26	6	10	—	218
		書請約契の毎事工	63	47	38	17	12	3	1	1	182
		書請約契の毎事工	77	34	23	7	3	—	—	—	144
		246	157	149	79	86	16	16	4	763	
合 計	工基 本注 注メ 合	書請約契の毎事工	105	62	71	73	95	39	56	11	512
		書請約契の毎事工	69	44	77	91	179	73	146	29	708
		書請約契の毎事工	138	114	166	124	251	82	101	10	986
		書請約契の毎事工	182	101	120	85	95	20	17	4	624

は、最も割合の高い10億以上の企業では53.7%、
次いで1億～10億の45.6%と資本金が大きい程高
い比率となっている。

以上2つの契約締結の方法で全体の39.1%であ

り、これを業種別にみると、最も高い比率を示し
ているものは土木建築の52.4%でようやく過半
数に達しているものの最も低い職別では28.7%に
すぎず、元請企業として施工の場合に比べると格

表一46-2 下請企業として施工の場合（構成比）

個 人	構 成 比							合 計
	I	II	III	IV	V	VI	VII	
	200万円 未 満	200～499 万 円	500～999 万 円	1000～4999 万 円	5000～9999 万 円	1億 ～ 10億円 未 満	10億円 以 上	
19.6	23.2	14.2	22.1	16.4	10.5	15.4	7.1	17.4
15.5	14.3	14.2	21.3	30.3	26.3	41.5	57.1	23.7
23.6	33.9	38.1	32.8	39.8	50.9	36.9	35.7	35.4
30.4	21.4	27.4	22.1	11.9	12.3	6.2	—	19.3
10.8	7.1	6.2	1.6	1.5	—	—	—	4.1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25.0	10.0	22.2	21.4	16.2	23.6	22.0	45.0	23.3
10.0	20.0	11.1	25.0	25.0	24.1	41.9	45.0	29.1
20.0	40.0	33.3	28.6	42.6	42.6	29.7	5.0	33.0
40.0	30.0	22.2	25.0	14.7	3.7	6.6	5.0	13.3
5.0	—	11.1	—	1.5	—	—	—	1.3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17.2	9.1	31.0	34.4	17.3	22.5	29.5	—	23.4
6.9	18.2	17.2	28.1	21.3	37.5	25.0	100.0	23.4
20.7	36.4	31.0	22.9	36.0	30.0	38.6	—	31.4
34.5	27.3	17.2	12.5	25.3	10.0	6.8	—	18.4
20.7	9.1	3.4	3.1	—	—	—	—	3.4
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28.9	42.9	35.9	32.3	13.9	—	50.0	—	29.4
8.9	—	15.4	19.4	30.6	50.0	50.0	—	14.9
16.7	28.6	12.8	25.8	41.7	—	—	—	22.2
16.7	28.6	23.1	19.4	11.1	50.0	—	—	18.6
28.9	—	12.8	3.2	2.8	—	—	—	14.9
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
11.2	15.0	10.1	8.9	10.4	13.3	10.9	—	11.0
11.2	15.0	19.4	22.8	27.4	53.3	60.9	60.0	27.3
20.6	32.5	36.0	35.6	45.1	26.7	25.0	26.7	33.2
38.3	25.0	23.7	23.8	15.9	6.7	3.3	13.3	20.7
18.7	12.5	10.8	8.9	1.2	—	—	—	7.8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
11.4	12.7	9.4	12.7	18.6	12.5	7.7	25.0	12.3
8.9	8.9	14.1	25.3	33.7	31.3	50.0	50.0	16.5
22.8	26.8	35.6	31.6	30.2	37.5	38.5	—	28.6
25.6	29.9	25.5	21.5	14.0	18.8	3.8	25.0	23.9
31.3	21.7	15.4	8.9	3.5	—	—	—	18.9
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
16.4	16.5	14.6	18.6	15.1	18.2	17.5	20.4	16.4
10.8	11.7	15.8	23.2	28.4	34.1	45.6	53.7	22.7
21.6	30.4	34.1	31.6	39.8	38.3	31.6	18.5	31.7
28.4	26.9	24.6	21.6	15.1	9.3	5.3	7.4	20.0
22.8	14.4	10.9	5.1	1.6	—	—	—	9.1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

段に低い割合となっている。

また、資本金階層別にみても、10億以上の企業で74.1%と最も高く、次いで1億～10億が63.1%となっており、逆に最も低いのは個人が27.2%、次いで200万未満が28.2%となっており、資本金が大きい程、高い比率となっている。

これらの方法は契約書を使用しており、形式的な面において望ましい方法であるが、建設業においては、古くから契約書を使用することなく工事を施工している例がみられる。今後建設業が近代的な産業として発展していくためには、請負契約等を含めた元請・下請間の契約関係の近代化を図ることが重要な課題である。このためには、契約書の使用が急務であることはいまさら改めて述べるまでもないところである。

そこで、契約書を使用していないケースをみると、注文書と請書という形態がどの業種でも3割前後を占め最も多い契約締結の方法となっている。資本金階層別には個人と資本金10億円以上の企業においては20%前後であり、その他のランクではほぼ30%～40%の比率となっている。

次いで多いのが、注文書又は請書という契約締結の方法であり、全体で20%を占めている。業種別の相違はほとんどなく、各業種とも20%前後であるが、資本金階層別にはかなりの相違がみられる。

最も比率の高い階層は個人の28.4%で、次いで資本金200万円未満が26.9%、200万円～500万円が24.6%と続いており、逆に最も低いのは資本金1億円～10億円で5.3%、次いで10億円以上の7.4%、5,000万円～1億円の9.3%となっており、資本金が大きくなる程、この方法による割合が低くなることが明らかとなっている。

メモ又は口頭による場合は19.1%と少ないが、業種別、資本金階層別にみると比率にかなりの相違がみられる。業種別にみると、多いのは職別と

木造建築でそれぞれ18.9%、14.9%となっている。逆に少ないのは、土木建築の1.3%、建築の3.4%、土木の4.1%と続いている。資本金階層別にみても、どの業種においても資本金5,000万円以上のランクの企業においてはメモ又は口頭による契約は全く存在しないが、個人の場合は合計で22.8%、最も多い職別の個人では31.3%に及び、個人又は資本金の小さい企業で割合が多くなっている。

このように、契約書を使用せずに契約を締結している場合がかなりの件数にのぼっており、特に業種、資本金階層により極端に多い場合が存在するので、今後、この点の改善のための企業努力が強く望まれるところである。(表—46)

(3) 下請企業としての施工の場合の契約書、基本契約の内容

下請企業としての施工の場合の契約締結の方法に対する調査で、工事毎の契約書又は基本契約と注文書、請書により契約を行うと回答した者に対して、さらに、標準請負契約約款又はこれに準ずる約款を使用しているか否かを調査したものである。

建設工事標準下請契約約款は中央建設業審議会において、下請契約の適正化を図るため、制定・勧告されたものであり、この約款の普及を図っているところであり、これを受けて各建設業者団体においても、各業種に対応した下請契約約款の作成を行っている。これが、いわゆる実施約款といわれるもので、本調査では、標準約款及び実施約款がどの程度普及しているかを調べたものである。

標準約款又はこれに準ずる約款(実施約款)を使用すると回答した企業は全体で82.5%に達し、独自の約款を使用すると回答した17.5%を大きく上回っている。業種別にみれば、土木建築が89.9%で最も多く、職別が78.7%で最も少ないが、ほぼ全業種とも8割前後であり大きな差はない。

また、資本金別にみても、資本金が大きくなるに従って標準約款又はこれに準ずる約款を使用する割合が大きくなる傾向にあるが、あまり大きな差でなく、ほぼ8割以上が使用している。従って、

契約書を使用している場合は、その内容上も、標準的な約款を使用していることが多いことが明らかとなっている。（表—47）

表—47—1 下請企業としての施工の場合の契約書・基本契約の内容（業者数）

		業 者 数								合 計
		個 人	I 200 万 円 未 満	II 200 ～ 499 万 円	III 500 ～ 999 万 円	IV 1000 ～ 4999 万 円	V 5000 ～ 9999 万 円	VI 1 億 ～ 10億円 未 満	VII 10億円 以 上	
土 木	標準請負契約約款	40	15	27	42	73	17	29	9	252
	そ の 他 の 約 款	8	5	4	7	17	4	7	—	52
	合 計	48	20	31	49	90	21	36	9	304
土 木 建 築	標準請負契約約款	5	2	5	11	25	28	50	17	143
	そ の 他 の 約 款	1	—	1	2	2	1	8	1	16
	合 計	6	2	6	13	27	29	58	18	159
建 築	標準請負契約約款	3	—	12	17	23	19	20	1	95
	そ の 他 の 約 款	1	—	—	3	5	5	3	—	17
	合 計	4	—	12	20	28	24	23	1	112
木 造 建 築	標準請負契約約款	18	7	16	10	12	1	2	—	66
	そ の 他 の 約 款	4	1	3	4	3	—	—	—	15
	合 計	22	8	19	14	15	1	2	—	81
設 備	標準請負契約約款	10	25	26	21	52	24	59	8	225
	そ の 他 の 約 款	11	8	10	7	8	5	7	1	57
	合 計	21	33	36	28	60	29	66	9	282
職 別	標準請負契約約款	28	21	26	23	31	6	15	2	155
	そ の 他 の 約 款	5	10	9	6	10	1	—	1	42
	合 計	33	31	35	29	44	7	15	3	197
合 計	標準請負契約約款	104	70	112	124	219	95	175	37	936
	そ の 他 の 約 款	30	24	27	29	45	16	25	3	199
	合 計	134	94	139	153	264	111	200	40	1,135

4 工事代金の受取支払条件

本調査は、建設工事における工事代金の受取あ

るいは支払について、民間工事の施主と元請建設業者間、元請建設業者と下請建設業者間（元請建設業者として支払う場合と下請建設業者として受取る場合）の実態の一面を明らかにしたものであ

表—47—2 下請企業としての施工の場合の契約書・基本契約の内容（構成比）

（単位：％）

個 人	構 成 比							合 計
	I 200 万円 未 満	II 200～499 万 円	III 500～999 万 円	IV 1000～4999 万 円	V 5000～9999 万 円	VI 1 億 ～ 10億円 満	VII 10 億 円 以 上	
83.3	75.0	87.1	85.7	81.1	81.0	80.6	100.0	82.9
16.7	25.0	12.9	14.3	18.9	19.0	19.4	—	17.1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
83.3	00.0	83.3	84.6	92.6	96.6	86.2	94.4	89.9
16.7	—	16.7	15.4	7.4	3.4	13.8	5.6	10.1
100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
75.5	—	100.0	85.0	82.1	79.2	87.0	100.0	84.8
25.0	—	—	15.0	17.9	20.8	13.0	—	15.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
81.8	87.5	84.2	71.4	80.0	100.0	100.0	—	81.5
18.2	12.5	15.8	28.6	20.0	—	—	—	18.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
47.6	75.8	72.2	75.0	86.7	82.8	89.4	88.9	79.8
52.4	24.2	27.8	25.0	13.3	17.2	10.6	11.1	20.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
84.8	67.7	74.3	79.3	77.3	85.7	100.0	66.7	78.7
15.2	32.3	25.7	20.7	22.7	14.3	—	33.3	21.3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
77.6	74.5	80.6	81.0	83.0	85.6	87.5	92.5	82.5
22.4	25.5	19.4	19.0	17.0	14.4	12.5	7.5	17.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

る。もちろん、建設工事の代金支払については、その時々経済金融情勢、注文者と受注者との取引関係、さらには、元請建設業者の下請建設業者に対する指導育成方針等と密接な関連を有するものであり、単純に決定されるものではない。従って、厳密に言えば、これらの条件ごとに個々の工事代金の受取支払の実態を分析しなければ十分なものとは言えない面があろう。しかし、本調査も一般的に建設業界の実態の一面を明らかにする点で十分な意義を有するものと考え。以下簡単な分析を行ってみることにしたいが、その前に各調査項目について、簡単な説明を加えておくこととする。

調査項目は、各取引関係ごとに3つに分かれている。

第1は、受取（支払）方法についてであり、建設工事の代金支払形態で最も一般的に行われていると考えられる4つの方法（1,前払,中間払,完成払,2,前払,完成払,3,毎月出来高払,4,完成払のみ）を具体的に示し、調査対象の建設業者の最近の取引において最も多いと思うもの1つを選択させたものである。なお、「5,その他」はこれによらないものが最も多い場合である。

第2は、工事代金のうち現金の占める割合についてであり（現金比率）、現金の割合別に5つに分け（1,1割未満,2,1割以上3割未満,3,3割以上5割未満,4,5割以上7割未満,5,7割以上）、最も件数の多いと思うもの1つを選択させたものである。

第3は、手形期間であり、手形期間別に5つに分け（1,3ヶ月未満,2,3ヶ月以上4ヶ月未満,3,4ヶ月以上5ヶ月未満,4,5ヶ月以上6ヶ月未満,5,6ヶ月以上）、工事代金を手形で受取（支払）った場合に最も多いと思うもの1つを選択させたものである。

このように、いずれの場合も数個の選択肢のう

ちで調査対象となった建設業者が最も多いと思うもの1つを選択したものであり、集計表に記載された数字は、その項目を選択した業者数あるいは割合をあらわしているにすぎない。従って、この調査をみるうえで下記の点に注意すべきである。

1. 調査対象となった建設業者の工事において、ある選択肢の占める件数あるいは割合を示すものではないこと。

2. ある選択肢を選択した建設業者においても全てのものがこれに該当するわけではなく、単に比較上これが最も多いにすぎないこと。

(1) 民間施主からの受取条件

元請建設業者が民間施主から工事代金を受取る場合に、その受取方法、現金と手形の割合及び手形期間がどのような実状にあるかを元請建設業者に対して調査した結果である。

(a) 受取方法

全体的にみて、最も多い受取方法は、1,前払,中間払,完成払というケースで34.5%と3分の1強を占めている。次いで、3,毎月出来高形29.3%,4,完成払のみ27.2%と続いており、この3つの方法で全体の91%に達している。

これを業種別にみると、木造建築及び建築は、1,前払,中間払,完成払の場合が非常に多く、それぞれ77.9%,72.3%と全体の約4分の3に及んでいる。

逆に土木、設備及び職別は1,前払,中間払,完成払の方法による代金受取はそれぞれ、17.0%,9.4%,及び12.5%にすぎない。これらの業種においては、最も多い受取方法は、3,毎月出来高払、又は4,完成払のみという場合であり、土木においては3,毎月出来高払30.3%,4,完成払のみ40.2%,設備においては3,毎月出来高払48.3%,4,完成払のみ36.1%,さらに職別においては3,毎月出来高払41.3%,4,完成払のみ39.7%となっている。この中間的なものが、土木建築で1,前払,中間

払、完成払の方法によるものが57.8%と最も多くなっている。このように代金の受取方法は、業種別にかなり異っている。

資本金階層別にみると全体的には1.前払、中間払、完成払、3.毎月出来高払、4.完成払のみの3方法により代金を受取る場合が大勢を占め、各階層とも90%前後に及んでいる。

このうち、個人と資本金5,000万円未満の法人の階層においては、前記3方法が余り差のない比

率であるのに対し資本金5,000万円以上の法人が階層においては、1.前払、中間払、完成払の方法が他の2方法に比してかなり多くなっている。

(表—48—1, 表—48—2)

(b)現金比率

全体としては、請負代金額の7割以上が現金で支払われたとするものが55.4%と半数以上を占め、これに次いで3割以上5割未満が16.6%, 5割以上7割未満が16.0%, 1割以上3割未満が

表—48—1 民間施主からの受取条件(a)受取方法(業者数)

業種	資本金	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 前払, 中間払, 完成払	37	14	23	27	38	8	19	4	170
	2. 前払, 完成払	18	8	16	24	36	2	2	—	106
	3. 毎月出来高払	57	24	46	46	74	22	28	6	303
	4. 完成払のみ	113	25	62	62	87	28	21	4	402
	5. その他 合 計	4 229	1 72	3 150	4 163	3 238	1 61	1 71	1 15	18 999
土 木 建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	17	10	8	21	45	40	73	20	234
	2. 前払, 完成払	4	—	1	2	12	17	7	—	43
	3. 毎月出来高払	9	5	3	6	10	9	9	6	57
	4. 完成払のみ	6	1	7	8	19	4	10	—	55
	5. その他 合 計	— 36	1 17	1 20	1 38	4 90	3 73	2 101	4 30	16 405
建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	39	18	36	38	115	70	65	6	387
	2. 前払, 完成払	5	2	1	6	8	4	3	—	29
	3. 毎月出来高払	8	3	15	15	13	6	11	1	72
	4. 完成払のみ	10	1	5	3	8	5	4	—	36
	5. その他 合 計	3 65	1 25	2 59	1 63	3 147	1 86	— 83	— 7	11 535
木 造 建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	257	56	75	51	49	1	2	—	491
	2. 前払, 完成払	21	2	9	3	6	—	—	—	41
	3. 毎月出来高払	42	5	3	3	6	1	—	—	60
	4. 完成払のみ	9	3	6	5	3	—	1	—	27
	5. その他 合 計	7 336	1 67	1 94	2 64	— 64	— 2	1 3	— —	11 630
設 備	1. 前払, 中間払, 完成払	5	7	13	8	18	12	15	4	82
	2. 前払, 完成払	5	7	7	7	10	2	5	2	45
	3. 毎月出来高払	52	62	63	55	102	28	51	8	421
	4. 完成払のみ	63	57	65	43	51	9	23	3	314
	5. その他 合 計	1 126	3 136	— 148	— 113	1 182	1 52	3 97	— 17	9 871
職 別	1. 前払, 中間払, 完成払	36	17	14	14	16	—	2	1	100
	2. 前払, 完成払	13	4	5	4	4	2	3	—	35
	3. 毎月出来高払	105	58	67	30	44	13	11	3	331
	4. 完成払のみ	127	68	50	36	27	1	9	—	318
	5. その他 合 計	4 285	4 151	6 142	— 84	3 94	— 16	1 26	— 4	18 802
合 計	1. 前払, 中間払, 完成払	391	122	169	159	281	131	176	35	1,464
	2. 前払, 完成払	66	23	39	46	76	27	20	2	299
	3. 毎月出来高払	273	157	197	155	249	79	110	24	1,244
	4. 完成払のみ	328	155	195	157	195	47	68	7	1,152
	5. その他 合 計	19 1,077	11 468	13 613	8 525	14 815	6 290	7 381	5 73	83 4,242

8.9%，1割未満が3.1%となっている。

業種別にみても、7割以上が現金とするものが各業種とも最も多いものの、業種によりかなりの相違があり、最も割合が高いのは木造建築で80.6%、となっており、逆に低いのは設備の33.8%、職別の47.5%である。この設備、職別においては、3割以上5割未満がそれぞれ24.8%、20.8%を占め、さらに5割以上7割未満もそれぞれ17.4%、18.5%を占めている。これらの中間的な

傾向を示しているのが、土木、建築及び土木建築の3業種で全業種平均とほぼ類似の傾向を示している。

次に、これを資本金階層別にみても、現金比率が7割以上のものが各階層とも最も多いが、個人においては71.9%を占めているのに対し、資本金10億円以上の企業においては31.5%にすぎず、一般的な傾向として資本金が大きな階層になる程現金比率が7割以上のものの占める割合が少

表一48—2 民間施主からの受取条件(a)受取方法（構成比）

（単位：％）

業種		資本金								合 計
		個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	
土 木	1. 前払, 中間払, 完成払	16.2	19.4	15.3	16.6	16.0	13.1	26.8	26.7	17.0
	2. 前払, 完成払	7.9	11.1	10.7	14.7	15.1	3.3	2.8	—	10.6
	3. 毎月出来高払	24.9	33.3	30.7	28.2	31.1	36.1	39.4	40.0	30.3
	4. 完成払のみ	49.3	34.7	41.3	38.0	36.6	45.9	29.6	26.7	40.2
	5. その他 合 計	1.7 100.0	1.4 100.0	2.0 100.0	2.5 100.0	1.3 100.0	1.6 100.0	1.4 100.0	6.7 100.0	1.8 100.0
土 木 建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	47.2	58.8	40.0	55.3	50.0	54.8	72.3	66.7	57.8
	2. 前払, 完成払	11.1	—	5.0	5.3	13.3	23.3	6.9	—	10.6
	3. 毎月出来高払	25.0	29.4	15.0	15.8	11.1	12.3	8.9	20.0	14.1
	4. 完成払のみ	16.7	5.9	35.0	21.1	21.1	5.5	9.9	—	13.6
	5. その他 合 計	— 100.0	5.9 100.0	5.0 100.0	2.6 100.0	4.4 100.0	4.1 100.0	2.0 100.0	13.3 100.0	4.0 100.0
建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	60.0	72.0	61.0	60.3	78.2	81.4	78.3	85.7	72.3
	2. 前払, 完成払	7.7	8.0	1.7	9.5	5.4	4.7	3.6	—	5.4
	3. 毎月出来高払	12.3	12.0	25.4	23.8	8.8	7.0	13.3	14.3	13.5
	4. 完成払のみ	15.4	4.0	8.5	4.8	5.4	5.8	4.8	—	6.7
	5. その他 合 計	4.6 100.0	4.0 100.0	3.4 100.0	1.6 100.0	2.0 100.0	1.2 100.0	— 100.0	— 100.0	2.1 100.0
木 造 建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	76.5	83.6	79.8	79.7	76.6	50.0	66.7	—	77.9
	2. 前払, 完成払	6.3	3.0	9.6	4.7	9.4	—	—	—	6.5
	3. 毎月出来高払	12.5	7.5	3.2	4.7	9.4	50.0	—	—	9.5
	4. 完成払のみ	2.7	4.5	6.4	7.8	4.7	—	33.3	—	4.3
	5. その他 合 計	2.1 100.0	1.5 100.0	1.1 100.0	3.1 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	1.7 100.0
設 備	1. 前払, 中間払, 完成払	4.0	5.1	8.8	7.1	9.9	23.1	15.5	23.5	9.4
	2. 前払, 完成払	4.0	5.1	4.7	6.2	5.5	3.8	5.2	11.8	5.2
	3. 毎月出来高払	41.3	45.6	42.6	48.7	56.0	53.8	52.6	47.1	48.3
	4. 完成払のみ	50.0	41.9	43.9	38.1	28.0	17.3	23.7	17.6	36.1
	5. その他 合 計	0.8 100.0	2.2 100.0	— 100.0	— 100.0	0.5 100.0	1.9 100.0	3.1 100.0	— 100.0	1.0 100.0
職 別	1. 前払, 中間払, 完成払	12.6	11.3	9.9	16.7	17.0	—	7.7	25.0	12.5
	2. 前払, 完成払	4.6	2.6	3.5	4.8	14.3	12.5	11.5	—	4.4
	3. 毎月出来高払	36.8	38.4	47.2	35.7	46.8	81.3	42.3	75.0	41.3
	4. 完成払のみ	44.6	45.0	35.2	42.9	28.7	6.3	34.6	—	39.7
	5. その他 合 計	1.4 100.0	2.6 100.0	4.2 100.0	— 100.0	3.2 100.0	— 100.0	3.8 100.0	— 100.0	2.2 100.0
合 計	1. 前払, 中間払, 完成払	36.3	26.1	27.6	30.3	34.5	45.2	46.2	47.9	34.5
	2. 前払, 完成払	6.1	4.9	6.4	8.8	9.3	9.3	5.2	2.7	7.0
	3. 毎月出来高払	25.3	33.5	32.1	29.5	30.6	27.2	28.9	32.9	29.3
	4. 完成払のみ	30.5	33.1	31.8	29.9	23.9	16.2	17.8	9.6	27.2
	5. その他 合 計	1.8 100.0	2.4 100.0	2.1 100.0	1.5 100.0	1.7 100.0	2.1 100.0	1.8 100.0	6.8 100.0	2.0 100.0

なくなっている。

また、同一資本金階層においては、一般的傾向としては、現金比率が低くなるに従って、全体に占める比率が小さくなる傾向を示している。

(表—49—1, 表—49—2)

(c)手形期間

全体的にみると、最も多いのは3ヶ月以上4ヶ月未満で38.2%，次いで4ヶ月以上5ヶ月未満の32.8%であり、これに続いて3ヶ月未満19.2%，

5ヶ月以上6ヶ月未満8.1%，6ヶ月以上1.8%となっている。4ヶ月未満のものは合計して57.4%，5ヶ月未満では90.2%に達している。

これを業種別にみると、ほぼ各業種とも3ヶ月以上4ヶ月未満が最も多く、次いで4ヶ月以上5ヶ月未満となっているが、木造建築だけは他の業種とかなり異なった傾向を示しており、最も多いのは3ヶ月未満で44.8%，次いで3ヶ月以上4ヶ月未満で35.2%と他業種に比し、手形期間が

表—49—1 民間施主からの受取条件(b)現金比率(業者数)

業種	資本金		個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1.	1割未満	5	1	5	2	5	—	4	—	22
	2.	1割以上3割未満	10	—	6	8	16	4	13	4	61
	3.	3割以上5割未満	20	6	14	23	40	16	21	4	144
	4.	5割以上7割未満	31	16	27	17	34	10	12	1	148
	5.	7割以上	155	48	99	109	135	31	21	6	604
	合 計		221	71	151	159	230	61	71	15	979
土 木 建 築	1.	1割未満	—	1	1	—	1	—	5	1	9
	2.	1割以上3割未満	2	1	—	1	7	4	11	4	30
	3.	3割以上5割未満	4	3	3	6	17	10	14	5	62
	4.	5割以上7割未満	3	1	2	11	15	12	26	7	77
	5.	7割以上	27	11	14	21	50	47	44	13	227
	合 計		36	17	20	39	90	73	100	30	405
建 築	1.	1割未満	2	1	2	—	2	1	1	—	9
	2.	1割以上3割未満	—	2	3	2	4	9	4	—	24
	3.	3割以上5割未満	5	1	8	12	14	16	23	3	82
	4.	5割以上7割未満	9	5	9	9	31	9	17	2	91
	5.	7割以上	49	16	36	40	93	51	38	2	325
	合 計		65	25	58	63	144	86	83	7	531
木 造 建 築	1.	1割未満	3	—	3	1	2	—	—	—	9
	2.	1割以上3割未満	11	2	2	8	2	—	1	—	26
	3.	3割以上5割未満	12	5	3	5	4	—	—	—	29
	4.	5割以上7割未満	28	3	8	8	7	1	1	—	56
	5.	7割以上	276	56	75	41	49	1	1	—	499
	合 計		330	66	91	63	64	2	3	—	619
設 備	1.	1割未満	—	7	11	10	16	3	13	1	61
	2.	1割以上3割未満	12	18	18	22	42	14	20	1	147
	3.	3割以上5割未満	20	26	37	28	53	12	30	8	214
	4.	5割以上7割未満	20	22	28	19	35	5	16	5	150
	5.	7割以上	72	61	52	34	35	18	18	2	292
	合 計		124	134	146	113	181	52	97	17	864
職 別	1.	1割未満	5	4	6	5	—	—	1	—	21
	2.	1割以上3割未満	11	16	17	12	19	1	6	2	84
	3.	3割以上5割未満	35	34	27	23	27	9	11	—	166
	4.	5割以上7割未満	49	28	30	11	20	3	5	2	148
	5.	7割以上	182	68	63	32	28	3	3	—	379
	合 計		282	150	143	83	94	16	26	4	798
合 計	1.	1割未満	15	14	28	18	26	4	24	2	131
	2.	1割以上3割未満	46	39	46	53	90	32	55	11	372
	3.	3割以上5割未満	96	75	92	97	155	63	99	20	697
	4.	5割以上7割未満	140	75	104	75	142	40	77	17	670
	5.	7割以上	761	260	339	277	390	151	125	23	2,326
	合 計		1,058	463	609	520	803	290	380	73	4,196

短くなっている。

また、土木については、最も多いのは3ヶ月以上4ヶ月未満の35.3%で、次いで4ヶ月以上5ヶ月未満の29.7%となっているが、3ヶ月未満もかなり多く、24.3%を占めている。

次に、資本金階層別にみると、最も多いのは3ヶ月以上4ヶ月未満又は4ヶ月以上5ヶ月未満であるが、3ヶ月以上4ヶ月未満が最も多いのは個人又は比較的資本金の小さい階層であり、資

本金が大きな階層となると4ヶ月以上5ヶ月未満が最も多くなっている。また、個人の場合は、3ヶ月未満のものが32.6%を占めて、他の階層より多くなっており、全体的傾向としては資本金が小さな階層ほど受取手形の期間は短くなっているということができよう。(表—50—1, 表—50—2)

(2) 下請建設業者への支払条件

本項は、調査対象の建設業者が、元請として自

表—49—2 民間施主からの受取条件(b)現金比率(構成比)

(単位: %)

業種	資本金	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 1割未満	2.3	1.4	3.3	1.3	2.2	—	5.6	—	2.2
	2. 1割以上3割未満	4.5	—	4.0	5.0	7.0	6.6	18.3	26.7	6.2
	3. 3割以上5割未満	9.0	8.5	9.3	14.5	17.4	26.2	29.6	26.7	14.7
	4. 5割以上7割未満	14.0	22.5	17.9	10.7	14.8	16.4	16.9	6.7	15.1
	5. 7割以上 合 計	70.1 100.0	67.6 100.0	65.6 100.0	68.6 100.0	58.7 100.0	50.8 100.0	29.6 100.0	40.0 100.0	61.7 100.0
土 木 建 築	1. 1割未満	—	5.9	5.0	—	1.1	—	5.0	3.3	2.2
	2. 1割以上3割未満	5.6	5.9	—	2.6	7.8	5.5	11.0	13.3	7.4
	3. 3割以上5割未満	11.1	17.6	15.0	15.4	18.9	13.7	14.0	16.7	15.3
	4. 5割以上7割未満	8.3	5.9	10.0	28.2	16.7	16.4	26.0	23.3	19.0
	5. 7割以上 合 計	75.0 100.0	64.7 100.0	70.0 100.0	53.8 100.0	55.6 100.0	64.4 100.0	44.0 100.0	43.3 100.0	56.0 100.0
建 築	1. 1割未満	3.1	4.0	3.4	—	1.4	1.2	1.2	—	1.7
	2. 1割以上3割未満	—	8.0	5.2	3.2	2.8	10.5	4.8	—	4.5
	3. 3割以上5割未満	7.7	4.0	13.8	19.0	9.7	18.6	27.7	42.9	15.4
	4. 5割以上7割未満	13.8	20.0	15.5	14.3	21.5	10.5	20.5	28.6	17.1
	5. 7割以上 合 計	75.4 100.0	64.0 100.0	62.1 100.0	63.5 100.0	64.6 100.0	59.3 100.0	45.8 100.0	28.6 100.0	61.2 100.0
木 造 建 築	1. 1割未満	0.9	—	3.3	1.6	3.1	—	—	—	1.5
	2. 1割以上3割未満	3.3	3.0	2.2	12.7	3.1	—	33.3	—	4.2
	3. 3割以上5割未満	3.6	7.6	3.3	7.9	6.3	—	—	—	4.7
	4. 5割以上7割未満	8.5	4.5	8.8	12.7	10.9	50.0	33.3	—	9.0
	5. 7割以上 合 計	83.6 100.0	84.8 100.0	82.4 100.0	65.1 100.0	76.6 100.0	50.0 100.0	33.3 100.0	—	80.6 100.0
設 備	1. 1割未満	—	5.2	7.5	8.8	8.8	5.8	13.4	5.9	7.1
	2. 1割以上3割未満	9.7	13.4	12.3	19.5	23.2	26.9	20.6	5.9	17.0
	3. 3割以上5割未満	16.1	19.4	25.3	24.8	29.3	23.1	30.9	47.1	24.8
	4. 5割以上7割未満	16.1	16.4	19.2	16.8	19.3	9.6	16.5	29.4	17.4
	5. 7割以上 合 計	58.1 100.0	45.5 100.0	35.6 100.0	30.1 100.0	19.3 100.0	34.6 100.0	18.6 100.0	11.8 100.0	33.8 100.0
職 別	1. 1割未満	1.8	2.7	4.2	6.0	—	—	3.8	—	2.6
	2. 1割以上3割未満	3.9	10.7	11.9	14.5	20.2	6.3	23.1	50.0	10.5
	3. 3割以上5割未満	12.4	22.7	18.9	27.7	28.7	56.3	42.3	—	20.8
	4. 5割以上7割未満	17.4	18.7	21.0	13.3	21.3	18.8	19.2	50.0	18.5
	5. 7割以上 合 計	64.5 100.0	45.3 100.0	44.1 100.0	38.6 100.0	29.8 100.0	18.8 100.0	11.5 100.0	— 100.0	47.5 100.0
合 計	1. 1割未満	1.4	3.0	4.6	3.5	3.2	1.4	6.3	2.7	3.1
	2. 1割以上3割未満	4.3	8.4	7.6	10.2	11.2	11.0	14.5	15.1	8.9
	3. 3割以上5割未満	9.1	16.2	15.1	18.7	19.3	21.7	26.1	27.4	16.6
	4. 5割以上7割未満	13.2	16.2	17.1	14.4	17.7	13.8	20.3	23.3	16.0
	5. 7割以上 合 計	71.9 100.0	56.2 100.0	55.7 100.0	53.3 100.0	48.6 100.0	52.1 100.0	32.9 100.0	31.5 100.0	55.4 100.0

己の請負った工事の一部を下請に施工させた場合に、下請建設業者に支払う請負代金の支払条件（支払方法、現金と手形の割合及び手形期間）について調査したものである。

(a)支払方法

支払方法として合計で最も多いのは、3、毎月出来高払で70.9%、次いで4、完成払のみの16.4%、1、前払、中間払、完成払の7.1%、2、前払、完成払の4.5%、5、その他が1.0%となっている。

業種別にみても同じような傾向を示し、全業種において、3、毎月出来高払が過半数を占め最も多い。最も毎月出来高払の割合が多い業種は、建築で82.3%、次いで土木建築の81.4%、設備76.6%となっており、逆に最も少ないのは木造建築の59.3%、次いで土木64.1%、職別65.6%となっている。

次いで4、完成払のみ（業種別には、最も割合が高いのは職別で23.1%、次いで木造建築22.8%、

表一50-1 民間施主からの受取条件(c)手形期間（業者数）

業種			資本金							合 計	
			個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満		VII 10億 円以上
土 木	1.	3ヶ月未満	47	14	32	33	34	5	6	—	171
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	54	15	37	38	65	19	18	2	248
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	25	13	27	27	56	21	30	10	209
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	11	4	3	10	18	2	12	3	63
	5.	6ヶ月以上	2	—	4	3	1	—	2	—	12
	合 計		139	46	103	111	174	47	68	15	703
土 木 建 築	1.	3ヶ月未満	4	5	2	9	12	4	9	—	45
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	10	6	5	14	30	29	40	7	141
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	8	2	7	8	31	22	40	17	135
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	—	2	—	2	3	9	8	4	28
	5.	6ヶ月以上	—	—	—	—	1	3	3	2	9
	合 計		22	15	14	33	77	67	100	30	358
建 築	1.	3ヶ月未満	10	3	8	11	22	10	8	—	72
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	14	4	19	18	57	36	25	1	174
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	8	7	13	17	34	19	36	5	139
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	2	2	2	5	9	6	8	1	35
	5.	6ヶ月以上	2	1	2	—	4	3	2	—	14
	合 計		36	17	44	51	126	74	79	7	434
木 造 建 築	1.	3ヶ月未満	57	13	14	18	17	1	1	—	121
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	29	9	16	19	20	1	1	—	95
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	7	7	11	5	8	—	—	—	38
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	5	—	3	1	3	—	1	—	13
	5.	6ヶ月以上	3	—	—	—	—	—	—	—	3
	合 計		101	29	44	43	48	2	3	—	270
設 備	1.	3ヶ月未満	22	20	19	14	11	3	4	—	93
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	39	48	51	37	60	23	29	7	294
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	23	41	44	40	82	16	51	9	306
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	8	5	8	9	20	6	10	1	67
	5.	6ヶ月以上	1	—	4	3	—	—	—	—	8
	合 計		93	114	126	103	173	48	94	17	768
職 別	1.	3ヶ月未満	49	13	21	13	10	1	—	—	107
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	81	65	42	29	24	7	10	1	259
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	38	32	44	25	50	6	14	3	212
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	16	9	11	7	4	1	2	—	50
	5.	6ヶ月以上	4	2	2	1	1	—	—	—	10
	合 計		188	121	120	75	89	15	26	4	638
合 計	1.	3ヶ月未満	189	68	96	98	106	24	28	—	609
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	227	147	170	155	256	115	123	18	1,211
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	109	102	146	122	261	84	171	44	1,039
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	42	22	27	34	57	24	41	9	256
	5.	6ヶ月以上	12	3	12	7	7	6	7	2	56
	合 計		579	342	451	416	687	253	370	73	3,171

土木17.6%と続いている。)が多く、これに続き1, 前払, 中間払, 完成払(業種別には, 最も割合が高いのは, 木造建築の11.3%, 次いで土木9.1%, 土木建築6.6%と続いている。), 2, 前払, 完成払(業種別には, 最も割合が高いのは土木の7.7%, 次いで木造建築6.4%, 土木建築の4.1%となっている。)の順となっている。

さらに, 資本金階層別にみると, 3, 毎月出来高払が各階層とも過半数を占め最も多くなって

いるが, この割合が個人では52.0%, 資本金200万円未満の法人では60.6%であるのに対し, 資本金10億円以上の法人では93.0%, 資本金1億円以上10億円未満の法人では87.9%となっており, 資本金が大きくなる程毎月出来高払による支払がふえる傾向にあるといえよう。3, 毎月出来高払と逆の傾向を示しているのが, 4, 完成払のみの場合で個人では32.0%, 資本金200万円未満の法人では25.7%と資本金5,000万円未満の法人においては2番

表—50—2 民間施主からの受取条件(c)手形期間(構成比)

(単位: %)

業種	資本金	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土	1. 3ヶ月未満	33.8	30.4	31.1	29.7	19.5	10.6	8.8	—	24.3
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	38.8	32.6	35.9	34.2	37.4	40.4	26.5	13.3	35.3
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	18.0	28.3	26.2	24.3	32.2	44.7	44.1	66.7	29.7
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	7.9	8.7	2.9	9.0	10.3	4.3	17.6	20.0	9.0
	5. 6ヶ月以上	1.4	—	3.9	2.7	0.6	—	2.9	—	1.7
木	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木建築	1. 3ヶ月未満	18.2	33.3	14.3	27.3	15.6	6.0	9.0	—	12.6
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	45.5	40.0	35.7	42.4	39.0	43.3	40.0	23.3	39.4
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	36.4	13.3	50.0	24.2	40.3	32.8	40.0	56.7	37.7
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	—	13.3	—	6.1	3.9	13.4	8.0	13.3	7.8
	5. 6ヶ月以上	—	—	—	—	1.3	4.5	3.6	6.7	2.5
建築	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建	1. 3ヶ月未満	27.8	17.6	18.2	21.6	17.5	13.5	10.1	—	16.6
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	38.9	23.5	43.2	35.3	45.2	48.6	31.6	14.3	40.1
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	22.2	41.2	29.5	33.3	27.0	25.7	45.6	71.4	32.0
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	5.6	11.8	4.5	9.8	7.1	8.1	10.1	14.3	8.1
	5. 6ヶ月以上	5.6	5.9	4.5	—	3.2	4.1	2.5	—	3.2
木造建築	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設	1. 3ヶ月未満	56.4	44.8	31.8	41.9	35.4	50.0	33.3	—	44.8
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	28.7	31.0	36.4	44.2	41.7	50.0	33.3	—	35.2
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	6.9	24.1	25.0	11.6	16.7	—	—	—	14.1
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	5.0	—	6.8	2.3	6.3	—	33.3	—	4.8
	5. 6ヶ月以上	3.0	—	—	—	—	—	—	—	1.1
備	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
職	1. 3ヶ月未満	23.7	17.5	15.1	13.6	6.4	6.3	4.3	—	12.1
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	41.9	42.1	40.5	35.9	34.7	47.9	30.9	41.2	38.3
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	24.7	36.0	34.9	38.8	47.4	33.3	54.3	52.9	39.8
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	8.6	4.4	6.3	8.7	11.6	12.5	10.6	5.9	8.7
	5. 6ヶ月以上	1.1	—	3.2	2.9	—	—	—	—	1.0
別	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合	1. 3ヶ月未満	26.1	10.7	17.5	17.3	11.2	6.7	—	—	16.8
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	43.1	53.7	35.0	38.7	27.0	46.7	38.5	25.0	40.6
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	20.2	26.4	36.7	33.3	56.2	40.0	53.8	75.0	33.2
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	8.5	7.4	9.2	9.3	4.5	6.7	7.7	—	7.8
	5. 6ヶ月以上	2.1	1.7	1.7	1.3	1.1	—	—	—	1.6
計	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合	1. 3ヶ月未満	32.6	19.9	21.3	23.6	15.4	9.5	7.6	—	19.2
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	39.2	43.0	37.7	37.3	37.3	45.5	33.2	24.7	38.2
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	18.8	29.8	32.4	29.3	38.0	33.2	46.2	60.3	32.8
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	7.3	6.4	6.0	8.2	8.3	9.5	11.1	12.3	8.1
	5. 6ヶ月以上	2.1	0.9	2.7	1.7	1.0	2.4	1.9	2.7	1.8
計	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

目に多い支払方法となっているのに対し、資本金10億円以上の法人ではこの方法による支払は全くなく、また資本金1億円以上10億円未満の法人では1.6%、資本金5,000万円以上1億円未満の企業では4.0%と完成払のみによる支払は少なくなっており、資本金が大きくなる程、完成払のみによる支払は少なくなる傾向があるといえよう。

このような傾向は業種ごとに資本金階層別にみても同様である。

また、1,前払,中間払,完成払,又は2,前払,完成払という支払方法による場合はいずれも少数であり、元請・下請間における一般的支払方法とはなっていない。(表—51—1,表—51—2)

(b)現金比率

全体で最も多いのは、7割以上が現金とするもので57.3%、次いで5割以上7割未満の17.9%、3割以上5割未満の16.9%と続いており、現金の占める割合が高いものが比較的多くなっている。

表—51—1 下請企業への支払条件(a)支払方法(業者数)

業種	資本金 支払方法	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 前払, 中間払, 完成払	15	6	6	16	15	2	11	—	71
	2. 前払, 完成払	11	2	7	16	19	3	2	—	60
	3. 毎月出来高払	58	27	59	72	164	50	57	15	502
	4. 完成払のみ	44	15	33	21	19	4	2	—	138
	5. その他 合 計	3 131	2 52	3 108	1 126	1 218	— 59	2 74	— 15	12 783
土 木 建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	2	1	1	2	4	5	8	1	24
	2. 前払, 完成払	4	—	1	3	1	2	4	—	15
	3. 毎月出来高払	14	7	8	22	67	62	90	28	298
	4. 完成払のみ	6	1	6	4	8	1	1	—	27
	5. その他 合 計	— 26	1 10	— 16	— 31	1 81	— 70	— 103	— 29	2 366
建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	5	2	5	2	8	6	1	—	29
	2. 前払, 完成払	3	1	1	1	5	1	—	—	12
	3. 毎月出来高払	25	12	34	45	114	69	72	6	377
	4. 完成払のみ	10	2	9	6	4	3	—	—	34
	5. その他 合 計	1 44	— 17	1 50	2 56	— 131	1 80	1 74	— 6	6 458
木 造 建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	18	6	12	5	2	—	1	—	44
	2. 前払, 完成払	17	4	1	1	2	—	—	—	25
	3. 毎月出来高払	86	26	35	38	44	1	2	—	232
	4. 完成払のみ	46	13	16	6	8	—	—	—	89
	5. その他 合 計	— 167	1 50	— 64	— 50	— 56	— 1	— 3	— —	1 391
設 備	1. 前払, 中間払, 完成払	3	5	6	6	9	1	6	2	38
	2. 前払, 完成払	2	1	4	1	3	2	3	1	17
	3. 毎月出来高払	49	62	96	77	156	43	88	14	585
	4. 完成払のみ	29	29	33	13	13	2	2	—	121
	5. その他 合 計	1 84	2 99	— 139	— 97	— 181	— 48	— 99	— 17	3 764
職 別	1. 前払, 中間払, 完成払	9	5	9	3	10	—	1	1	38
	2. 前払, 完成払	6	6	5	3	4	2	—	—	26
	3. 毎月出来高払	98	78	89	53	70	15	26	3	432
	4. 完成払のみ	68	30	30	14	8	1	1	—	152
	5. その他 合 計	2 138	3 122	3 136	1 74	2 94	— 18	— 28	— 4	11 659
合 計	1. 前払, 中間払, 完成払	52	25	39	34	48	14	28	4	244
	2. 前払, 完成払	43	14	19	25	34	10	9	1	155
	3. 毎月出来高払	330	212	321	307	615	240	335	66	2,426
	4. 完成払のみ	203	90	127	64	60	11	6	—	561
	5. その他 合 計	7 635	9 350	7 513	4 434	4 761	1 276	3 381	— 71	35 3,421

業種別にみると、比較的現金で支払う率が高い場合が多いのは、木造建築であり（7割以上が71.7%、5割以上7割未満が12.8%）、土木（7割以上が65.4%、5割以上7割未満が15.8%）、逆に少ないのは建築（7割以上が40.6%、5割以上7割未満が25.4%）、土木建築（7割以上が46.1%、5割以上7割未満が27.2%）となっている。

また、資本金階層別にみると、合計では、7割以上を現金で支払った割合が最も多いのは、

個人で75.6%、次いで資本金 200万円未満の法人の66.2%、資本金 200万円以上 500万円未満の法人の66.0%となっており、逆に最も低いのは、資本金 1億円以上 10億円未満の法人のうち 34.1%、次いで資本金10億円以上の法人の35.2%、資本金 5,000万円以上 1億円未満の41.2%となっている。

従って、資本金が大きくなる程7割以上を現金で支払う場合の割合は低下しており、大企業の方

表-51-2 下請企業への支払条件(a)支払方法（構成比）

（単位：％）

業種	資本金 支払方法	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土	1. 前払, 中間払, 完成払	11.5	11.5	5.6	12.7	6.9	3.4	14.9	—	9.1
	2. 前払, 完成払	8.4	3.8	6.5	12.7	8.7	5.1	2.7	—	7.7
	3. 毎月出来高払	44.3	51.9	54.6	57.1	75.2	84.7	77.0	100.0	64.1
	4. 完成払のみ	33.6	28.8	30.6	16.7	8.7	6.8	2.7	—	17.6
	5. その他	2.3	3.8	2.8	0.8	0.5	—	2.7	—	1.5
木	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木建築	1. 前払, 中間払, 完成払	7.7	10.0	6.3	6.5	4.9	7.1	7.8	3.4	6.6
	2. 前払, 完成払	15.4	—	6.3	9.7	1.2	2.9	3.9	—	4.1
	3. 毎月出来高払	53.0	70.0	50.0	71.0	82.7	88.6	87.4	96.6	81.4
	4. 完成払のみ	23.1	10.0	37.5	12.9	9.9	1.4	1.0	—	7.4
	5. その他	—	10.0	—	—	1.2	—	—	—	0.5
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	11.4	11.8	11.0	3.1	6.1	7.5	1.4	—	6.3
	2. 前払, 完成払	6.8	5.9	2.0	1.8	3.8	1.3	—	—	2.6
	3. 毎月出来高払	56.8	70.6	68.0	80.4	87.0	86.3	97.3	100.0	82.3
	4. 完成払のみ	22.7	11.8	18.0	10.7	3.1	3.8	—	—	7.4
	5. その他	2.3	—	2.0	3.6	—	1.3	1.4	—	1.3
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築	1. 前払, 中間払, 完成払	10.8	12.0	18.8	10.0	3.6	—	33.3	—	11.3
	2. 前払, 完成払	10.2	8.0	1.6	2.0	3.6	—	—	—	6.4
	3. 毎月出来高払	51.5	52.0	54.7	76.0	78.6	100.0	66.7	—	59.3
	4. 完成払のみ	27.5	26.0	25.0	12.0	14.3	—	—	—	22.8
	5. その他	—	2.0	—	—	—	—	—	—	0.3
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
設 備	1. 前払, 中間払, 完成払	3.6	5.1	4.3	6.2	5.0	2.1	6.1	11.8	5.0
	2. 前払, 完成払	2.4	1.0	2.9	1.0	1.7	4.2	3.0	5.9	2.2
	3. 毎月出来高払	58.3	62.6	69.1	79.4	86.2	89.6	88.9	82.4	76.6
	4. 完成払のみ	30.5	29.3	23.7	13.4	7.2	4.2	2.0	—	15.8
	5. その他	1.2	2.0	—	—	—	—	—	—	0.4
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別	1. 前払, 中間払, 完成払	4.9	4.1	6.6	4.1	10.6	—	3.6	25.0	5.8
	2. 前払, 完成払	3.3	4.9	3.7	4.1	4.3	11.1	—	—	3.9
	3. 毎月出来高払	53.6	63.9	65.4	71.6	74.5	83.3	92.9	75.0	65.6
	4. 完成払のみ	37.2	24.6	22.1	18.9	8.5	5.6	3.6	—	23.1
	5. その他	1.1	2.5	2.2	1.4	2.1	—	—	—	1.7
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 前払, 中間払, 完成払	8.2	7.1	7.6	7.8	6.3	5.1	7.3	5.6	7.1
	2. 前払, 完成払	6.8	4.0	3.7	5.8	4.5	3.6	2.4	1.4	4.5
	3. 毎月出来高払	52.0	60.6	62.6	70.7	80.8	87.0	87.9	93.0	70.9
	4. 完成払のみ	32.0	25.7	24.8	14.7	7.9	4.0	1.6	—	16.4
	5. その他	1.1	2.6	1.4	0.9	0.5	0.4	0.8	—	1.0
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

が手形を支払うことが多い傾向にあるといえよう。(表—52—1, 表—52—2)

(c)手形期間

下請に対し支払った手形について、全体としてみれば手形期間3ヶ月以上4ヶ月未満のものが41.0%と最も多く、次いで3ヶ月未満のものが29.0%、4ヶ月以上5ヶ月未満のものが24.5%となっており、これら(5ヶ月未満の手形の合計)で94.5%に達している。また、6ヶ月以上の長期

の手形で支払う場合は、業種、資本金階層別にみても非常に少ない。

次に、これを業種別にみると、4ヶ月未満までの手形が最も多いのは木造建築で87.8%となっており、特に3ヶ月未満のものが51.2%、と半数以上を占めているのが注目される。他の業種は、総て全体の傾向とほとんど相違がみられない。

さらに、資本金階層別にみると、個人では、3ヶ月未満が45.2%と最も多く、次いで3ヶ

表—52—1 下請企業への支払条件(b)現金比率(業者数)

業種	資本金	個人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 1割未満	3	5	2	3	3	2	5	1	24
	2. 1割以上3割未満	5	—	4	2	6	2	8	—	27
	3. 3割以上5割未満	9	4	10	12	26	12	17	1	91
	4. 5割以上7割未満	13	7	14	20	36	13	10	7	120
	5. 7割以上	95	35	72	84	142	29	33	6	496
	合 計	125	51	102	121	213	58	73	15	758
土 木 建 築	1. 1割未満	—	—	2	—	—	1	1	—	4
	2. 1割以上3割未満	3	—	—	2	4	1	2	2	14
	3. 3割以上5割未満	2	2	—	5	17	12	32	8	78
	4. 5割以上7割未満	1	4	1	6	19	25	32	10	98
	5. 7割以上	19	3	12	17	40	30	36	9	166
	合 計	25	9	15	30	80	69	103	29	360
建 築	1. 1割未満	2	—	1	1	—	4	1	—	9
	2. 1割以上3割未満	1	1	2	3	7	8	2	1	25
	3. 3割以上5割未満	5	4	8	6	44	20	31	2	120
	4. 5割以上7割未満	5	3	8	16	35	23	23	2	115
	5. 7割以上	30	9	30	30	43	24	17	1	184
	合 計	43	17	49	56	129	79	74	6	453
木 造 建 築	1. 1割未満	1	1	4	2	—	—	—	—	8
	2. 1割以上3割未満	6	3	1	1	—	—	—	—	12
	3. 3割以上5割未満	4	7	7	9	11	—	—	—	38
	4. 5割以上7割未満	16	1	6	11	14	—	—	—	48
	5. 7割以上	129	37	45	25	27	2	3	—	268
	合 計	156	49	63	48	53	2	3	—	374
設 備	1. 1割未満	2	2	5	5	3	3	2	1	23
	2. 1割以上3割未満	1	4	6	6	17	9	15	2	60
	3. 3割以上5割未満	15	11	29	5	47	6	27	3	144
	4. 5割以上7割未満	5	9	25	14	39	8	19	5	124
	5. 7割以上	57	68	80	56	72	22	35	6	396
	合 計	80	94	136	96	178	48	98	17	747
職 別	1. 1割未満	4	4	3	7	1	—	2	—	21
	2. 1割以上3割未満	6	9	6	3	9	1	1	—	35
	3. 3割以上5割未満	20	15	15	12	16	5	10	—	93
	4. 5割以上7割未満	19	17	19	13	8	6	9	1	92
	5. 7割以上	128	69	89	40	59	6	5	3	399
	合 計	177	114	132	75	93	18	27	4	640
合 計	1. 1割未満	12	12	17	18	7	10	11	2	89
	2. 1割以上3割未満	22	17	19	17	44	21	28	5	173
	3. 3割以上5割未満	55	43	60	59	161	55	117	14	564
	4. 5割以上7割未満	59	41	73	80	151	75	93	25	597
	5. 7割以上	458	221	328	252	383	113	129	25	1,909
	合 計	606	334	497	426	746	274	378	71	3,332

月以上4ヶ月未満の33.6%，4ヶ月以上5ヶ月未満の14.3%と比較的手形期間の短いものが多く、この傾向は資本金の小さい法人の階層でも同様となっている。これに対し、資本金1,000万円以上の法人においては、ほとんどの階層で3ヶ月以上4ヶ月未満の手形期間のものが最も多く、特に資本金10億円以上の法人においては、4ヶ月以上5ヶ月未満のものが最も多く、3ヶ月未満のものは10.9%にすぎない。

この調査結果でみる限り、手形期間については、資本金の大きい階層ほど下請に支払う手形期間が長くなる傾向があるといえよう。（表—53—1，表—53—2）

(3) 元請建設業者からの受取条件

本項は、調査対象の建設業者が他の建設業者の下請として工事を施工した場合に、その下請代金の受取条件（支払方法、現金比率及び手形期間）がどのようなものであったかを調査したものであ

表—52—2 下請企業への支払条件(b)現金比率（構成比）

（単位：%）

業種	資本金	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 1割未満	2.4	9.8	2.0	2.5	1.4	3.4	6.8	6.7	3.2
	2. 1割以上3割未満	4.0	—	3.9	1.7	2.8	3.4	11.0	—	3.6
	3. 3割以上5割未満	7.2	7.8	9.8	9.9	12.2	20.7	23.3	6.7	12.0
	4. 5割以上7割未満	10.4	13.7	13.7	16.5	16.9	22.4	13.7	46.7	15.8
	5. 7割以上	76.0	68.6	70.6	69.4	66.7	50.0	45.2	40.0	65.4
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 建 築	1. 1割未満	—	—	13.3	—	—	1.4	1.0	—	1.1
	2. 1割以上3割未満	12.0	—	—	6.7	5.0	1.4	1.9	6.9	3.9
	3. 3割以上5割未満	8.0	22.2	—	16.7	21.3	17.4	31.1	27.6	21.7
	4. 5割以上7割未満	4.0	44.4	6.7	20.0	23.8	36.2	31.1	34.5	27.2
	5. 7割以上	76.0	33.3	80.6	56.7	50.0	43.5	35.0	31.0	46.1
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築	1. 1割未満	4.7	—	2.0	1.8	—	5.1	1.4	—	2.0
	2. 1割以上3割未満	2.3	5.9	4.1	5.4	5.4	10.1	2.7	16.7	5.5
	3. 3割以上5割未満	11.6	23.5	16.3	10.7	34.1	25.3	31.9	33.3	26.5
	4. 5割以上7割未満	11.6	17.6	16.3	28.6	27.1	29.1	31.1	33.3	25.4
	5. 7割以上	69.8	52.9	61.2	53.6	33.3	34.0	23.0	16.7	40.6
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建 築	1. 1割未満	0.6	2.0	6.3	4.2	—	—	—	—	2.1
	2. 1割以上3割未満	3.8	6.1	1.6	2.1	1.9	—	—	—	3.2
	3. 3割以上5割未満	2.6	14.3	11.1	18.8	20.8	—	—	—	10.2
	4. 5割以上7割未満	10.3	2.0	9.5	22.9	26.4	—	—	—	12.8
	5. 7割以上	82.7	75.5	71.4	52.1	50.9	100.0	100.0	—	71.7
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
設 備	1. 1割未満	2.5	2.1	3.7	5.2	1.7	6.3	2.0	5.9	3.1
	2. 1割以上3割未満	1.3	4.3	4.4	6.3	9.6	18.8	15.3	11.8	8.0
	3. 3割以上5割未満	18.8	11.7	14.7	15.6	26.4	12.5	27.6	17.6	19.3
	4. 5割以上7割未満	6.3	9.6	18.4	14.6	21.9	16.7	19.4	29.4	16.6
	5. 7割以上	71.3	72.3	58.8	58.3	40.4	45.8	35.7	35.3	53.0
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別	1. 1割未満	2.3	3.5	2.3	9.3	1.1	—	7.4	—	3.3
	2. 1割以上3割未満	3.4	7.9	4.5	4.0	9.7	5.6	3.7	—	5.5
	3. 3割以上5割未満	11.3	13.2	11.4	16.0	17.2	27.8	37.0	—	14.5
	4. 5割以上7割未満	10.7	14.9	14.4	17.3	8.6	33.3	33.3	25.0	14.4
	5. 7割以上	72.3	60.5	67.4	53.3	63.4	33.3	18.5	75.0	62.3
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 1割未満	2.0	3.6	3.4	4.2	0.9	3.6	2.9	2.8	2.7
	2. 1割以上3割未満	3.6	5.1	3.8	4.0	5.9	7.7	7.4	7.0	5.2
	3. 3割以上5割未満	9.1	12.9	12.1	13.8	21.6	20.1	31.0	19.7	16.9
	4. 5割以上7割未満	9.7	12.3	14.7	18.8	20.2	27.4	24.6	35.2	17.9
	5. 7割以上	75.6	66.2	66.0	59.2	51.3	41.2	34.1	35.2	57.3
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

る。

先の(2)下請建設業者への支払条件と項目は同じであり、いわば逆の立場となった場合について調査したものであるが、ある建設業者が元請となった場合と下請になった場合について各々調査したものであり、(2)の結果とは必ずしも一致しないのは当然のことである。

(a)受取方法

受取方法として合計で最も多いのは、3.毎月出

来高払で41.9%であり、次いで1.前払、中間払、完成払の26.0%、4.完成払のみの22.9%となっており、2.前払、完成払は7.6%、5.その他は1.6%で少数である。

下請に対する支払と比較すると、3.毎月出来高払の割合が少なく、かわりに、1.前払、部分払、完成払の割合が多くなっている。

次にこれを、業種別にみると、設備及び職別では、3.毎月出来高払の割合が比較的多く、(設

表—53—1 下請企業への支払条件(c)手形期間(業者数)

業種	資本金			個 人	手形期間							合 計
					I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	
土 木	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	33	14	27	33	43	9	9	3	171
	2.	3ヶ月以上	4ヶ月未満	26	4	19	24	63	19	29	5	189
	3.	4ヶ月以上	5ヶ月未満	14	9	13	14	34	14	18	3	119
	4.	5ヶ月以上	6ヶ月未満	1	1	1	4	7	5	8	2	29
	5.	6ヶ月以上	合 計	1	—	—	—	1	—	1	—	3
				75	28	60	75	148	47	65	13	511
土木建築	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	6	2	3	13	24	13	8	2	71
	2.	3ヶ月以上	4ヶ月未満	6	2	3	8	29	30	57	11	146
	3.	4ヶ月以上	5ヶ月未満	1	2	2	5	15	16	34	13	88
	4.	5ヶ月以上	6ヶ月未満	—	1	1	—	2	2	—	1	7
	5.	6ヶ月以上	合 計	—	—	—	—	—	1	—	—	1
				13	7	9	26	70	62	99	27	313
建 築	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	12	1	13	11	20	17	7	—	81
	2.	3ヶ月以上	4ヶ月未満	11	7	16	27	60	37	25	1	184
	3.	4ヶ月以上	5ヶ月未満	—	5	5	10	26	17	23	3	89
	4.	5ヶ月以上	6ヶ月未満	—	—	1	—	5	3	12	2	23
	5.	6ヶ月以上	合 計	1	—	—	—	—	—	1	—	2
				24	13	35	48	111	74	68	6	379
木造建築	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	35	13	22	15	17	2	1	—	105
	2.	3ヶ月以上	4ヶ月未満	15	7	11	19	22	—	1	—	75
	3.	4ヶ月以上	5ヶ月未満	5	4	2	5	4	—	—	—	20
	4.	5ヶ月以上	6ヶ月未満	1	—	1	1	2	—	—	—	5
	5.	6ヶ月以上	合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				56	24	36	40	45	2	2	—	205
設 備	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	17	29	28	21	25	5	11	2	138
	2.	3ヶ月以上	4ヶ月未満	15	21	37	28	67	18	29	3	218
	3.	4ヶ月以上	5ヶ月未満	5	14	17	15	50	17	40	8	166
	4.	5ヶ月以上	6ヶ月未満	5	1	4	2	8	3	6	1	30
	5.	6ヶ月以上	合 計	1	—	2	—	3	—	—	—	6
				43	65	88	66	153	43	86	14	558
職 別	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	33	13	31	22	20	4	2	—	125
	2.	3ヶ月以上	4ヶ月未満	28	37	29	24	26	8	11	2	165
	3.	4ヶ月以上	5ヶ月未満	18	13	18	15	22	3	11	2	102
	4.	5ヶ月以上	6ヶ月未満	11	3	5	—	2	2	3	—	26
	5.	6ヶ月以上	合 計	—	1	—	—	—	—	—	—	1
				90	67	83	61	70	17	27	4	419
合 計	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	136	72	124	115	149	50	38	7	691
	2.	3ヶ月以上	4ヶ月未満	101	78	115	130	267	112	152	22	977
	3.	4ヶ月以上	5ヶ月未満	43	47	57	64	151	67	126	29	584
	4.	5ヶ月以上	6ヶ月未満	18	6	13	7	26	15	29	6	120
	5.	6ヶ月以上	合 計	3	1	2	—	4	1	2	—	13
				301	204	311	316	597	245	347	64	2,385

備55.2%，職別53.9%)，これに次いで4.完成払のみが30%前後と相当数存在している(設備27.2%，職別31.5%)ことが注目される。

また、建築、木造建築、土木建築においては、1.前払、中間払、完成払が最も多く(建築50.6%，木造建築50.4%，土木建築45.0%)になっている点に特色があり、毎月出来高払はなお25～30%を占めるものの設備、職別に比べると相当少なくなっている。

これらの2つのグループの中間的で合計とほぼ類似した傾向を示しているのが土木であり、3.毎月出来高払40.6%，1.前払、中間払、完成払25.9%，4.完成払のみ23.5%となっている。支払方法と比較してみると、支払方法では各業種とも3.毎月出来高払が割合の差こそあれ最も多くなっていたのに対し、受取方法では、業種がいくつかのグループに分類できるような顕著な相違があらわれていることが注目される。

表-53-2 下請企業への支払条件(c)手形期間(構成比)

(単位：%)

業種	資本金	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 3ヶ月未満	44.0	50.0	45.0	44.0	29.1	19.1	13.8	23.1	33.5
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	34.7	14.3	31.7	32.0	42.6	40.4	44.6	38.5	37.0
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	18.7	32.1	21.7	18.7	23.0	29.8	27.9	23.1	23.3
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	1.3	3.6	1.7	5.3	4.7	10.6	12.3	15.4	5.7
	5. 6ヶ月以上 合 計	1.3 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	0.7 100.0	— 100.0	1.5 100.0	— 100.0	0.6 100.0
土 木 建 築	1. 3ヶ月未満	46.2	28.0	33.3	50.0	34.3	21.0	8.1	7.4	22.7
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	46.2	28.6	33.3	30.8	41.4	48.4	57.6	40.7	46.6
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	7.7	28.6	22.2	19.2	21.4	25.8	34.3	48.1	28.1
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	—	14.3	11.1	—	2.9	3.2	—	3.7	2.2
	5. 6ヶ月以上 合 計	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	1.6 100.0	— 100.0	— 100.0	0.3 100.0
建 築	1. 3ヶ月未満	50.0	7.7	37.1	22.9	18.0	23.0	10.3	—	21.4
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	45.8	53.8	45.7	56.3	54.1	50.0	36.8	16.7	48.5
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	—	33.5	14.3	20.8	23.4	23.0	33.8	50.0	23.5
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	—	—	2.9	—	4.5	4.1	17.6	33.3	6.1
	5. 6ヶ月以上 合 計	4.2 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	1.5 100.0	— 100.0	0.5 100.0
木 造 建 築	1. 3ヶ月未満	62.5	54.2	61.1	37.5	37.8	100.0	50.0	—	51.2
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	26.8	29.2	30.6	47.5	48.9	—	50.0	—	36.6
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	8.9	16.7	5.6	12.5	8.9	—	—	—	9.8
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	1.8	—	2.8	2.5	4.4	—	—	—	2.4
	5. 6ヶ月以上 合 計	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0
設 備	1. 3ヶ月未満	39.5	44.6	31.8	31.8	16.3	11.6	12.8	14.3	24.7
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	34.9	32.3	42.0	42.4	43.8	41.9	33.7	21.4	39.1
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	11.6	21.5	19.3	22.7	32.7	39.5	46.5	57.1	29.7
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	11.6	1.5	4.5	3.0	5.2	7.0	7.0	7.1	5.4
	5. 6ヶ月以上 合 計	2.3 100.0	— 100.0	2.3 100.0	— 100.0	2.0 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	1.1 100.0
職 別	1. 3ヶ月未満	36.7	19.4	37.3	36.1	28.6	23.5	7.4	—	29.8
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	31.1	55.2	34.9	39.3	37.1	49.1	40.7	50.0	39.4
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	20.0	19.4	21.7	24.6	31.4	17.6	40.7	50.0	24.3
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	12.2	4.5	6.0	—	2.9	11.8	11.1	—	6.2
	5. 6ヶ月以上 合 計	— 100.0	1.5 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	0.2 100.0
合 計	1. 3ヶ月未満	45.2	35.3	39.9	36.4	25.0	20.4	11.0	10.9	29.0
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	33.6	38.2	37.0	41.1	44.7	45.7	43.8	34.4	41.0
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	14.3	23.0	18.3	20.3	25.3	27.3	36.3	45.3	24.5
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	6.0	2.9	4.2	2.2	4.4	6.1	8.4	9.4	5.0
	5. 6ヶ月以上 合 計	1.0 100.0	0.5 100.0	0.6 100.0	— 100.0	0.7 100.0	0.4 100.0	0.6 100.0	— 100.0	0.5 100.0

さらに、資本金階層別にみると、業種の合計では、個人及び法人企業においては、資本金が小さな階層は3、毎月出来高払の割合が最も多く、次いで4、完成払のみの順となっている。これに対し、資本金階層が大きくなるにつれ、1、前払、部分払、完成払の割合がふえ、資本金5,000万円以上1億円未満の企業では3、毎月出来高払と全く同じ割合となり、それ以上の階層では1、前払、部分払、完成払の割合が最も多くなっている。これを支払方法と

比べてみると、支払方法においては、資本金が大きくなる程3、毎月出来高払の割合がふえる傾向にあり、受取方法と逆になっていることが注目される。（表—54—1、表—54—2）

(b)現金比率

受取った下請代金に占める現金の割合（現金比率）別にみて、全体で最も多いのは7割以上とするもので49.8%と約半数を占めており、次いで3割以上5割未満が19.1%、5割以上7割未満が

表—54—1 元請建設業者からの受取条件(a)受取方法（業者数）

業種	資本金	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 前払、中間払、完成払	203	64	105	114	246	99	143	36	1,010
	2. 前払、完成払	57	27	39	59	87	25	35	3	332
	3. 毎月出来高払	319	205	280	208	310	108	128	21	1,579
	4. 完成払のみ	286	128	171	112	134	31	48	3	913
	5. その他 合 計	14 879	8 432	13 608	8 501	7 784	2 265	6 360	1 64	59 3,893
土 木 建 築	1. 前払、中間払、完成払	10	6	5	11	32	39	52	17	172
	2. 前払、完成払	5	—	1	7	15	10	13	—	51
	3. 毎月出来高払	7	8	8	10	20	14	20	7	94
	4. 完成払のみ	7	1	6	7	22	3	10	1	57
	5. その他 合 計	— 29	1 16	1 21	2 37	2 91	— 66	1 96	1 26	8 382
建 築	1. 前払、中間払、完成払	21	7	20	17	68	39	38	2	212
	2. 前払、完成払	3	1	—	5	7	—	1	—	17
	3. 毎月出来高払	12	8	18	18	38	20	20	—	134
	4. 完成払のみ	15	4	9	6	4	8	3	—	49
	5. その他 合 計	2 53	— 20	2 49	1 47	— 117	1 68	1 63	— 2	7 419
木 造 建 築	1. 前払、中間払、完成払	110	19	31	25	27	2	1	—	215
	2. 前払、完成払	19	3	1	1	4	—	—	—	28
	3. 毎月出来高払	61	17	18	14	17	—	—	—	127
	4. 完成払のみ	17	4	10	9	5	—	1	—	46
	5. その他 合 計	3 210	1 44	3 63	3 52	1 54	— 2	— 2	— —	11 427
設 備	1. 前払、中間払、完成払	3	5	10	12	32	10	20	5	97
	2. 前払、完成払	3	9	11	6	12	1	5	2	49
	3. 毎月出来高払	64	65	78	71	108	33	58	8	485
	4. 完成払のみ	47	46	58	30	36	6	14	2	239
	5. その他 合 計	1 118	3 125	1 158	— 119	— 188	1 51	2 99	— 17	8 878
職 別	1. 前払、中間払、完成払	23	12	10	4	9	—	5	2	65
	2. 前払、完成払	7	5	5	6	8	2	5	—	38
	3. 毎月出来高払	114	77	104	53	58	14	11	2	433
	4. 完成払のみ	112	56	41	21	15	2	6	—	253
	5. その他 合 計	4 260	3 153	4 164	— 84	3 93	— 18	1 28	— 4	15 804
合 計	1. 前払、中間払、完成払	370	113	181	183	414	189	259	62	1,771
	2. 前払、完成払	94	45	57	84	133	38	59	5	515
	3. 毎月出来高払	577	380	506	374	551	189	237	38	2,852
	4. 完成払のみ	484	239	295	185	216	50	82	6	1,537
	5. その他 合 計	24 1,549	16 793	24 1,063	14 840	13 1,327	4 470	11 648	2 113	108 6,803

17.1%，1割以上3割未満が10.3%，1割未満が最も少なく3.8%となっている。支払った場合と比べてやや現金の占める割合が少なくなっているもののほぼ類似の傾向を示している。

これを業種別にみると、各業種とも7割以上が最も多いものの、7割以上の割合が木造建築は71.6%と一段と高く、逆に設備では32.0%，職別では41.6%とやや少なくなるなど業種間で異なった傾向を示している。1割未満とするものは各

業種とも数%にとどまっており、7割以上の割合が少ない設備、職別は、1割以上3割未満、3割以上5割未満の場合が他の業種と比較して多くなっている。

これを支払った場合と比べると、7割以上のものについてみると土木、設備、職別では支払の場合と比べ受取の場合の割合が低くなっているのに対し、逆に、土木建築、建築では支払の場合と比べ受取の場合が割合が高くなっているのが注目

表—54—2 元請建設業者からの受取条件(a)受取方法(構成比)

(単位：%)

業種	資本金	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 前払, 中間払, 完成払	23.1	14.8	17.3	22.8	31.4	37.4	39.7	56.3	25.9
	2. 前払, 完成払	6.5	6.3	6.4	11.8	11.1	9.4	9.7	4.7	8.5
	3. 毎月出来高払	36.3	47.5	46.1	41.5	39.5	40.8	35.6	32.8	40.6
	4. 完成払のみ	32.5	29.6	28.1	22.4	17.1	11.7	13.3	4.7	23.5
	5. その他 合 計	1.6 100.0	1.9 100.0	2.1 100.0	1.6 100.0	0.9 100.0	0.8 100.0	1.7 100.0	1.6 100.0	1.5 100.0
土 木 建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	34.5	37.5	23.8	29.7	35.2	59.1	54.2	65.4	45.0
	2. 前払, 完成払	17.2	—	4.8	18.9	16.5	15.2	13.5	—	13.4
	3. 毎月出来高払	24.1	50.0	38.1	27.0	22.0	21.2	20.8	26.9	24.6
	4. 完成払のみ	24.1	6.3	28.6	18.9	24.2	4.5	10.4	3.8	14.9
	5. その他 合 計	— 100.0	6.3 100.0	4.8 100.0	5.4 100.0	2.2 100.0	— 100.0	1.0 100.0	3.8 100.0	2.1 100.0
建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	39.6	35.0	40.8	36.2	58.1	57.4	60.3	100.0	50.6
	2. 前払, 完成払	5.7	5.0	—	10.6	6.0	—	1.6	—	4.1
	3. 毎月出来高払	22.6	40.0	36.7	38.3	32.5	29.4	31.7	—	32.0
	4. 完成払のみ	28.3	20.0	18.4	12.8	3.4	11.8	4.8	—	11.7
	5. その他 合 計	3.8 100.0	— 100.0	4.1 100.0	2.1 100.0	— 100.0	1.5 100.0	1.6 100.0	— 100.0	1.7 100.0
木 造 建 築	1. 前払, 中間払, 完成払	52.4	43.2	49.2	48.1	50.0	100.0	50.0	—	50.4
	2. 前払, 完成払	9.0	6.8	1.6	1.9	7.4	—	—	—	6.6
	3. 毎月出来高払	29.0	38.6	28.6	26.5	31.5	—	—	—	29.7
	4. 完成払のみ	8.1	9.1	15.9	17.3	9.3	—	50.0	—	10.8
	5. その他 合 計	1.4 100.0	2.3 100.0	4.8 100.0	5.8 100.0	1.9 100.0	— 100.0	— 100.0	— 100.0	2.6 100.0
設 備	1. 前払, 中間払, 完成払	2.5	3.9	6.3	10.1	17.0	19.6	20.2	29.4	11.0
	2. 前払, 完成払	2.5	7.0	7.0	5.0	6.4	2.0	5.1	11.8	5.6
	3. 毎月出来高払	54.2	50.8	49.4	59.7	57.4	64.7	58.6	47.1	55.2
	4. 完成払のみ	39.8	33.9	36.7	25.2	19.1	11.8	14.1	11.8	27.2
	5. その他 合 計	0.8 100.0	2.3 100.0	0.6 100.0	— 100.0	— 100.0	2.0 100.0	2.0 100.0	— 100.0	0.9 100.0
職 別	1. 前払, 中間払, 完成払	8.8	7.8	6.1	4.8	9.7	—	17.9	50.0	8.1
	2. 前払, 完成払	2.7	3.3	3.0	7.1	8.6	11.1	17.9	—	4.7
	3. 毎月出来高払	43.8	50.3	63.4	63.1	62.4	77.8	39.3	50.0	53.9
	4. 完成払のみ	43.1	36.6	25.0	25.0	16.1	11.1	21.4	—	31.5
	5. その他 合 計	1.5 100.0	2.0 100.0	2.4 100.0	— 100.0	3.2 100.0	— 100.0	3.6 100.0	— 100.0	1.9 100.0
合 計	1. 前払, 中間払, 完成払	23.9	14.2	17.0	21.8	31.2	40.2	40.0	54.9	26.0
	2. 前払, 完成払	6.1	5.7	5.4	10.0	10.0	8.1	9.1	4.4	7.6
	3. 毎月出来高払	37.2	47.9	47.6	44.5	41.5	40.2	36.6	33.6	41.9
	4. 完成払のみ	31.2	30.1	27.8	22.0	16.3	10.6	12.7	5.3	22.9
	5. その他 合 計	1.5 100.0	2.0 100.0	2.3 100.0	1.7 100.0	1.0 100.0	0.9 100.0	1.7 100.0	1.8 100.0	1.6 100.0

される。

さらに、資本金階層別にみると、合計では7割以上が各階層とも最も多くなっているものの、最も割合が多い個人の場合には64.9%を占めているのに対し、最も少ない資本金10億円以上の法人の場合には約半分の35.5%となっている。一般的な傾向としては、7割以上のものは個人及び資本金が小さい法人ほど高く、資本金が大きくなるとこれが減少している。

また、1割未満のものは各階層とも数%で少なくなっている。この傾向は支払の場合と比べてもほぼ類似のものといえることができる。(表—55—1、表—55—2)

(c)手形期間

下請として受取った手形について、全体としてみれば、手形期間が3ヶ月以上4ヶ月未満のものが37.1%と最も多く、次いで4ヶ月以上5ヶ月未満のものが35.1%となっており、この2つで7割

表—55—1 元請建設業者からの受取条件(b)現金比率(業者数)

業種	資本金	個人	I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	合計
土木	1. 1割未満	17	18	34	14	25	7	21	2	138
	2. 1割以上3割未満	37	34	47	63	97	30	50	8	366
	3. 3割以上5割未満	101	89	107	97	147	57	95	12	705
	4. 5割以上7割未満	144	69	104	76	129	45	54	16	637
	5. 7割以上	558	211	306	242	371	125	139	24	1,976
	合計	857	421	598	492	769	264	359	62	3,822
土木建築	1. 1割未満	—	1	1	—	1	—	2	1	6
	2. 1割以上3割未満	3	—	—	—	6	1	3	2	15
	3. 3割以上5割未満	2	3	2	9	18	9	22	6	71
	4. 5割以上7割未満	2	2	1	6	11	12	21	6	61
	5. 7割以上	19	9	16	21	53	45	49	11	223
	合計	26	15	20	36	89	67	97	26	376
建築	1. 1割未満	2	—	3	—	4	5	3	—	17
	2. 1割以上3割未満	1	4	1	7	8	8	3	—	32
	3. 3割以上5割未満	9	3	9	6	16	13	17	—	73
	4. 5割以上7割未満	8	3	6	11	21	10	13	1	73
	5. 7割以上	34	10	29	24	66	31	28	1	223
	合計	54	20	48	48	115	67	64	2	418
木造建築	1. 1割未満	1	1	5	2	2	—	—	—	11
	2. 1割以上3割未満	6	2	2	5	1	—	1	—	17
	3. 3割以上5割未満	9	10	4	6	7	—	—	—	36
	4. 5割以上7割未満	26	3	7	10	10	—	1	—	57
	5. 7割以上	168	30	44	28	33	2	—	—	305
	合計	210	46	62	51	53	2	2	—	426
設備	1. 1割未満	1	10	12	7	13	2	13	1	59
	2. 1割以上3割未満	11	15	21	28	49	13	29	4	170
	3. 3割以上5割未満	24	31	39	28	48	13	28	4	215
	4. 5割以上7割未満	20	16	33	20	30	8	8	5	140
	5. 7割以上	60	48	53	33	45	14	20	2	275
	合計	116	120	158	116	185	50	98	16	859
職別	1. 1割未満	7	4	8	4	1	—	2	—	26
	2. 1割以上3割未満	10	11	19	18	22	3	5	1	89
	3. 3割以上5割未満	37	36	38	28	25	8	9	—	181
	4. 5割以上7割未満	53	33	38	12	21	3	5	2	167
	5. 7割以上	144	67	60	22	25	4	7	1	330
	合計	251	151	163	84	94	18	28	4	793
合計	1. 1割未満	28	34	63	27	46	14	41	4	257
	2. 1割以上3割未満	68	66	90	121	183	55	91	15	689
	3. 3割以上5割未満	182	172	199	174	261	100	171	22	1,281
	4. 5割以上7割未満	253	126	189	135	222	78	102	30	1,135
	5. 7割以上	983	375	508	370	593	221	243	39	3,332
	合計	1,514	773	1,049	827	1,305	468	648	110	6,694

以上を占めている。また、3ヶ月未満のものが17.6%あり、5ヶ月未満の合計で約9割に達している。この他、5ヶ月以上6ヶ月未満のものが9.1%、6ヶ月以上のものが1.1%存在した。

これを下請への支払の場合と比べると、3ヶ月未満のものの占める割合が少なく、逆に4ヶ月以上5ヶ月未満のものの占める割合が多くなっている。

次に、業種別にみても、木造建築以外の業

種においては、全体の傾向と類似している。木造建築においては、他業種と異なり、3ヶ月未満のものが最も多く、41.4%を占め、次いで3ヶ月以上4ヶ月未満が34.9%、4ヶ月以上5ヶ月未満が16.3%と続き、期間の短い手形が多くなっている。これを下請への支払の場合と比べると、各期間の占める割合は異なるものの木造建築において、短期の手形が支払われる場合が多いという傾向は一致している。

表—55—2 元請建設業者からの受取条件(b)現金比率(構成比)

(単位: %)

業種	資本金	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 1割未満	2.0	4.3	5.7	2.8	3.3	2.7	5.8	3.2	3.6
	2. 1割以上3割未満	4.3	8.1	7.9	12.8	12.6	11.4	13.9	12.9	9.6
	3. 3割以上5割未満	11.8	21.1	17.9	19.7	19.1	21.6	26.5	19.4	18.4
	4. 5割以上7割未満	16.8	16.4	19.4	15.4	16.8	17.0	15.0	25.8	16.7
	5. 7割以上 合 計	65.1 100.0	50.1 100.0	51.2 100.0	49.2 100.0	48.2 100.0	47.3 100.0	38.7 100.0	38.7 100.0	51.7 100.0
土 木 建 築	1. 1割未満	—	6.7	5.0	—	1.1	—	2.1	3.8	1.6
	2. 1割以上3割未満	11.5	—	—	—	6.7	1.5	3.1	7.7	4.0
	3. 3割以上5割未満	7.7	20.0	10.0	25.0	20.2	13.4	22.7	23.1	18.9
	4. 5割以上7割未満	7.7	13.3	5.0	16.7	12.4	17.9	21.6	23.1	16.2
	5. 7割以上 合 計	73.1 100.0	60.0 100.0	80.0 100.0	58.3 100.0	59.6 100.0	67.2 100.0	50.5 100.0	42.3 100.0	59.3 100.0
建 築	1. 1割未満	3.7	—	6.3	—	3.5	7.5	4.7	—	4.1
	2. 1割以上3割未満	1.9	20.0	2.1	14.6	7.0	11.9	4.7	—	7.7
	3. 3割以上5割未満	16.7	15.0	18.8	12.5	13.9	19.4	26.6	—	17.5
	4. 5割以上7割未満	14.8	15.0	12.5	22.9	18.3	14.9	20.3	50.0	17.5
	5. 7割以上 合 計	63.0 100.0	50.0 100.0	60.4 100.0	50.0 100.0	57.4 100.0	46.3 100.0	43.8 100.0	50.0 100.0	53.3 100.0
木 造 建 築	1. 1割未満	0.5	2.2	8.1	3.9	3.8	—	—	—	2.6
	2. 1割以上3割未満	2.9	4.3	3.2	9.8	1.9	—	50.0	—	4.0
	3. 3割以上5割未満	4.3	21.7	6.5	11.8	13.2	—	—	—	8.5
	4. 5割以上7割未満	12.4	6.5	11.3	19.6	18.9	—	50.0	—	13.4
	5. 7割以上 合 計	80.0 100.0	65.2 100.0	71.0 100.0	54.9 100.0	62.3 100.0	100.0 100.0	— 100.0	— 100.0	71.6 100.0
設 備	1. 1割未満	0.9	8.3	7.6	6.0	7.0	4.0	13.3	6.3	6.9
	2. 1割以上3割未満	9.5	12.5	13.3	24.1	26.5	26.0	29.6	25.0	19.8
	3. 3割以上5割未満	20.7	25.8	24.7	24.1	25.9	26.0	28.6	25.0	25.0
	4. 5割以上7割未満	19.2	13.3	20.9	17.2	16.2	16.0	8.2	31.3	16.3
	5. 7割以上 合 計	51.7 100.0	40.0 100.0	33.5 100.0	28.4 100.0	24.3 100.0	28.0 100.0	20.4 100.0	12.5 100.0	32.0 100.0
職 別	1. 1割未満	2.8	2.6	4.9	4.8	1.1	—	7.1	—	3.3
	2. 1割以上3割未満	4.0	7.3	11.7	21.4	23.4	16.7	17.9	25.0	11.2
	3. 3割以上5割未満	14.7	23.8	23.3	33.3	26.6	44.4	32.1	—	22.8
	4. 5割以上7割未満	21.1	21.9	23.3	14.3	22.3	16.7	17.9	50.0	21.1
	5. 7割以上 合 計	57.4 100.0	44.4 100.0	36.8 100.0	26.2 100.0	26.6 100.0	22.2 100.0	25.0 100.0	25.0 100.0	41.6 100.0
合 計	1. 1割未満	1.8	4.4	6.0	3.3	3.5	3.0	6.3	3.6	3.8
	2. 1割以上3割未満	4.5	8.5	8.6	14.6	14.0	11.8	14.0	13.6	10.3
	3. 3割以上5割未満	12.0	22.3	19.0	21.0	20.0	21.4	26.4	20.0	19.1
	4. 5割以上7割未満	16.7	16.3	18.0	16.3	17.0	16.7	15.7	27.3	17.0
	5. 7割以上 合 計	64.9 100.0	48.5 100.0	48.4 100.0	44.7 100.0	45.4 100.0	47.2 100.0	37.5 100.0	35.5 100.0	49.8 100.0

さらに、資本金階層別にみると、3ヶ月未満の手形の占める割合は、個人が30.9%と最も多く、また資本金が小さい法人においては2割前後となっているのに対し、資本金の大きい法人においては割合が少なくなっている。逆に手形期間の

比較的長いものは、これと逆の傾向がみられ、資本金が大きな階層ほど比較的期間の長い手形の占める割合が多くなっている。

下請への支払の場合においても、これと類似の傾向となっている。(表—56—1、表—56—2)

表—56—1 元請建設業者からの受取条件(c)手形期間(業者数)

業種	資本金	個 人	I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000 ～4999万 円	V 5000 ～9999万 円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億 円以上	合 計
土 木	1. 3ヶ月未満	41	14	33	25	34	3	6	—	156
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	48	11	33	31	58	18	18	4	221
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	25	14	21	30	58	20	30	10	208
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	11	5	9	7	11	7	9	1	58
	5. 6ヶ月以上	3	—	1	1	2	—	3	—	10
	合 計	128	44	95	94	163	48	66	15	653
土 木 建 築	1. 3ヶ月未満	4	3	4	10	10	2	6	—	39
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	8	6	3	9	40	24	38	7	135
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	5	2	4	8	23	21	45	15	123
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	—	2	1	2	2	9	4	3	23
	5. 6ヶ月以上	—	—	—	—	—	2	1	1	4
	合 計	17	13	12	29	75	58	94	26	324
建 築	1. 3ヶ月未満	10	2	9	7	14	9	4	—	55
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	13	4	13	22	41	24	15	—	132
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	5	8	12	8	29	20	32	1	115
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	2	2	1	5	12	5	8	—	35
	5. 6ヶ月以上	2	—	2	1	—	1	1	1	8
	合 計	32	16	37	43	96	59	60	2	345
木 造 建 築	1. 3ヶ月未満	39	13	10	12	14	1	—	—	89
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	20	4	15	21	15	—	—	—	75
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	10	9	5	4	6	1	—	—	35
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	3	2	4	2	4	—	1	—	16
	5. 6ヶ月以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	72	28	34	39	39	2	1	—	215
設 備	1. 3ヶ月未満	23	16	18	10	8	3	4	—	82
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	36	37	55	36	60	20	24	5	273
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	23	44	51	40	81	15	53	9	316
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	6	9	8	13	19	6	12	1	74
	5. 6ヶ月以上	—	—	4	—	4	—	—	—	8
	合 計	88	106	136	99	172	44	93	15	753
職 別	1. 3ヶ月未満	42	14	20	10	8	1	2	—	97
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	83	67	48	25	23	5	9	—	260
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	40	36	59	34	47	7	13	4	240
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	12	8	17	12	7	3	3	—	62
	5. 6ヶ月以上	1	—	—	—	1	—	—	—	2
	合 計	178	125	144	81	86	16	27	4	661
合 計	1. 3ヶ月未満	159	62	94	74	88	19	22	—	518
	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	208	129	167	144	237	91	104	16	1,096
	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	108	113	152	124	244	84	173	39	1,037
	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満	34	28	38	41	55	30	37	5	268
	5. 6ヶ月以上	6	—	7	2	7	3	5	2	32
	合 計	515	332	458	385	631	227	341	62	2,951

表—56—2 元請建設業者からの受取条件(c)手形期間(構成比)

(単位: %)

業種	資本金				個 人	Ⅰ 200万 円未満	Ⅱ 200～ 499万円	Ⅲ 500～ 999万円	Ⅳ 1000 ～4999万 円	Ⅴ 5000 ～9999万 円	Ⅵ 1億～ 10億円未 満	Ⅶ 10億 円以上	合 計
	1. 3ヶ月未満	2. 3ヶ月以上4ヶ月未満	3. 4ヶ月以上5ヶ月未満	4. 5ヶ月以上6ヶ月未満									
土 木	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	32.0	31.8	34.7	26.6	20.9	6.3	9.1	—	23.9	
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	37.5	25.0	34.7	33.0	35.6	37.5	27.3	26.7	33.8		
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	19.5	31.8	22.1	31.9	35.6	41.7	45.5	66.7	31.9		
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	8.6	11.4	7.4	7.4	6.7	14.6	13.6	6.7	8.9		
	5.	6ヶ月以上	2.3	—	1.1	1.1	1.2	—	4.5	—	1.5		
合 計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
土木建築	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	23.5	23.1	33.3	34.5	13.3	3.4	6.4	—	12.0	
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	47.1	46.2	25.0	31.0	53.3	41.4	40.4	26.9	41.7		
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	29.4	15.4	33.3	27.6	30.7	36.2	47.9	57.7	38.0		
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	—	15.4	8.3	6.9	2.7	15.5	4.3	11.5	7.1		
	5.	6ヶ月以上	—	—	—	—	—	3.4	1.1	3.8	1.2		
合 計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
建 築	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	31.3	12.5	24.3	16.3	14.6	15.3	6.7	—	15.9	
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	40.6	25.0	35.1	51.2	42.7	40.7	25.0	—	38.3		
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	15.6	50.0	32.4	18.6	30.2	33.9	53.3	50.0	33.3		
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	6.3	12.5	2.7	11.6	12.5	8.5	13.3	—	10.1		
	5.	6ヶ月以上	6.3	—	5.4	2.3	—	1.7	1.7	50.0	2.3		
合 計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
木造建築	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	54.2	46.4	29.4	30.8	35.9	50.0	—	—	41.4	
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	27.8	14.3	44.1	53.8	38.5	—	—	—	34.9		
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	13.9	32.1	14.7	10.3	15.4	50.0	—	—	16.3		
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	4.2	7.1	11.8	5.1	10.3	—	100.0	—	7.4		
	5.	6ヶ月以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
設 備	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	26.1	15.1	13.2	10.1	4.7	6.8	4.3	—	10.9	
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	40.9	34.9	40.4	36.4	34.9	45.5	25.8	33.3	36.3		
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	26.1	41.5	37.5	40.4	47.1	34.1	57.0	60.0	42.0		
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	6.8	8.5	5.9	13.1	11.0	13.6	12.9	6.7	9.8		
	5.	6ヶ月以上	—	—	2.9	—	2.3	—	—	—	1.1		
合 計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
職 別	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	23.6	11.2	13.9	12.3	9.3	6.3	7.4	—	14.7	
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	46.6	53.6	33.3	30.9	26.7	31.3	33.3	—	39.3		
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	22.5	28.8	41.0	42.0	54.7	43.8	48.1	100.0	36.3		
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	6.7	6.4	11.8	14.8	8.1	18.8	11.1	—	9.4		
	5.	6ヶ月以上	0.6	—	—	—	1.2	—	—	—	0.3		
合 計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
合 計	1.	3ヶ月未満	4ヶ月未満	30.9	18.7	20.5	19.2	13.9	8.4	6.5	—	17.6	
	2.	3ヶ月以上4ヶ月未満	40.4	38.9	36.5	39.4	37.6	40.1	30.5	25.8	37.1		
	3.	4ヶ月以上5ヶ月未満	21.0	34.0	33.2	32.2	38.7	37.0	50.9	62.9	35.1		
	4.	5ヶ月以上6ヶ月未満	6.6	8.4	8.3	10.6	8.7	13.2	10.9	8.1	9.1		
	5.	6ヶ月以上	1.2	—	1.5	0.5	1.1	1.3	1.5	3.2	1.1		
合 計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

第6章

組織化・事業の共同化

表—57—1 社団法人，財団法人への加入（業者数）

業種	資本金 加入状況	個人	法人							合計
			I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億円 以上	
土木	加入している	116	46	104	134	200	55	73	14	742
	加入していない	119	35	61	47	56	10	2	1	331
	加入意志あり	68	15	29	24	25	3	—	1	165
	加入意志なし	45	18	31	16	30	5	2	—	147
	不明計	6	2	1	7	1	2	—	—	19
	合 計	235	81	165	181	256	65	75	15	1,073
土木建築	加入している	19	6	14	27	75	74	101	30	346
	加入していない	15	10	7	11	15	1	3	—	62
	加入意志あり	9	6	4	8	8	1	—	—	36
	加入意志なし	6	2	3	3	7	—	3	—	24
	不明計	—	2	—	—	—	—	—	—	2
	合 計	34	16	21	38	90	75	104	30	408
建築	加入している	27	7	27	29	100	81	77	8	356
	加入していない	35	16	32	37	43	5	6	—	174
	加入意志あり	15	10	15	11	17	1	2	—	71
	加入意志なし	20	6	15	25	26	4	3	—	99
	不明計	—	—	2	1	—	—	1	—	4
	合 計	62	23	59	66	143	86	83	8	530
木造建築	加入している	93	26	25	26	34	2	1	—	207
	加入していない	198	38	65	34	27	—	2	—	364
	加入意志あり	60	14	25	10	10	—	1	—	120
	加入意志なし	130	24	38	24	15	—	1	—	232
	不明計	8	—	2	—	2	—	—	—	12
	合 計	291	64	90	60	61	2	3	—	571
設備	加入している	35	52	61	47	125	43	90	17	470
	加入していない	74	78	95	61	58	9	11	—	386
	加入意志あり	33	23	36	17	28	2	5	—	144
	加入意志なし	36	51	49	41	28	7	6	—	218
	不明計	5	4	10	3	2	—	—	—	24
	合 計	109	130	156	108	183	52	101	17	856
職別	加入している	84	61	61	44	58	14	25	3	350
	加入していない	188	105	101	50	41	3	4	1	493
	加入意志あり	69	40	40	20	15	1	2	—	187
	加入意志なし	113	58	58	29	25	2	2	1	288
	不明計	6	7	3	1	1	—	—	—	18
	合 計	272	166	162	94	99	17	29	4	843
合計	加入している	374	198	292	307	592	269	367	72	2,471
	加入していない	629	282	361	240	240	28	28	2	1,810
	加入意志あり	254	108	149	90	103	8	10	1	723
	加入意志なし	350	159	194	138	131	18	17	1	1,008
	不明計	25	15	18	12	6	2	1	—	79
	合 計	1,003	480	653	547	832	297	395	74	4,281

1 団体への加入状況

(1) 社団法人、財団法人への加入状況

建設業の経営の改善・技術の向上、調査・研究等を目的とし社団法人、財団法人の組織が多く設けられている。本調査においては、全体の57.7%と過半数の企業がこれらの法人に加入しており、

また、未加入の企業は42.3%となっている。

これを資本金階層別にみると、資本金の額と加入率の相関が高いことがわかる。まず、加入率の最も低いのは個人企業であり、加入率は37.3%にとどまっているほか、資本金500万円未満の企業における加入率は五割を下回っている。しかし、資本金が5,000万円以上の企業では加入率は9割を上回っており、特に資本金10億円以上の大企業

表一57-2 社団法人、財団法人への加入（構成比）

（単位：%）

業種	資本金 加入状況	個人	法人							合計
			I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
土木	加入している	49.4	56.8	63.0	74.0	78.1	84.6	97.3	93.3	69.2
	加入していない	50.6	43.2	37.0	26.0	21.9	15.4	2.7	6.7	30.8
	加入意志あり	57.1	42.9	47.5	51.1	44.6	30.0	—	100.0	49.8
	加入意志なし	37.8	51.4	50.8	34.0	53.6	50.0	100.0	—	44.4
	不明計	5.0	5.7	1.6	14.9	1.8	20.0	—	—	5.7
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木建築	加入している	55.9	37.5	66.7	71.1	83.3	98.7	97.1	100.0	84.8
	加入していない	44.1	62.5	33.3	28.9	16.7	1.3	2.9	—	15.2
	加入意志あり	60.0	60.0	57.1	72.7	53.3	100.0	—	—	58.1
	加入意志なし	40.0	20.0	42.9	27.3	46.7	—	100.0	—	38.7
	不明計	—	20.0	—	—	—	—	—	—	3.2
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築	加入している	43.5	30.4	45.8	43.9	69.9	94.2	92.8	100.0	67.2
	加入していない	56.5	69.6	54.2	56.1	30.1	5.8	7.2	—	32.8
	加入意志あり	42.8	62.5	46.9	29.7	39.5	20.0	33.3	—	40.8
	加入意志なし	57.1	37.5	46.9	67.6	60.5	80.0	50.0	—	56.9
	不明計	—	—	6.3	2.7	—	—	16.7	—	2.3
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築	加入している	32.0	40.6	27.8	43.3	55.7	100.0	33.3	—	36.3
	加入していない	68.0	59.4	72.2	56.7	44.3	—	66.7	—	63.7
	加入意志あり	30.3	36.8	38.5	29.4	37.0	—	50.0	—	33.0
	加入意志なし	65.7	63.2	58.5	70.6	55.6	—	50.0	—	63.7
	不明計	4.0	—	3.1	—	7.4	—	—	—	3.2
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
設備	加入している	32.1	40.0	39.1	43.5	68.3	82.7	89.1	100.0	54.9
	加入していない	67.9	60.0	60.9	56.5	31.7	17.3	10.9	—	45.1
	加入意志あり	44.6	29.5	37.9	27.9	48.3	22.2	45.5	—	37.3
	加入意志なし	48.6	65.4	51.6	67.2	48.3	77.8	54.5	—	56.5
	不明計	6.8	5.1	10.5	4.9	3.4	—	—	—	6.2
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別	加入している	30.9	36.7	37.7	46.8	58.6	82.4	86.2	75.0	41.5
	加入していない	69.1	63.3	62.3	53.2	41.4	17.6	13.8	25.0	58.5
	加入意志あり	36.7	38.1	39.6	40.0	36.6	33.3	50.0	—	37.9
	加入意志なし	60.1	55.2	57.4	58.0	61.0	66.7	50.0	100.0	58.4
	不明計	3.2	6.7	3.0	2.0	2.4	—	—	—	3.7
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	加入している	37.3	41.3	44.7	56.1	71.2	90.6	92.9	97.3	57.7
	加入していない	62.7	58.8	55.3	43.9	28.8	9.4	7.1	2.7	42.3
	加入意志あり	40.4	38.3	41.3	37.5	42.9	28.6	35.7	50.0	39.9
	加入意志なし	55.6	56.4	53.7	57.5	54.6	64.3	60.7	50.0	55.7
	不明計	4.0	5.3	5.0	5.0	2.5	7.1	3.6	—	4.4
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

についてはその97.3%が加入している。

社団法人、財団法人に加入していない企業に対しては、今後これらの法人への加入意志の有無も質問しているが、これによると加入意志があると答えた企業は、加入意志がないと答えた企業55.7%をやや下回り、約4割となっている。また、加入意志があると答えた企業の占める比率は、どの資本金階層についても4割前後となっており企業

規模による差は小さい。

次に、この加入状況を業種別にみると土木建築の加入率が最も高く84.8%、以下は土木の69.2%、建築の67.2%、設備54.9%、職別41.5%、木造建築の36.3%となっており、土木、建築系の比較的資本金階層の高い企業の多い業種での加入率が高いものとなっている。また、未加入企業での加入意志についてみると、加入率の高い土木、建築等

表-58-1 同業種の事業協同組合への加入（業者数）

業種	資本金 加入状況	個 人	法 人							合 計
			I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億円 以上	
土 木	加入している	104	38	85	107	145	35	32	1	547
	加入していない	118	41	77	65	104	26	41	14	486
	加入意志あり	60	20	32	29	44	6	3	2	196
	加入意志なし	53	19	44	31	58	20	36	12	273
	不明計	5	2	1	5	2	—	2	—	17
	合 計	222	79	162	172	249	61	73	15	1,033
土 木 建 築	加入している	17	6	11	26	58	53	56	3	230
	加入していない	15	9	8	10	30	20	45	25	162
	加入意志あり	6	5	5	3	9	5	3	3	39
	加入意志なし	9	3	3	5	21	15	41	19	116
	不明計	—	1	—	2	—	—	1	3	7
	合 計	32	15	19	36	88	73	101	28	392
建 築	加入している	20	8	22	26	73	58	40	2	249
	加入していない	40	17	34	39	67	24	40	6	267
	加入意志あり	17	6	14	10	20	5	5	1	78
	加入意志なし	22	11	17	26	45	17	32	3	173
	不明計	1	—	3	3	2	2	3	2	16
	合 計	60	25	56	65	140	82	80	8	516
木 造 建 築	加入している	124	26	27	18	26	1	1	—	223
	加入していない	179	35	61	43	35	1	2	—	356
	加入意志あり	50	14	23	16	7	—	—	—	110
	加入意志なし	119	21	37	25	26	1	1	—	230
	不明計	10	—	1	2	2	—	1	—	16
	合 計	303	61	88	61	61	2	3	—	579
設 備	加入している	79	85	96	80	138	39	68	7	592
	加入していない	44	56	64	40	49	12	32	8	305
	加入意志あり	22	23	26	13	15	2	1	—	102
	加入意志なし	19	29	29	26	32	10	29	7	181
	不明計	3	4	9	1	2	—	2	1	22
	合 計	123	141	160	120	187	51	100	15	897
職 別	加入している	126	84	72	59	62	12	6	—	421
	加入していない	166	89	99	34	40	5	23	3	459
	加入意志あり	74	38	43	16	16	2	1	—	190
	加入意志なし	90	46	54	18	22	3	21	3	257
	不明計	2	5	2	—	2	—	1	—	12
	合 計	292	173	171	93	102	17	29	3	880
合 計	加入している	470	247	313	316	502	198	203	13	2,262
	加入していない	562	247	343	231	325	88	183	56	2,035
	加入意志あり	229	106	143	87	111	20	13	6	715
	加入意志なし	312	129	184	131	204	66	160	44	1,230
	不明計	21	12	16	13	10	2	10	6	90
	合 計	1,032	494	656	547	827	286	386	69	4,297

の業種ほど加入意志が高いことがわかる。(表—57—1, 表—57—2)

(2) 同業種の事業協同組合への加入状況

事業協同組合は、中小規模の企業が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことを目的とした「中小企業等協同組合法」に基づいて結成されるものであり、資機材の共同購入・協同利用、事業資金の貸付、教育情報の提供等の事業を実施し

ている。本調査においては、全体の52.6%の企業が同業種の事業協同組合に加入し、また、未加入の企業は47.4%となっている。

これを資本金階層別にみると、資本金5,000万円以上1億円未満の企業の加入率が最も高く69.2%となっている。また、他の階層についてみると、資本金が10億円以上の階層を除いては、加入率はほぼ5割前後となっている。

表—58—2 同業種の事業協同組合への加入(構成比)

(単位: %)

業種	加入状況	資本金 個人	法 人							合 計
			I 200万 円未満	II 200~ 499万円	III 500~ 999万円	IV 1000~ 4999万円	V 5000~ 9999万円	VI 1億~ 10億円未 満	VII 10億円 以上	
土 木	加入している	46.8	48.1	52.5	62.2	58.2	57.4	43.8	6.7	53.0
	加入していない	53.2	51.9	47.5	37.8	41.8	42.6	56.2	93.3	47.0
	加入意志あり	50.8	48.8	41.6	44.6	42.3	23.1	7.3	14.3	40.3
	加入意志なし	44.9	46.3	57.1	47.7	55.8	76.9	87.8	85.7	56.2
	不明	4.2	4.9	1.3	7.7	1.9	—	4.9	—	3.5
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 建 築	加入している	53.1	40.0	57.9	72.2	65.9	72.6	55.4	10.7	58.7
	加入していない	46.9	60.0	42.1	27.8	34.1	27.4	44.6	89.3	41.3
	加入意志あり	40.0	55.6	62.5	30.0	30.0	25.0	6.7	12.0	24.1
	加入意志なし	60.0	33.3	37.5	50.0	70.0	75.0	91.1	76.0	71.6
	不明	—	11.1	—	20.0	—	—	2.2	12.0	4.3
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築	加入している	33.3	32.0	39.3	40.0	52.1	70.7	50.0	25.0	48.3
	加入していない	66.7	68.0	60.7	60.0	47.9	29.3	50.0	75.0	51.7
	加入意志あり	42.5	35.3	41.2	25.6	29.9	20.8	12.5	16.7	29.2
	加入意志なし	55.0	64.7	50.0	66.7	67.2	70.8	80.0	50.0	64.8
	不明	2.5	—	8.8	7.7	3.0	8.3	7.5	33.3	6.0
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建 築	加入している	40.9	42.6	30.7	29.5	42.6	50.0	33.3	—	38.5
	加入していない	59.1	57.4	69.3	70.5	57.4	50.0	66.7	—	61.5
	加入意志あり	27.9	40.0	37.7	37.2	20.0	—	—	—	30.9
	加入意志なし	66.5	60.0	60.7	58.1	74.3	100.0	50.0	—	64.6
	不明	5.6	—	1.6	4.7	5.7	—	50.0	—	4.5
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
設 備	加入している	64.2	60.3	60.0	66.7	73.8	76.5	68.0	46.7	66.0
	加入していない	35.8	39.7	40.0	33.3	26.2	23.5	32.0	53.3	34.0
	加入意志あり	50.0	41.1	40.6	32.5	30.6	16.7	3.1	—	33.4
	加入意志なし	43.1	51.8	45.3	65.0	65.3	83.3	90.6	87.5	59.3
	不明	6.8	7.1	14.1	2.5	4.1	—	6.3	12.5	7.2
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別	加入している	43.2	48.6	42.1	63.4	60.8	70.6	20.7	—	47.8
	加入していない	56.8	51.4	57.9	36.6	39.2	29.4	79.3	100.0	52.2
	加入意志あり	44.6	42.7	43.4	47.1	40.0	40.0	4.3	—	41.4
	加入意志なし	54.2	51.7	54.5	52.9	55.0	60.0	91.3	100.0	56.0
	不明	1.2	5.6	2.0	—	5.0	—	4.3	—	2.6
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	加入している	45.5	50.0	47.7	57.8	60.7	69.2	52.6	18.8	52.6
	加入していない	54.5	50.0	52.3	42.2	39.3	30.8	47.4	81.2	47.4
	加入意志あり	40.7	42.9	41.7	37.7	34.2	22.7	7.1	10.7	35.1
	加入意志なし	55.5	52.2	53.6	56.7	62.8	75.0	87.4	78.6	60.4
	不明	3.7	4.9	4.7	5.6	3.1	2.3	5.5	10.7	4.4
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

この組合に未加入の企業について、その加入意志の有無をみると、加入意志のあるものは35.1%、加入意志のないものは60.4%となっている。これを資本金階層別にみると、個人企業及び資本金500万円未満の企業における加入意志が強く、4割強の企業が加入意志があると答えているが、資本金階層が高くなるにしたがって加入意志のない企業の比率が高くなっている。

次に業種別に加入状況をみると、最も加入率の高いのは設備の66.0%であり、以下、土木建築の58.7%、土木の53.0%、建築の48.3%、職別の47.8%、木造建築の38.5%と続いている。これに対し、未加入企業の加入意志をみると、職別においては未加入企業の41.4%の企業が、土木においては同じく40.3%の企業が加入意志があると答えるなど、加入率が必ずしも高くない業種において

表—59—1 下請事業協同組合への加入（業者数）

業種	資本金 加入状況	個 人	法 人							合 計
			I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億円 以上	
土 木	加入している	16	7	21	13	29	10	7	1	104
	加入していない	182	61	122	131	193	48	64	14	815
	加入意志あり	55	13	34	32	37	4	5	2	182
	加入意志なし	114	44	79	89	144	42	55	11	578
	不明計	13	4	9	10	12	2	4	1	55
	合 計	198	68	143	144	222	58	71	15	919
土 木 建 築	加入している	—	—	1	2	10	7	5	1	26
	加入していない	25	12	18	30	73	62	92	25	337
	加入意志あり	4	3	5	5	14	5	5	2	43
	加入意志なし	20	8	13	24	58	53	83	22	281
	不明計	1	1	—	1	1	4	4	1	13
	合 計	25	12	19	32	83	69	97	26	363
建 築	加入している	1	—	5	7	9	6	6	—	34
	加入していない	47	24	47	56	119	66	71	5	435
	加入意志あり	9	3	11	8	12	3	2	—	48
	加入意志なし	36	21	32	42	103	62	63	4	363
	不明計	2	—	4	6	4	1	6	1	24
	合 計	48	24	52	63	128	72	77	5	469
木 造 建 築	加入している	10	5	2	4	3	—	—	—	24
	加入していない	241	47	74	51	51	2	3	—	469
	加入意志あり	31	9	13	9	3	—	—	—	65
	加入意志なし	195	36	59	33	44	1	3	—	371
	不明計	15	2	2	9	4	1	—	—	33
	合 計	251	52	76	55	54	2	3	—	493
設 備	加入している	14	10	16	15	23	13	25	3	119
	加入していない	98	114	137	91	149	38	67	12	706
	加入意志あり	33	36	35	19	41	3	6	—	173
	加入意志なし	61	69	90	64	102	33	61	10	490
	不明計	4	9	12	8	6	2	—	2	43
	合 計	112	124	153	106	172	51	92	15	825
職 別	加入している	29	22	29	22	26	4	4	—	136
	加入していない	234	135	135	65	66	13	25	3	676
	加入意志あり	78	43	41	16	10	5	3	—	196
	加入意志なし	148	86	86	46	55	6	22	3	452
	不明計	8	6	8	3	1	2	—	—	28
	合 計	263	157	164	87	92	17	29	3	812
合 計	加入している	70	44	74	63	100	40	47	5	443
	加入していない	827	393	533	424	651	229	322	59	3,438
	加入意志あり	210	107	139	89	117	20	21	4	707
	加入意志なし	574	264	359	298	506	197	287	50	2,535
	不明計	43	22	35	37	28	12	14	5	196
	合 計	897	437	607	487	751	269	369	64	3,881

も加入意志が強いケースがあることがうかがえる。(表—58—1, 表—58—2)

(3) 下請事業協同組合への加入状況

事業協同組合のうち、下請業者により結成されている下請事業協同組合への加入状況をみると、全体の11.4%の企業が加入しているが、未加入の企業は88.6%と大半を占めており、加入率はかなり低いものとなっている。また、未加入企業にお

ける加入意志をみても、加入意志があるものは20.6%に過ぎず、加入意志がないと答えた企業が73.7%を大きく下回っている。

これを資本金階層別にみると、資本金5,000万円以上1億円未満の企業での加入率が最も高く14.9%となっており、以下はこの階層をはなれるにつれて加入率は低くなり、個人企業で7.8%と最も低くなっている。

表—59—2 下請事業協同組合への加入（構成比）

(単位：%)

業種	加入状況	資本金 個人	法 人							合 計
			I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～ 10億円未 満	VII 10億円 以上	
土 木	加入している	8.1	10.3	14.7	9.0	13.1	17.2	9.9	6.7	11.3
	加入していない	91.9	89.7	85.3	91.0	86.9	82.8	90.1	93.3	88.7
	加入意志あり	30.2	21.3	27.9	24.4	19.2	8.3	7.8	14.3	22.3
	加入意志なし	62.6	72.1	64.8	67.9	74.6	87.5	85.9	78.6	70.9
	不明計	7.1	6.6	7.4	7.6	6.2	4.2	6.3	7.1	6.7
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 建 築	加入している	—	—	5.3	6.3	12.0	10.1	5.2	3.8	7.2
	加入していない	100.0	100.0	94.7	93.8	88.0	89.9	94.8	96.2	92.8
	加入意志あり	16.0	25.0	27.8	16.7	19.2	8.1	5.4	8.0	12.8
	加入意志なし	80.0	66.7	72.2	80.0	79.5	85.5	90.2	88.0	83.4
	不明計	4.0	8.3	—	3.3	1.4	6.5	4.3	4.0	3.9
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築	加入している	2.1	—	9.6	11.1	7.0	8.3	7.8	—	7.2
	加入していない	97.9	100.0	90.4	88.9	93.0	91.7	92.2	100.0	92.8
	加入意志あり	19.1	12.5	23.4	14.3	10.1	4.5	2.8	—	11.0
	加入意志なし	76.6	87.5	68.1	75.0	86.6	93.9	88.7	80.0	83.4
	不明計	4.3	—	8.5	10.7	3.4	1.5	8.5	20.0	5.5
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建 築	加入している	4.0	9.6	2.6	7.3	5.6	—	—	—	4.9
	加入していない	96.0	90.4	97.4	92.7	94.4	100.0	100.0	—	95.1
	加入意志あり	12.9	19.1	17.6	17.6	5.9	—	—	—	13.9
	加入意志なし	80.9	76.6	79.7	64.7	86.3	50.0	100.0	—	79.1
	不明計	6.2	4.3	2.7	17.6	7.8	50.0	—	—	7.0
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
設 備	加入している	12.5	8.1	10.5	14.2	13.4	25.5	27.2	20.0	14.4
	加入していない	87.5	91.9	89.5	85.8	86.6	74.5	72.8	80.0	85.6
	加入意志あり	33.7	31.6	25.5	20.9	27.5	7.9	9.0	—	24.5
	加入意志なし	62.2	60.5	65.7	70.3	68.5	86.8	91.0	83.3	69.4
	不明計	4.1	7.9	8.8	8.8	4.0	5.3	—	16.7	6.1
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別	加入している	11.0	14.0	17.7	25.3	28.3	23.5	13.8	—	16.7
	加入していない	89.0	86.0	82.3	74.7	71.7	76.5	86.2	100.0	83.3
	加入意志あり	33.3	31.9	30.4	24.6	15.2	38.5	12.0	—	29.0
	加入意志なし	63.2	63.7	63.7	70.8	83.3	46.2	88.0	100.0	66.9
	不明計	3.4	4.4	5.9	4.6	1.5	15.4	—	—	4.1
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	加入している	7.8	10.1	12.2	12.9	13.3	14.9	12.7	7.8	11.4
	加入していない	92.2	89.9	87.8	87.1	86.7	85.1	87.3	92.2	88.6
	加入意志あり	25.4	27.2	26.1	21.0	18.0	8.7	6.5	6.8	20.6
	加入意志なし	69.4	67.2	67.4	70.3	77.7	86.0	89.1	84.7	73.7
	不明計	5.2	5.6	6.6	8.7	4.3	5.4	4.3	8.5	5.7
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

しかし、未加入の企業について加入意志の有無をみると、資本金の小さい企業ほど加入意志の強いことがうかがえ、資本金が200万円未満の企業の27.2%を筆頭に、資本金1,000万円未満の企業の2割以上の企業が加入意志があると答えている。

業種別に加入状況をみると、最も加入率の高いのは職別の16.7%、次に設備の14.7%、土木の11.3%、建築の7.2%、土木建築の7.2%、木造建築の4.9%となっており、下請け依存の高い業種での加入率が高いことがわかる。また、未加入企業における加入意志についてみると、現在既に加している割合の高い業種ほど加入意志が強く、職別の29.3%を筆頭に、設備、土木において未加入企業の2割以上の企業が加入意志を持っている。

(表—59—1, 表—59—2)

2

J Vの受注状況

(1) J Vによる受注実績

複数の業者によるJ V(共同企業体)方式は、融資力の増大、危険負担の分散、技術の拡充強化、施工の確実性など多くの利点・長所をもっており、大規模工事の適正な施工及び中小建設業の振興などを目的として、その積極的活用がはかられているところである。そこで個々の業者のJ Vによる工事受注実績の有無により、その普及度を調べてみることにする。

まず資本金階層別にみると、個人及び資本

金500万円未満の階層ではJ Vによる受注実績を有するものは1割に満たず、500万円以上1,000万円未満の階層でも1割強に止まっている。しかし、1,000万円以上5,000万円未満の階層になると3割弱、5,000万円以上1億円未満で6割となり、1億円以上の階層になると8割以上がJ Vによる工事受注実績があることになっている。

次に、業種別に受注実績の有るものの状況をみると、土木建築では過半数を、また建築も35%と建築系統が多くなっており、ついで土木と設備が2割強で続いている。(表—60)

(2) 今後の意向

今後J V方式をさらに「増やしたい」とするものは全体で約3割となっているが、資本金階層別にみると、資本金1,000万円以上1億円未満の中位階層が37~39%で最も高く、1,000万円未満の下位層でも24~30%と約4分の1の業者が望んでいるが、最上位の10億円以上では1割弱となっている。業種別には、土木建築、土木、設備の3業種で多く約3分の1のものが希望している。

逆に、今後「減らしたい」とするものは、全体では1割弱で、「増やしたい」とするものの3分の1である。しかし、資本金上位階層では減らしたいとするものの割合は比較的高く、資本金1億円以上の階層では、「減らしたい」と答えたものは37.5%と「増やしたい」とするものの約4倍近くに達している。業種別では土木建築が16.7%と最も多く、ついで建築、土木も全体の水準を超えてい

表—60 J Vによる工事受注実績のある業者の割合

(単位: %)

業 種		資本金	個 人	法 人					合 計		
				I 200万 円未満	II 200~ 499万円	III 500~ 999万円	IV 1000~ 4999万円	V 5000~ 9999万円		VI 1億~10 億円未満	VII 10億円 以上
土木建築	木		7.0	7.6	6.8	13.8	32.0	44.6	74.7	93.3	22.6
土木建築	建		20.0	6.3	—	10.5	40.0	84.0	93.3	100.0	58.7
土木建築	造		3.4	—	8.5	15.4	26.6	56.6	88.0	100.0	35.0
土木建築	備		4.1	4.7	2.3	4.9	14.3	50.0	33.3	—	5.4
土木建築	別		4.3	4.9	5.5	7.6	25.9	55.8	74.0	81.3	21.6
土木建築	計		6.7	8.0	12.5	14.9	21.0	35.3	51.7	75.0	13.1
土木建築	計		5.9	6.1	7.3	11.6	27.9	59.5	80.2	93.1	23.1

る。(表—61, 表—62)

3 事業協同組合による共同事業の意向

事業協同組合とは既に述べたように「中小企業等協同組合法」に基づいて結成される組合であり、建設業においては昭和54年3月末現在で3,834の組合が組織され、建設資材の共同購入、教育及び情報の提供等の様々な共同事業が構成員の経済的地位の向上を目的として実施されているところである。本調査においては、これらの共同事業のうち建設業協同組合において比較的多く行われている①資材購入、②教育訓練、③機械利用、④金融、⑤情報交換、⑥福利厚生、⑦共同受注の7種類の事業のうち、どのようなものに重点を置いていきたいかを尋ね、上位の3つを第1位から第3位までに分けて挙げさせている。また、この集計にあたっては、第1位に挙げられた事業には3点、第2位の事業には2点、第3位の事業には1点をそれぞれ与えることにより、各事

業が獲得した点数を計算するという方法によっている。

これによると、「資材購入」に対する希望が最も強く、次に「教育訓練」、「情報交換」が続いており、どの業種、資本金階層においても上位の3つはほぼこれらの事業で占められている。これらの事業に次いで希望度の強い事業としては、「金融、斡旋、転貸」「機械利用」、「共同受注」、「福利厚生」が続いている。

資本金階層別に希望度の強い共同事業を見ると、規模の小さい企業では「資材購入」に対する希望が比較的強く、規模の大きい企業では「教育訓練」に対する希望が強いという傾向がうかがえるものの、上位3事業はどの階層においても同じ事業で占められるなど、企業規模による差は小さい。

また、これを業種別にみると、土木、建築系の4業種では「資材購入」が最も希望度が高いのに対して、設備、職別の業種においては「教育訓練」に対する希望が最も強いものとなっているが、

表—61 今後 J V による工事施工方式を増やしたい業者の割合

(単位：%)

業 種		資本金 個 人	法 人							合 計
			I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
土 木 建 築	木 築	33.7	30.9	26.8	36.6	41.1	24.6	28.8	7.1	33.5
土 木 建 築	木 築	42.9	12.5	26.7	37.9	48.2	40.6	28.3	—	34.2
建 築	木 築	28.6	22.7	20.6	26.7	27.0	40.8	17.3	25.0	27.0
木 造 建 築	木 築	21.7	25.0	19.6	26.3	33.3	50.0	33.3	—	24.0
設 備	木 築	29.9	25.9	32.4	30.9	46.8	44.0	20.0	18.8	33.3
職 別 計	木 築	23.3	20.0	21.2	14.7	27.0	20.0	23.1	25.0	21.7
合 計	木 築	27.3	24.3	25.4	29.8	38.8	36.6	23.6	9.7	29.5

表—62 今後 J V による工事施工方式を減らしたい業者の割合

(単位：%)

業 種			資本金 個 人	法 人							合 計
				I 200万 円未満	Ⅱ 200～ 499万円	Ⅲ 500～ 999万円	Ⅳ 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	Ⅵ 1億～10 億円未満	Ⅶ 10億円 以上	
土木建築 建設 設備 別計	土木建築 建設 設備 別計	土木建築 建設 設備 別計	5.4	7.3	9.8	3.5	8.9	13.1	28.8	50.0	10.0
			9.5	12.5	—	—	6.0	15.9	26.3	46.7	16.7
			11.9	4.5	5.9	4.4	9.0	10.5	27.2	50.0	12.8
			5.7	5.6	2.0	2.6	4.4	—	—	—	4.6
			3.4	1.2	3.8	12.3	1.9	6.0	23.2	6.3	7.0
			7.8	8.9	11.5	5.9	6.8	—	7.7	25.0	8.2
			6.4	5.8	7.1	5.5	6.5	11.0	24.7	37.5	9.6

上位の3事業は全ての業種で同じ事業の組合せになるなど、業種による差も小さいものとなっている。（表—63—1，63—2）

表—63—1 共同事業の意向（業種別）

共同事業 \ 業 種	土 木	土木建築	建 築	木造建築	設 備	職 別	合 計
資 材 購 入	① 1,510	① 529	① 634	① 654	② 1,029	② 844	① 5,200
教 育 訓 練	② 1,091	② 464	② 493	② 339	① 1,471	① 1,054	② 4,912
機 械 利 用	④ 628	⑤ 166	⑥ 148	⑤ 146	⑤ 346	⑤ 336	⑤ 1,770
金融，幹施，転貸	⑤ 564	④ 191	④ 241	④ 241	④ 466	④ 475	④ 2,178
情 報 交 換	③ 669	③ 286	③ 383	③ 300	③ 869	③ 767	③ 3,274
福 利 厚 生	⑦ 187	⑦ 71	⑦ 105	⑦ 83	⑥ 341	⑦ 264	⑦ 1,051
共 同 受 注	⑥ 299	⑥ 159	⑥ 188	⑥ 119	⑦ 308	⑥ 272	⑥ 1,345

表—63—2 共同事業の意向（資本金別）

共同事業 \ 業 種	個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
資 材 購 入	① 1,269	② 541	① 811	① 764	② 1,076	② 373	② 349	③ 17	① 5,200
教 育 訓 練	② 852	① 605	② 686	② 671	① 1,203	① 474	① 393	② 28	② 4,912
機 械 利 用	⑤ 425	⑤ 206	⑤ 322	⑤ 255	④ 374	⑥ 102	⑦ 76	⑦ 10	⑤ 1,770
金融，幹施，転貸	④ 606	④ 274	④ 388	④ 308	⑤ 360	④ 129	⑤ 96	③ 17	④ 2,178
情 報 交 換	③ 694	③ 339	③ 485	③ 428	③ 700	③ 269	③ 318	① 41	③ 3,274
福 利 厚 生	⑦ 236	⑥ 150	⑦ 136	⑦ 133	⑦ 200	⑦ 100	⑥ 83	⑥ 13	⑦ 1,051
共 同 受 注	⑥ 304	⑦ 140	⑥ 170	⑥ 158	⑥ 316	⑤ 112	④ 130	⑤ 15	⑥ 1,345

（注） 表—63—1，63—2ともに下段の数字は得点数，上段の○印の数字は得点順位である。

第7章

資材管理

資材の管理、加工方法については、「置場又は倉庫のみ」が過半数で、「置場又は倉庫のほか加工場がある」が3割となっており、この二つで8割を占めている。業種別にみると、土木では「置場又は倉庫のみ」が6割を占め、次いで「現場直送」が2割強で全産業中最も多く、加工場をもっているものは少ない。土木建築、建築では「置場又は倉庫のみ」と「置場又は倉庫のほか加工場がある」がほぼ同水準でこの二つで9割を占めている。木造建築では「置場又は倉庫のほか加工場がある」が約半数を占め、これに「加工場のみ」を加えると6割弱に達しており、建築系統（土木建

築、建築、木造建築）は他の業種に比べて加工場をもっているものが多いといえる。設備の「置場又は倉庫のみ」は全業種中最も多く、加工場をもっているものは最低である。職別では「置場又は倉庫のみ」が5割弱で、3分の1は加工場をもっている。

資本金階層別にみても、下位階層では「置場又は倉庫のみ」の割合が大きく、上位の階層になるに従って「加工場ももっている」割合が大きくなっている。「現場直送」は資本金階層に関係なくいずれも15%前後である。（表—64—1、表—64—2）

表—64—1 資材の管理・加工方法（業種別）

（単位：％）

種 業	土	木	土木建築	建 築	木造建築	設 備	職 別	合 計
管理・加工方法								
置場又は倉庫のみ	59.6	44.0	44.3	33.4	65.8	47.1	51.5	
置場又は倉庫のほか加工場がある	15.1	45.7	44.1	49.2	14.7	27.5	28.5	
加工場のみの現場直送	0.2	0.5	2.8	7.1	1.0	6.9	3.0	
現場の	22.0	9.1	6.6	8.6	15.0	15.3	14.4	
その他	3.1	0.7	2.1	1.8	3.5	3.2	2.7	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

表—64—2 資材の管理・加工方法（資本金別）

（単位：％）

資本金	個 人	法 人							合 計
		I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億 円以上	
管理・加工方法									
置場又は倉庫のみ	49.3	55.9	54.1	58.0	53.3	49.3	40.7	27.0	51.5
置場又は倉庫のほか加工場がある	25.1	21.0	22.5	25.5	32.2	33.7	44.5	55.4	28.5
加工場のみ	7.1	4.8	3.6	0.9	0.1	—	0.3	—	3.0
現場直送	14.2	14.0	16.0	14.0	13.6	16.3	13.0	14.9	14.4
その他	4.2	4.4	3.9	1.6	0.8	0.7	1.5	2.7	2.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第8章

経理の状況

現在、建設業界は安定経済成長のもとで大幅な建設投資の増大を望めず、また労働者の高齢化、技能工の不足等の問題を抱えており、客観的な計数管理に基づいた効率的な経営を行うことが重要な課題となっている。そしてそのための有効な資料を提供していくものが経理であり、企業的发展を図るうえでその果すべき役割は極めて大きいといえる。ここでは建設業における経理の実施状況についての調査結果をみてみることにする。

ある。資本金階層別にみると、個人企業は7割強と低い、法人企業ではいずれの階層も9割を超えており、資本金200万円以上1,000万円未満の階層では94%台、1,000万円以上1億円未満では96%台、1億円以上では97%台と上位の階層ほど高くなっている。

業種別では、土木建築、建築設備、が9割を超えているが、木造建築では8割にも達していない。特に、木造建築、建築及び土木の各個人企業では7割台と低い水準にある。(表—65)

1 確定申告

青色申告をしている割合は、全体では89.1%で

表—65 青色確定申告の割合

(単位：%)

業種	資本金 個人	法人							合計
		I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
土木建築	68.5	89.4	92.1	93.3	95.3	93.8	100.0	100.0	88.2
土木建築	80.0	93.8	90.5	94.7	94.4	98.6	99.0	96.7	95.1
土木建築	67.7	91.7	98.3	100.0	97.2	97.6	92.7	100.0	93.2
木造建築	67.1	91.0	97.7	93.4	96.8	100.0	100.0	—	79.9
建築設備	80.0	90.1	95.1	94.1	97.4	96.1	98.0	93.8	92.9
設職合	73.5	93.8	95.4	92.6	96.0	100.0	96.6	100.0	87.4
計	71.1	91.6	94.9	94.2	96.2	96.9	97.5	97.3	89.1

表—66 試算表を作成している割合

(単位：%)

業種	資本金 個人	法人							合計
		I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
土木建築	62.9	92.9	88.6	88.2	95.8	100.0	100.0	100.0	86.4
土木建築	48.6	70.6	95.2	94.9	92.3	100.0	99.0	100.0	91.7
土木建築	54.0	88.0	96.6	95.5	96.6	98.8	100.0	100.0	91.9
木造建築	50.5	84.1	85.7	90.8	92.2	100.0	100.0	—	68.3
建築設備	54.3	83.4	94.6	96.7	99.0	98.1	99.0	94.1	89.2
設職合	55.8	88.3	92.6	95.8	97.1	100.0	100.0	100.0	80.5
計	55.3	86.5	91.6	92.9	96.1	99.3	99.5	98.6	84.4

2

試算表

試算表を作成している割合は、全体では84.4%である。資本金階層別にみると、個人企業は5割強にすぎないが、法人企業では、資本金が200万円以上の階層では9割以上で、上位階層になるに従って高くなっており、1,000万円以上の階層では96%以上、5,000万円以上では98.6%~99.5%とほぼ全企業が作成している。

業種別では、建築、土木建築が91%台と高く、逆に木造建築は7割にも達していない。しかし、各業種とも資本金階層による差異は小さいものとなっている。（表—66）

3

資金繰表

資金繰表を作成している割合は全体では66.9%である。資本金階層別にみると、やはり上位階層ほど高くなっており、個人企業が3割台、資本金

500万円未満の階層が5~6割台、500万円以上5,000万円未満が7~8割台で、5,000万円以上の階層では95%以上に達しており、1億円以上ではほぼ100%になっている。

業種別では土木建築が87.6%で最も高く、建築、設備、土木が7割台でこれに次いでおり、最低は木造建築の42%であるが、資本金階層別に業種間の差異をみると、試算表の作成状況と同様に、余り大きな差異はみられない。（表—67）

4

実行予算書

実行予算書を作成している割合全体では64.4%である。資本金階層別にみると、これもやはり上位階層ほど高くなっており、個人企業及び資本金200万円未満では4割前後と低率であるが、5,000万円以上ではほぼ100%である。

業種別では、土木建築が89%で最も高く、建築83%、土木70%と続いているが、木造建築49.8%、職別42%は半数以下である。しかし、資本金階層

表—67 資金繰表を作成している割合

(単位：%)

業種	資本金 個人	法 人							合 計
		I 200万円 未満	II 200~ 499万円	III 500~ 999万円	IV 1000~ 4999万円	V 5000~ 9999万円	VI 1億~10億 円未満	VII 10億円 以上	
土木建築	49.2	58.3	64.4	72.8	85.1	96.9	100.0	93.3	71.7
土木建築	42.9	64.7	85.7	69.2	90.1	98.7	100.0	100.0	87.6
土木建築	29.0	48.0	71.2	74.2	84.8	96.4	100.0	100.0	78.2
土木建築	27.9	50.7	45.6	67.2	71.4	100.0	100.0	—	42.1
土木建築	41.5	56.8	60.1	78.5	89.6	96.2	99.0	100.0	72.7
土木建築	30.7	49.7	63.6	78.9	87.4	94.4	100.0	100.0	56.0
土木建築	35.5	53.7	61.9	74.3	85.8	96.9	99.7	98.6	66.9

表—68 実行予算書を作成している割合

(単位：%)

業種	資本金 個人	法 人							合 計
		I 200万円 未満	II 200~ 499万円	III 500~ 999万円	IV 1000~ 4999万円	V 5000~ 9999万円	VI 1億~10億 円未満	VII 10億円 以上	
土木建築	50.4	51.8	63.8	67.6	83.8	100.0	98.6	93.3	70.3
土木建築	65.7	58.8	57.1	81.6	92.1	98.7	99.0	100.0	89.2
土木建築	47.6	56.0	80.0	70.8	92.3	98.8	100.0	100.0	83.6
土木建築	36.3	55.2	53.8	74.2	76.9	100.0	100.0	—	49.8
土木建築	32.8	45.1	56.0	69.2	84.3	100.0	99.0	100.0	66.9
土木建築	23.0	30.7	42.9	60.0	74.0	83.3	96.6	100.0	42.1
土木建築	37.0	43.6	56.3	68.7	84.5	98.3	99.0	98.6	64.4

別に業種間の相違をみると、試算表や資金繰表の作成と同様に、余り大きな差異はみられない。
(表—68)

5 損益予想書

損益予想書を作成している割合は全体では54.3%である。資本金階層別にみると、これも上位階層になるに従って高くなっており、個人企業が2割台、資本金 500 万円未満の階層は 3～4 割台であるが、500 万円以上の階層では過半数が作成している。特に、5,000万円以上の階層では9割以上で、10億円以上ではほぼ 100 %に近い企業が作成している。

業種別には、土木建築が75%で最も高く、建築

67%，土木59%，設備58%と続くが、木造建築及び職別は38%と他の業種に比べてかなり低くなっている。しかし、資本金の中位階層以上ではほとんど差異はみられない。

以上のことから、試算表、資金繰表、実行予算書ならびに損益予想書のいずれにおいても、それらを作成している企業の比率は資本金階層毎における業種間の差異は小さく、資本金の額による差は大きいといえることができる。(表—69)

6 経理帳簿の作成方法

合理的経営を行っていく上での基礎的資料である経理帳簿をすべて自社内で作成しているか、一部社外に委託しているか、あるいは全部社外に委

表—69 損益予想書を作成している割合 (単位：%)

業種	資本金 個 人	法 人							合 計	
		I 200万円 未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上		
土木建築 建設 設備 職台	木築	38.5	41.0	52.8	57.4	68.0	92.2	95.9	93.3	59.0
	土土	37.5	52.9	47.6	45.9	66.7	90.5	94.2	100.0	74.8
	建	24.2	36.0	57.9	55.4	70.8	83.7	96.3	100.0	66.8
	築	29.7	41.2	42.9	49.2	56.9	100.0	100.0	—	38.4
	設	28.0	32.4	41.9	63.9	72.8	98.1	97.0	100.0	58.2
	備	18.8	37.1	40.1	47.9	60.6	83.3	100.0	100.0	38.7
	職台	28.3	37.5	45.7	55.3	67.6	89.9	96.2	98.6	54.3

表—70—1 経理帳簿の作成方法 (業種別) (単位：%)

業 種	土	木	土木建築	建 築	木造建築	設 備	職 別	合 計
作成方法								
社内作成	65.8	80.0	74.9	56.8	66.2	60.5	66.0	
一部社外委託	27.9	18.0	19.5	33.6	28.7	29.0	27.2	
全部社外委託	6.4	1.9	5.6	9.6	5.1	10.5	6.9	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

表—70—2 経理帳簿の作成方法 (資本金別) (単位：%)

作成方法	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
社 内 作 成	63.0	48.6	49.3	58.1	73.8	88.9	97.2	100.0	66.0
一 部 社 外 委 託	25.3	40.0	41.8	35.8	23.6	10.4	2.5	—	27.2
全 部 社 外 委 託	11.7	11.5	9.0	6.1	2.6	0.7	0.3	—	6.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

託しているかについてみてみることにする。

まず業種別にみると、社内作成の割合が最も高いのは土木建築の80%であり、一部社外委託と合わせると98%とほぼ全ての企業が全部又は一部の経理帳簿を自社内で作成している。次いで建築が75%で続いており、設備及び土木は全体平均の66%の水準にある。逆に全部を社外に委託している割合が高い業種は職別、木造建築で10%前後になっている。

資本金階層別にみると、自社内で作成している割合は、資本金1,000万円未満の法人企業では5～6割と個人企業63%よりも低い。また全部社外委託している割合が個人及び資本金500万円未満では1割前後にも達している。(表—70—1、表—70—2)

7

決算書の作成方法

決算書の作成については、自社内で作成してい

るものは38.7%、一部社外委託しているものは31.6%、全部社外に委託しているものは29.7%となっている。これを業種別にみると、土木建築、建築では自社内で作成している割合は53%、42%と高く、また全部社外委託する割合は15%、23%と他業種に比べて低い水準にある。逆に、全部社外委託している割合が38%と高いのは、木造建築及び職別である。

資本金階層別にみると、自社内で作成している割合については個人企業が47%とかなり高いが、資本金が500万円未満の階層では10%ときわめて低く、1,000万円以上5,000万円未満の中位階層でも34%と個人企業よりも低い。しかし資本金1億円以上の階層になるとさすがに9割以上は自社内で作成している。逆に、全部社外委託している割合をみると、資本金が1,000万円未満の階層では3分の1から半数の企業に達しており、1,000万円以上5,000万円未満でも約4分の1を占めている。(表—71—1、表—71—2)

表—71—1 決算書の作成方法（業種別）

(単位：%)

業種	土	木	土木建築	建	築	木造建築	設	備	職	別	合	計
作成方法												
社 内 作 成		37.7	52.9	42.3	34.0	38.4	34.6	38.7				
一部社外委託		35.4	31.8	34.8	27.6	32.1	27.3	31.6				
全部社外委託		26.9	15.3	22.8	38.4	29.4	38.1	29.7				
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				

表—71—2 決算書の作成方法（資本金別）

(単位：%)

資本金	個 人	法 人							合 計
作成方法		I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上	
社 内 作 成	47.4	17.2	15.5	20.9	34.4	58.7	92.9	97.3	38.7
一部社外委託	23.0	32.6	38.6	42.6	42.7	33.9	5.9	1.4	31.6
全部社外委託	29.7	50.2	45.9	36.5	23.0	7.4	1.3	1.4	29.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第9章

今後の建設業

1 営業の範囲

(1) 建設業における営業業種の範囲

営業業種の拡大については、①建設業内での他業種への拡大と、②兼業として建設業以外の業種への進出という二つの方法があるが、まず前者の建設業における他業種もやりたいとする割合についてみると、全体では38.4%になっている。これを大都市・雪寒・その他の地域別に分けてみても、地域的差異はみられない。

業種別には、土木及び土木建築が40%台で高く、次いで建築、設備、職別が全体平均よりやや低い水準で続いているが、木造建築だけは全体平均よりも12ポイントも低くなっている。

資本金階層別にみると、上位階層になるに従ってその割合はゆるやかながら上昇の傾向にある。すなわち、個人及び資本金200万円未満では30%前後、200万円以上500万円未満及び500万円以上

1,000万円未満では40%前後となっているが、1,000万円以上の階層になっても、1億円以上10億円未満の49%を除けば、いずれの階層も45%に達していない。しかしさらに詳細に業種別・資本金階層別に特徴をみると、土木は各階層とも40%以上であり、資本金1,000万円以上では50%を超え、10億円以上では73%にまで達している。他方、木造建築では、個人は20%弱、法人も資本金1億円以上10億円未満の階層を除いてはいずれも35%以下と低い。また、設備の資本金10億円以上及び職別の5,000万円以上1億円未満の階層が30%未満で、同じ階層の他業種と比べて10～12ポイント以上も低くなっていることは注目される。

(表—72)

(2) 建設業以外の兼業

建設業以外の兼業を新たに行いたいと思っている業者の割合は全体で30.6%であり、地域別及び業種別にみても、その他地域及び木造建築が若干低いほかは、どれも30%強の同水準にあり、目立

表—72 建設業における他業種もやりたい業者の割合（業種別、地域別、資本金別）

（単位：％）

業 種	地 域 別				合 計	資 本 金 別							
	大都市 地 域	雪 寒 地 域	其 他 地 域	個 人		法 人							
						I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
土木建築	48.8	48.2	42.5	46.0	40.6	40.0	42.4	42.4	52.3	50.8	56.0	73.3	
土木建築	39.0	43.7	46.1	43.2	20.0	29.4	38.1	30.8	46.7	45.3	55.3	40.0	
建造建築	39.4	35.6	38.3	38.3	35.9	20.0	42.1	35.9	42.8	36.0	39.8	37.5	
木造建築	27.0	24.8	25.7	26.1	19.4	32.8	31.5	34.4	35.4	—	66.7	—	
設備	37.6	36.0	39.2	37.8	32.3	30.8	41.0	39.7	39.6	43.1	42.6	29.4	
職別	36.6	33.6	35.4	35.9	28.6	30.2	46.2	44.8	36.3	27.8	58.6	50.0	
合 計	38.4	38.4	38.3	38.4	29.2	31.8	41.3	39.8	44.0	42.1	49.2	44.6	

（注）地域区分は次のとおりとする。

大都市地域——東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県

雪寒地域——北海道、東北6県、新潟県、富山県、石川県

その他地域——大都市及び雪寒地域を除いた地域

った特徴はない。資本金階層別には、下位から上位の階層になるに従ってやや高くなる傾向にあるが、その差はわずかである。ただし、土木の資本金10億円以上、木造建築の5,000万円以上1億円未満及び職別の10億円以上の3階層だけは50%台と高いものとなっている。(表—73)

2

企業の合理化、省力化

(1) 省力化の方法

省力化の方法として、「設計、施工管理の改良」をあげたものが33.5%と最も多く、次いで「労働者の熟練化、専門化」28.2%、「新しい機械の導入・改良」26.3%、「作業の規格化、標準化」10.7%、

表—73 建設業以外の兼業を新たに行ないたい業者の割合（業種別、地域別、資本金別）

(単位：%)

業種	地 域 別				合 計	資 本 金 別							
	大都市 地 域	雪 寒 地 域	そ の 他 地 域	個 人		法 人							
						I 200万 円未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10 億円未満	VII 10億円 以上	
土木建築	30.8	32.1	29.4	30.5	29.5	32.5	30.2	28.6	28.7	32.3	37.3	53.3	
土木建築	30.7	35.0	34.8	33.5	34.3	17.6	38.1	27.0	35.6	36.9	27.6	33.5	
建築	33.0	29.6	27.1	30.4	22.2	28.0	27.3	32.8	34.5	31.4	30.1	25.0	
木造建築	30.5	22.9	25.4	27.3	23.2	26.6	29.0	34.9	37.5	50.0	33.3	—	
設備	33.3	32.6	29.8	32.1	29.3	27.1	32.7	35.0	34.0	29.4	35.6	31.3	
職別	30.6	33.1	28.0	30.2	24.6	31.8	38.8	29.5	28.4	38.9	31.0	50.0	
合 計	31.6	31.2	29.0	30.6	26.0	29.2	32.8	31.2	32.2	32.4	34.8	34.7	

(注) 地域区分は次のとおりとする。

大都市地域——東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県

雪寒地域——北海道、東北6県、新潟県、富山県、石川県

その他地域——大都市及び雪寒地域を除いた地域

表—74—1 建設業における省力化の方法（業種別、地域別）

(単位：%)

省力化の方法	業 種 別							合 計	地 域 別			
	土 木	土木建築	建築	木造建築	設備	職 別			大 都 市 地 域	雪寒地域	その他 地 域	
新しい機械の導入、改良	36.1	21.4	10.5	28.9	18.4	32.1	26.3	23.7	26.3	29.5		
作業の規格化、標準化	5.9	10.6	19.0	12.2	10.2	11.0	10.7	12.9	8.6	8.6		
設計、施工管理の改良	29.9	47.8	49.7	30.6	40.0	16.4	33.5	36.6	32.3	30.0		
労働者の熟練化、専門化	27.0	20.0	19.0	25.5	30.2	39.0	28.2	24.9	32.0	30.7		
その他	1.1	0.2	1.7	2.8	1.1	1.5	1.4	1.8	0.8	1.2		
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

表—74—2 建設業における省力化の方法（資本金別）

(単位：%)

省力化の方法	資本金 個 人	法 人							合 計
		I 200万円 未満	II 200～ 499万円	III 500～ 999万円	IV 1000～ 4999万円	V 5000～ 9999万円	VI 1億～10億 円未満	VII 10億円 以上	
新しい機械の導入、改良	37.2	27.3	28.5	25.7	20.9	13.9	15.9	17.6	26.3
作業の規格化、標準化	7.2	10.2	9.6	11.2	11.8	11.2	16.6	20.3	10.7
設計、施工管理の改良	19.3	24.8	26.7	32.0	41.7	53.4	58.1	54.1	33.5
労働者の熟練化、専門化	33.5	35.6	34.5	30.4	24.8	20.7	8.7	5.4	28.2
その他	2.7	2.1	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	2.7	1.4
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

「その他」1.4%となっている。

業種別にみると、土木建築、建築、木造建築、設備では「設計、施工管理の改良」を第1位にあげており、とりわけ土木建築、建築では50%弱にまで達しているが、これは総合組立産業的色彩の強いこれら業種の特徴のあらわれであろう。また、人力から機械化へ方向にある土木が「新しい機械の導入・改良」を、技能労働者を使って直接工事施工にあたる職別が「労働者の熟練化、専門化」を第1位にあげたことは、建設業全体の中でそれぞれの業種がはたすべき機能に必要な能力の充実を目ざすものと考えることができる。

地域的には、大都市地域が他地域に比べて「設計、施工管理の改良」がやや多く「新しい機械の導入・改良」及び「労働者の熟練化、専門化」が若干少なくなっているのは、大都市地域では相対的に建築工事が多く、他方、地理的条件から大規

模土木工事が少ないためであろう。

資本金階層別にみると、個人及び資本金の下位階層では「新しい機械の導入、改良」と「労働者の熟練化、専門化」が多く、他方、上位階層になると「設計、施工管理の改良」が多くなっている。(表—74—1、表—74—2)

(2) 合理化の方法

かつての高度経済成長と社会資本整備の立ちおくれに伴う建設投資の急増の恩恵に浴してきた建設業界もオイルショックを境に環境は一変し、もはや建設投資の大幅な増大は望めないうえに、技能工不足、若手労働者不足による高齢化等の労働力事情や原材料不足などの問題が山積している。このような厳しい環境に対処するために各企業においては経営の合理化を図る努力が必要であると言える。そこで、企業の合理化を図るためには今後どのようなことに重点を置きたいかを尋ね、上

表—75—1 企業の合理化方法（業種別）

業種 合理化方法	土 木	土木建築	建 築	木造建築	設 備	職 別	合 計
施 工 管 理	① 4,263	① 1,697	① 2,054	① 1,981	① 3,199	① 2,477	① 15,671
経営基盤の強化	② 2,600	② 1,151	② 1,429	② 1,304	② 2,263	② 2,123	② 10,870
技能労働者の養成	③ 1,563	③ 477	③ 596	③ 833	③ 1,496	③ 1,619	③ 6,584
資機材の共同購入	④ 753	④ 147	④ 361	④ 558	④ 448	④ 537	④ 2,804
共同利用	⑤ 384	⑤ 161	⑤ 193	⑤ 307	⑤ 448	⑤ 573	⑤ 2,066
新 技 術 の 開 発							

(注)1. 下段の数字は、得点数

2. 上段の○印の数字は、得点順位

表—75—2 企業の合理化方法（資本金別）

資本金 合理化方法	個 人	法 人						合 計
		I 200万円未満	II 200～499万円	III 500～999万円	IV 1000～4999万円	V 5000～9999万円	VI 1億～10億円未満	VII 10億円以上
施 工 管 理	① 3,165	① 1,616	① 2,270	① 2,141	① 3,327	① 1,248	① 1,631	① 273
経営基盤の強化	② 2,283	② 1,219	② 1,743	② 1,324	② 2,229	② 804	② 1,060	② 208
技能労働者の養成	③ 1,827	③ 817	③ 1,078	③ 866	③ 1,213	③ 356	③ 367	③ 60
資機材の共同購入	④ 962	④ 375	④ 430	④ 397	④ 372	④ 115	④ 136	④ 17
共同利用	⑤ 512	⑤ 198	⑤ 274	⑤ 202	⑤ 326	⑤ 126	⑤ 321	⑤ 107
新 技 術 の 開 発								

(注) 上、下段の数字は表—75—1と同様である。

位三つを第一位から第三位までに分けて挙げさせている。その集計方法としては、第1位の重点項目を3点、第2位を2点、第3位を1点として計算した得点の合計によることとしている。

得点の多い順にみていくと、第1位が「施工管理」で、以下「経営基盤の強化」「技能労働者の養成」「資機材の共同購入、共同利用」「新技術の開発」の順になっている。この順序は業種別にみてもほとんど変わらず、資本金階層別でも1～3位まではほぼ同じである。ただ、資本金が5,000

万円以上の上位階層では4位と5位の順位が逆転して「新技術の開発」の方が「資機材の共同購入、共同利用」よりも比重が高くなっている。(表—75—1、表—75—2)

3 現場労働者の保有技能のあり方

ここでは、現場労働者を雇用している建設業者に対して、今後の現場労働者の保有技能のあり方について、所見を尋ねている。

表—76 現場労働者の保有技能のあり方

(単位：社、%)

		個 人	法 人 企 業 (資本金階層別)								合 計
			I 200 万 円 未 満	II 200 万 円 ～ 499 万 円	III 500 万 円 ～ 999 万 円	IV 1000 万 円 ～ 4999 万 円	V 5000 万 円 ～ 9999 万 円	VI 1 億 円 ～ 10 億 円 未 満	VII 10 億 円 以上		
土 木	多能工化	144(66.4)	49(68.1)	90(61.2)	114(67.5)	174(70.7)	37(63.8)	33(57.9)	8(72.7)	649(66.4)	
	専 門 化	39(18.0)	17(23.6)	43(29.3)	41(24.3)	59(24.0)	20(34.5)	21(36.8)	2(18.2)	242(24.8)	
	そ の 他	34(15.7)	6(8.3)	14(9.5)	14(8.3)	13(5.3)	1(1.7)	3(5.3)	1(9.1)	86(8.8)	
	合 計	217(100)	72(100)	147(100)	169(100)	246(100)	58(100)	57(100)	11(100)	977(100)	
土 木 建 築	多能工化	21(67.7)	9(60.0)	14(73.7)	20(55.6)	58(70.7)	38(55.1)	47(57.3)	7(41.2)	214(61.0)	
	専 門 化	8(25.8)	3(20.0)	4(21.1)	12(33.3)	20(24.4)	26(37.7)	28(34.1)	8(47.1)	109(31.1)	
	そ の 他	2(6.5)	3(20.0)	1(5.3)	4(11.1)	4(4.9)	5(7.2)	7(8.5)	2(11.8)	28(8.0)	
	合 計	31(100)	15(100)	19(100)	36(100)	82(100)	69(100)	82(100)	17(100)	351(100)	
建 築	多能工化	31(60.8)	10(55.6)	25(55.6)	32(62.7)	71(71.7)	38(65.5)	25(71.4)	—(—)	232(64.8)	
	専 門 化	12(23.5)	4(22.2)	14(31.1)	14(27.5)	19(19.2)	15(25.9)	5(14.3)	1(100)	84(23.5)	
	そ の 他	8(15.7)	4(22.2)	6(13.3)	5(9.8)	9(9.1)	5(8.6)	5(14.3)	—(—)	42(11.7)	
	合 計	51(100)	18(100)	45(100)	51(100)	99(100)	58(100)	35(100)	1(100)	358(100)	
木 造 建 築	多能工化	125(55.3)	21(43.8)	32(49.2)	27(65.9)	27(61.4)	—(—)	1(50.0)	—(—)	233(54.6)	
	専 門 化	56(24.8)	20(41.7)	20(30.8)	9(22.0)	9(20.5)	1(100)	1(50.0)	—(—)	116(27.2)	
	そ の 他	45(19.9)	7(14.6)	13(20.0)	5(12.2)	8(18.2)	—(—)	—(—)	—(—)	78(18.3)	
	合 計	226(100)	48(100)	65(100)	41(100)	44(100)	1(100)	2(100)	—(—)	427(100)	
設 備	多能工化	71(71.7)	66(60.0)	80(60.2)	55(62.5)	94(63.1)	27(65.9)	39(63.9)	9(64.3)	441(63.5)	
	専 門 化	22(22.2)	30(27.3)	36(27.1)	26(29.5)	49(32.9)	14(34.1)	21(34.4)	3(21.4)	201(28.9)	
	そ の 他	6(6.1)	14(12.7)	17(12.8)	7(8.0)	6(4.0)	—(—)	1(1.6)	2(14.3)	53(7.6)	
	合 計	99(100)	110(100)	133(100)	88(100)	149(100)	41(100)	61(100)	14(100)	695(100)	
職 別	多能工化	125(56.8)	84(65.6)	72(56.7)	41(54.7)	45(59.2)	9(64.3)	11(61.1)	1(100)	388(58.9)	
	専 門 化	61(27.7)	31(24.2)	43(33.9)	24(32.0)	29(38.2)	4(28.6)	6(33.3)	—(—)	198(30.0)	
	そ の 他	34(15.5)	13(10.2)	12(9.4)	10(13.3)	2(2.6)	1(7.1)	1(5.6)	—(—)	73(11.1)	
	合 計	220(100)	128(100)	127(100)	75(100)	76(100)	14(100)	18(100)	1(100)	659(100)	
合 計	多能工化	517(61.3)	239(61.1)	313(58.4)	289(62.8)	469(67.4)	149(61.8)	156(61.2)	25(56.8)	2,157(62.2)	
	専 門 化	198(23.5)	105(26.9)	160(29.9)	126(27.4)	185(26.6)	80(33.2)	82(32.2)	14(31.8)	950(27.4)	
	そ の 他	129(15.3)	47(12.0)	63(11.8)	45(9.8)	42(6.0)	12(5.0)	17(6.7)	5(11.4)	360(10.4)	
	合 計	844(100)	391(100)	536(100)	460(100)	696(100)	241(100)	255(100)	44(100)	3,467(100)	

(注) () は構成比

この間の意図は、建設労働者の高齢化の進行と良質な技能労働力の不足が叫ばれる中にあって、建設業者が現場で働く技能労働者の保有技能について今後どのような方向にいくとみているのか、その大まかな傾向を把握することにある。

調査の結果は表—76のとおりであるが、全体を通じてみると、多能工化するとみる者が多く、この点においては業種のいかに、資本金の多寡を問わず同様の結果となっている。

もっとも、仔細にみれば、直接現場労働者を使

用して施工を行う立場にあり、かつ、小規模零細な経営規模の企業が多い木造建築及び職別においては、他の業種に比べて多能工化するとみる者の割合がやや低くなっている。(表—76)

4

下請への依存度の見込

今後の下請に対する依存度をどうしたいかということについて聞いてみたが、全体的にみると、現在程度の下請依存度を維持したいとする業者の

表—77 下請への依存度の見込

		業 者 数									構 成 比								
		個 人	I 200 万 円 未 満	II 200 ~ 499 万 円	III 500 ~ 999 万 円	IV 1000 ~ 4999 万 円	V 5000 ~ 9999 万 円	VI 1 億 ~ 10億 円	VII 10億 円 以 上	合 計	個 人	I 200 万 円 未 満	II 200 ~ 499 万 円	III 500 ~ 999 万 円	IV 1000 ~ 4999 万 円	V 5000 ~ 9999 万 円	VI 1 億 ~ 10億 円	VII 10億 円 以 上	合 計
土 木	強 め る	34	10	22	32	56	11	23	5	193	18.1	14.3	14.6	19.3	22.4	17.2	31.1	33.3	19.7
	弱 め る	20	8	15	15	17	9	10	—	94	10.6	11.4	9.9	9.7	6.8	14.1	13.5	—	9.6
	今のまま	134	52	114	119	177	44	41	10	691	71.3	74.3	75.5	71.7	70.8	68.8	55.4	66.7	70.7
	合 計	188	70	151	166	250	64	74	15	978	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 建 築	強 め る	6	5	7	4	26	22	32	8	110	20.0	33.3	36.8	10.5	28.6	29.7	31.1	26.7	27.5
	弱 め る	2	—	—	3	7	1	5	1	19	6.7	—	—	7.9	7.7	1.4	4.9	3.3	4.8
	今のまま	22	10	12	31	58	51	66	21	271	73.3	66.7	63.2	81.6	63.7	68.9	64.1	70.0	67.8
	合 計	30	15	19	38	91	74	103	30	400	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築	強 め る	13	8	16	22	34	21	16	1	131	23.2	34.8	28.6	35.5	23.6	24.7	19.5	12.5	25.4
	弱 め る	4	3	4	1	7	4	4	—	27	7.1	13.0	7.1	1.6	4.9	4.7	4.9	—	5.2
	今のまま	39	12	36	39	103	60	62	7	358	69.6	52.2	64.3	62.9	71.5	70.6	75.6	87.5	69.4
	合 計	56	23	56	62	144	85	82	8	516	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建 築	強 め る	37	13	18	16	18	—	—	—	102	14.1	22.0	21.2	26.2	28.6	—	—	—	19.1
	弱 め る	16	8	3	4	4	—	1	—	36	6.1	13.6	3.5	6.6	6.3	—	33.3	—	6.7
	今のまま	209	38	64	41	41	2	2	—	397	79.8	64.4	75.3	67.2	65.1	100.0	66.7	—	74.2
	合 計	262	59	85	61	63	2	3	—	535	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
設 備	強 め る	21	36	36	33	74	13	20	1	234	19.8	28.3	24.0	29.5	39.8	25.5	20.0	6.3	27.6
	弱 め る	8	18	16	11	19	1	3	3	79	7.5	14.2	10.7	9.8	10.2	2.0	3.0	18.8	9.3
	今のまま	77	73	98	68	93	37	77	12	535	72.6	57.5	65.3	60.7	50.0	72.5	77.0	75.0	63.1
	合 計	106	127	150	112	186	51	100	16	848	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別	強 め る	53	32	37	22	20	5	5	—	174	22.7	22.1	25.2	26.2	20.4	27.8	17.2	—	23.0
	弱 め る	28	14	10	12	9	—	1	1	75	12.0	9.7	6.8	14.3	9.2	—	3.4	25.0	9.9
	今のまま	152	99	100	50	69	13	23	3	509	65.2	68.3	68.0	59.5	70.4	72.2	79.3	75.0	67.2
	合 計	233	145	147	84	98	18	29	4	758	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	強 め る	164	104	136	129	228	72	96	15	944	18.7	23.7	22.4	24.7	27.4	24.5	24.6	20.5	23.4
	弱 め る	78	51	48	46	63	15	24	5	330	8.9	11.6	7.9	8.8	7.6	5.1	6.1	6.8	8.2
	今のまま	633	284	424	348	541	207	271	53	2,761	72.3	64.7	69.7	66.5	65.6	70.4	69.3	72.6	68.4
	合 計	875	439	608	523	832	294	391	73	4,035	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

割合が最も高く68.4%を占め、次いで下請依存度を現在に比して強めたいとするものが23.4%、弱めたいとするものが8.2%となっている。

これを業種別にみると、下請依存度を強めたいと答えた業者の割合が最も高いのは、設備の27.6%、次いで土木建築の27.5%、建築の25.4%であり、最も低いのは、木造建築の19.1%となっている。

一方、下請依存度を弱めたいと答えた業者の割合が最も高いのは、職別の9.9%、次いで土木の9.6%であり、最も低いのは、土木建築の4.8%、建築の5.2%となっている。

最後に、資本金階層別にみると、下請依存度を強めたいと答えた業者の割合が最も高いのは、1,000万円以上5,000万円未満の階層の27.4%であり、次いで500万円以上1,000万円未満の階層の24.7%、1億円以上10億円未満の階層の24.6%、5,000万円以上1億円未満の階層の24.5%であり、最も低いのは、個人の18.7%である。

一方、下請依存度を弱めたいと答えた業者の割合が最も高いのは、200万円未満の階層の11.6%、次いで個人の8.9%であり、最も低いのは、5,000万円以上1億円未満の階層の5.1%である。（表—77）

調 査 票



昭和53年度建設業構造基本調査票

建設省・（財）建設業振興基金

記入者名 _____
部 課 名 _____
電話番号 _____

〔記入上の注意事項〕

- 各設問に特別の定めがあるものを除き昭和54年2月1日現在の状態で記入して下さい。
- 各設問のうち、選択方式をとっているものについては、該当の記号をいずれか1つ選んで右側の□の中に記入して下さい。
- 数値の記入については、例のように記入して下さい。

(例) 億 万円

1	1	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---

- 該当する事項または計数のない場合には、空欄のままにして下さい。

1. 基本的事項

企業名			
所在地	都道府県	市区町村	
	いずれか1つに○印をつけて下さい。		(特)
	経営形態	許可の種類	(特)
1. 個人	1. 知事	県番号	調査番号
2. 法人	2. 大臣		
1	2	3	5 9

問1. 貴社の払込済資本金（又は、出資総額）はいくらですか。

億 万円

10	17
----	----

問2. 貴社の自己資本金はいくらですか。

（法人の場合 資本金+法定準備金+剰余金）
（個人の場合 資本合計）

（注）直前の営業年度の決算書に基づいて下さい。

億 万円

18	25
----	----

問3. 貴社の営業年数は何年ですか。

（注）1. 建設業を始めた時から計算して下さい。

（この場合、個人、法人等の経営変化は問いません。）

- 1年未満の端数は切り捨てて下さい。

年

26	28
----	----

4. 貴社の許可業種（許可を有する業種）について許可の区分（特定・一般）別に、○印を記入して下さい。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
業種	土木一式工事業	建築一式	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設
特定																												
一般																												

～ 56
～ 80
1～4

問 5. 貴社の主たる営業業種は何ですか。

1. 請負による建設工事の施工
2. プレハブ建築用構造材の生産
3. 鉄骨、橋梁用主要構造材の生産
4. 機械、器具の製造
5. 建設資材の製造
6. 不動産業
7. 商業、運送業
8. その他

☐ 5

II. 営業活動

問 6. 直前の営業年度における建設業の完成工事高（請負によるものに限る）を記入して下さい。

（建設業法の許可の有無にかかわらず記入して下さい。また工事の区分については、別表を参考にして下さい。）

	業 種	完成工事高		業 種	完成工事高
1	土木一式工事	億 円	2	建築一式工事（本 造建築工事を除く）	億 円
3	木造建築工事		4	大 工 工 事	
5	左 官 工 事		6	とび・土工・ コンクリート工事	
7	石 工 事		8	屋 根 工 事	
9	電 気 工 事		10	管 工 事	
11	タイル・れんが・ ブロック工事		12	鋼構造物工事	
13	鉄 筋 工 事		14	ほ 装 工 事	
15	しゅんせつ工事		16	板 金 工 事	
17	ガ ラ ス 工 事		18	塗 装 工 事	
19	防 水 工 事		20	内装仕上工事	
21	機械器具設置工事		22	熱 絶 縁 工 事	
23	電気通信工事		24	造 園 工 事	
25	さ く 井 工 事		26	建 具 工 事	
27	水道施設工事		28	消防施設工事	
29	清掃施設工事		合 計		兆 億 百万

6～

～ 77
1～

～ 79
1～

～ 31

問 7 致
の合計と
させて下
さい。

（注） この表の注意事項については、次のページをご覧ください。

(注) ジョイントベンチャーとして施工した場合は、甲型（共同施工型）については出資比率に応じ、乙型（分担施工型）については、分担工事に応じ、それぞれ完成工事高を計上するものとします。

注（定義）

元請とは施主から工事を受注するもの、下請とは元請又は他の建設業者から工事を受注するものをいいます。

問7. 元請、下請別に貴社の完成工事件数及び完成工事高を記入し 元請完成工事高 のうちの官公庁（公団を含む）工事高及び下請工事発注高、また再下請発注高についても記入して下さい。

	元請完成工事件数	元請完成工事高 百万円	元請完成工事高のうち 官公庁工事高 百万円	元請完成工事高のうち 下請に発注した工 事高 百万円
	兆	億	兆	億
直前の 営業年度	下請完成工事件数	下請完成工事高 百万円	/	下請完成工事高のうち 再下請に出した工 事高 百万円
	兆	億		兆
	合計	百万円		兆
	兆	億		兆
				1～7

(注) 1. 元請完成工事高とは、施主（公共、民間）から直接受注した工事の完成工事高をいいます。

2. ジョイントベンチャーとして施工した場合は、甲型（共同施工型）については、出資比率に応じ、乙型（分担施工型）については、分担工事に応じ、それぞれ完成工事高を計上するものとします。

問8. 建設業以外の兼業をしている場合は、直前の営業年度における建設業部門以外における売上高を記入して下さい。

（建設業部門以外における売上高＝総売上高－建設業の完成工事高）

（問6の合計額）

兆	億	百万円
8		14

問9. 貴社は主として元請、一次下請、二次下請、三次以下の下請のうち、どれに該当しますか。

1. 元請 2. 一次下請 3. 二次下請 4. 三次以下の下請

☐ 15

問10. （※元請完成工事高のある企業のみお答え下さい。）

直前の営業年度の民間工事の元請完成工事高のうち、発注高の多い施主（上位3社）の工事高が占める割合はどのくらいですか。

1. 10%未満 2. 10～30% 3. 30～50%
4. 50～70% 5. 70%以上

☐ 16

問11. （※下請完成工事高のある企業のみお答え下さい。）

直前の営業年度の下請完成工事高のうち、最も発注高の多い他の建設業者（1社）から請負った工事高の占める比率はどのくらいですか。

1. 10%未満 2. 10～30% 3. 30～50%
4. 50～70% 5. 70%以上

☐ 17

問6の合計と一致させて下さい。

Ⅲ. 従業者

- (注) 1. 昭和53年 10月の平均1日従動人員について記入して下さい。
2. 建設業以外の兼業部門がある場合には、兼業部門の従業者は除いて下さい。
3. 従業員数の多い企業は概数でも結構です。

問12. 貴社の直接雇用従業者数は何人ですか。

(1) 人 員

		人 数		うち雇用期間について別段定めのない者(常雇)	
役員(常雇のもの) (注1)				人	
役員以外	事務・営業・販売 その他従事者				
	技術者(注2)				
現場労働者	職長・世話役				
	作業職				
	その他(注3)				

(2) 常雇の職長・世話役及び作業職について平均勤続年数はおよそのくらいですか。

		年
		年

(注1) ここでの役員とは経営者も含まれます。

(注2) 技術者とは、工事の設計・積算あるいは現場において施工の監理・監督にあたる者をさします。

(注3) この中には、現場の小使い、賄婦等が含まれます。

問13. 貴社の直接雇用従業者のうち、次の資格を有する者は何人いますか。

(同一人が2つ以上の資格を有する場合は、その資格ごとに記入して下さい。)

(1) 建設業法上の主任技術者の資格を有する者は何人いますか。

				人
67			70	

(2) 建設業法上の監理技術者の資格を有する者は何人いますか。

				人
71			74	

(3) 建築士、施工管理技士(土木、管工事、造園)、建設機械施工技士

の資格を有する者は何人いますか。一級、二級ごとに記入して下さい。

(イ) 建築士

1級				人
2級				人
	1		4	

(ロ) 施工管理技士

1級				人
2級				人
	9		12	

(ハ) 建設機械施工技士

1級				人
2級				人
	17		20	

(4) 職業訓練法上の技能士の資格を有する者は、何人いますか。

一級、二級ごとに記入して下さい。

1級				人
2級				人
	25		28	

(5) 労働安全衛生法上の資格を有する者(衛生管理者、玉掛作業等)は何人いますか。

免許取得者				人
技能講習修了者				人
	33		36	

問 14. 貴社発注の下請工事（末端の下請工事まで含みます）に従事した現場労働者の概数を記入して下さい。

（昭和53年10月の平均1日移動人員でお答え下さい。）

約

--	--	--	--	--

 人
37 41

Ⅳ. 現場労働者

建設工事に従事する貴社の直接雇用の現場労働者（Ⅲの「現場労働者」をいう）について記入して下さい。

（ただし、常雇と臨時（日雇）にわけて右側の「」の中に番号を記入して下さい。）

		常雇（雇用期間について別段定めのない者）	臨時・日雇（左以外）		
問 15. 貴社の直接雇用の現場労働者はいますか。		1. いる 2. いない	1. いる 2. いない	常雇	42
				臨時	43
※問 15 で「1」と回答した企業のみ以下の問 16～問 26にお答え下さい。					
建設工事に従事する貴社の直接雇用の現場労働者についてお答え下さい	問 16. 募集源はどうなっていますか。 （多いものを2つ選んで下さい。）	1. 新卒者 3. 転職者 5. その他	2. 出稼者 4. 失業者	1. 新卒者 3. 転職者 5. その他	2. 出稼者 4. 失業者
				常雇	45
				臨時	47
	問 17. 入職経路はどうなっていますか。 （多いものを2つ選んで下さい。）	1. 職安 2. 縁故、知人 3. 公募 4. その他	1. 職安 2. 縁故、知人 3. 公募 4. その他	常雇	49
				臨時	51
	問 18. 法定外労災の利用状況はどのくらいですか。	1. 全員が利用している。 2. 一部が利用している。 3. 全く利用していない。	1. 全員が利用している。 2. 一部が利用している。 3. 全く利用していない。	常雇	52
				臨時	53
	問 19. 主たる退職金の制度はどうなっていますか。	1. 自社引当 2. 保険会社等 3. 業界の共済制度 4. 中小企業退職金共済事業団 5. 建設業退職金共済組合 6. 退職金制度はない。	1. 自社引当 2. 保険会社等 3. 業界の共済制度 4. 中小企業退職金共済事業団 5. 建設業退職金共済組合 6. 退職金制度はない。	常雇	54
				臨時	55
	（※問 19 で 1～5 に回答した企業のみ回答して下さい。 全現場労働者のうち退職金制度の適用を受けている人数の割合はどのくらいですか。）	1. 80%以上 2. 50～80% 3. 20～50% 4. 20%以下	1. 80%以上 2. 50～80% 3. 20～50% 4. 20%以下	常雇	56
			臨時	57	
問 20. 法定外有給休暇を与えていますか。	1. 与えている。 2. 与えていない。	1. 与えている。 2. 与えていない。	常雇	58	
			臨時	59	
問 21. 従業員の住宅対策はどのようにしていますか。 （複数回答可）	1. 住宅手当を支給 2. 社宅（借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など） 3. なし	1. 住宅手当を支給 2. 社宅（借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など） 3. なし	常雇	61	
			臨時	63	
問 22. 1ヶ月のうち、日曜休暇をどのくらい与えていますか。 （1ヶ月に日曜日が4日ある平均的な月を想定して記入して下さい。）	1. 4日 2. 3日 3. 2日 4. 1日 5. なし	1. 4日 2. 3日 3. 2日 4. 1日 5. なし	常雇	64	
			臨時	65	

1のみに回答して下さい。

問26 までは、建設工事に従事する貴社の直接雇用の現場労働者について記入して下さい。

		常雇（雇用期間について別段定めのない者）	臨時・日雇（左以外）
建設労働者に従事する貴社の直接雇用の現場労働者についてお答え下さい。	問 23. 賃金の支払い形態は主としてどうなっていますか。	1. 月給 3. 日給 5. 基本給、出来高給併用	1. 月給 3. 日給 5. 基本給、出来高給併用
	問 24. 技能訓練は主としてどんな方法をとっていますか。	1. 事業内認定訓練 2. 公共訓練 3. 認定外訓練 4. 作業中に習得 5. その他	1. 事業内認定訓練 2. 公共訓練 3. 認定外訓練 4. 作業中に習得 5. その他
	問 25. 安全教育はどの時期に行いますか。	1. 雇入れの時のみ 2. 定期 3. 不定期 4. その他	1. 雇入れの時のみ 2. 定期 3. 不定期 4. その他
	問 26. 健康診断はどの時期に行いますか。		1. 雇入れの時のみ 2. 定期 3. 雇入れの時及び定期 4. その他

常雇		66
臨時		67
常雇		68
臨時		69
常雇		70
臨時		71
臨時		72

V. 請負契約

直前の営業年度における元請、下請別の請負契約の状況について記入して下さい。

（元請、下請ともに行っている企業は、両方に記入して下さい。）

（注） 定義

元請 ... 元請企業として施工する場合（施主から注文を受ける場合）

下請 ... 下請企業として施工する場合（元請または他の建設業者から注文を受ける場合）

問 27. 総契約件数のうち、特命（随契を含む）件数の占める割合はどのくらいですか。

元請		76
下請		77

問 28. 契約締結の方法は主としてどうなっていますか。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 工事ごとの契約書 | 2. 基本契約及び注文書、請書により処理 |
| 3. 注文書と請書の交換 | 4. 注文書又は請書 |
| 5. メモ又は口頭 | |

（※問 28 の設問で1または2と答えた企業のみ記入して下さい。）

工事ごとの契約書、若しくは、基方契約の内容は主としてどうなっていますか。

- | |
|------------------------|
| 1. 標準請負契約約款またはこれに準ずるもの |
| 2. その他の約款 |

元請		79
下請		80

下請		1
----	----------------------	---

企業のみ回答して下さい
1または2と回答した

（注）「これに準ずるもの」とは、標準契約約款を建設工事に対応して必要な修正を加えたもので、例えば建設業者団体で作成している実施約款等をいいます。

問 29. 工事代金の受取又は支払条件についてお答え下さい。

(最近の取引条件のうち、最も多いと思われるものの状況についてお答え下さい。)

	民間施主からの受取り条件
(1) 受取方法	1. 前払、中間払、完成払 2. 前払、完成払 3. 毎月出来高払 4. 完成払のみ 5. その他
(2) 工事代金のうち現金の占める割合	1. 1割未満 2. 1割以上3割未満 3. 3割以上5割未満 4. 5割以上7割未満 5. 7割以上
(3) 手形期間	1. 3ヶ月未満 2. 3ヶ月以上4ヶ月未満 3. 4ヶ月以上5ヶ月未満 4. 5ヶ月以上6ヶ月未満 5. 6ヶ月以上

2

3

4

	元請又は、他の建設業者からの受取り条件	下請企業への支払い条件 (下請企業が再下請する場合も含む)
(1) 受取又は支払方法	1. 前払、中間払、完成払 2. 前払、完成払 3. 毎月出来高払 4. 完成払のみ 5. その他	1. 前払、中間払、完成払 2. 前払、完成払 3. 毎月出来高払 4. 完成払のみ 5. その他
(2) 工事代金のうち現金の占める割合	1. 1割未満 2. 1割以上3割未満 3. 3割以上5割未満 4. 5割以上7割未満 5. 7割以上	1. 1割未満 2. 1割以上3割未満 3. 3割以上5割未満 4. 5割以上7割未満 5. 7割以上
(3) 手形期間	1. 3ヶ月未満 2. 3ヶ月以上4ヶ月未満 3. 4ヶ月以上5ヶ月未満 4. 5ヶ月以上6ヶ月未満 5. 6ヶ月以上	1. 3ヶ月未満 2. 3ヶ月以上4ヶ月未満 3. 4ヶ月以上5ヶ月未満 4. 5ヶ月以上6ヶ月未満 5. 6ヶ月以上

元請(受取)
下請(支払) 5
 6

元請(受取)
下請(支払) 7
 8

元請(受取)
下請(支払) 9
 10

VI. 組織化・事業の共同化

問 30. 現在、建設業関係の社団法人若しくは財団法人、事業協同組合、協業組合又は商工組合に加入していますか。また加入していない企業は、今後設立又は加入するつもりですか。

(1) 建設業関係の社団法人又は財団法人

1. 加入している。 2. 加入していない。

↓ (※2と答えた企業のみお答え下さい。)

今後、設立又は加入するつもりですか。

1. はい 2. いいえ

11

12

(2) 同業種の事業協同組合

1. 加入している。 2. 加入していない

↓ (※2と答えた企業のみお答え下さい。)

今後、設立又は加入するつもりですか。

1. はい 2. いいえ

13

14

(3) 下請事業協同組合

1. 加入している。

2. 加入していない。

↓ (※2と答えた企業のみお答え下さい。)

今後、設立又は加入するつもりですか。

1. はい 2. いいえ

☐ 15

☐ 16

(4) 招業組合

1. 加入している。

2. 加入していない。

↓ (※2と答えた企業のみお答え下さい。)

今後、設立又は加入するつもりですか。

1. はい 2. いいえ

☐ 17

☐ 18

(5) 商工組合

1. 加入している。

2. 加入していない。

↓ (※2と答えた企業のみお答え下さい。)

今後、設立又は加入するつもりですか。

1. はい 2. いいえ

☐ 19

☐ 20

問31. (1) 直前の営業年度の工事のうち、ジョイント・ベンチャー(共同企業体)で工事を受注したことがあります。

1. ある 2. ない

☐ 21

(2) 今後、ジョイント・ベンチャーによる工事施工方式をふやしたいと思いますか。

1. ふやしたい。 2. 現状のままでよい。 3. 減らしたい。

☐ 22

問32. (※事業協同組合に加入している企業又は今後設立もしくは加入するつもりのある企業のみお答え下さい。)

事業協同組合による共同事業として何をしたいと思いますか。

(上から順に、3つ選び1, 2, 3の ☐ の中に番号を記入して下さい。)

1. 資材購入 2. 教育訓練 3. 機械利用

4. 金融、あっせん、転貸 5. 情報交換

6. 福利厚生 7. 共同受注

8. その他(具体的に)

1 ☐ 23
2 ☐ 24
3 ☐ 25

Ⅶ. 資材管理

問33. 資材の管理・加工はどうしていますか。(借用のものも含みます)

1. 置場又は倉庫のみ

2. 置場又は倉庫のほか加工場がある

3. 加工場のみ

4. 現場直送

5. その他

☐ 26

Ⅷ. 経理

問34. (1) 確定申告は次のうちどちらですか。

1. 青色申告 2. 白色申告

☐ 27

(2) 試算表は作成していますか。

1. 作成している。 2. 作成していない。

☐ 28

(3) 資金繰表は作成していますか。

1. 作成している。 2. 作成していない。

☐ 29

(4) 実行予算書は作成していますか。

1. 作成している。 2. 作成していない。

☐ 30

(5) 損益予想書は作成していますか。

1. 作成している。 2. 作成していない。

☐ 31

(6) 経理帳簿の作成はどのようにしていますか。

1. 社内 2. 1部社外委託 3. 全部社外委託

☐ 32

(7) 決算書の作成はどのようにしていますか。

1. 社内 2. 1部社外委託 3. 全部社外委託

☐ 33

Ⅱ. 今後の建設業

問 35. 建設業における営業業種の範囲をどうさせたいですか。

1. 現状のままでよい。 2. 他の建設業の業種もやりたい。

☐ 34

問 36. 建設業以外の兼業を新たに行ないたいと思いますか。

1. はい 2. いいえ

☐ 35

問 37. 建設業における省力化を主として、次のどの方法によって行なう考えですか。

1. 新しい機械の導入、改良
2. 作業の規格化、標準化（工場加工によるものも含む）
3. 設計・施工管理の改良 4. 労働者の熟練化・専門化
5. その他（ ）

☐ 36

問 38. （※現場労働者のいる企業のみお答え下さい。）

現場労働者の保有技能のあり方をどうしたいと思いますか。

1. 多能工化させたい。 2. 特定部門に専門化させたい。
3. その他

☐ 37

問 39. 今後、下請への依存度をどうしたいと思いますか。

1. 依存度を強める。 2. 依存度を弱める。 3. 現在程度で今後ともいく。

☐ 38

問 40. 貴社としては企業の合理化を図るため、今後どこに重点を置きたいと思いますか。

（上から順に3つ選び、1，2，3の「☐」の中に番号を記入して下さい。）

1. 施工管理 2. 資機材の共同購入・共同利用
3. 経営基盤の強化 4. 技能労働者の養成 5. 新技術の開発
6. その他（具体的に ）

1 ☐ 39
2 ☐ 40
3 ☐ 41

